

北上市地域防災計画

北上市防災会議

用 語 凡 例

1 略 語

県本部 岩手県災害対策本部

地方支部 岩手県災害対策本部地方支部

市本部 北上市災害対策本部

県計画 岩手県地域防災計画

市計画 北上市地域防災計画

県本部長 岩手県災害対策本部長

市本部長 北上市災害対策本部長

防災機関 指定行政機関及び指定地方行政機関の長、県知事、市長、その他地方公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替

県本部長 県知事

市本部長 市長

市副本部長 副市長

企画部長 市企画部長

危機管理監 市危機管理監

財務部長 市財務部長

まちづくり部長 市まちづくり部長

生活環境部長 市生活環境部長

福祉部長 市福祉部長

健康こども部長 市健康こども部長

農林部長 市農林部長

都市整備部長 市都市整備部長

商工部長 市商工部長

教育部長 市教育部長

議会事務局長 市議会事務局長

花巻地方支部長 県南広域振興局花巻総務センター所長

花巻地方支部〇〇班長 花巻又は北上地区合同庁舎内各センター所長等

本 編

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	- 6 -
第2節	市民の責務	- 7 -
第3節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	- 8 -
第3節の2	災害時における個人情報への取扱い	- 9 -
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	- 10 -
第5節	北上市の概況	- 17 -
第6節	災害の想定	- 19 -
第7節	計画の修正	- 22 -
第8節	防災対策の推進方向	- 23 -

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	- 26 -
第2節	地域防災活動活性化計画	- 29 -
第3節	防災訓練計画	- 32 -
第4節	気象業務整備計画	- 34 -
第4節の2	通信確保計画	- 37 -
第5節	避難対策計画	- 39 -
第5節の2	災害医療体制整備計画	- 49 -
第6節	要配慮者の安全確保計画	- 52 -
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	- 56 -
第7節	孤立化対策計画	- 58 -
第8節	防災施設等整備計画	- 60 -
第9節	建築物等安全確保計画	- 62 -
第10節	交通施設安全確保計画	- 65 -
第11節	ライフライン施設等安全確保計画	- 67 -
第12節	危険物施設等安全確保計画	- 73 -
第13節	風水害予防計画	- 76 -
第14節	雪害予防計画	- 81 -
第15節	土砂災害予防計画	- 84 -
第16節	火山災害予防計画	- 89 -
第17節	火災予防計画	- 92 -
第18節	林野火災予防計画	- 96 -
第19節	農業災害予防計画	- 99 -
第20節	ボランティア育成計画	- 101 -

第 21 節 事業継続対策計画	- 103 -
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	- 107 -
第 1 節の 2 広域防災拠点活動計画	- 117 -
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	- 119 -
第 3 節 通信情報計画	- 136 -
第 4 節 情報の収集・伝達計画	- 140 -
第 5 節 広聴広報計画	- 153 -
第 6 節 交通確保・輸送計画	- 160 -
第 7 節 消防活動計画	- 170 -
第 8 節 水防活動計画	- 176 -
第 9 節 県、市町村等応援協力計画	- 177 -
第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画	- 185 -
第 11 節 ボランティア活動計画	- 191 -
第 12 節 義援物資・義援金等の受付・配分計画	- 195 -
第 13 節 災害救助法の適用計画	- 197 -
第 14 節 避難・救出計画	- 201 -
第 15 節 医療・保健計画	- 225 -
第 16 節 食料・生活必需品供給計画	- 234 -
第 17 節 給水計画	- 238 -
第 18 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	- 242 -
第 19 節 感染症予防計画	- 248 -
第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画	- 253 -
第 21 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	- 261 -
第 22 節 応急対策要員確保計画	- 265 -
第 23 節 文教対策計画	- 268 -
第 24 節 農畜産物応急対策計画	- 274 -
第 25 節 公共土木施設・鉄道施設等応用対策計画	- 277 -
第 26 節 ライフライン施設応急対策計画	- 282 -
第 27 節 危険物施設等応急対策計画	- 294 -
第 28 節 林野火災応急対策計画	- 299 -
第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画	- 306 -
第 4 章 災害復旧・復興計画	
第 1 節 公共施設等の災害復旧計画	- 310 -
第 2 節 生活の安定確保計画	- 313 -
第 3 節 復興計画の作成	- 322 -

震災対策編		- 325 -
原子力災害対策編		- 427 -
資料編		- 475 -

第 1 章

総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北上市防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

【資料編 1－1－1 北上市防災会議条例】

第2節 市民の責務

市民は、法令又は県の防災計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

2 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、市の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3節の2 災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、北上市個人情報保護法施行条例（令和4年北上市条例第28号）及び北上市個人情報保護法施行細則（令和4年規則第44号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるものとする。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り災害時には、災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市

機関名	業 務 の 大 綱
岩手県	(1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。

	(2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における防犯の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
北上市	(1) 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災地の復旧、被災地域の復興に関すること。

2 消防機関

機関名	業務の大綱
北上地区消防組合 北上市消防団	(1) 消防活動に関すること。 (2) 救急救助業務に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
東北農政局岩手県拠点 東北森林管理局岩手南部森林管理署	(1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 (2) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (3) 山火事防止対策に関すること。 (4) 災害復旧用材の供給に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

岩手労働局 花巻労働基準監督署	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労あっせんに関すること。
岩手河川国道事務所 (水沢出張所) (水沢国道維持出張所)	(1) 直轄公共土木施設の備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (7) 災害対策支援に係る調整に関すること。
仙台管区气象台 盛岡地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び開設に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌティティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保及び気象予報・警報等の伝達に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社岩手県支部 北上地区支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社 北上管理事務所	(1) 高速道路の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 北上駅	(1) 鉄道施設の整備及び災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本通運(株)北上支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク株式会社 花北電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便(株)北上郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害時特別事務取扱及び援護対策に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関する こと。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関するこ と。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 北上支部 岩手県交通(株)北上営業所	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関するこ と。
(一社)岩手県高圧ガス保安 協会北上支部	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)北上医師会 北上歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する 協力に関すること。
(一社)北上薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関する こと。
(公社)岩手県栄養士会県央 地区会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会北上 支部	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人北上市社会福 祉協議会	(1) ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する こと。
(一社)岩手県獣医師会花巻 支会	(1) 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関す ること。
(一社)岩手県建設業協会北 上支部 北上市建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
社会福祉法人岩手県共同募金会 北上市委員会	(1) 義援金の募集及び受付けに関すること。
花巻農業協同組合 北上市森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
北上商工会議所	(1) 商工業関係の県、市の実施する被害調査及び応急対応に対する協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (4) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院 診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給業者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
岩手県土地改良区	(1) 水門、水路ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路ため池等の災害復旧に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
㈱岩手日報社北上支局 ㈱朝日新聞社北上支局	(1) 災害情報及び災害対策についての報道に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

(株)毎日新聞社奥州通信部 (株)読売新聞社北上支局 (株)河北新報社北上支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社北上支社 (株)日刊岩手建設工業新聞社 北上ケーブルテレビ(株)	(2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関するこ と。 (3) 防災知識の普及啓発に関すること。

第5節 北上市の概況

第1 位 置

本市は、岩手県のほぼ中央、北上平野のなかほどに位置し、北が北緯39度28分42秒から南が北緯39度10分17秒、東が東経141度15分30秒から西が東経140度49分13秒にわたり、北は花巻市、東は奥州市、西は西和賀町、南は奥州市及び金ケ崎町と境を接し、東西に約38キロメートル、南北が約34キロメートルの広がりをもつ市である。

主要各地域への距離は盛岡市には北へ約45キロメートル、仙台市には南へ約138キロメートル、秋田市には西へ約107キロメートル、東京都には約490キロメートルの位置にある。

第2 面積及び土地利用

本市の面積は、437.55平方キロメートルで地域別の面積及び土地利用区分は次のとおりとなっている。

(1) 地域別面積

地域区分	面積	地域の範囲
中部地域	117.07 km ²	黒沢尻、飯豊、二子、相去、鬼柳、上江釣子、下江釣子、滑田、新平、鳩岡崎、北鬼柳、藤根、長沼、後藤
東部地域	71.70 km ²	立花、黒岩、更木、口内、稲瀬
西部地域	248.78 km ²	横川目、堅川目、仙人、岩沢、山口、煤孫、岩崎、岩崎新田その他（国有林）

(2) 土地利用区分別面積

単位：h a（％）

田畑	宅地	池沼等	山林	原野	雑種地	その他	合計
9,406 (21.5)	2,798 (6.4)	93 (0.2)	21,966 (50.2)	1,024 (2.3)	1,252 (2.9)	7,216 (16.5)	43,755 (100.0)

（令和5年1月1日現在）

第3 地勢

本市の東部地域は北上山系の一部を成し、西部は奥羽山脈に連なる山地があつて、夏油温泉の周辺は、栗駒国定公園の一部になっていて、両山地の中間地帯は、北上平野と呼ばれる海拔80メートルから90メートル前後の平坦地で、肥沃な田園地帯と市街地及び工業団地が開けている。

平野部の東端を、岩手県を象徴する大河北上川が南北に貫流し、和賀岳に源を発する和賀川の清流が東西に流れ、北上川に合流している。また、北上川、和賀川には、それぞれ上流部にダムが建設され洪水調節に大きな役割を果たしている

第5節 北上市の概況

ところであるが、ダム建設以前の昭和22年のカスリーン台風、昭和23年のアイオン台風による沿川地域の大被害が記録されている。

第4 地 質

中部地域及び西部地域は、北上川及び北上川の主要支流である和賀川水系によって形成された洪積世、沖積世の段丘や扇状地、沖積低地からなり、段丘、扇状地は、部分的に火山灰層に覆われ、沖積地は砂礫層と泥層によって構成されている。

東部地域は、第三紀中新世の稲瀬火山岩と呼ばれる安山岩質岩石と第三紀鮮新世の金沢層、真滝層と呼ばれる砂岩を主体とする地層によって構成されている。

第5 気 候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気象区に属しているが、奥羽山系と北上山系にはさまれているため内陸性の気候の特徴を呈して気温の日較差、年較差がやや大きい。また、冬季は日本海側の気候の影響を受けやすく積雪量も比較的多い。

【資料編 1－5－1 気象記録】

第6 特 性

本市で特に懸念される災害は、北上川、和賀川、中小河川等の氾濫による水害、小河川から北上川へ流入できないことによる内水被害、集中豪雨による水害、急傾斜地や土石流危険地帯での土砂災害である。なお、本市は、鉄道や道路交通網が整備されており、災害時にも交通の要所として重要な役割を持つ。

第6節 災害の想定

地域防災計画の策定に当たっての災害の想定は、過去に発生した大規模な災害を参考とし、本市の気象条件、地理的条件及び社会環境を考慮して災害の種類別に次のように想定する。

なお、明治以降に発生した主な災害の記録は、資料編1－2のとおりである。

第1 台風等による災害

この想定は、昭和23年のアイオン台風を参考にしたものであること。

(1) 台風の規模の想定

ア	半 径	350 Km
イ	中心気圧	950 hPa
ウ	最大速度	30 m／秒
エ	一日降雨量	150 mm
オ	速 度	40 Km／時間
カ	暴風雨時間	17 時間
キ	進 路	上空を東北進
ク	最高水位	7.3 m（北上川・珊瑚橋付近）

(2) 被害の想定

北上川の増水、氾濫等により、無堤地帯においては住家の一部流失をはじめ、住家のほとんどが床上浸水となり、有堤地帯においても溢水等による被害が予想され、更に各地区に農作物の冠水、道水路の損壊等の被害が予想される。また、強風による住家の損壊及び農業用施設等への被害が予想される。

(3) 過去の災害例

ア	昭和22年9月	カサリン台風
イ	昭和23年8月	アイオン台風
ウ	昭和56年8月	台風15号
エ	平成14年7月	台風6号
オ	平成19年9月	大雨

第2 集中豪雨による災害

この想定は、昭和57年の大雨を参考にしたものであること。

(1) 集中豪雨の規模の想定

ア	1時間降水量	65 mm
イ	24時間降水量	251 mm
ウ	総降水量	300 mm

第6節 災害の想定

(2) 被害の想定

黒沢川等市内の中小河川の増水、氾濫により、特に、市内の低地帯においては住家の浸水、更に各地区に農産物の冠水、道水路の損壊等の被害が想定される。また、急傾斜地、土石流、山地災害危険地域にあっては、土砂崩れ、山崩れ等により住家への被害が予想される。

(3) 過去の災害例

- ア 昭和42年6月5日 集中豪雨
- イ 昭和57年8月30日 集中豪雨

第3 大規模な火災による災害

この想定は、昭和40年の火災を参考にしたものであること。

(1) 気象等の想定

- ア 風 向 北西
- イ 風 速 9 m/秒（瞬間最大 25m/秒）
- ウ 最小湿度 35 %
- エ 発生時間 5月の夕食時
- オ 発生場所 市街地の家屋密集地

(2) 被害の想定

異常乾燥下において、市街地の家屋密集地で発生した火災は、折からの強風にあおられ次々に延焼し、被災地域における住家等のほとんどが焼失し、また、一部地域住民、消防隊員等に負傷者が出る等被害規模を次のように想定した。

- ア 焼失区域面積 7 h a
- イ 焼失世帯 100 世帯
- ウ 人的被害 負傷者数人

(3) 過去の災害の例

- ア 昭和40年5月12日 下川岸の大火
- イ 昭和40年6月10日 和賀仙人（切留）の大火
- ウ 昭和43年2月6日 黒沢尻西小の火災

第4 地震による災害

(1) 地震の規模等の想定

地震の規模等の想定は、岩手県地域防災計画震災対策編による。特に市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西緑断層帯北部及び北上低地西緑断層帯南部地震を想定する。

【資料編5-1-1 地震被害想定結果（平成9年度実施：岩手県）】

- ア 地震の規模 マグニチュード 7.3～7.4
- イ 震 源 岩手県内陸南部
- ウ 市内の最大震度 震度6弱

エ 地震の発生時刻 冬の夕食時

オ 気象条件 気象注意報クラスの気象条件のとき

(2) 被害の想定

ア 老朽家屋、壁や柱の少ない建物等ではかなり損壊し、中には倒壊するものもあり、瓦、戸、窓ガラス等ははずれ破損する。また、タンス、細長い家具等は倒れるものが多く、シャンデリアや棚の上の物等は、ほとんど落下する。

イ ガスコンロ等は移動落下し、円筒型石油ストーブ、ガスストーブ等は転倒する等により火災の発生が予想される。

ウ 道路上では自動車の運転が困難となり、停車中の自動車は動きだし近くの物にぶつかり、また、鉄道は損壊し運転が中断される等交通機関に混乱が生ずる。

エ 電線の切断等による停電、水道管の破損による断水、更にガス管の接続部のゆるみによる供給停止等生活ラインに混乱が生ずる。

オ 軟弱な地盤の所では陥没、地すべりが生じ、山地では落石、山崩れが多発する。

カ 家具やブロック塀の倒伏、高所からの落下物等により、また、上記ア～オにより多数の負傷者が予想される

第5 大規模な爆発、交通事故等

大規模な爆発、交通事故等により、多数の遭難者の発生等被害が生じた場合を想定する。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災方針及び市の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第8節 防災対策の推進方向

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的な責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

したがって、次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

- 1 防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成
- 3 防災に関する施設の整備
- 4 防災訓練の実施
- 5 治山治水事業の促進

第 2 章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者（以下、要配慮者という）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点を取り入れる。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

ア 防災対策関連法令

イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ 災害に関する基礎知識

エ 災害を防止するための技術

オ 住民に対する防災知識の普及方法

カ 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、ラジオ等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

(3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得
 - ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分の食料、飲料水、衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ④ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑤ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ⑧ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
- エ 災害時における心得、避難方法
 - ① 所在（居住または滞在）する自治体から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
- オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法
- キ 災害危険箇所に関する知識
- ク 過去における主な災害事例
- ケ 災害に関する基礎知識

(4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

第1節 防災知識普及計画

- (5) 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 県及び市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の要配慮者支援機関と連携し、要配慮者の避難行動の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断したうえで、市地域防災計画に地区防災計画を含める。

第2 自主防災組織等の育成

1 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

ア 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

【資料編2-2-1 自主防災組織の現況】

イ 市は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、北上市自主防災マイスター等の育成に努める。

【資料編2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領】

ウ 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

① 平常時の活動

- ・ 防災知識の普及
- ・ 消火訓練（初期消火体験）、避難訓練（地域住民、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）、外国人、愛玩動物同行避難）、救出訓練、炊出し訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施

第2節 地域防災活動活性化計画

- ・ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ・ 情報の収集、伝達体制の確立
- ・ 家庭及び地域の火気使用設備(消火器)、器具(火災報知器)、器具等の点検
- ・ 防災用資機材等(敷マット・毛布等)の備蓄及び管理
- ・ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

② 災害時の活動

- ・ 安否確認及び避難誘導
- ・ 出火防止及び初期消火
- ・ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ・ 地域内の被害状況等の情報収集
- ・ 救出、救護活動の実施及び協力
- ・ 炊出し及び救援物質等の配分等避難所運営に対する協力

第3 消防団の活性化

1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化総合計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催
- (7) 青年層・女性層の消防団への加入促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断したうえで、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

- (5) 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努めるものとする。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にしたうえで、防災訓練を実施するとともに訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

- (3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。

- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	カ 水防訓練
イ 職員非常招集訓練	キ 救出・救助訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	ク 医療救護訓練
エ 避難訓練	ケ 施設復旧訓練
オ 消防訓練	コ 交通規制訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より实际的な災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

ア 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(6) 情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、各種の情報伝達手段を実際に使用し、その有効性を確認するとともに、複合的な情報伝達手段の確立を図ることとする。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

市及び防災関係機関は、観測施設の整備・配置、観測体制の充実、観測データ・気象情報等の共有などについて協力し、連携の強化に努める。

(1) 気象官署

盛岡地方気象台

(2) 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照（33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分析（日照時間）」から得る推計値。）及び風（風向、風速）を観測。 うち、15箇所は積雪も、16箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所1を含む。
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。

(3) 地震・津波観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
震度観測点	20	気象官署1 多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）、宮古市鯉ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町

（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）

施設等名	箇所数	設置機関
海底地震・津波観測システム	地震計3 津波計2	1 東京大学地震研究所 東北大学地震予知・噴火予知観測セン

ム			ター
全国強震ネットワークシステム	強震計	25	独立行政法人防災科学技術研究所
日本海溝型海底地震津波観測網	海底津波計	21	独立行政法人防災科学研究所
GNSS連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮所GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	54	岩手県(箇所数のうち、6は科学技術庁から、8は気象庁からの分岐)

(4) 火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山火山観測点	8	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)
秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場(地震計、空振計)、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、姿見ノ池西(地震計、傾斜計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)
栗駒山火山観測点	5	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、地獄釜北(地震計)、須川(傾斜計)、大柳(監視カメラ)、展望岩頭(監視カメラ)(耕英及び大柳は宮城県側)

(5) 大気汚染気象業務

仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 伝達体制の整備

気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

第4 防災知識の普及啓発の実施

盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず

自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保するための知識普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。

(1) 防災気象情報の活用能力

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うように努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応を取ることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

(2) 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

(3) 実施事項及び実施にあたって留意事項

- ① 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣等を行うものとする。
- ② 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。
- ③ 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等の実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。

(4) 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集、保存、公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第4節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 4 市、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設の整備等

- 1 市防災行政無線
市は、防災行政無線の機能強化及び非常用電源設備等の整備に努める。
【資料編2-4の2-1 防災行政無線整備状況】
- 2 防災相互通信用無線の整備
市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。
- 3 コミュニティF M
リアルタイムな災害情報を提供するため、F M局へ適時・適切に情報提供をできる体制を整備し、連携の強化に努める。
- 4 その他の通信施設の整備
 - (1) 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

第4節の2 通信確保計画

- (2) 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

5 災害時優先電話の指定

市は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

6 通信運用マニュアルの作成

- (1) 市その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

- (1) 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援等に対して避難行動の開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務

第5節 避難対策計画

	⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	① 給水 ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 個別避難計画の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

(2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(3) 市は、避難計画作成に当たっては、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

- (4) 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」及び「警戒レベル5 緊急安全確保」（以下、地域防災計画上では「避難指示等」という。）の具体的な基準を策定する。

また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定する。

【第3章第14節 避難・救出計画参照】

- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (6) 避難計画に盛り込む避難指示等の基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (8) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (9) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助

言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

- (11) 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成、配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事務所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、関係職員等に周知を図る。
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項及び水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

【資料編 2－13－3 浸水想定区域内要配慮者利用施設】

- (4) 学校・幼稚園・保育所においては生徒、児童、園児等を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (5) 病院においては、患者をその他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (6) 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、浸水想定区域に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項及び自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

- (7) 浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定めた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。
- (8) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。
- (9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 市の役割

- ア 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- イ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ウ 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- (1) 市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。
この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。
- (2) 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあら

第5節 避難対策計画

はじめ決定しておくよう努める。

避難場所	ア 火災の延焼によって生ずる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ がけ崩れ、水害等の危険のない場所及び付近に大量の危険物等が備蓄されていない場所であること。 ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができるような場所であること。 オ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。 カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立する恐れのない場所であること。
避難所	ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に房機具を確保できるものであること。 キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。 ク 避難計画の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- (4) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (5) 市は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (6) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (7) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (8) 市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (9) 市は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (10) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (11) 市は、必要に応じて、近隣市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (12) 市は、平常時から危機管理課、障がい福祉課及び商業観光課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

2 避難道路の整備等

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。

第5節 避難対策計画

- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

(1) 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行なうためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

(2) 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、**日本産業規格**に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(3) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、**専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。**

第4 避難所の運営体制等の整備

- 1 市は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 2 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市のマニュアル等の作成を支援する。

第5 避難行動要支援者名簿

- 1 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
- 2 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を毎年度更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生

じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- 3 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センターその他市長が避難支援に携わるものとして認めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して避難行動要支援者の避難体制の整備を行うものとする。
- 4 名簿に掲載する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳Aの交付を受けている者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に該当する者
 - (5) 要介護3以上の認定を受けている者
 - (6) その他市長が支援を必要と認める者
- 5 市は、名簿に次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
 - (2) 避難支援等を必要とする事由
 - (3) その他避難支援等に必要な事項
- 6 市は、名簿の作成及び更新に必要な限度で、その保有する要配慮者の情報を、市内部で利用するとともに、市長が必要があると認めるときは、県その他の関係者に対して要配慮者の情報の提供を求めるものとする。
- 7 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を市内部で利用するとともに、情報提供の同意を得た者の名簿を避難行動要支援者情報提供同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）として整理し、同意者名簿については災害発生に備え、避難支援等関係者に事前に提供する。
- 8 情報提供の同意確認において、同意を得られていない者については、避難行動要支援者名簿に不同意の旨を記載し、市がその情報を管理する。不同意者を含む名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が判断した場合に避難支援等関係者及び避難支援に係る関係機関に提供する。
- 9 市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 特定の地域の避難支援を担当する避難支援等関係者に対しては、当該地域の避難行動要支援者に関する名簿情報に限り提供する。
 - (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (3) 名簿情報を提供する避難支援等関係者に対し、次の事項を指導する。
 - ア 閲覧は避難行動要支援者に関わる避難支援等関係者に限定すること。

第5節 避難対策計画

- イ 名簿の複製は原則禁止することとし、無用な共用を禁止すること。
 - ウ 支援に必要なためやむを得ず複製する際は、複製報告書を提出すること。
 - エ 個人情報の守秘義務を徹底すること。
 - オ 適切な場所で、適正に保管すること。
 - カ 名簿更新時において旧名簿の回収を徹底すること。
- 10 市は、避難指示等の発令及び伝達に当たり、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者が適切に避難を行うことができるよう必要な情報の内容及び情報の伝達方法について配慮するものとする。
- 11 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

第6 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 1 市は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第5節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 県は、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター（被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう医療救護活動を統括する医師等）、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2 災害拠点病院

1 災害拠点病院の指定

県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定し、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。

(1) 機能

- ア 救命医療を行うための高度診療機能
- イ 被災地からの重症傷病者の受入れ機能
- ウ 傷病者の広域搬送への対応機能
- エ 岩手DMAT（県内の災害派遣医療チームをいう。以下同じ。）及び医療救護班の派遣機能
- オ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

(2) 必要な施設・設備等の整備基準

災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。

第5節の2 災害医療体制整備計画

	施 設	設 備
医療	ア 病棟（病室、ＩＣＵ等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）へ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等
搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況

区分	病院名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※
地域災害拠点病院（岩手中部保健医療圏）	県立中部病院

注）※は、主として研修機能を担うものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- （1）医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- （2）医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回付するための業務継続計画（BCP）の作成に努める。

第3 岩手DMA Tの体制強化

- 1 県及び災害拠点病院は、岩手DMA Tの技能維持や防災関係機関との連携強化のため、防災訓練や研修会等への参加を促進する。
- 2 県は、岩手DMA Tの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、災害時におけるDMA Tの活動調整機能を強化する。
- 3 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や災害派遣医療チーム（DMA T）から中期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時上に周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める

ものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品（輸血用血液製剤を含む）、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMA T及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 1 県は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 2 医療機関は、衛星電話の整備、広域災害・救急医療情報システムEMISへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

第6 災害中長期への備え

- 1 県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。
- 2 県及び市は、保健師、看護師、薬剤師等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備のうえ、電子データ、ファイル等で管理し、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者等関係者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (4) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (5) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

- (6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- (7) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難指示等を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員

第6節 要配慮者の安全確保計画

等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

- (2) 市は避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、スロープ等の段差解消などの速やかな対応に努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- (2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

- (1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語及びやさしい日本語による防災知識の普及に努める。

また、県及び市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

- (2) 避難計画

市は、第2章第5節第2に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

ア 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 県及び市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

ア 県及び市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ 県及び市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うように努める。

(5) ボランティアの育成等

県及び市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録及び研修を行う。

(6) 生活相談

県は、（公財）岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。

県及び市は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を計画的に行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- 1 災害に備え、県、市、事業所、市民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- 2 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- 3 県又は市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 4 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 市及び県の役割

- 1 市の役割
 - (1) 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
 - (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
【資料編2-6の2-1 北上市備蓄計画】
 - (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
 - (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者に取り出して使用できるようにする。

- (5) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

2 県の役割

市が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。また、市における要配慮者等に応じた物資の備蓄等について、的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。

第4 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し定期的に点検及び更新に努める。

第7節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年（2008）岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況などを把握した結果は次のとおりである。

1 孤立化の発生原因

孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

2 孤立化想定地域内の状況

- (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
- (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
- (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
- (4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による上空偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- | |
|-----------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） |
| イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |

- (3) 市は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

市は、孤立可能性のある地域においてヘリポートの確保に努める。

また、地域内にヘリポートが確保できない場合等は、隣接する地域においてヘリポートの確保に努める。

4 備蓄の奨励

市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第8節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 1 市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - (1) 災害応急対策活動における中枢機能
 - (2) 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
 - (4) 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
 - (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
 - (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
 - (8) 被災住民の避難・収容機能
 - (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

- 1 市は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

【資料編2-8-1 消防施設等整備状況】

第5 防災資機材等の整備

- 1 市は、大規模な災害において、市等が、行う災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用備蓄資機材一覧表

【資料編2-8-2 水防用備蓄資機材一覧表（水防倉庫）】

(2) 林野火災消火機材備付状況

【資料編 2－8－3 林野火災消火機材備付状況】

- 2 市は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第9節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域、準防火地域の指定
市街地の建築物の状況等を配慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
- 2 公営住宅の不燃化促進
 - (1) 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
 - (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。
- 3 民間住宅の不燃化促進
市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に推進する。

第3 防災空間の確保

- 1 緑の基本計画
都市における有効な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。
- 2 都市公園の整備
都市における大規模火災に対する安全を確保するため延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第4 建築物の安全確保

- 1 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、**春季**と**秋季**に、建築物防災週間を設け、各種防災啓蒙活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 2 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

- 3 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。
- 4 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- 5 がけ地近接等危険住宅移設事業

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援するための、がけ地近接等危険住宅移設事業を推進する。

第5 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第6 防火対策の推進

- 1 消防法に定める防火対象の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第7 文化財の災害予防対策

- 1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

- 2 防災施設等の整備

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建築物	指定建造物は、木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、貯水池、消火栓・消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	ア 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。文化財収蔵及び展示施設においては、ガス消化設備の設置を推進する。 イ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容

第9節 建築物等安全確保計画

	易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。文化財収蔵及び展示施設においては、ガス消化設備の設置を推進する。
史跡、名勝、天然記念物	ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講ずる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- | |
|---|
| ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
イ 文化財の避難場所を定める。
ウ 搬出用具を準備する。 |
|---|

第10節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (3) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

2 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

第 10 節 交通施設安全確保計画

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- (2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資機材の配置及び整備
- ウ 列車及び旅客等の取扱い方法の事前広報
- エ 消防及び救護体制

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

第 1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第 2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルタクトの閉鎖等）等を実施する。 イ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 ・ ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上下流護岸 ・ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 ・ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作箱等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（又は減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各施設共通	ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮する。
	イ 既設設備の弱体箇所について、補強等により対処する。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(3) 雪害対策

水力発電 変電設備	雪崩防護棚の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。
送電設備	ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐帳型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 イ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止
配電設備	ア 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 イ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	ア 架空地線の設置、防路装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ウ 電力気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	ア 避雷器を設置するとともに、必要に応じ、耐雷しゃへいを行う。 イ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、ヘリコプター）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材及び輸送の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第 3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

L P ガス施設

製造施設 及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容 器 置 場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安 全 器 具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

第 4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を行う。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(1) 施設の整備

ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

イ 配水管は、管路の他系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

ウ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり 1 日 3 リットル以上）供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	ア 新たな下水道管渠の敷地は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 イ マンホールの点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ウ 下水道管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場 終末処理場	ア ポンプ場、終末処理場は非常用発電設備を整備する。 イ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 ウ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を図る。

第 5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

ア 電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備など」という。）の防災設計を実施する。

ア 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪

構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。

イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 可搬型衛星地球局

ウ 可搬型無線機

エ 移動基地局及び臨時基地局

オ 移動電源車及び可搬型発電機

カ 応急ケーブル

キ 電気通信設備等の防災用機材(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材の設置場所について、市と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生の恐れがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設、設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(1) 設備の整備

ア 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

イ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

ウ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

エ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第12節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- (1) 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

第12節 危険物施設等安全確保計画

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

- (1) 高圧ガスの製造所施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- (2) 指導の適性を期するため、指導取締り方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備指導

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- (2) 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- (3) 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

- 1 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設置基準への適合

- 2 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、**緊急事態応急対策に従事する者**に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第13節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3 河川改修事業

- 1 一級河川の改修は、国・県において各所管の整備計画に基づき改修事業が進められており土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。
- 2 国土交通省直轄による北上川の河川整備内容として、北上川河川整備基本方針（平成24年11月24日変更）に基づく北上川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕を策定（平成30年6月29日変更）しており、この河川整備計画により、計画的に事業を推

進する。

- 3 県及び市の事業として、中小河川改修、小規模河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

【資料編 2-13-1 重要水防箇所一覧表】

第4 砂防事業

- 1 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、堰堤工、流路工等の整備を進める。
- 2 火山地域における火山砂防事業を、重点的に推進する。

第5 農地防災事業

ため池整備事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施工量の増大を図る。

第6 治山事業

- 1 山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の治山対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。
- 2 本市における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 3 市は、県との連携・協力のもと、山地災害危険地区等に係る監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第7 河川情報基盤急整備事業等

壊滅的な水害被害を軽減するため、降雨、水位、土砂災害及びダム情報等の各種観測施設並びにデータ処理施設の整備を図る。

第8 施設の管理

洪水防御又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を市等に委託されており、有事に即応した適切な管理体制を整備する。

【資料編 2-13-2 樋管・水門箇所一覧表】

第9 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 浸水継続時間等の公表
 - (1) 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水

第13節 風水害予防計画

位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。

- (2) 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等への浸水想定区域の情報等を提供するよう努める。
- (3) 市は、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (4) 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

2 浸水想定区域の公表及び周知

水防法第14条、第15条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、一級又は二級河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を河川管理者（国、県）が指定・公表する。

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）が指定・公表された場合、市地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定め、洪水ハザードマップ等を作成し市民への周知徹底を推進する。

平成28年6月までに浸水想定区域が指定・公表されている本市の河川は次のとおりとなっている。

水系・河川名	指定公表月日	備 考
北上川水系 北上川	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 和賀川※		
北上川水系 猿ヶ石川		

※なお、和賀川の指定公表区間は次のとおりである。

左岸：九年橋下流端から北上川合流地点まで

右岸：九年橋下流端から北上川合流地点まで

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

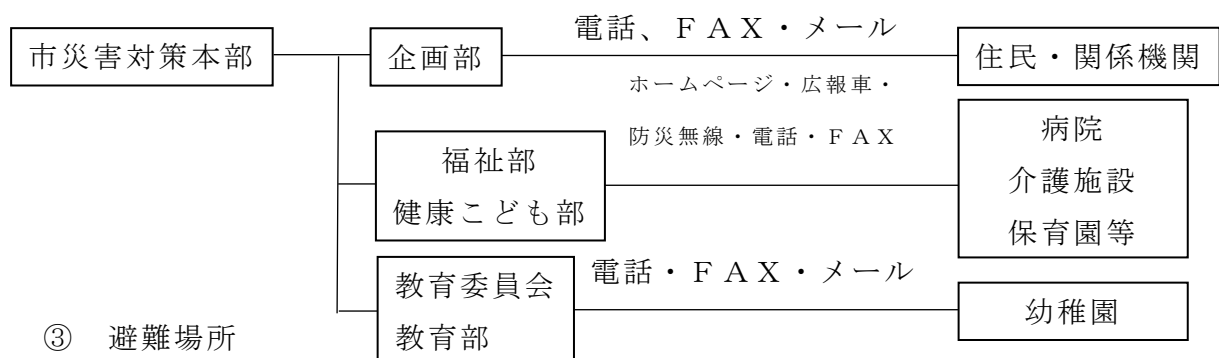
市は、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの（以下「浸水想定区域内避難確保措置施設」という。）にあっては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

- ① 浸水想定区域内避難確保措置施設は、次のとおりである。

【資料編 2－13－3 浸水想定区域内要配慮者利用施設】

- ② 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

市は、住民・関係機関並びに浸水想定区域内避難確保措置施設に対する洪水予報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



- ③ 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生する恐れがある場合には、当該浸水想定区域の住民を次の場所に避難させる。

【資料編 3－14－4 水害時1次避難所】

【資料編 3－14－5 水害時2次避難所】

- ④ 住民等に対する周知

市長は、北上市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

第10 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第11 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- 2 市は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- 3 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第14節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関		調査対象
市		1 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの 2 市道に危険を及ぼすもの
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの
	砂防災害課	人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林産振興課	製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部		各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所		国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
花巻労働基準監督署		事業場における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社		鉄道に危険を及ぼすもの

2 雪崩防止対策事業

各実施機関は、雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、次により除雪を行い、国県道、主要路線の交通を確保する。

実施機関	除雪路線
国土交通省	国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和IC～釜石JCT）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設

県	国土交通省直管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
市	管内市道
東日本高速道路(株)	東北自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

- (2) 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。

【資料編2-14-1 除雪体制】

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。
- (3) 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うように努めるものとする。
- (4) 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止めの時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関との調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (5) 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎のタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するように努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するように努めるものとする。
- (9) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための

合同自治道訓練実施に努める。

- (10) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広告媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (11) 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- (12) 道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

第4 医療の確保

次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

措置区分	措 置 方 法	当医療機関
救急医療	救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成する	県立中部病院 北上済生会病院 医療法人社団花北病院

第5 雪害予防の普及啓発

- 1 県公安委員会や、運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じ、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- 3 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第 15 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 土砂災害発生危険箇所の状況

- 1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）は、【資料編 2－15－1】のとおりである。
- 2 土砂災害警戒区域等（土石流）は、【資料編 2－15－2】のとおりである。

第 3 災害予防事業の目標

土砂災害による災害の予防として、現地調査に基づき危険な箇所については、防災効果等を勘案して対策事業を推進する。

第 4 土砂災害防止対策の推進

- 1 市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 3 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。
- 4 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。
- 5 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備の実施に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 6 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第 5 土砂災害警戒情報の発表

- 1 目的及び発表機関
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても

おかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。**危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。**

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議のうえで基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込

第15節 土砂災害予防計画

みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

5 情報の伝達体制

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- (2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要）
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※ 「災害切迫」（黒）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村

に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

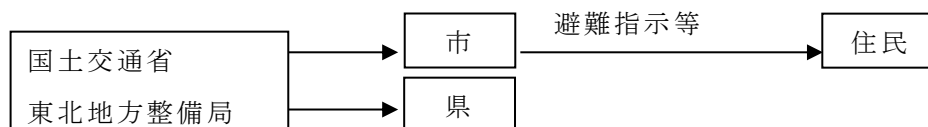
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

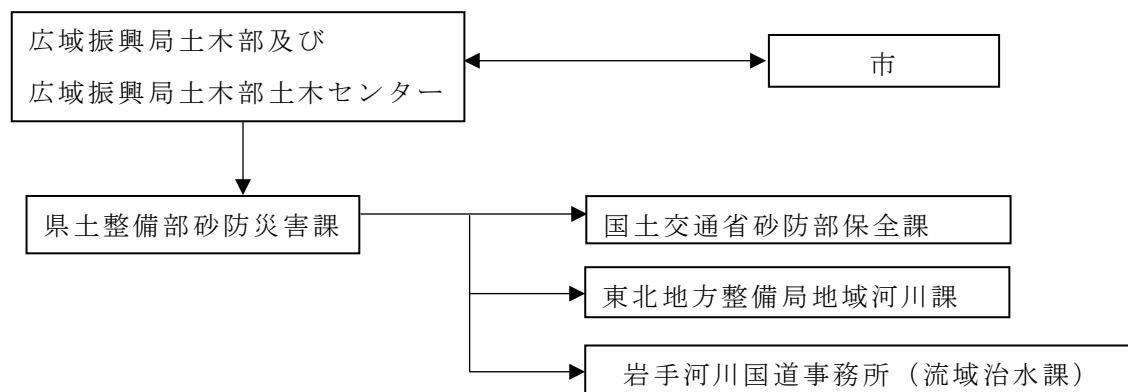


第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状

第 15 節 土砂災害予防計画

況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。



第16節 火山災害予防計画

第1 基本方針

火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、観測体制、情報収集・伝達体制、避難体制等の整備等を進めるとともに、住民に対する防災知識の普及を図る。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台湾気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。
- 2 気象庁は、火山機動観測（基礎調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。
- 3 気象庁は、緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班が保有する機器の更新近代化を図るよう努める。
- 4 仙台湾気象台、盛岡地方気象台、県及び火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という）は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。
- 5 仙台湾気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 仙台湾気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。

【火山に関する予報・警報・情報の種類と内容】

種 類	内 容
噴火警報 （居住地 域）又は噴 火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火警戒レベルが上がるなど活動が高まった火山について、噴火し

第16節 火山災害予防計画

(定時)	た場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を噴火の発生に関わらず定期的に発表。
降灰予報 (速報)	予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに(5～10分程度)発表。
降灰予報 (詳細)	予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間について、噴火後(20分から30分程度)に発表。
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 ・火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ・週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 ・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 ・噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

2 県、市、防災関係機関及び火山周辺観光施設管理者は、火山情報及び必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図る。

3 市は、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民等に周知徹底する。

【火山活動に関する異常現象の内容】

異常現象の内容	
噴火現象	噴火(噴石、火砕流、火災サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等

噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 4 市は、火山情報、避難指示等を、迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、防災行政無線を整備する。

第5 避難体制の整備

- 1 市は、火山活動による噴火、降灰砂（礫）、溶岩流、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動など予想される火山災害を踏まえ、実態に即した避難場所、避難施設等の整備を図る。
- 2 市は、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 市は、避難行動要支援者の避難を考慮して、関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。
- 4 市は、関係機関と協議して、火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。
- 5 県は、火山災害から住民の生命、財産を守るため、県内の主要な火山に関する火山災害予想区域図の作成、火山災害監視システム配置計画の策定等について検討する。

第6 防災知職の普及等

- 1 市は、火山活動に係る異常現象を発見した場合の通報、噴火等の火山災害や異常現象の発生時の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 市は、県、防災関係機関、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じ、実態に即した避難訓練等を実施する。

第 17 節 火災予防計画

第 1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第 2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市は、出火防止又は火災の延焼防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ① 火気使用設備の取扱方法 ② 消火器の設置及び取扱方法 ③ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ 寝たきり高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法について、詳細な指導を行う。
職 場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱い方法の徹底 ウ 避難、誘導体制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消

火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 市は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

市は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

【資料編 2－17－1 防火対象物数一覧表】

(1) 防火管理者の選任

(2) 消防計画の作成

(3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

(4) 消防用設備等の点検整備

(5) 火気の使用又は取扱い方法

(6) 消防用設備等の完全設置

5 消防設備士の教育指導

県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。

6 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 市は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に

第 17 節 火災予防計画

運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

ア 県は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令の定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

イ 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(3) 化学薬品

市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第 3 消防力の充実強化

市は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災 防御計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防 御計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築等について定める。
危険物の防御 計画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策 計画	ガス漏事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における発動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第 18 節 林野火災予防計画

第 1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第 2 林野火災防止対策の推進

1 岩手県山火事防止対策推進協議会の設置

- (1) 県は、「岩手県山火事防止推進協議会」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。
- (2) 広域振興局林務部、農林部及び農林振興センターは、地区協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

- (1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ウ たき火、たばこの完全消火
- エ 車からのたばこ火の投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火あそびの禁止

- (2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動を実施する。

- ア 登山口、市役所、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
- ウ 広報車などによる巡回広報

3 予防及び初期消火体制の整備

- (1) 背負い式消化水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- (2) 防火帯等を設置する。

4 組織の強化

- (1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標示板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消 防 機 関	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火・喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア 火入れの許可・指示事項の遵守

第 18 節 林野火災予防計画

	イ 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 森林周辺農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第 19 節 農業災害予防計画

第 1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。

第 2 予防対策

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における固形燃料の燃焼 ウ 野菜のビニール栽培における保温資材等の被覆の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉病、疫病
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等）
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備

第 19 節 農業災害予防計画

- (3) 災害常襲地帯への安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生予防

第20節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアの受入体制の整備
日本赤十字社岩手県支部北上市地区（以下、本節中「日赤地区」という。）	ボランティア活動の普及啓発
北上市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協」という。）	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成

市は、日赤地区、市社協と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

市社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤地区、市社協は、ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- | |
|--|
| ア 地域事情に関すること
イ 要配慮者の状況
ウ 要配慮者に対する配慮（心構え）
エ 避難所の状況
オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等 |
|--|

市本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- 2 ボランティアの登録

日赤地区、市社協は、あらかじめ、災害時においてボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

ボランティア登録は、経験、専門知識技術の有無及び活動地域等の別に行う。

第 20 節 ボランティア育成計画

3 ボランティアの受入体制の準備

市は、日赤地区、市社協その他の団体等とともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

市本部長は、想定する被災状況に応じ次の事項をあらかじめ定め、ボランティアの受入体制を整備する。

ア	ボランティアの受入担当課
イ	ボランティアに提供する情報
ウ	ボランティアに提供する装備、資機材
エ	ボランティアの活動拠点
オ	ボランティアとの連絡調整の方法

市本部長は、市社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行なう「ボランティア保険（災害特約付け）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

市本部長は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア	青年団体
イ	婦人会
ウ	町内会
エ	自主防災組織等
オ	特定非営利活動法人
カ	その他必要と思われる団体

第 21 節 事業継続対策計画

第 1 基本方針

- 1 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 2 県、市び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 県及び市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 市及び商工会・商工会議所中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等により防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定を努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 2 業務継続計画等の策定

- 1 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 2 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。
 - ア 災害時において優先して実施すべき業務
 - イ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - オ 通信手段の確保に関する事項
 - カ 行政データのバックアップに関する事項
- 3 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するように努める。
- 4 県、市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【資料編 5－1－2 北上市業務継続計画】

第 3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐

第 21 節 事業継続対策計画

震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

- 2 県及び市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。
- 3 企業等は、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 4 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機会の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、北上市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は北上市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「北上市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

第1節 活動体制計画

(1) 設置基準

設置基準	配備人員
1 次の情報のいずれかが発表されたとき。 (1) (注) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) 台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知助言	○危機管理監 ○企画部長 ○都市整備部長 ○農林部長 ○危機管理課
2 次の状況下において、危機管理監が必要と認めるとき。 (1) 長雨等による崖崩れや地滑り等の地面現象災害が多発するおそれがあるとき (2) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがあるとき	○その他、危機管理監が必要と認める職員
3 市内に震度4又は5弱の地震が発生したとき	

(注) 気象警報のうち、大雪、暴風、暴風雪警報の際は、農林部長、農林企画課員の参集を求めないものとする。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

本部長	危機管理監
副本部長兼事務局長	危機管理課長
本部員	企画部長、農林部長、都市整備部長
事務局	危機管理課職員

(3) 分掌業務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 気象警報等（地震含む）の受領及び関係機関への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
- ウ 各地域の気象等に関する情報及び被害発生状況の把握
- エ 各地域の対応状況の把握
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各部の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して、関係各部においては、施設の被害調査等の防災活動を実施する。

(5) 廃止基準

- ア 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合において、本部長が、災害発生のおそれなくなつたと認めるときに廃止する。
- イ 本部長は、災害による被害が相当規模を越えると見込まれる場合は、災害

警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

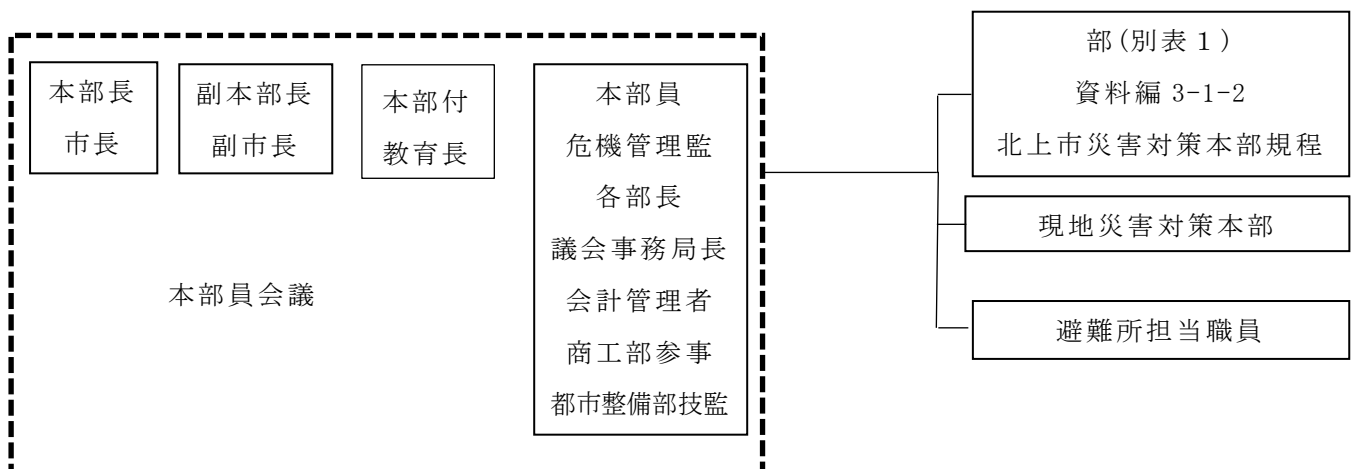
- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- (2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

ア 配備基準

配備体制	配備基準
警戒配備	1 次のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生する恐れがあるとき 3 市内に震度5強の地震が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき
非常配備	1 大規模災害が発生したとき 2 本部全ての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき 3 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 4 その他市本部長が特に必要と認めたとき

イ 組織

災害対策本部の組織は次のようにする。



① 本部員会議

- ・ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各

第1節 活動体制計画

部において実施する災害応急対策の連絡・調整を行う

② 部

- ・ 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策に当たる。
- ・ 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該内部の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

③ 現地災害対策本部

- ・ 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督、県地方支部等との連絡調整を行う。
- ・ 現地災害本部長は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

④ 避難所担当職員

- ・ 本部長は、災害発生時に迅速に避難所を開設し避難者を受入れることができるよう、避難所担当職員を配置する。
- ・ 避難所担当職員は、毎年度、企画部長が指名する。
- ・ 避難所担当職員は、災害警戒本部又は災害対策本部の配備指令があつた場合又は災害対策本部警戒配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- ・ 避難所担当職員は、避難所が長期化した場合はあらかじめ市の避難所運営マニュアル定めている避難所の担当課に避難所の業務を引き継ぐこととし、以降の避難所の業務、人員配備等は担当課で実施する。

ウ 分掌事務

- ① 災害対策本部の事務分掌は、「北上市災害対策本部規程」に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- ② 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区分		活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象情報の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ及び警戒態勢の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局員による対策会議の実施 (2) 地方支部に市本部の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の市本部への派遣要請 (4) 医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 市本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 被害速報の収集報告（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請及び緊急消防援助隊派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに被害調査班及び現地作業班の派遣

第1節 活動体制計画

		(8) 本部長指令の通知
3	災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
4	公安・警備対策	被災者の救出救護
5	避難対策	(1) 避難指示、避難誘導 (2) 避難指示の要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営
6	自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7	県に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティア活動の受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティア活動の受入体制の整備
9	災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10	現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11	機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 空港施設の被害状況の把握 (6) 航空輸送の確保

12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あつせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あつせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あつせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防活動用資機材の調達あつせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 市立学校等施設の応急対策の実施
17 農林応急対策	(1) 農林被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品、医療用資機材の調達あつせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 直営工事応急対策の実施 (4) 浸水対策の実施 (5) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 県等への陳述要望対策	(1) 県等への要望書及び陳述書の提出 (2) 災害に対する県の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確定対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更正資金対策 (4) 農林復旧対策 (5) 租税等の減免対策 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策

第1節 活動体制計画

	(8) 見舞金及び義援金金品の受け入れ及び配布

エ 廃止基準

災害対策本部は、次のときに廃止する。

- ① 本部長が、市の地域に災害が発生する恐れがなくなったと認めるとき
- ② 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

(3) 市災害対策本部設置の公表

市長は、北上市災害対策本部を設置した場合は、県に報告するとともに、報道機関に公表するものとする。廃止の場合も同様とする。

(4) 市本部職員等の明示

本部職員及び本部車両を明示するため、腕章及び車旗を交付する。

(5) 北上市災害対策本部の設置場所

ア 設置場所

災害対策本部の設置場所は、状況に応じて次の3箇所から本部長が選定する。

- ① 本庁舎2階庁議室（北上市芳町1番1号）
- ② 本庁舎5階第1～3会議室（北上市芳町1番1号）
- ③ 北上消防署（北上市柳原町二丁目3番6号）

イ 連絡先

電話 0197-64-2111

第3 市の職員の動員配備体制

1 配備体制

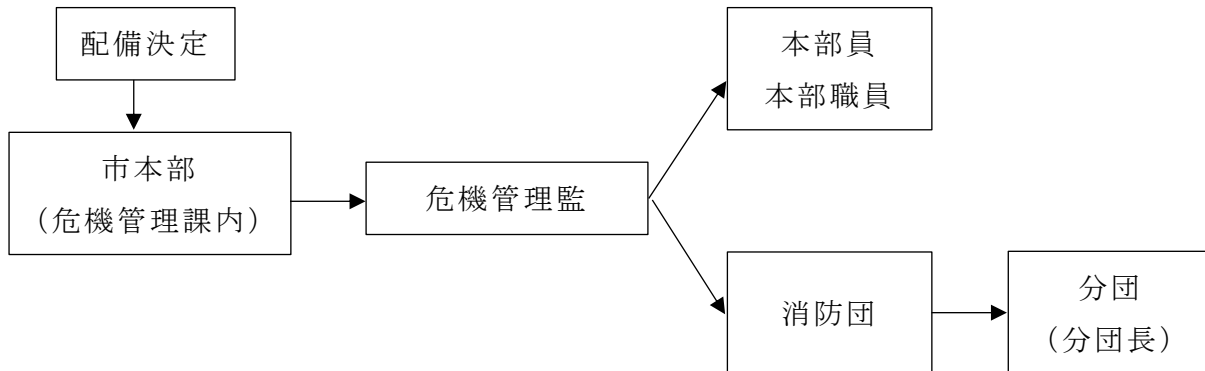
災害対策本部及び警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備課等
災害警戒本部		危機管理監、企画部長、農林部長、都市整備部長、危機管理課、その他本部長から指名された各部課
災害対策本部	警戒配備体制	各部長、危機管理課、政策企画課、総務課、都市プロモーション課、資産経営課、環境政策課、障がい福祉課、地域福祉課、農林企画課、道路環境課、下水道課、教育部総務課、会計課、その他本部長から指名された各部課
	非常配備体制	全職員

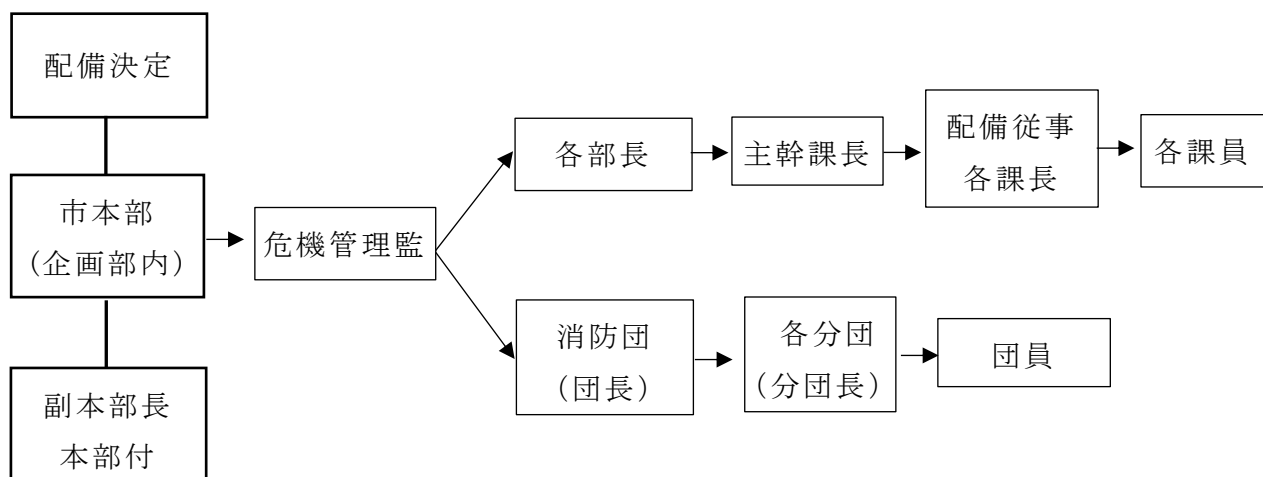
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行うものとする。

区分	伝達方法
勤務時間内	電話、電子メール、チャットツール
勤務時間外	電話、電子メール、チャットツール

(2) 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順	イ 職員ごとの参集方法及び所要時間
ウ 所属公所に参集できない場合の参集先	エ その他必要な事項

(3) 消防団の動員については、順次指令装置及び消防団無線を活用する

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基

第1節 活動体制計画

準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属所等に参集する。

5 所属所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属所に参集出来ない場合は、最寄りの出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめのうえ、速やかに市本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整のうえ、当該職員の移動を命ずる。

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 6 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努める。

【資料編3-1-1 北上市災害対策本部規程】

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

2 広域防災拠点の開設

- (1) 県本部長は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を行うため必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- (2) 県本部長は、広域防災拠点を開設するときは、災害の発生場所を考慮して、開設する広域防災拠点を選定する。
- (3) 県本部長は、広域防災拠点を開設しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、開設に向けた必要な調整を行う。
- (4) 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、必要に応じて職員を派遣する。
- (5) 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、応急対策を実施する防災関係機関等の長に対し、具体的な場所、施設名等を明らかにして、広域防災拠点

第1節の2 広域防災拠点活動計画

施設の利用可能状況等を連絡する。

3 広域防災拠点の運営

- (1) 県本部長は、開設した広域防災拠点を運営するため、各広域防災拠点施設の管理者、市町村その他の防災関係機関等と連携を図る。
- (2) 広域防災拠点施設の管理者は、県による運営に必要な協力体制の確保を図る。

4 廃止基準

- (1) 県本部長は、県の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は、概ね災害応急対策を終了したと認めるときは、広域防災拠点を廃止する。
- (2) 県本部長は、広域防災拠点を廃止しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、廃止に向けた必要な調整を行う。

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を盛岡・花巻エリアに配置する。

(1) 主な機能

NPO・防災ボランティア等への情報提供機能、支援部隊の現場活動支援機能、災害医療活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能

(2) 施設名

盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館

2 後方支援拠点

被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、北上総合運動公園に配置する。

(1) 主な機能

支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能、支援部隊の現場活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能、情報伝達収集機能

(2) 災害協定

岩手県が北上市と締結している、広域防災拠点として北上総合運動公園を対象とする災害協定は次のとおり

【資料編3-1の2-1 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定】

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等(以下、本節中「気象予報・警報等」という)及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	活動の内容
市本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	1 気象予報・警報等の市等に対する伝達 2 北上川上流洪水予報等の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 県管理河川周防警報等の発表 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 北上川上流洪水予報等の発表 2 国管理河川水防警報等の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報の発表 2 北上川上流洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	気象予報・警報等の放送

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

[市本部の担当]

部	課	担当内容
企画部	危機管理課	1 気象予報・警報等の周知 2 水防に関する情報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおり

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類		概要
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。

		大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現した場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後に命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

備考1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがあ

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

る。

ウ 注意報の種類(発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8)

種類		概要
気象注意報	風雪注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する、「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
	強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	洪水注意報	洪水によって被害が起こるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合
		雨量基準 平坦地：1時間雨量 30 mm 平坦地以外：1時間雨量 40 mm
		流域雨量指数基準 和賀川流域=25、飯豊川流域=7、夏油川流域=6、尻平川流域=10、北本内川流域=10
		指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔朝日橋・男山〕、猿ヶ石川〔安野〕
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに表す。
	雷注意報 (備考2)	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害が発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する、具体的には、通信線や送電線、船体への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。
土砂崩れ注意報 (備考1)		大雨、大雪等による山崩れ、土砂崩れによって被害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考1)		浸水により災害が起こるおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8）

種類		概要
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、とくに警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平地で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	土砂崩れ現象警報 (備考1)	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水警報 (備考1)	浸水により重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 キキクル（危険度分布等）

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1キロメートル四方の領域ごとに5段階に色分けして示す場報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報や（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

	○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地域の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

オ 特別警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8）

種類		概要
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	土砂崩れ特別警報 （備考1）	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

（ア）緊急地震速報（警報）

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別

警報に位置づけられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

- 市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検地時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

	外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く) ・岩手県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状

	発生	況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置づけられる。

種類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	噴火警報（火口周辺）火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ク その他

(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度が40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/ S 以上が2時間以上継続すると予想される場合
火災警報	火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種類	内 容
北上川上流水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位の大きさ、時刻等その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、超水、漏水、決壊、亀裂、その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項に関する情報
北上川上流水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ

(イ) 指定河川洪水予報

	標 題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報及び猿	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。

ヶ石川洪水予報		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫警戒水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図(資料編3-2-2)のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図(資料編3-2-3)のとおり

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり
北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図(資料編3-2-5)のとおり
北上川上流水防警報(情報・警報)	岩手河川国道事務所	国管理河川水防警報系統図(資料編3-2-6)のとおり
火災警報	北上地区消防組合	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料編3-2-7)のとおり

(3) 伝達機関等の責務

ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 気象予報・警報等の伝達期間は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

エ 気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

(4) 市の措置

ア 市は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

イ 市は、気象特別警報を受領した場合は、直ちにその内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ 市は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

エ 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

オ 市は、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

カ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 登録制メール	オ サイレン及び警鐘	ケ コミュニティFM
イ C A T V	カ 自主防災組織等の広報活動	
ウ 電話	キ 携帯電話の緊急速報メール	
エ 広報車	ク ソーシャルメディア	

キ 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体などに通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発生時の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

イ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、2に定める担当機関の長に通報するよう努める。

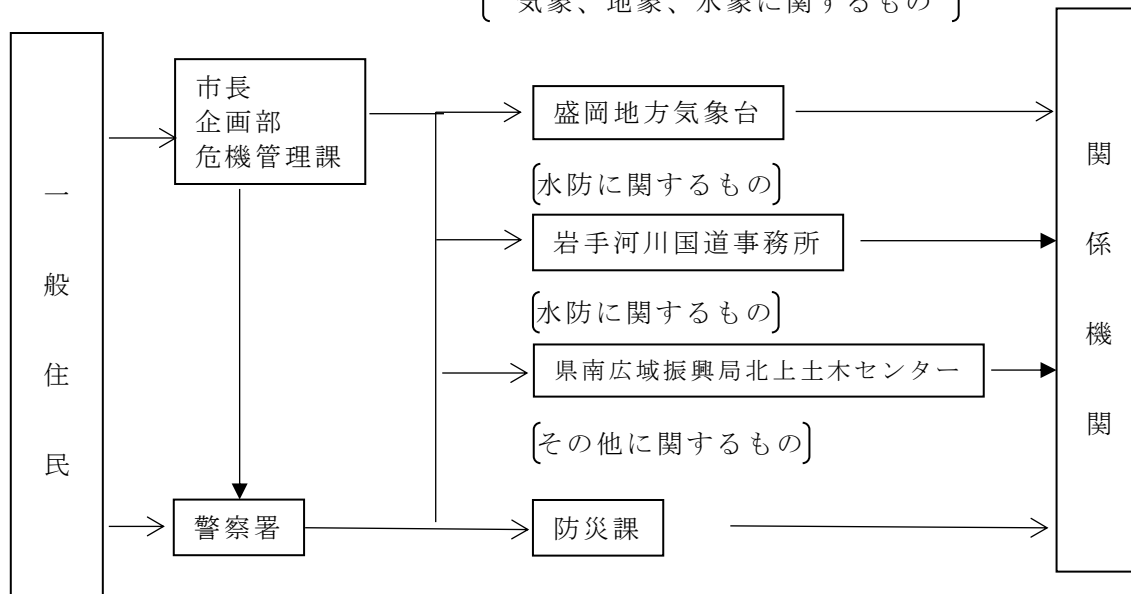
(2) 市長の通報先

通報を受けた市長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報に要するものの範囲
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 県南広域振興局北上土木センター 県復興防災部防災課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県復興防災部防災課	気象、地象、水象に関するもの
その他に関するもの	県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

〔 気象、地象、水象に関するもの 〕



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次の通りである。

区分		異常現象の内容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	(1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等）

		エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉での顕著な異常変化（湧泉の新生、濁量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂災害関係	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
	その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 市本部の担当

部	課	担当内容
企画部	都市プロモーション課	報道機関との連絡調整
	危機管理課	災害情報通信手段に関すること

第3 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - (1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。
 - (2) 専用通信施設の設置者は、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
 - (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用
 - ア 市本部長及び指定地方行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。（県計画に準ずる）

- | |
|----------------------|
| ① 利用し、又は使用しようとする通信施設 |
| ② 利用し、又は使用しようとする理由 |
| ③ 通信の内容 |
| ④ 発信者及び受信者 |
| ⑤ 利用又は使用を希望する機関 |
| ⑥ その他必要な事項 |

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

ア 孤立防止用無線電話

災害時に、交通手段及び通信手段が途絶した場合において、孤立防止を図るため、東日本電信電話(株)岩手支店が設置した孤立防止用無線電話を使用することができる。

イ 災害応急復旧用無線電話の利用

災害時に、一般加入電話が途絶した場合において、市周辺の防災関係機関は、重要通信確保のため、災害応急復旧用無線電話を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

ア 市本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときには、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため行われる場合に限る。

ウ 非常電話は、無人局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者からの依頼であっても、人名の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」（岩手県非常通信運用細則）に定めるところによる。

オ 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ協議を行う。

カ 非常通信は、東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

キ 非常通信は、次の要領により、通信文を伝文形式（片仮名）又は平文で記載のうえ、無線局に依頼する。

- | |
|-----------------------------|
| ① あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号 |
| ② 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする |

第3節 通信情報計画

- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- ④ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) 東北総合通信局による通信支援

市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

ア 市その他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

イ 市本部長は、第10節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、必要な要員、資機材等の支援についても養成する。

(6) 放送の利用

ア 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、県と協議のうえ、災害に関する通知・要請等の放送を報道機関に対して要請することができる（県計画に準ずる）。

イ 県本部長及び市本部長は、次の分担により要請する。

区分	内容
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
市本部長	主として市の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある）

ウ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知のうえ、行う。

ア 放送を求める理由	イ 放送内容	ウ 放送範囲
エ 放送希望時間	オ その他の必要な事項	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
㈱IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
㈱テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
㈱岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5-2-25

(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅前通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10
北上ケーブルテレビ(株)	—	0197-64-5111	北上市本石町1-5-19
きたかみE&Beエフエム	—	0197-62-8833	北上市大通り1-3-1

【資料編 3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書】

【資料編 3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書】

エ 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討のうえ、放送の順位を決定する。

- ① 市本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか
- ② 市本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか
- ③ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、市本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか
- ④ 県本部長から要請された放送と市本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか
- ⑤ 放送に要する時間等

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本計画

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
市本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	
	2 避難指示等の実施状況	1-2	2、2-1、2-2
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1、2-2	3
	4 市有財産の被害状況	3	4
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、C、5、5-1	5、5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス及び火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の農業施設の被害状況	E	12
	12 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、13-1
	13 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	14 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F	16
	16 市管理の河川、道路・橋りょうの被害	G-1	17
	17 県管理以外の公営住宅の被害状況	G-1	18

	18 私立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	19 私立学校の被害状況	H	20
	20 市指定文化財の被害状況	H	21

[市本部の担当]

様式 番号	報告種別	報告区分		被害調査・情報収集・報告担当	
				部	課
1	発生報告・応急対策報告			企画部	危機管理課
1-1	避難指示等の実施状況			企画部	危機管理課
2、2-1、 2-2	人的及び住家被害報告			企画部	危機管理課
3	庁舎等被害報告	市有施設		財務部	
4	社会福祉施設	社会福祉施設		福祉部	長寿介護課
	社会教育施設及び文化施設 (文化財課管理施設を除く)	社会教育施設		まちづくり部	生涯学習文化課
		文化施設		まちづくり部	生涯学習文化課
	体育施設	体育施設		まちづくり部	スポーツ推進課
B、C、 5、5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等	健康こども部	健康づくり課
			感染症指定 医療機関	健康こども部	健康づくり課
		水道施設		生活環境部	環境政策課
		衛生施設		生活環境部	環境政策課
6	消防施設被害報告	消防施設		企画部	危機管理課
D、7	観光施設被害報告	自然公園施設		商工部	商業観光課
		観光施設		商工部	商業観光課
E、8	商工関係被害報告			商工部	商業観光課
9	高圧ガス、火薬類施設 及び鉱山関係被害報告			企画部	危機管理課
F、12	農業施設被害報告			農林部	農林企画課
F、13、 13-1	農作物等被害報告			農林部	農業振興課
F、14	家畜等関係被害報告			農林部	農業振興課
F、15	農地農業用施設被害報告			農林部	農林企画課
F、16	林業関係被害報告	林業	林産施設	農林部	農林企画課

第4節 情報の収集・伝達計画

			上記以外の施設	農林部	農林企画課
		林産物		農林部	農林企画課
		森林	市有林	農林部	農林企画課
			私有林	農林部	農林企画課
G-1、17	土木施設等被害報告	河川		都市整備部	道路環境課
		道路・橋梁		都市整備部	道路環境課
G-1、18	市管理の公営住宅被害報告	公営住宅		都市整備部	都市計画課
H、19	児童、生徒及び教員等被害報告	市立学校		教育委員会 教育部	学校教育課
H、20	学校被害報告	市立学校		教育委員会 教育部	総務課
H、21	文化財（文化財課管理施設を含む）被害報告			教育委員会 教育部	文化財課

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

- ア 市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法を定める。
- イ 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- ウ 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- エ 市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

① 職種及び人数	② 活動地域	③ 応援機関
④ 応援業務の内容	⑤ 携行すべき資機材等	⑥ その他参考事項

- オ 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- カ 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接消防庁に対して被害状況を報告する。
- キ 市本部長（消防機関の長を含む）は、火災が同時発生し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

ク 市本部長は、直接即時基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部のほかに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。

ケ 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

コ 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理のうえ、管理する。

③ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

サ 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

シ 被災者の調査は、被災者調査原票（様式編）によるものとする。

ス 被災者の調査後は、被災者調査原票に基づき被災者台帳（様式編）を作成するものとする。

セ 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

【資料編3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書】

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

(1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

(2) 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

(3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

第4節 情報の収集・伝達計画

- ア 当該市の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 市が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は市における災害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること）を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

- ア 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判定基準	
人的被害	死者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの	
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの	
住家被害	全壊、全焼、流失		住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの	
	半壊、半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの	
	一部破損		被害が半壊に達しないか、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの	
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの	
非住家被害			住家以外の建物で全壊、半壊程度の被害を受けたもの	
田畑被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	

その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び市道の一部が破壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能となったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
		破損	修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

イ 被害報告に使用する用語の定義は次の通りにする

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一化屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全焼、半壊程度の被害を受けたものをいう。
船舶	櫓、櫓のみをもって運転する船以外の船をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう
り災者	り災世帯の構成員をいう

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

第4節 情報の収集・伝達計画

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1、1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は次の通りである（市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる）。

- ① 県において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある被害

イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等速報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣宛の文書及び消防組織法に基づく消防長官宛の文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

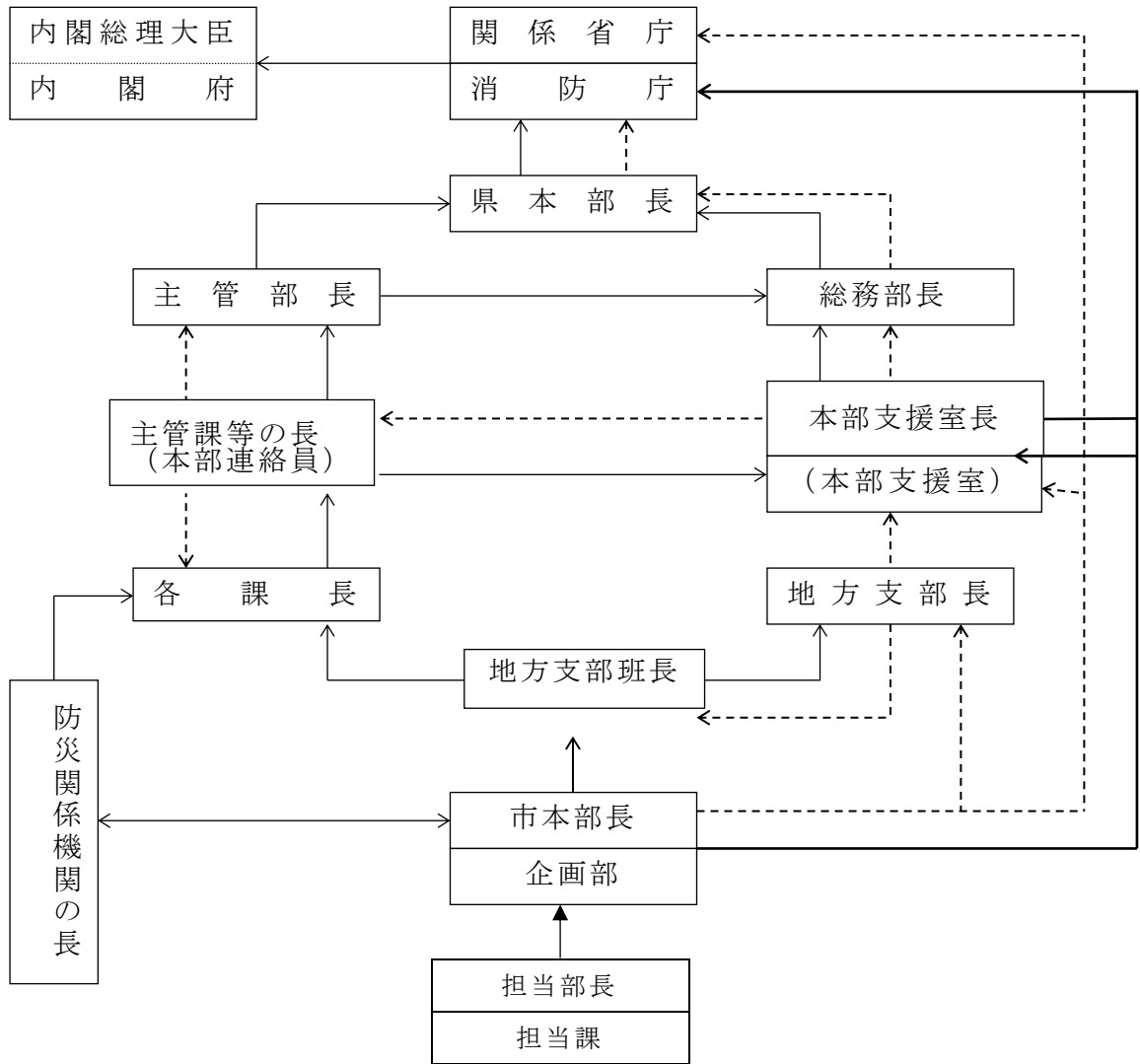
エ 消防庁への報告先は、次の通りである。

区分 回線別	平日（9:30～17:45） 応急対策室	左記以外 宿直室
電話回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

消防防災無線	T E L 7527	T E L 7782
	F A X 7537	F A X 7789
地域衛星通信ネットワーク	T E L T N = 048-500-7527	T E L T N = 048-500-7782
	F A X T N = 048-500-7537	T E L T N = 048-500-7789

(5) 報告等の系統

市本部長及び防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統より伝達する。

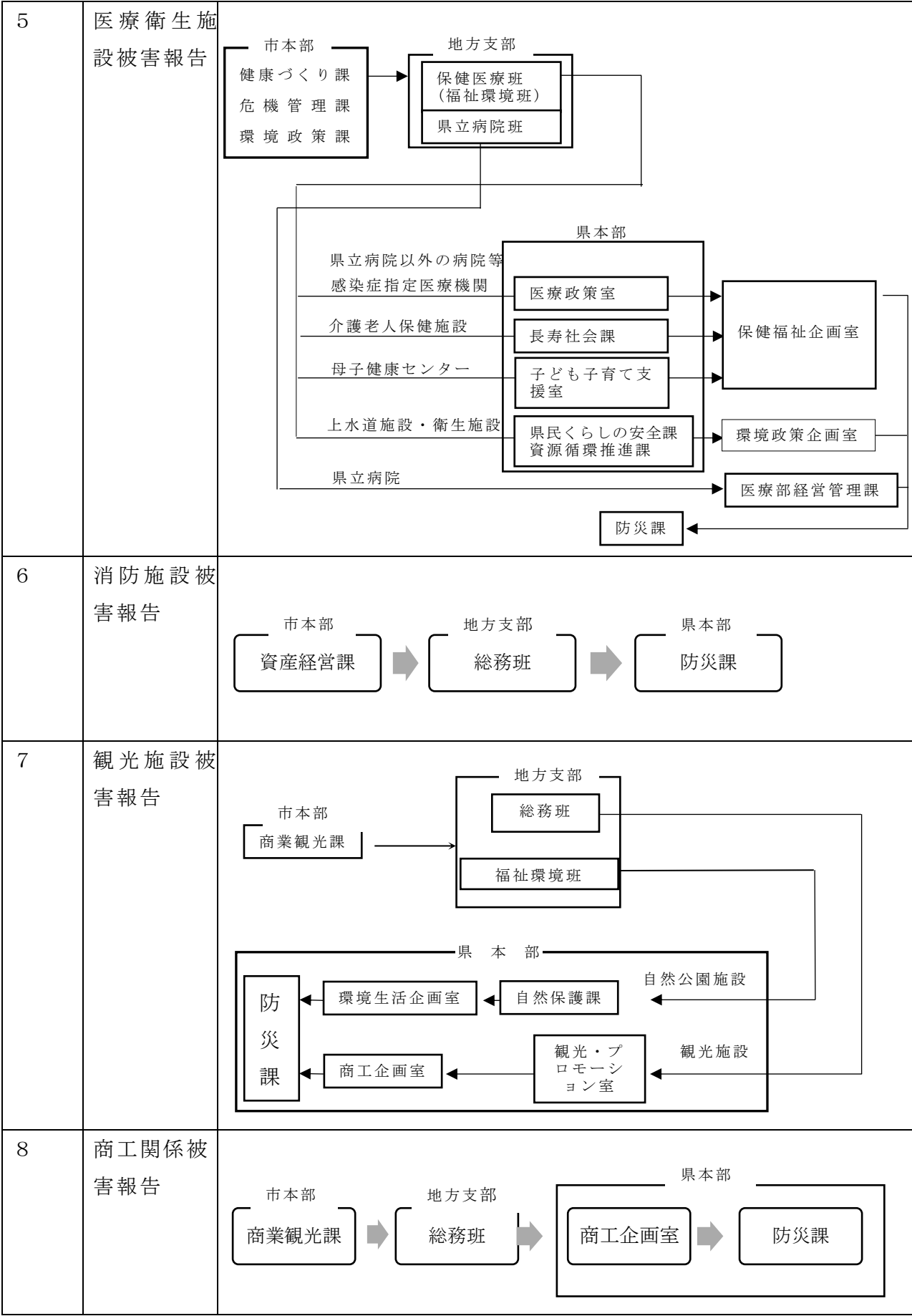


報告区分別系統図

様式	報告区分	報 告 系 統
1	発生報告・ 応急対策報告・避難指示等の実施状況	市本部 危機管理課 地方支部 総務班 県本部 防災課 北上警察署 県警察本部 Flow: 市本部 危機管理課 → 地方支部 総務班 → 県本部 防災課. 北上警察署 → 県警察本部 → 県本部 防災課. A dashed line connects 市本部 危機管理課 to 北上警察署.

第4節 情報の収集・伝達計画

2	人的及び住家被害報告	<pre> graph TD subgraph CityDept [市本部] CMK[危機管理課] end subgraph LocalBranch [地方支部] FKB[福祉環境班] end subgraph CountyDept [県本部] FRK[復興くらし再建課] BF[防災課] end subgraph CountyPolice [県警察本部] CP[県警察本部] end CMK --> FKB FKB --> FRK FRK --> BF CMK -.-> CP CP --> BF </pre>
3	庁舎等被害報告	[市有財産] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] AK[資産経営課] end subgraph LocalBranch [地方支部] S[総務班] end subgraph CountyDept [県本部] BF[防災課] end AK --> S S --> BF </pre>
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告（文化財課管理施設を除く）	[社会福祉施設] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] ZFK[障がい福祉課] CSJ[長寿介護課] SYZ[子育て支援課] end subgraph LocalBranch [地方支部] FKB[福祉環境班] end subgraph CountyDept [県本部] BF[防災課] HJ[保健福祉企画室] DFK[地域福祉課] LSJ[長寿社会課] ZHJ[障がい保健福祉課] CMZ[子ども子育て支援室] end CityDept --> FKB FKB --> CountyDept BF <--> HJ HJ <--> DFK DFK <--> LSJ LSJ <--> ZHJ ZHJ <--> CMZ </pre> [社会教育施設、文化施設、体育施設] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] SJL[生涯学習文化課] SPZ[スポーツ推進課] end subgraph LocalBranch [地方支部] ETL[教育事務所班] end subgraph CountyDept [県本部] SJL2[生涯学習文化財課] CV[文化振興課] SPZ2[スポーツ振興課] EK[教育企画室] CSP[文化スポーツ企画室] BF[防災課] end CityDept --> ETL ETL --> CountyDept SJL2 --> EK CV --> CSP SPZ2 --> CSP EK --> BF CSP --> BF </pre>



第4節 情報の収集・伝達計画

9	高圧ガス、 火薬類施設 及び鉱山関 係被害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] EM[危機管理課] end subgraph Local_Branch [地方支部] GA[総務班] end subgraph County_Headquarters [県本部] FAS[消防安全課] end EM --> GA GA --> FAS IGA["(一社) 岩手県 高圧ガス保安協会"] --> FAS </pre>
12	農業施設被 害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] AFP[農林企画課 農業振興課] end subgraph Local_Branch [地方支部] AG[農林班] end subgraph County_Headquarters [県本部] AFPR[農林水産企画室] DP[防災課] end AFP --> AG AG --> AFPR AFPR --> DP </pre>
13	農作物等被 害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] AFP[農林企画課 農業振興課] end subgraph Local_Branch [地方支部] AG[農林班] end subgraph County_Headquarters [県本部] AFPR[農林水産企画室] DP[防災課] end AFP --> AG AG --> AFPR AFPR --> DP </pre>
14	家畜等関係 被害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] AFP[農林企画課 農業振興課] end subgraph Local_Branch [地方支部] AG[農林班] end subgraph County_Headquarters [県本部] AFPR[農林水産企画室] DP[防災課] end AFP --> AG AG --> AFPR AFPR --> DP </pre>
15	農地農業用 施設	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] AFP[農林企画課 農業振興課] end subgraph Local_Branch [地方支部] AG[農林班] end subgraph County_Headquarters [県本部] RC[農村建設課] AFPR[農林水産企画室] DP[防災課] end AFP --> AG AG --> RC RC --> AFPR AFPR --> DP </pre>
16	林業関係被 害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] AP[農林企画課] end subgraph Local_Branch [地方支部] AG[農林班] end subgraph County_Headquarters [県本部] FP[林業振興課] FM[森林整備課] FC[森林保全課] AFPR[農林水産企画室] DP[防災課] end AP --> AG AG --> FP AG --> FM AG --> FC FP --> AFPR FM --> AFPR FC --> AFPR AFPR --> DP </pre>

17	河川・道路等土木施設被害報告	市本部 地方支部 県本部 道路環境課 → 土木班 → 砂防災害課 → 県土整備企画室 → 防災課
18	都市施設等被害報告	市本部 地方支部 県本部 都市計画課 都市再生推進課 下水道課 → 土木班 → 都市計画課 下水環境課 → 県土整備部企画室 → 防災課
20	児童、生徒及び教職員等被害報告	[市立学校]
21	学校被害報告	市本部 地方支部 教)総務課 学校教育課 → 教育事務所班 国立学校 私立学校 県立学校 県本部 防 災 課 ふるさと振興企画室 学事振興課 [財産・施設・設備] 教育企画室 [児童・生徒、教職員] 学 校 教 育 課
22	文化財（文化財課管理施設を含む）被害報告	市本部 地方支部 文化財課 → 教育事務所班 → 生涯学習文化財課 → 教育企画室 → 防災課

第4節 情報の収集・伝達計画

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下、指定電話という）を定めるものとする。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによるものとする。

ア 市と県本部及び支部との場合

(3) 災害情報通信に使用する通信施設

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政無線

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

無線電話・インターネット・メール配信を追加

(4) 伝達手段の確保

ア 防災行政無線、消防無線（団波）

イ 防災行政無線、消防無線（団波）

第5節 広聴広報計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広聴広報活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うにあたっては、関係機関との密接な連携協力の行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動にあたっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。
- 5 広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広聴広報活動の内容
県本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 医療所、救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
市本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市等が実施した避難指示等 4 避難所・救護所の開設状況

第5節 広聴広報計画

	5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、北上川ダム統合管理事務所)	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に関する指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌティティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部 (北上市地区)	義援物資及び義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災災害ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株) 北上管理事務所	1 高速道路の被災状況及び交通規則の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の状況
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社北上駅	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況

	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク株式会社 花北電力センター	1 電力関係施設の被害の被災状況 2 災害応急復旧の状況
(株)岩手日報社北上支局 (株)朝日新聞社北上支局 (株)毎日新聞社奥州通信部 (株)読売新聞社北上支局 (株)河北新聞社北上支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社北上支社 (株)日刊岩手建設工業新聞社	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 北上ケーブルテレビ(株)	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
岩手県交通(株)北上営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者への情報提供
岩手県高圧ガス保安協会北上支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[市本部の対応]

部	課	対応内容
企画部	危機管理課	被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への業務の仕分け
	都市プロモーション課	1 報道発表報道協力要請等報道機関への対応 2 被災地における広聴、広報 3 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応
各部	各課	所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理、相談窓口等の設置、対応等

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

第5節 広聴広報計画

ア 都市プロモーション課長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほかに、次に挙げる写真等を作成し、又は収集する。

- ① 企画部都市プロモーション課が撮影した災害写真、災害ビデオ等
- ② 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真・ビデオ等
- ③ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真・ビデオ等
- ④ 災害応急対策活動の状況取材した写真・ビデオ等

イ 広報資料の収集にあたっては、災害発生の原因、経過推移を知ることができる資料の収集に努める。

ウ 市本部長及びその他の防災関係機関は、県本部長に対し、災害にかかる広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 住民等に対する広報

ア 広報の実施

- ① 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。
- ② 報道機関は、市が災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）へ送信した情報について、住民等に広報を行うよう努める。
- ③ 都市プロモーション課長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめて、必要な広報を行う。

イ 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動情報	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報

ウ 広報の方法

- ① 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- ② 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

CATV、コミュニティFM、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、ホームページ、登録制メール、

ソーシャルメディア、回覧板、広報誌、掲示板、消防車、テレビ、ラジオ、新聞等

【資料編 3-3-2 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）】

(3) 報道機関への発表

ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について行う。

イ 発表は、原則として、危機管理監が記者クラブに対して行う。

ウ 危機管理監は、報道機関に発表した情報について、必要と認める各課に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。

エ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、危機管理監と協議のうえ行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を危機管理監に報告する。

(4) 関係省庁等に対する周知

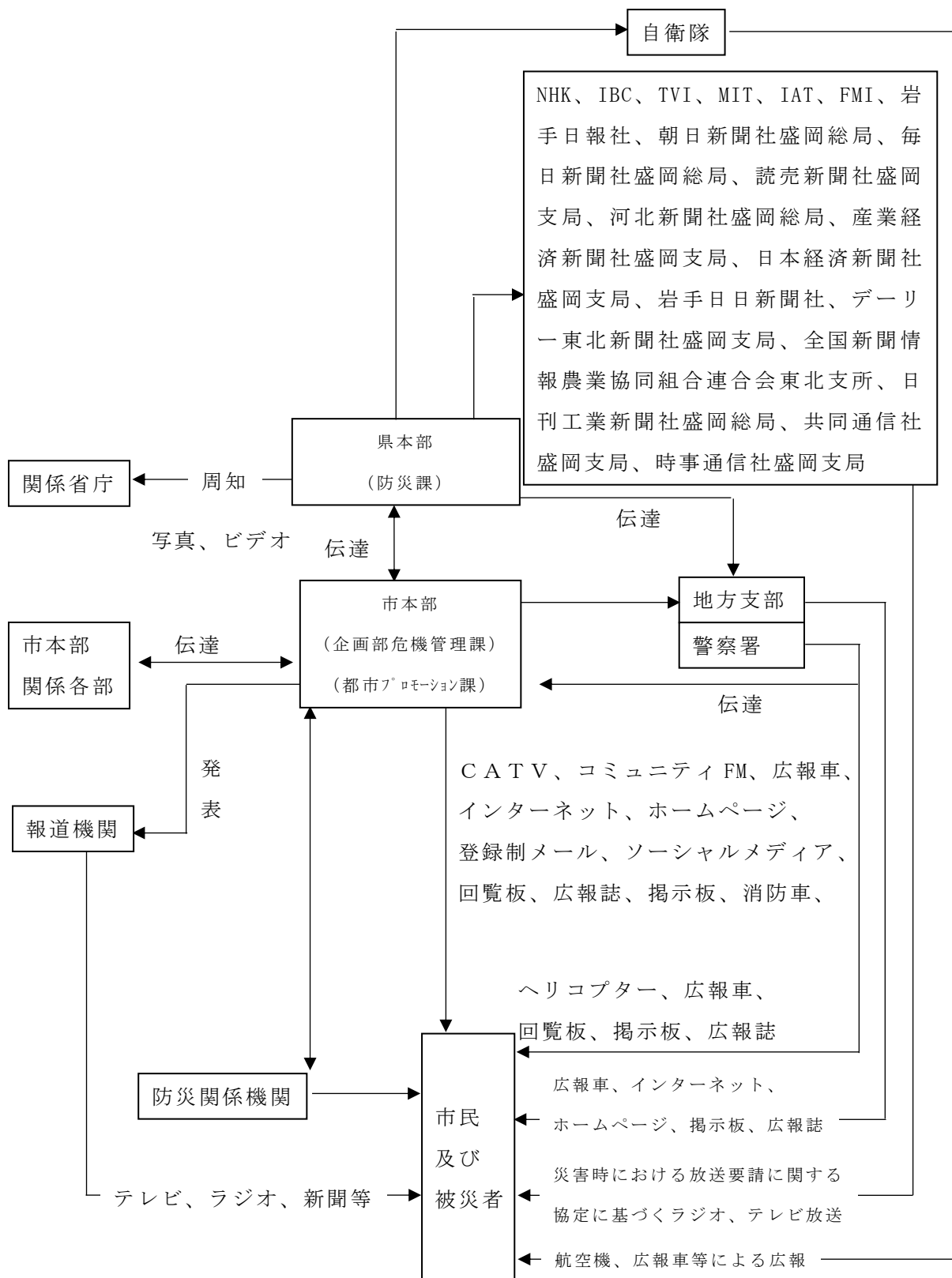
ア 関係省庁等に対する周知は、災害態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

イ 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、市本部職員を派遣してその実情を説明する等徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次の通りとする。(次ページ)

第5節 広聴広報計画



ア 防災行政無線	オ サイレン及び警鐘	ケ コミュニティFM
イ C A T V	カ 自主防災組織等の広報活動	
ウ 電話	キ 携帯電話の緊急速報メール	
エ 広報車	ク ソーシャルメディア	

2 広聴活動

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- (3) 県本部長は、市本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部総務生活課及び地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内の道路応急復旧のための専門班を設置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な走路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
市本部長	1 市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
北上郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市長に対する区間指定の指示

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路(株)東北支社北上管理事務所	所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び災害復旧
(一社)岩手県建設業協会	災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社北上駅	鉄道車両による緊急輸送
(公社)岩手県トラック協会北上支部 日本通運(株)北上支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手県交通(株)北上営業所	トラック、バス等の車両による緊急輸送

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 他の都道府県に対する車両等の提供及びあっせんの要請 2 運送事業者に対する陸上輸送等の要請
財務部	財政課	燃料の確保
	資産経営課	車両の配置
都市整備部	道路環境課	市管理道路に係る交通規制及び応急復旧

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、市本部長に報告するものとする。

2 防災拠点等の指定

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる輸送拠点及び交通拠点を定める。

(1) 防災拠点

市庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎、消防本部

第6節 交通確保・輸送計画

(2) 輸送拠点

陸上輸送拠点

J R 北上、北上流通基地、北上工業団地、北上南部工業団地

(3) 交通拠点

東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、盛岡和賀線、花巻和賀線、後藤野
野中線、花巻平泉線、夏油温泉江釣子線、岩崎藤根線、北上和賀線、清水野村
崎野線

(4) 広域防災拠点

ア 広域支援拠点

【本編第3章第1節の2 第3の1参照】

イ 後方支援拠点

【本編第3章第1節の2 第3の1参照】

(5) 重要物流道路及び代替・保管路が連結する拠点

3 緊急輸送道路の指定

(1) 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害
が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する

ア 他県と県内の都市を結ぶ高速道路及び一般国道を中心とする幹線道路

イ 防災拠点等へのアクセス道路

ウ 上記以外の代替道路

(3) 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（市庁舎、災害拠点病院、消防本部・消防署ほか）、物資集積拠
点、輸送拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（災害拠点病院以外の病院、交流センターほ
か）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び
代替・保管路が連結する拠点を連絡する道路

(4) 市本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。

路線名	指定区間	供用区間
東北自動車道	上り線北上江釣子 I C ～ 水沢 I C	全線
	下り線北上江釣子 I C ～ 花巻南 I C	〃
秋田自動車道	上り線北上西 I C ～ 北上 J C T	〃
	下り線北上西 I C ～ 湯田 I C	〃
国道4号	金ヶ崎町境～花巻市境	〃

国道107号	西和賀町境～奥州市境	〃
盛岡和賀線	花巻市境～国道107号交差点（藤根地区）	〃
花巻和賀線	花巻市境～国道107号交差点（堅川目地区）	〃
後藤野野中線	後藤野工業団地～国道107号交差点（藤根地区）	〃
花巻平泉線	花巻市境～金ヶ崎町境	〃
夏油温泉江釣子線	夏油温泉～江釣子十文字	〃
相去飯豊線	相去～鬼柳	〃
北上和賀線	鬼柳～岩崎	〃
清水野村崎野線	国道4号交差点～花巻市境	〃

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度において、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡を取りながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両」という）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第一次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去されるとともに、その通行を抑止する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両についてはその流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の通知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、規制標識を設置する。

イ 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。

ウ 規制標識には、次の事項を表示する。

- | |
|-------------|
| ① 禁止又は制限の対象 |
| ② 規制する区域、区間 |
| ③ 規制する機関 |

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制値周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

ア 市道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ウ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

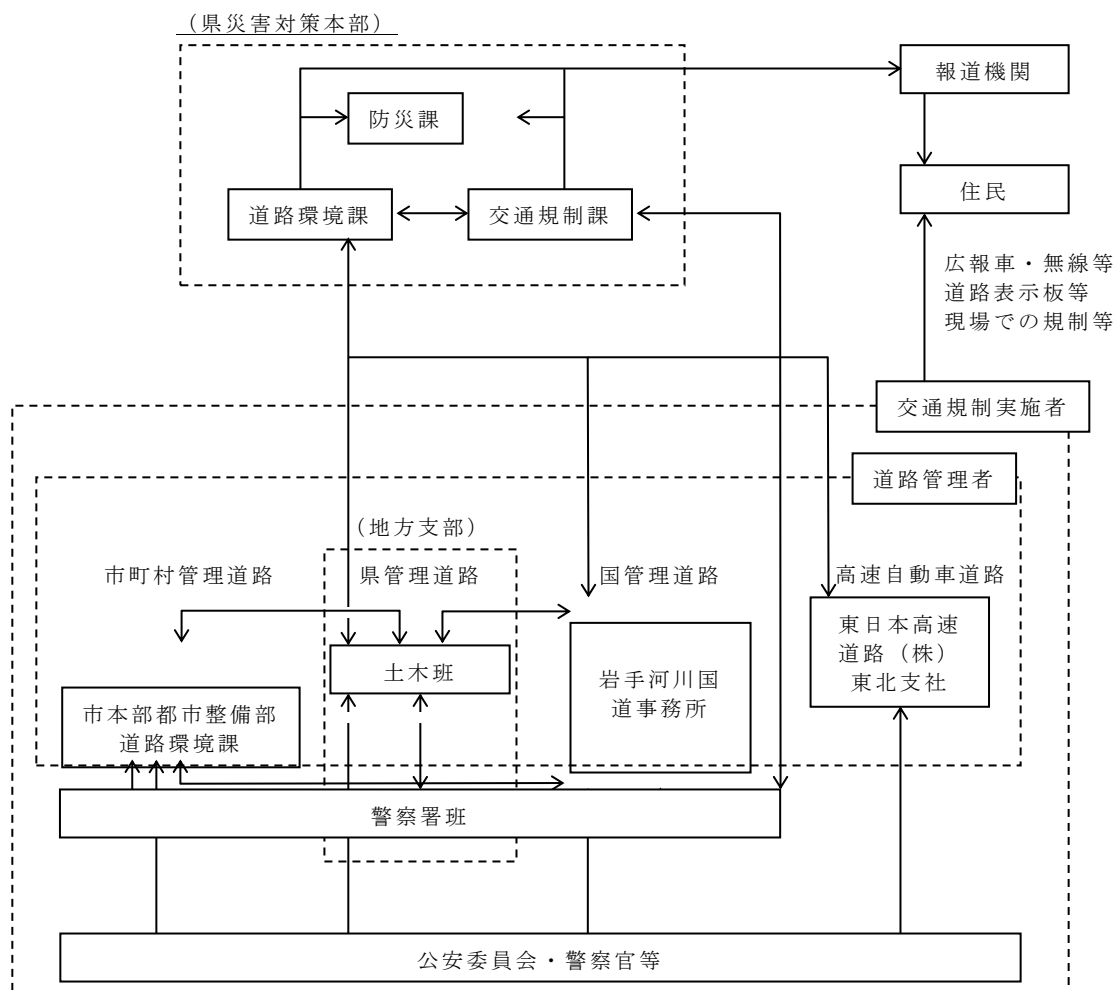
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）② 道路法に基づく規制（同法第46条）③ 道路交通法に基づく規制（同法第4条－第6条） |
|--|

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議のうえ、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 市は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、国道路管理者、県道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第6節 交通確保・輸送計画

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

ア 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を提出させ、審査のうえ、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。

ウ 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（防災課）又は県公安委

員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両の確認の申し出をする。

① 番号標に標示されている番号	④ 通行日時
② 輸送人員又は品名	⑤ 通行経路(出発地、経由地、目的地)
③ 使用者の住所及び氏名	

エ 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

① 当該車両を使用して行う業務を疎明する書類
② 届出済証

オ 県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規制別記様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。

カ 県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

資産経営課長及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等が保有する車両・船舶等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次の通りである。

- (1) 応急復旧対策に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水その他生活必需品
- (4) 衣料品・衛生資材
- (5) 応急復旧対策用資機材
- (6) その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

ア 資産経営課長及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ 資産経営課長及びその他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足を生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要求する。

(2) 燃料の確保

ア 財政課長及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

【資料3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定】

第6節 交通確保・輸送計画

イ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局に燃料の確保を要請する。

(3) 市本部による自動車による輸送

ア 公用車の集中管理

- ① 非常配備体制は、原則として、資産経営課において、公用車を集中管理する。
- ② 市本部各課は、非常配備体制後、直ちに、資産経営課に車両等の管理の移管及び運転者の配置換を行う。ただし、市本部各課は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことのできないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- ③ 各部課長は、公用車を使用する場合は、資産経営課長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

・ 輸送貨物の所在地	・ 輸送日時	・ その他参考事項
・ 輸送貨物の内容、数量	・ 荷送人	
・ 輸送先	・ 荷受人	

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

財務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、資産経営課長に連絡し、その確保を図る。

ただし、必要数が確保できない場合は、地方支部長及び県本部長に要請し、その確保を図る。

【資料編 3－6－1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書】

ウ 事前準備

資産経営課長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるものの他、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 市本部の鉄道輸送等

ア 市本部において、鉄道輸送を行う場合は、財務部資産経営課長を通して行う。

イ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、財務部資産経営課長に申し込む。

① 輸送貨物の所在地	④ 輸送日時	⑦ その他参考事項
② 輸送貨物の内容、数量	⑤ 荷送人	
③ 輸送先	⑥ 荷受人	

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき。

イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 航空機の確保

市本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と求められた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア	要請理由	エ	輸送先	キ	荷受人
イ	輸送貨物の所在地	オ	輸送日時	ク	着陸希望場所及びその状況
ウ	輸送貨物の内容、数量	カ	荷送人	ケ	その他参考事項

県本部における航空機のあっせん事務は、復興防災部防災課が担当する。

自衛隊機を希望する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料編[3-6-2]の通りである。

(4) ヘリポートの現況

市内におけるヘリポートの現況は、資料編[3-6-3]の通りである。

4 輸送関係従事命令

(1) 従事命令

市本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第65条第1項の規定の定めるところにより、従事命令を執行してその確保を図るものとする。

(2) 従事命令の手続き

従事命令の手続きは、第22節「応急対策要員確保計画」に定める要領により実施する。

5 整備すべき書類

- ・輸送記録簿・・・・・・・・様式編（救助様式16）による
- ・輸送費関係支払証拠書類

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するために、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 3 緊急消防援助隊の派遣要請の検討及び県知事への連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
消防機関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援にかかる連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 消防応急活動の実施 2 消防警戒区域の設定と立入の制限 3 消防機関と連絡調整

第3 実施要領

1 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するために、次により、大規模火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼防止線の設定

火災発生地域の延焼及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するためあらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ、延焼防止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼防止線、避難場所、避難経路を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備もしくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団との情報連絡体制を確保する。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認められる場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 市本部長は、市の消防力のみによる消防応急活動等によって対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定【資料編3-7-1】を締結している自治体に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受け入れ体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

- (1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達

第7節 消防活動計画

体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

- ① 消防職員・団員に対する出動準備命令
- ② 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
- ③ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生した場所を知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速且つ的確に防止する。

イ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 火災が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
- ④ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
- ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- ⑥ 火災等のほかの災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資

機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ 救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。

- ① 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模災害により、救助・救急能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等にかかる活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報等に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

オ 高齢者、障害者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第7節 消防活動計画

3 緊急消防援助隊

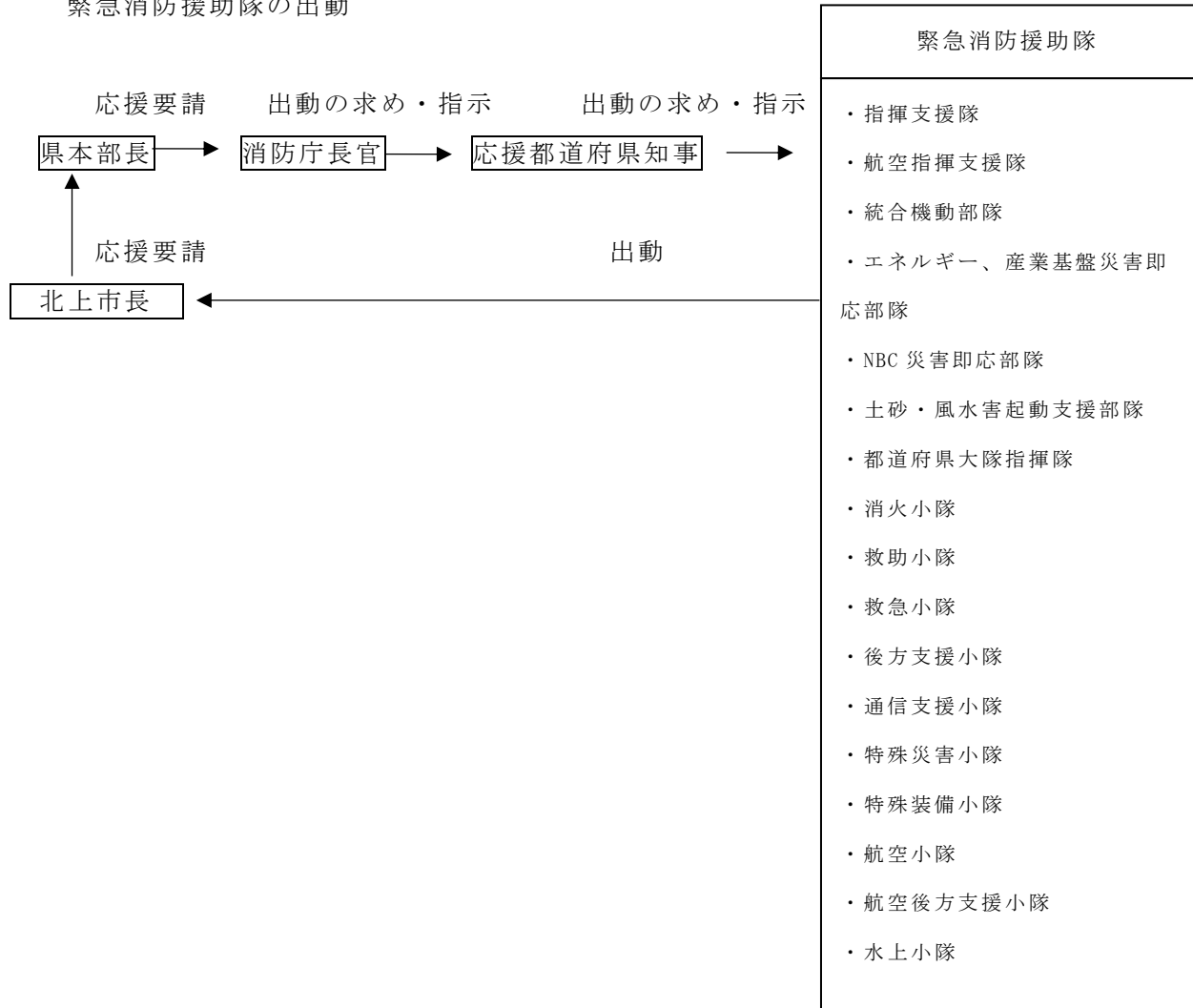
- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

部隊名	構成消防本部名等	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡（1隊）	
都道府県指揮隊	盛岡(2)、一関(1)（3隊）	指揮車
消火小隊	盛岡(4)、花巻(3)、北上(2)、奥州金ケ崎(3)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(3)、二戸(3)（33隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡(1)、北上(2)、奥州金ケ崎(1)、一関(1)、宮古(1)（6隊）	救助工作車、津波・大規模風水害対策車、高度救助用資機材
救急小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、遠野(1)、宮古(2)、久慈(2)、二戸(1)（20隊）	災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2)（17隊）	支援車、資機材搬送車、拠点機能形成車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害小隊（毒劇）	盛岡(1)、北上(1)（2隊）（救助部隊と重複登録）	毒劇物、B災害、C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（屈折はしご車）、奥州金ケ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車）（3隊）	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1隊）	防災ヘリコプター

（平成27年4月1日現在）

- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

緊急消防援助隊の出動



4 火災・災害等即報基準

火災、災害及びその他の事故が発生した場合は、市本部長と消防機関の長が連携し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）の規定により、必要な報告等を行うこととする。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれらによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防装置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
北上市水防管理団体	地域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 地域内の河川等における水防活動の実施 2 水防関係機関との連絡調整 3 ダム放流河川情報の伝達

第3 実施要領

洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「北上市水防計画」に定めるところにより実施する。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、市からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 4 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 5 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点的確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 7 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
- 8 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関

実施機関	応援の内容
市本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援
	2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援
	3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係

第9節 県、市町村等応援協力計画

	機関の行う相互供給対策の応援
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の広域緊急援助隊の派遣調整
東北厚生局	東北厚生局管内の国立病院・国立診療所に係る医療班の派遣調整
東北農政局岩手支局	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
東北総合通信局	非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置
陸上自衛隊岩手駐屯地	県知事からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣
東北地方整備局	東北地方における災害等の相互応援に関する協定に基づく応援
日本赤十字社岩手支部 北上市赤十字奉仕団	災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	県知事からの要請に基づく、災害放送の実施
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本通運(株)盛岡支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手交通局(株)	救援物資及び被災者の輸送
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給等
岩手中部水道企業団	給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車等の調達、あっせん要請

[市本部の担当]

部	課	担当内容
企画部	政策企画課	1 大規模災害時における相互応援の連絡調整 2 食料品、生活必需品等の調達に係る県等地方公共団体に対する連絡調整
	総務課	他の地方公共団体に対する職員の派遣及びあっせん要請
	都市プロモーション課	放送事業者に対する報道協力要請
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 食料品、日用品等に関する災害協定締結先との連絡調整 3 緊急消防援助隊の派遣に係る連絡調整 4 県内の消防相互応援に係る連絡調整
財務部	資産経営課	支援物資等の輸送に係る輸送事業者に対する応援要請
生活環境部	環境政策課	1 廃棄物処理に係るバキュームカー、仮設トイレ及びごみ収集車等の調達に係る連絡調整 2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定に係る関係機関との連絡調整
福祉部	地域福祉課	災害救助法に係る事務の総括
健康こども部	健康づくり課	1 北上医師会の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材の調達に係る連絡調整
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会事務局	1 稲の種苗、畑作園芸物、林業種苗、肥料、病虫害防除用資機材に係る関係機関との連絡調整 2 家畜飼料の調達に係る関係機関との連絡調整
都市整備部	道路環境課	道路、河川、橋梁等の応急処理に係る資材の調達、関係機関との連絡調整
	都市計画課	応急仮設住宅の建物及び処理に係る資材の調達、関係機関との連絡調整
教育部	総務課 学校教育課	1 学用品の調達に係る関係機関との連絡調整 2 被災児童、生徒の受け入れ、教職員の確保に係る関係機関との連絡調整
会計部	会計課	義援金の受付及び保管

第3 実施要領

第9節 県、市町村等応援協力計画

1 市町村の相互協力

(1) 全市町村による相互応援

ア 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害における岩手県市長村相互応援に関する協定」【資料編3-9-1】に基づき、相互に応援協力する。

イ 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市 019-651-4111	久慈市 0194-53-3109
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市 0195-23-3111	盛岡市 019-651-4111
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市 0197-64-2111	宮古市 0193-62-5533
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市 019-651-4111	花巻市 0198-24-2119
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市 0191-21-2111	釜石市 0193-22-2127
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市 0198-24-2119	大船渡市 0192-27-3111
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市 0198-62-4311	奥州市 0197-24-2111
両磐	一関市、平泉町	奥州市 0197-24-2111	陸前高田市 0192-54-2111
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市 0191-21-2111	奥州市 0197-24-2111

ウ 応援の種類は、おおむね、次の通りとする。

- ① 応急措置を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③ 被災者の救出、衣料、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(ア) 人的支援及びあつせん

- ① 救助及び応急復旧等に必要な要員
- ② 避難所の運営支援に必要な要員
- ③ 支援物資の管理等に必要な要員
- ④ 行政機能の補完に必要な要員
- ⑤ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん

(イ) 物的支援及びあつせん

- ① 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ② 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(ウ) 施設又は業務の提供及びあつせん

- ① ヘリコプターによる情報収集等
- ② 傷病者の受け入れのための医療機関
- ③ 被災者を一時収容するための施設
- ④ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑤ 仮設住宅用地
- ⑥ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(エ) その他特に要請のあったもの

エ 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 被害の種類及び状況② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等③ 応援を希望する職種別人員④ 応援場所及び応援場所への経路⑤ 応援の機関⑥ その他参考事項 |
|--|

オ 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

カ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県による市町村応援

- (1) 市本部長は、大規模災害において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じ

第9節 県、市町村等応援協力計画

て、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。

- (2) 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の機関
- カ その他参考事項

- (3) 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、他の節において市町村が県に応援要請をする旨の定めがある場合にあっては当該定めにかかわらず、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

3 防災関係機関の相互協力

- (1) 防災関係機関の応援要請

消防機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 災害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

- (2) 防災関係機関相互間の協力

ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

イ 防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時におけるほかの都道府県に対する緊急消防救助隊の派遣及び県内

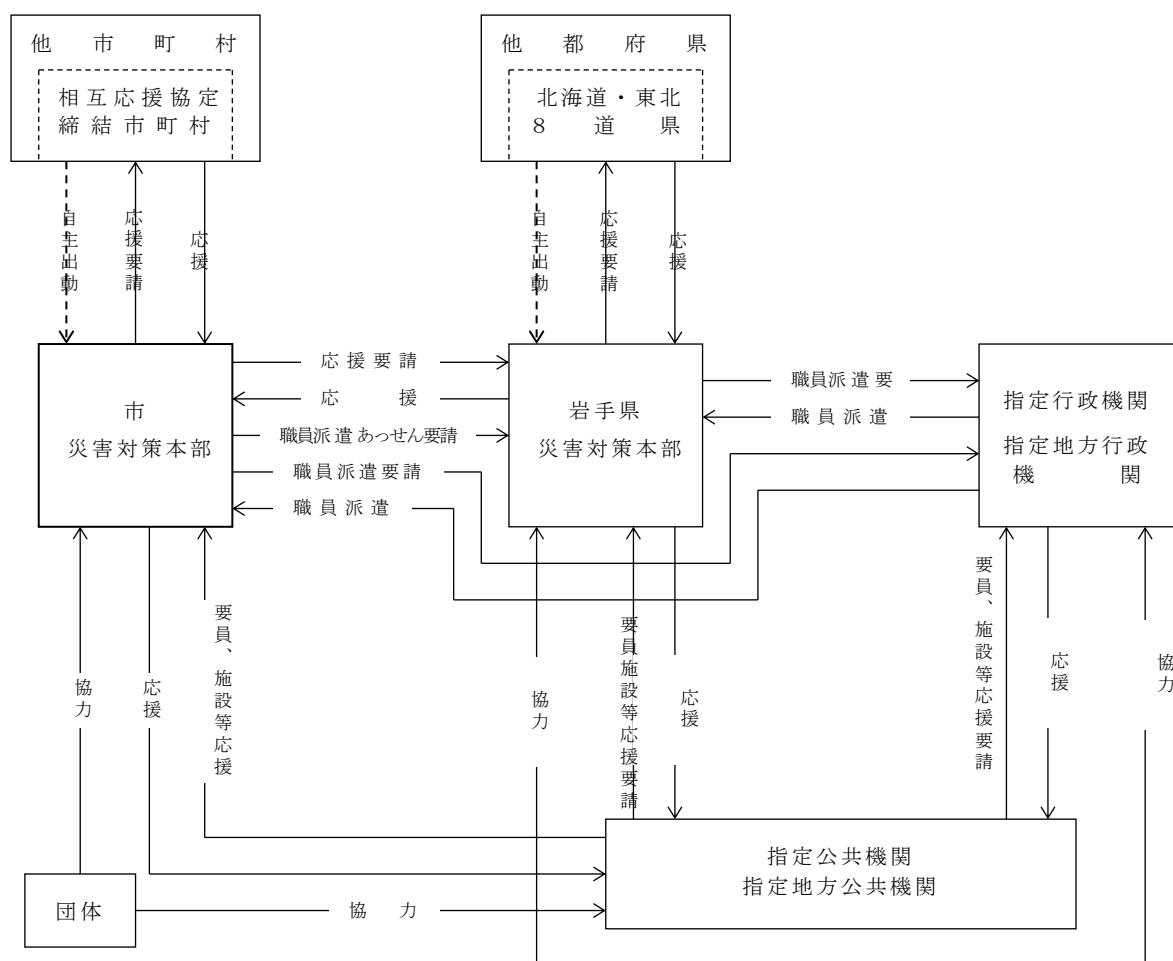
市町村における消防隊の派遣による相互応援については、県計画に準ずる。

6 経費の負担方法

- (1) 国、県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第9節 県、市町村等応援協力計画

災害時における相互応援体制



第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生にあたって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第1義とする応急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受け入れ態勢整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災関係機関を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務局 仙台空港事務局	圏域の航空機の捜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請手続き及び受け入れ措置

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次の通りである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護の為必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時期を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができ

第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

る者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次の通りである。

区分	指定部隊長の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日含む）
	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢（0176）53-4121 内線 2353	S O C 当直幕僚 三沢（0176）53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次の通りである。

項目	内容	市計画の 該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の捜索 援助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第13節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去に当たる。	第3章第20節
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節 19節
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、意思その救援活動に必要な人員及び救急物資の緊急輸送を実施する。この場合、航	第3章第6節

	空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続き

(1) 災害派遣の要請

ア 市その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。

- | |
|---|
| ① 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要す事由
② 派遣を希望する機関
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等） |
|---|

イ 市本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第68条の2の規定により、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 市その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続きを申し出る。

エ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

オ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

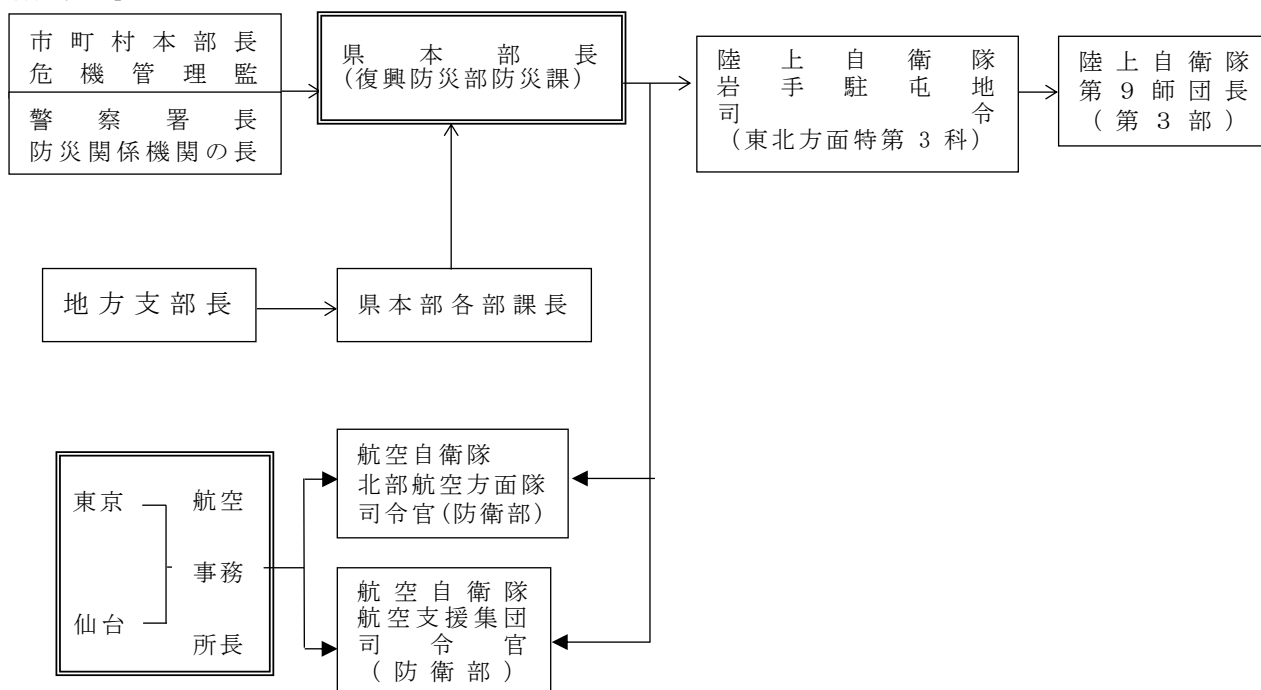
カ 災害派遣要請は、まず口頭、電話により行い、事後、正式文書により行う。

キ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

市その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

[要請系統]



注) 1 は災害派遣要請者、() は主幹部等を示す。

2 市本部長等は、人命救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするために必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議のうえ、連絡幹部室を設置する。

イ 受入側の市その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議のうえ、連絡班室を設置する。

③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。

④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ・ 災害情報の収集及び交換
- ・ 災害派遣の要否についての見当及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ・ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ・ 自衛隊の能力、作業状況
- ・ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ・ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ・ 宿泊及び経費分担要領
- ・ 撤収の時期及び方法

ウ 危機管理課長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

① 事前の準備

- ・ ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ・ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ・ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度、経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ・ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

② 受入時の準備

- ・ 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
- ・ ヘリポートの風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ・ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ・ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ・ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ、事前に自衛隊と調整を行う。
- ・ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

- (2) この場合において、指定部隊長の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう求める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次の通りである。

ア 関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置を取る必要があるとき

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市その他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用量及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。

第11節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その他受け入れ態勢の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 ボランティア活動に対するニーズの把握 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に対する支援 4 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という）並びに北上市社会福祉協議会との連絡調整 5 自主防災組織、特定非営利活動法人その他の関係団体等との連絡調整 6 北上市災害ボランティアセンターの設置要請及び支援
県本部長	1 ボランティア活動に対する支援 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に係る日赤県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 北上市とのボランティアに関する連絡調整
日赤県支部	1 ボランティア活動に係る各地区及び分区との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整
北上市社会福祉協議会	1 北上市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入れ 2 ボランティア活動に係る市との連絡調整 3 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他ボランティア団体（職域、職能等）	1 ボランティア活動に係る市及び北上市社会福祉協議会との連絡調整 2 北上市災害ボランティアセンターとの連携・協力

第11節 ボランティア活動計画

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	1 必要なボランティア活動の把握 2 ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整 3 ボランティアの活動状況の把握

第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

- ア 地域福祉課長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。
- イ 市本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、北上市社会福祉協議会に北上市災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、日赤県支部とも連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- ウ 地域福祉課長は、当該市のボランティアの他、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア ボランティアの活動内容及び人数等
- イ ボランティアの集合日時及び場所
- ウ ボランティアの活動拠点
- エ ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

2 ボランティアの受入れ

- ア 市本部長は、北上市社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、**災害**中間支援組織（ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を**図り**、**災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の**情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を**関係者と積極的に共有**するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の**活動**環境について配慮する。
- イ ボランティアの受入れは、北上市社会福祉協議会が中心となって設置・運営を行う北上市災害ボランティアセンターが行うものとし、ボランティアに対し、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- 1 ボランティア活動の内容
- 2 ボランティア活動の期間及び活動区域
- 3 ボランティア活動のリーダー等の氏名
- 4 ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）

- 5 被害状況、危険箇所等に関する情報
- 6 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- 7 その他必要な事項

ウ 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

エ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

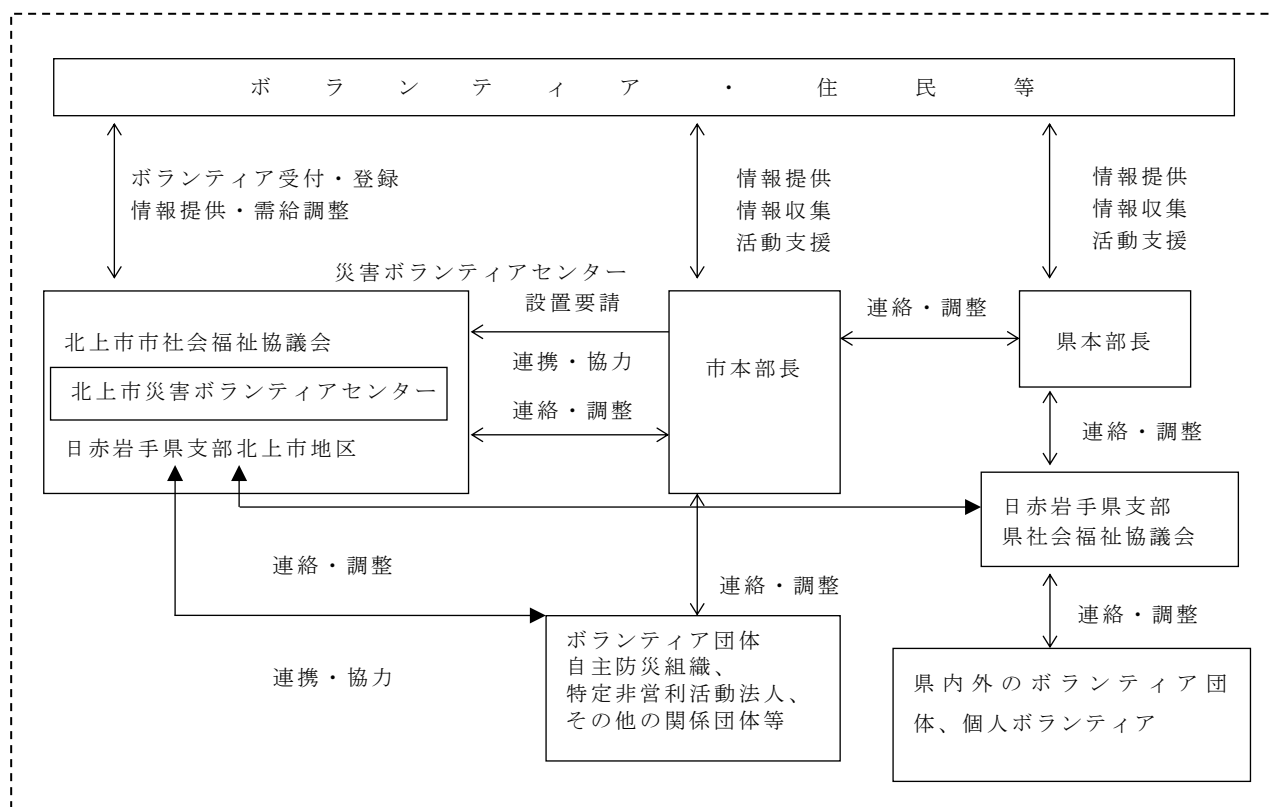
- ・炊き出し ・介助 ・物資仕分け ・移送サービス
- ・募金活動 ・引越し ・物資搬送 ・入浴サービス
- ・話し相手 ・負傷者の移送 ・安否確認、調査活動 ・理容サービス
- ・シート張り・後片付け ・給食サービス
- ・清掃 ・避難所の運営 ・洗濯サービス
- ・その他、応急危険度判定、医療、無電等の専門知識、技術を生かした活動

4 ボランティア活動の継続、廃止等

市本部長は、災害の復旧状況やボランティアのニーズ・必要性等をふまえて、北上市社会福祉協議会と協議のうえ、ボランティア活動の規模や継続体制、北上市ボランティアセンターの廃止等について決定するものとする。

第11節 ボランティア活動計画

[ボランティア活動に係る連絡調整図]



第12節 義援物資・義援金等の受付・配分計画

第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる義援物資及び義援金等（義援金及び寄附金をいう。以下同じ。）について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施責任（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	市で受け付けた義援物資及び義援金等の募集、受付及び配分
県 本 部 長	県で受け付けた義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手 県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手 県共同募金会	義援金の募集及び受付

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	義援物資の要請
	危機管理課	1 義援物資の配分 2 義援物資の受入れ及び保管
財務部	財政課	寄付金の募集方法等の検討
会計部	会計課	義援金の受付及び保管

第3 実施要領

1 県との連携

(1) 義援物資の受付等

ア 政策企画課長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握のうえ、県本部長に報告する。

イ 県本部長は、市からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について周知する。

ウ 県本部長は、大規模な災害の発生により市と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市において必要と推測される物資の募集について周知する。

エ 危機管理課長は、義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

オ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分す

第12節 義援物資・義援金等の受付・配分計画

るまでの間、適切に保管する。

カ 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 義援物資の配分及び輸送

ア 県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市の指定する場所に輸送し、引き渡す。

イ 危機管理課長は、県本部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(3) 義援金の受付等

ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(4) 義援金の配分

受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

(5) 海外からの支援の受入れ

ア 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

イ 政策企画課長は、海外からの支援の受入れに当たり、県本部長と連携を図り、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるようにする。

2 市独自の対応

1 から3までに掲げるほか、市本部長が必要と認めるときは、市独自で義援物資の要請及び義援金等の募集を行うものとし、その方法等については、別に定める。

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という）の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急処理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の給与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金貸与、器具または資料の供与

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	法に基づく事務全般
各部	各課	法の適用範囲となる災害応急活動に係る費用の算出

第3 実施要領

- 1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）
 法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市

第 13 節 災害救助法の適用計画

の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という）の数が、次のいずれかに該当する場合

人口	市名	被害世帯数	
		①市町村人口に応じた滅失世帯数	②県内の 1,500 世帯以上である場合
50,000 人以上 100,000 人未満	北上市	80 世帯以上	40 世帯以上
・ 県内において、7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合			

注) 被害世帯数の算定は、次の通りとする。

ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 被害世帯とする

イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 被害世帯とする。

- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定め特別な事情があり、かつ被害世帯が多数である場合、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とするもの。

- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するもの。

① 災害が発生し又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の技術を必要とすること。

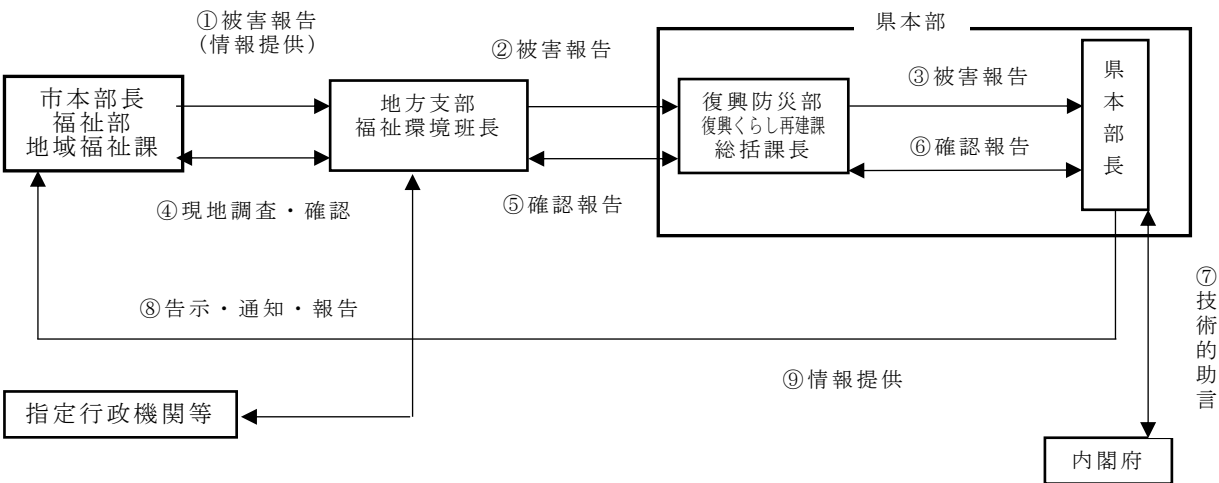
2 法適用の手続き

- (1) 市本部長の措置

ア 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式 2）により、県本部長に報告する。

災害救助法適用の手続き



3 救助の実施

(1) 実施方法

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」
応急仮設住居の供与	第18節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第15節「医療・保険計画」
助産	第15節「医療・保険計画」
被災者の救出	第14節「避難・救出計画」
住宅の応急処理	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の搜索	
遺体の処理	
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び人件費	第22節「応急対策要員確保計画」

第13節 災害救助法の適用計画

(2) 日本赤十字社岩手県支部への委託

県本部長は、災害救助法第16条、第19条及び「災害救助法第16条及び19条の規定に基づく業務委託契約（令和2年4月1日付け）」に基づき、必要に応じ、以下に掲げる事項の実施について日本赤十字社岩手県支部に要請するものとする。

ア 医療

イ 助産

ウ 死体の処理

エ 救援物資等の配布

オ こころのケア

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編【3-13-1】のとおりである。

第5 整備すべき書類

- ・災害救助関係様式編による

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難指示等

実施機関	担当業務
市本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退き勧告指示（水防法第29条、災害対策基本法第60条）
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立ち退き指示（水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条）
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置（自衛隊法第94条） 2 災害派遣要請に基づく避難の救助

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	避難場所の開設準備
	都市プロモーション課	住民等に対する広報
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 避難指示等の発令 3 避難に関する情報の発信

第14節 避難・救出計画

		4 避難場所の開設指示 5 避難のための立ち退き、勧告指示 6 警戒区域の設定
生活環境部	市民課	避難指示等の区域及び警戒区域内の世帯数及び人員の把握

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令
県本部長	警戒区域の設定による災害対策応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条、73条]
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 [市長(市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む)又は警察官がいない場合] [災害対策基本法第63条]

3 救出

実施機関	担当業務
市本部長	災害による生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出にかかる消防機関又は自衛隊派遣への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 防災関係機関への連絡調整 2 自衛隊の派遣要請 3 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索救助、救出
福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における救出に係る費用支弁等の総括
都市整備部	道路環境課	救出に係る重機等の確保

4 指定避難所の設置、運営

実施機関	担当業務
市本部長	指定避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	1 避難所の開設準備 2 災害救助法を適用しない場合における避難所の設置事務の事後処理に係る費用支弁の総括 3 避難所生活環境の把握
	危機管理課	避難所の開設指示
福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における避難所の設置事務の事後処理に係る費用支弁等の総括
健康こども部	健康づくり課 子育て世代包括支援センター	巡回による健康指導
教育部	総務課	学校を避難所として使用する際の調整

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の基準及び報告

ア 避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

① 土砂災害

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ② 大雨注意報が発表されて、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合

第14節 避難・救出計画

② 河川の洪水災害

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	① 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合。 ② 堤防の漏水、浸食等が発見された場合（漏水等のおそれがある場合を含む。）
警戒レベル4 避難指示	① 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が氾濫注意水位を超えた状態で、水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想される場合 ③ 堤防の異常な漏水等が発見された場合

備考 河川水位が氾濫注意水位に達した場合には、市本部長は、ホームページ、ケーブルテレビL字放送、登録制メール、フェイスブックなどにより情報を発信し、注意喚起を行うこととする。

※ 北上市において洪水予報や警報を行う主な河川は、北上川、和賀川及び猿ヶ石川です。各河川の水位情報の値は次のとおり。

河川	北上川		和賀川	猿ヶ石川
観測所 設定水位	朝日橋	男山	男山	安野
氾濫危険水位	5.3m	4.2m	4.2m	4.8m
避難判断水位	5.0m	3.9m	3.9m	4.4m
氾濫注意水位	3.0m	3.3m	3.3m	3.0m
水防団待機水位	2.0m	2.4m	2.4m	2.0m

（岩手河川国道事務所H27.4.1見直し後の水位）

イ 国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係は明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

ウ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

エ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて普段の行動

を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

オ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

カ 危機管理課長は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。

キ 県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

ク 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。

ケ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。

コ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。

サ 危機管理課長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

シ 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ス 県その他の防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(2) 避難指示等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ 避難経路
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び取るべき行動	ク その他必要な事項
ウ 避難指示等の理由	カ 避難先	

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

① 危機管理課長は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発

第 14 節 避難・救出計画

令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

- ② 危機管理課長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- ③ 都市プロモーション課長及び危機管理課長は、避難指示等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（Ｌアラート、ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用）によって、直ちに地域住民への周知徹底を図る。
- ④ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- ⑤ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- ⑥ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- ⑦ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次の通りとする。

災害の種類	種類及び内容		備考
	鐘音	サイレン	
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	近火信号をもって 避難信号とする
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

- ⑧ 危機管理課長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- ⑨ 市本部長が、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。（分散避難）

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難指示等を行った理由	② 避難指示等の理由	③ 避難指示等の発令時刻
④ 避難対象地域	⑤ 避難先	⑥ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第61条第3項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条1項

(4) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ、事務所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

ア 地域福祉課長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を誘導する。

ウ 地域福祉課長は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

- ① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
- ② 在宅の高齢者、障害者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第14節 避難・救出計画

(6) 避難者の確認等

市職員、消防団員、民生委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認
- ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障害者等の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

ア 警察署は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ 危機管理課長は道路環境課長等と連携し、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

危機管理課長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

① 発令者	④ 警戒区域設定の地域
② 警戒区域設定の日時	⑤ その他必要な事項
③ 警戒区域設定の理由	

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（Ｌアラート、ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合は、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行ったもの	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 危機管理課長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 危機管理課長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

ウ 県本部長は、市本部長から要請を受けた場合又は災害の規模、状況等から当該市だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村、自衛隊等に対して応援を要請し、本部職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

ウ 危機管理課長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープ、チェンソー、チェーンブロックなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設協会等の協力を得て、調達する。

エ 市本部長は、孤立した地域における援助、救出、物資補給のために、ヘリコプターの出動が必要と認められた場合は、県本部長に出動を要請する。

オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第14節 避難・救出計画

4 避難場所の開放

- (1) 市本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- (2) 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- (3) 市は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会に委託するなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の種類

種類	内容
一時避難場所	災害時に一時的に身を守るために避難する場所
第1次避難所	災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、すぐに開設する避難所
第2次避難所	第1次避難所では受入れしきれない場合又は被害の想定に応じて避難所を増設する場合に開設する避難所
指定福祉避難所	第1次避難所開設時に要配慮者のために開設する避難所
協定福祉避難所	指定福祉避難所では受入れしきれない場合又は長期化する場合に開設する避難所

備考1 第1次、第2次避難所は、震災時と水害時とに区分する。

【資料編3-14-1 一時避難場所、3-14-2 震災時第1次避難所、3-14-3 震災時第2次避難所、3-14-4 水害時第1次避難所、3-14-5 水害時第2次避難所、3-14-6 指定緊急避難場所一覧、3-14-7 指定避難所一覧、3-14-8 指定福祉避難所一覧、3-14-9 協定福祉避難所一覧】参照

(2) 避難所の設置

ア 市の避難対象地域及び避難場所を定める。

イ 総務課長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料、飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、暖房器具、避難生活に必要な物資等を調達する。

ウ 総務課長及び障がい福祉課長は福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努めるものとする。

エ 市本部長は、市が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定しただけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

- ① 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。
- ② 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
- ③ 県本部長は、②の場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。
- ④ 隣接市町村長及び県本部長は、受け入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市本部長は、所属職員のうちから管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

カ 危機管理課長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を県に報告し、都市プロモーション課長は住民等に周知する。

- ① 開設日時及び場所
- ② 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ③ 開設期間の見込み

キ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けたもの	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

ク 市本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、NPO等外部支援者の協力が得られるよう努める。

ケ 市本部長は指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、予め指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

コ 市本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努める。

サ 危機管理課長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。

シ 県本部長は、避難所の開設状況等を国（内閣府）と共有するよう努める。

ス 市本部長は、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を実施する。

(3) 指定避難所の運営

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。こ

の場合において、総務課長は健康こども部と連携し、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等や岩手県災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 危機管理課長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 危機管理課長は、避難者数、ボランティア数、物質の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

オ 市本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められている場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- ① 避難者、住民組織、ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- ② 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- ③ 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- ④ ホームヘルパー等による介護の実施
- ⑤ 保健衛生の確保
- ⑥ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- ⑦ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（L G B T等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
- ⑧ 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

カ 総務課長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

キ 危機管理課長及び教育部総務課長は、学校を避難所として使用する場合は、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

ク 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、**避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。**また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に**過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な**

組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ケ 市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(4) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については(1)及び(2)の定めを準用する。

(5) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

(1) 市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

(3) 市は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

ア 市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

ア 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がい

第 14 節 避難・救出計画

る集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施

		避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

[市本部の担当]

部	課	担当業務

第 14 節 避難・救出計画

企画部	政策企画課	1 県内広域避難に係る他市町村及び県との連絡調整 2 県内広域避難における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項

協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 県外広域避難における事務全般
財務部	資産経営課	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認のうえ、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 市長は、受入施設を決定し、提供する。

第 14 節 避難・救出計画

エ 県本部長又は市長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 61 条の 5 第 8 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	市長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 13 項、 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項
市長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 6 項
		県本部長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 7 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 5 第 14 項、 災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 他都道府県からの広域避難受入れにおける事務全般
財務部	資産経営課	他都道府県からの広域避難受入れに係る輸送手段の確保支援等

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）

は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、

本号中「協議先市町村長」という。)に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

キ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市本部長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第

第14節 避難・救出計画

		者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県内広域一時滞在に係るほか市町村及び県との連絡調整 2 県内広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

カ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなく	1 県本部長 2 公示	災害対策基本法第86条の9第

第 14 節 避難・救出計画

	なつたと認める とき	3 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 県外広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認のうえ、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項

協議先 市町村 長	受入施設を決定した とき	受入施設を管理する者及び 協議先市町村本部長が必要 と認める関係指定地方行政 機関の長その他の防災関係 機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害 対策基本法施行規則 第 8 条の 2 第 4 項の 規定により準用する 同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの 広域一時滞在の必要 がなくなった旨の通 知を受けたとき	受入施設を管理する者及び 協議先市町村本部長が必要 と認める関係指定地方行政 機関の長その他の防災関係 機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害 対策基本法施行規則 第 8 条の 2 第 4 項の 規定により準用する 同条第 1 項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 他都道府県広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保 支援等

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備

第 14 節 避難・救出計画

備を図る。

- (5) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速且つ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした、後方医療体制の確保を図る
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体の連携の下に、迅速且つ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した保健医療活動に必要な情報連携、整理及び分析など総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMA Tによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手D P A Tの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
独立行政法人国立病院	独立行政法人国立病院機構各病院に係る災害医療班の編

第15節 医療・保健計画

機構本部北海道東北ブロック事務所	成、連絡調整並びに派遣の支援
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMA T及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科衛生士の補助
(一社)岩手県獣医師会	避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	栄養・食生活支援管理活動における管理栄養士（栄養士）の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保険衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
生活環境部	環境政策課	被災した愛玩動物の救護対策
福祉部	地域福祉課	1 災害救助法に基づく医療及び助産の実施に係る費用支弁等の総括 2 日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
健康こども部	健康づくり課	1 北上医師会との連絡調整 2 北上医師会における医療救護班の派遣 3 医薬品、医療資機材の調達及びあっせん 4 岩手DMA T、岩手DPAT、岩手ICATの受入れに関する連絡調整

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- (1) 健康こども部長は、災害時における医療救護活動を迅速且つ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

- (2) 健康こども部長は、前項について、北上医師会、北上歯科医師会に依頼し「医療救護班」「歯科医療救護班」を編成し、被災地に医師及び看護師を派遣する。
- (3) 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、定めるところによる。

2 救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

1 緊急避難場所 2 避難所 3 医療施設

3 岩手DMA T及び医療救護班等の活動

(1) 岩手DMA Tの活動

ア 岩手DMA Tは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等における応急的な医療活動を実施する。

イ 岩手DMA Tは、おおむね次の業務を行う。

- ① 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
- ② 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- ③ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
- ④ 県災害対策本部内に設置するDMA T県調整本部等における被災地域内のDMA Tに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
- ⑤ DMA T県調整本部等における統括DMA Tの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時的医療施設をいう。

ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、搜索班及び現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。

エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の関係機関と連携を図る。

オ 岩手DMA Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

(2) 医療救護班の活動

ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じて、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

イ 医療救護班は、おおむね次の業務を行う

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
- ③ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
- ④ 被災地の病院の医療支援
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体の検案及びその後の処置

ウ 医療救護の実施に当たっては、岩手DMAT及び健康管理活動班と連携を図る。

エ 健康こども部長は、北上市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力しての調整を行う。

(3) 歯科医療救護班の活動

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- ② 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ その他必要とされる措置

(4) 岩手県薬剤師会班の活動

岩手県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(5) 災害医療コーディネーターの活動

災害医療コーディネーターは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを行う。

4 岩手DPATの活動

(1) 岩手DPATは、精神医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

(2) 岩手DPATは、次の業務を行う。

- ア 情報収集とアセスメント
- イ 精神科医療機能に対する支援
- ウ 住民及び支援者に対する支援
- エ 精神保健に係る普及啓発

オ 活動実績の登録

カ 活動情報の引継ぎ

- (3) 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- (4) 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 医薬品等は、岩手DMA Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用をする。ただし、手持ち品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- (2) 健康づくり課長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMA T及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- (3) 健康づくり課長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

- (1) 健康づくり課長は、広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。
 - ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
 - イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
 - ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
 - エ 受入患者の状況（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
 - オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
- (2) 健康づくり課長は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）により、各都道府県における(1)の情報収集及び提供のほか、DMA Tの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

第4 後方医療体制

1 災害拠点病院の指定

- (1) 災害拠点病院は、おおむね次の業務を行う。

	被災地内の場合	被災地外の場合
災害 拠点 病院	①災害発生時における 24 時間緊急対応及び重篤な傷病者への救命医療の提供	①災害発生時における 24 時間緊急対応及び広域搬送された重篤な傷病者への救命医療の提供

②全県の拠点としての傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③当該保健医療圏の拠点としての傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④傷病者の広域搬送 ⑤傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑥状況に応じ、岩手DMAT及び医療救護班の派遣	②全県の拠点としての広域搬送された傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③他の地域災害拠点病院と連携による広域搬送された傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④広域搬送された傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑤被災地への岩手DMAT及び医療救護班の派遣

- (2) 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、拠点本部の設置及び岩手DMATの受入れに協力するものとする。
- (3) 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、拠点本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。
- (4) 災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

2 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全をを確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に務める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、市医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、市医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続き

- (1) 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、

県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。

- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた市本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ、搬送する。
- (5) 市本部長は、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて被災地への岩手DMA T、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 健康づくり課長は、医療機関と連携し、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 健康づくり課長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 健康づくり課長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患体制

健康づくり課長は、人工透析及び難病患者等に使用する医薬品等を調達する場合は、第3の5「医薬品及び医療資器材の調達」に定めるところにより、調達又はあっせんを行う。

第7 健康管理活動の実施

- 1 健康づくり課長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、県が編成する「健康管理活動班」と密に連携し、活動を行う。

[健康管理活動班編成]

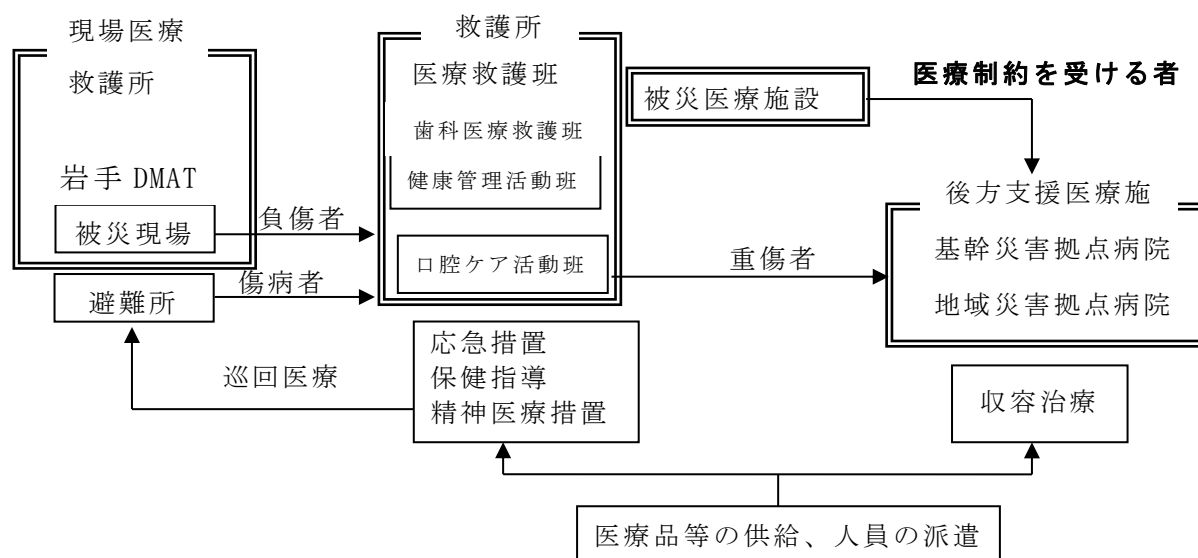
医療機関名	班名	健康活動班数	編成基準
市町村	市町村班	8班	保健師1名以上 管理栄養士（栄養士）1名
岩手県	保健医療班	9班	

- 2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 3 県が編成する健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

第15節 医療・保健計画

- ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整
- 4 県が編成する「口腔ケア活動班」は、おおむね次の活動を行う。
- ア 被災地に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
 - イ 被災者に対する歯科健康教育
 - ウ その他必要とされる歯科保健活動

[災害時における医療・精神医療・健康管理活動のイメージ]



注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

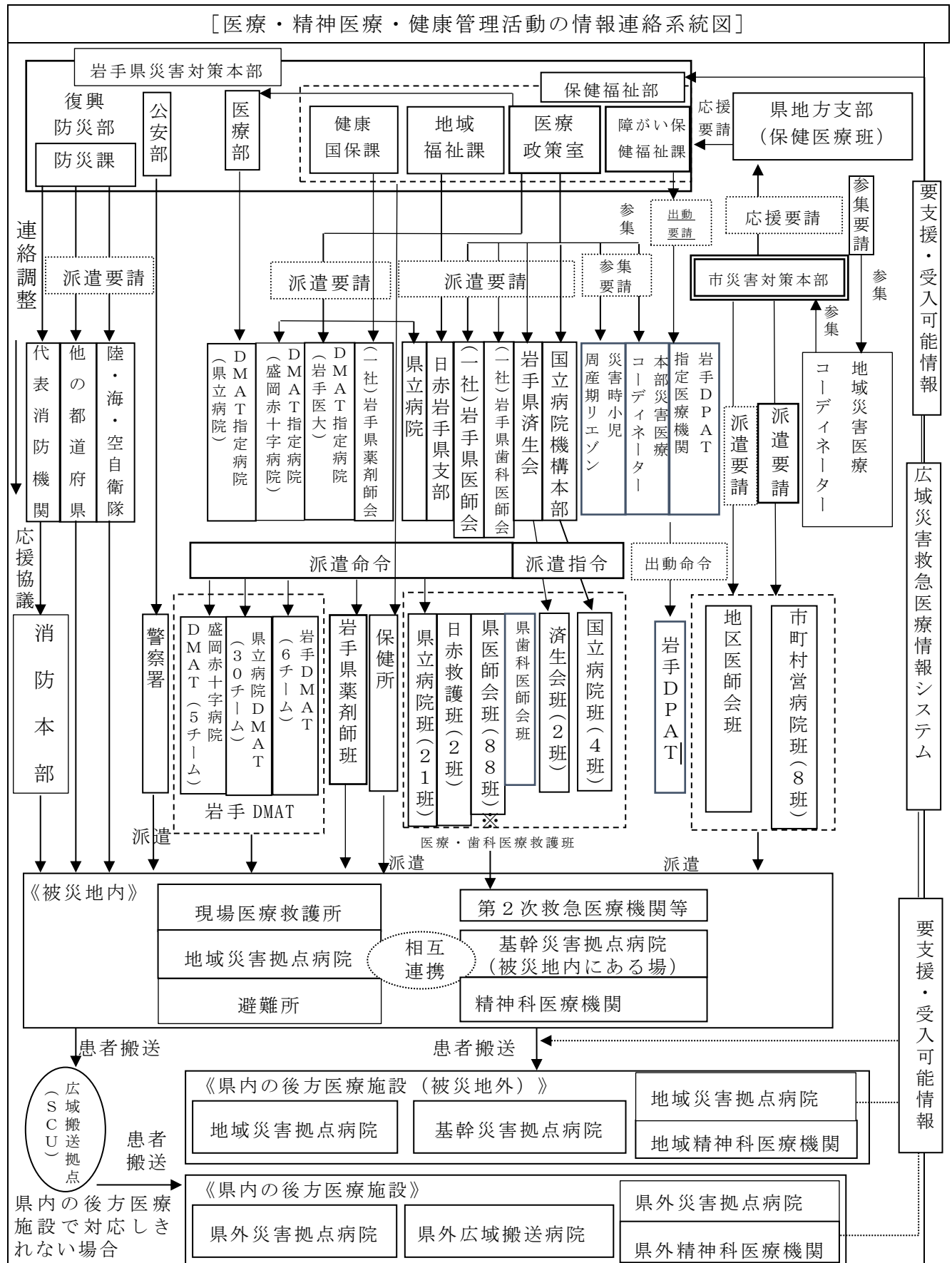
第8 災害救助法を適用した場合の医療・助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第9 愛玩動物の救護対策

環境政策課長は、県や関係機関と協力し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

- ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。
- ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。



第16節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具その他の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、市その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- 4 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊き出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北農政局岩手支局	応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	県及び他の都道府県に対する物資の調達に係る連絡調整
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 支援物資に関する災害協定の締結先との連絡調整
財務部	財政課	1 市内における物資供給に係る連絡調整 2 市の備蓄品の管理及び提供
福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の費用支弁等の総括

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げるものに対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの
- (6) 避難所にはライフライン寸断時にもトイレ用品を配備できるよう配慮する。

2 物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。
- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいように支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（L G B T等）の視点にも配慮する。

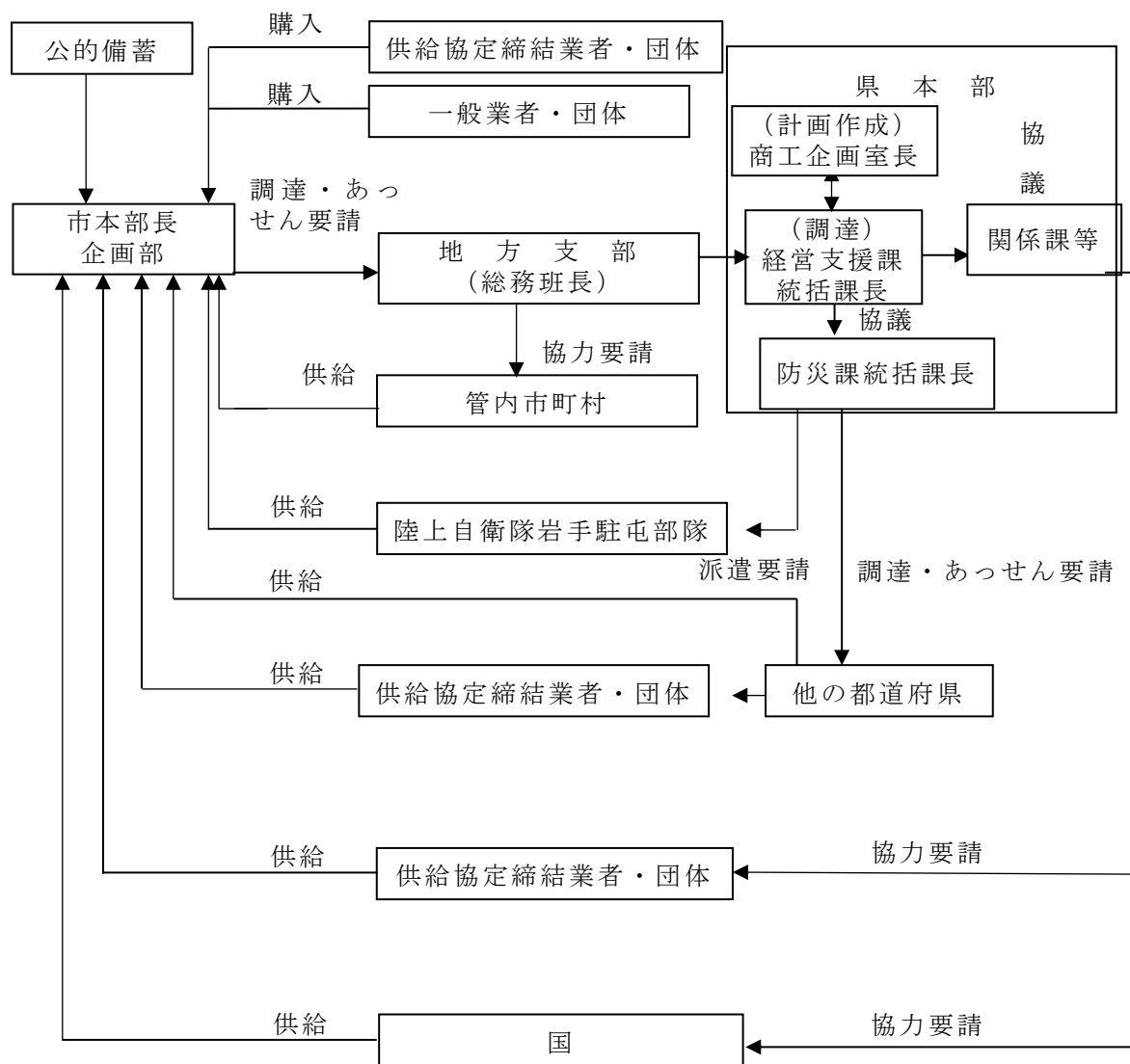
（※支給物資は、資料編3－16－1のとおり）

3 物資の確保

- (1) 総務課長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 財政課長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 市本部長は、必要な物資を調達できない場合は地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要求する。
- (4) 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村との連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。

第16節 食料・生活必需品供給計画

〔物資の調達・供給系統図〕



4 物資の輸送及び保管

(1) 県本部長は、次により、物資の輸送を行う。

ア 県本部の担当課長は、市本部又は輸送拠点（市と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、市本部長に引き渡す。

イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。

ウ 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

(2) 市町村本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

ア 原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り貸与する。

イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

ア 市本部長は、あらかじめ、炊出し方法等を定める。

イ 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。

ウ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市町村本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等の協力要請

市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

(1) 危機管理課長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるようあらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需給に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

(2) 県本部長は、被災市町村における物資の需給量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者、団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめのうえ、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

(3) 県本部長は、輸送拠点にある物資の在庫量を常時把握するよう努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 17 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、岩手中部水道企業団と連携し、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長が指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
岩手中部水道企業団	1 災害の際の全般的給水 2 水道施設の応急復旧に関すること

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 支援物資に関する災害協定の締結先との連絡調整
財務部	財政課	市の備蓄品の管理及び提供
生活環境部	環境政策課	岩手中部水道企業団との連絡調整
福祉部	地域福祉課	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括

第 3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、岩手中部水道企業団と連携し、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、岩手中部水道企業団と連携し、企業団の応援要請に応じて給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限等の措置

(3) 応援の要請

ア 環境政策課長は、岩手中部水道企業団と連携し、市内の給水状況の把握に努め、その結果、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保

若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- ① 給水対象地域 ③ 職種別応援要員数 ⑤ その他参考事項
② 給水対象人数 ④ 給水期間

イ 市本部長は、県本部長に応援要請した場合は、給水業務の実施について必要な指導又は応援を受け、飲料水及び生活用水の確保と供給を図る。

ウ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 市本部長は、災害の規模、状況等により、県本部長の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水の確保ができないと認めた場合は、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。

オ 市本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」の定めるところにより、国、都道府県等に対し、要員の派遣を要請する。

カ 市本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材を確保する。

イ 市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

ア 市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

- ① 応急給水用資機材の種別、数量 ③ 運搬先
② 使用期限 ④ その他参考事項

イ 市本部長は、県本部長に要請した場合において、県本部の保有分だけでは応急給水資機材を確保できないときは、被災地以外の市町村に対し応援を要請する。

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生処理

ア 水道水（被災水道施設を除く）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上になるよ

第17節 給水計画

う消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上に確保する。

ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む）ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水斜等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、舟艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

① 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置を取る。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができるものと認めるときは、使用範囲の制限を行う。

③ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア	水道被害の状況	イ	給水対象地域	ウ	給水対象世帯・人員
エ	人員、資材、種類、数量（施設の破損、水道水の汚染状況）				
オ	応援を要する期間	カ	その他参考事項		

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水・生活水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 給水できない場合のし尿処理

市で給業務水班による給水又は水道水の供給のが再開ができない場合の業務処理等は、第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定める。

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急処理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急処理を行う。
- 3 災害により住宅が消滅し、住宅に困窮したものに対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- 5 災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災住宅の応急処理、公営住宅等の入居あっせん及び 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長（救助実施市）	応急仮設住宅の供与・管理運営及び公営住宅等の入居 あっせん

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	県及び他の都道府県等に対する被災者の一時受入れの ための施設の提供及びあっせん要請
	総務課	県及び他の都道府県に対する応急仮設住宅にかかる技 術職員の派遣要請
	危機管理課	岩手県建設業協会北上支部及び北上市建設業協会との 災害協定に基づく労務資機材等の確保及び連絡調整
財務部	資産税課	被災建築物の応急危険度判定
福祉部	地域福祉課	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び 被災住宅の応急修理に係る費用支弁等の総括

都市整備部	都市計画課	1 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急仮設住宅に係る設計、施行及び監理 3 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保 4 公営住宅等の入居あっせん
	道路環境課	応急仮設住宅の用地の確保

第 3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げるものに対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借り上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

ア 都市計画課長は、住宅の被害確定の日から 5 日以内に次の事項を調査する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における住民の動向及び市内の住宅に関する要望事項
- ③ 市内の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要な事項

イ 市本部長は、調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成し県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

ア 市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適用な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

ウ 敷地は、飲料水が得られやすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

エ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討のうえ、選定する。

オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

ア 市本部長は、あらかじめ、建築関係機関と災害時における応援協定を締結

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

するなど関係業者、団体等との協定体制を整備する。

イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模の災害においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。

なお、設置時は本市の気候特性に応じた建築資材の確保に留意する。

【資料編3-26-4 災害時における労務資機材等の供給に関する協定】

(5) 応急仮設住宅の入居

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。

イ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の選定の日から2年以内とする。

ウ 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。

イ 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

エ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 応援の要請

市本部長は、応急仮設住宅の設計、施工、監理に当たる技術職員を確保できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、県、国、都道府県等に職員の派遣を要請する。

(8) 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急処理

(1) 供与対象者

住宅の応急処理は、次に掲げるものに対して行う。

ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことのできない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査、選考

都市計画課長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査し選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

イ 市本部長は、1ヶ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急処理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅等への入居のあっせん

(1) 市本部長は、公営住宅への入居資格を有する者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

(2) 市本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 市本部長は、県営住宅、市営住宅等の入居条件を把握し、県本部長に対して情報の提供を行う。

(4) 市本部長は、市内の公営住宅等では不足する場合は第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県に対して、被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせンを要請する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 県本部長は、必要に応じ、市本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

(2) 都市計画課長は、応急仮設住宅の入居手続き、被災住宅の応急処理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報誌等及び地震等により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

県本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を阻止するため、事

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定士への協力要請

ア 県本部長は、市本部長から支援要請を受けた場合は、事前に登録した被災宅地危険度判定士に対して、協力を要請する。

イ 県本部長は、必要と認めた場合は、他の都道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「応急宅地」「要注意宅地」「調査済み宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（要壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済み宅地	青のステッカーを表示する

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。

イ 実施本部は、以下の業務に当たる。

- ① 宅地にかかる被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員受入及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

イ 県本部長は、講習会受講者を対象として被災宅地危険度判定士の登録及び更新に関する業務を行う。

ウ 登録に関する事務は、県土整備部都市計画課が行う。

6 被災建築物の応急危険度判定

市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の危険度判定を行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

(2) 市本部長の措置

ア 市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

(ア) 市本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

(イ) 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

イ 市本部長は、必要に応じて県本部長に支援要請をするものとする。

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第 19 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
生活環境部	環境政策課	1 公共の場所のごみ、し尿処理に関すること。 2 ねずみ、昆虫等の駆除に関すること。
健康こども部	健康づくり課	1 感染症予防全般（感染症予防資機材の調達、あっせん含む） 2 感染症予防に関する指示及び指導 3 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施

第 3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1 箇所の編成基準は、おおむね次の通りとする。

区分	人員
衛生技術	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名

県本部長は、市における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合

は、地方支部保健医療班において、上記の基準により「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

県本部長は、地方支部保健医療班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、市町村本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇所の編成基準は、おおむね次の通りとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医 師	1 名	看護師又は保健師	1 名
看護師又は保健師	1 名		
助手	1 名	助 手	1 名

(3) 感染症予防班

市本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

(4) 専門家への支援の要請

県本部長は、感染症予防活動の実施について、必要に応じ、いわて感染制御支援チーム（I C A T）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 健康づくり課長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 健康づくり課長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

- (3) 県本部長は、要請を受けた場合は、県本部が保有する感染症予防用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。
- (4) 県本部長は、前記によっても必要とする感染症予防用資機材を調達できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、感染症予防用資機材の調達又はあつせんを要請する。

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 健康こども部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他の関係機関の協力

第19節 感染症予防計画

を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

(2) 地方支部保健医療班長及び県本部医療政策室長は、感染症に関する広報を実施し、又は市本部長に対して、助言、指導を行う。

(3) 市本部長は、第5節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症予防に関する広報を実施する。

- ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
- イ 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動の指示等

健康こども部長及び環境政策課長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ範囲・期間を定めて、県本部長の指示に基づき次に掲げる事項について、消毒その他の措置等を行う。

特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置をとる。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除 (同上第28条)
- (3) 生活の用に供される水の供給 (同上第31条)
- (4) 臨時予防接種 (予防接種法第6条)

5 実施方法

(1) 疫学調査

健康こども部長は、次の方法により県の実施する疫学調査に協力するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあっては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(2) 健康診断

健康こども部長は、検病検査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

(3) 清潔方法

環境政策課長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心としてごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地

域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

健康子ども部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長の指示した場所について、消毒班による消毒を実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

環境政策課長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第17節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

健康子ども部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

健康子ども部長は、県本部長と協力し、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 防疫班により、患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地域以外の場所に臨時感染症指定病院を設けて、収容する。

ウ やむをえない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては自宅隔離し、し尿の衛生処理について厳重に指導し、治療を行う。

(9) 避難所における感染症予防活動

総務課長は健康子ども部と連携し、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

ア 避難者の健康状態を1日1回以上確認する。

イ 避難所における過密抑制に配慮する。

ウ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

エ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

オ 飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を

第 19 節 感染症予防計画

実施し、消毒措置の指導を行う。

(10) 市町村が感染症予防活動をできない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、市本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

ア	清潔方法及び消毒方法の施行	イ	ねずみ族、昆虫駆除等の実施
ウ	生活の用に供される水の供給	エ	患者の輸送措置

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速且つ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
市本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

[市本部の担当]

部	課	担当業務
生活環境部	環境政策課	廃棄物の処理及び清掃並びにし尿処理全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市本部長が行う障害物の除去に関する応援、協力 2 県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等関係施設に基づく障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣の要請に基づく障害物の除去

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

日本赤十字社岩手県支部	災害救助法適用時における障害物の除去に関する協力
東日本高速道路(株)北上管理事務所	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
福祉部	地域福祉課	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括
都市整備部	道路環境課	1 障害物除去事務の総括 2 道路、河川、住居等障害物の除去全般

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 環境政策課長は、被災地における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可能性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 環境政策課長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行うものとする。

① 医療施設 ② 社会福祉施設 ③ 避難所

エ 環境政策課長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	① 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ② 最終処分場等での大量処理が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保のうえ、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	① 倒壊建築等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ② 災害廃棄物仮置場に搬入された倒壊家屋の廃棄物については、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

カ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

【資料編3-20-1 一般廃棄物処理業者一覧表（処理業者）】

キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 環境政策課長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を提携するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

【資料編3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）】

ウ 環境政策課長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

環境政策課長は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

【資料編3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）】

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア 環境政策課長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。

イ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒担当者と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

ア 環境政策課長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民

団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

【資料編 3－20－4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定】

イ 市本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。

また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 環境政策課長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 環境政策課長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿処理及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

医療施設	社会福祉施設	避難所

エ 環境政策課長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理方式
医療施設 福祉施設 避難所	① 施設内のトイレが使用不可能な場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	① 住宅での生活確保と地域の生活環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	① 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜め置きした風呂桶等の水を利用する。 ② 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ③ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ④ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	① 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。

	③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

ア 環境政策課長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材等の確保を図る。

【資料編 3-20-3 一般廃棄物処理業者一覧表（し尿収集委託業者）】

イ 市本部長は、自らのし尿施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

【資料編 3-20-5 一般廃棄物処理施設（し尿処理）】

ウ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 道路環境課長及び道路、河川、空港の管理者（以下、本節中「道路の管理者」という）は所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

- ① 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
- ② 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
- ③ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- ④ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 道路環境課長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

① 住居関係障害物の除去

- ・ 道路環境課長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- ・ 災害救助法が適用された場合における障害物の除去にかかる対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条

の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

② 道路関係障害物の除去

- ・ 道路環境課長及び道路等の管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- ・ 道路環境課長及び道路等の管理者は、道路法の障害物の状況を、第 4 節「情報の収集伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

③ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

道路環境課長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともにあらかじめ、関係業者、団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

【資料編 3-20-6 障害物除去機械保有業者一覧表】

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村、あるいは地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。

① 障害物除去に必要な職種及び人員	④ 障害物除去地域、区間
② 障害物除去用資機材の種類・数量	⑤ その他参考事項
③ 応援を要する期間	

イ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。

- ① 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。
- ② 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。
- ③ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、岩手県地域防災計画に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達・あっせん若しくは障害物の広域処理を要請し、又は、自衛隊の災害派遣を要請する。

ウ 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部又は県本部長に対して、応援を要請する。

① 障害物除去に必要な職種及び人員	④ 障害物除去地域、区間

- ② 障害物除去用資機材の種類・数量 ⑤ その他参考事項
 ③ 応援を要する期間

(4) 障害物の臨時集積所の確保

- ア 道路環境課長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- イ 臨時集積所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
- ① 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - ② 公有地を選定できないときは、アに準じて、私有地を選定し、あらかじめ、所有者との調整を行う。
- ウ 道路環境課長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- ア 道路環境課長は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
- ① 臨時集積場所
 - ② 住民の日常生活又は農林水産業その他の生活活動に支障がない場所
 - ③ 埋め立て予定地
- イ 市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹林、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から第27法の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画

- (1) 環境政策課長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うように指示・助言する。
- (2) 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 21 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ的確に行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明者の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)岩手県医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
(一社)岩手県歯科医師会	
(一社)北上医師会	

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 行方不明者及び遺体搜索 3 遺体の収容に関する関係機関との連絡調整
生活環境部	市民課	1 行方不明者の照会 2 埋葬及び火葬の手続き
	環境政策課	1 遺体の埋葬 2 遺体埋葬にかかる広域調整
福祉部	地域福祉課	1 災害救助法による遺体の搜索、処理、埋葬に係る費用支弁等の総括 2 日本赤十字社岩手県支部との連絡調整

健康こども部	健康づくり課	北上医師会との連絡調整及び協力

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

ア 危機管理課長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、警察署に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

① 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

② 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 行方不明者の搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

ウ 市民課長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、危機管理課長へ連絡し、危機管理課長は当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

エ 市民課長は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、危機管理課長へ連絡し、危機管理課長は県本部長に連絡する。

オ 県本部長は、行方不明者として把握した者が外国人であった場合には、直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

(2) 搜索の実施

ア 危機管理課長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

イ 危機管理課長は、必要に応じて自主防災組織等の住民ボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

ウ 危機管理課長は、必要に応じて警察署長に対して、広域的な搜索の実施を要請する。

エ 搜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

オ 搜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

① 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合には、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

② 遺体を発見し、又は住民からの発見の通報を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視の実施

ア 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通知を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

イ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市本部長に通知のうえ、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収

(2) 危機管理課長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、関係課及び関係機関と連携し、遺体収容所を設置する。

(3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意のうえ、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

(1) 健康づくり課長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を取る。

(2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持ち品を持って繰り替え使用するものとし、資機材が不足した時は、市において調達する。

(3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

(1) 環境政策課長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

第 21 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

- (2) 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 遺体埋葬の広域調整

環境政策課長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬できない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策委員(以下、本節中「要員」という)の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
市本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	各災害対応業務における不足要員の確保
	危機管理課	1 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 2 消防、救急、水防関係作業の従事命令、協力命令による要員の確保
福祉部	地域福祉課	災害救助法に基づく要員の確保に係る費用支弁等の事務総括

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施期間における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- (1) 各課長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する場合は、部内調整を行い、部内の課から応援職員を配置する。
- (2) 各部長は、部内に職員のみではその不足を補うことができないと認める場合は、企画部長に他の部からの職員の派遣を要請し、企画部長は総務課長に調整を指示する。
- (3) 企画部長は、市本部の職員のみではその不足を補うことができない場合は、その旨を市本部長に報告する。

第 22 節 応急対策要員確保計画

- (4) 市本部長は、災害応急対策の実施に当たり、県及び他の市町村の職員の派遣を求める必要があると認める場合は、第 9 節「県、市町村等応援協力計画」に定める所により、職員の派遣を要請する。
- (5) 防災関係機関は、前記によっても要員に不足が生じる場合又はその支援を待つ余裕がない場合は、次の事項を明示して、北上公共職業安定所所長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	イ 作業内容	ウ 必要技能及びその人員
エ 期間	オ 就労場所	カ その他参考事項

- (6) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
	災害救助作業	協力命令	災害救助法第30条により知事の職権の一部が委任された時
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は水防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業全般	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助作業	救助を要するもの及びその近隣のもの
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者
救急作業	事故の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住する者又は水防の現場に有る者、災害により生じた事故の現場付近にある者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長 県本部長 指定(地方) 行政機関の 長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更する とき ウ 発した命令を取り消す とき	災害対策基本法第81条 第1項災害救助法第7条 第4項において準用する 同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を補償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 23 節 文教対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教員を確保のうえ、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品などの給与を行う。

第 2 実施責任（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	市立学校における応急教育の実施
県 本 部 長	県立学校における応急教育の実施
私立学校設置者	当該私立学校における応急教育の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	災害救助法に基づく要員の確保に係る費用支弁等の事務総括
教育部	総務課	1 学校施設の被害調査及び施設、設備等応急復旧対策 2 応急給食用物資の確保、調達
	学校教育課	1 教職員の確保に関する関係機関との連絡調整 2 被災児童、生徒の被害調査 3 被災児童、生徒に対する学用品等の給与、授業料の減免、奨学金の緊急貸与 4 応急教育の実施
	文化財課	文化財施設及び文化財に対する被害調査及び応急対策の実施
まちづくり部	生涯学習文化課	社会教育施設の被害調査及び応急対策の実施
	スポーツ推進課	体育施設の被害調査及び応急対策の実施

第 3 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 学校施設の応急対策

教育部総務課長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の現状	応 急 教 育 予 定 場 所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急措置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は同一市町村内のほかの学校の校舎若しくは地域の公共施設を利用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	同一地域内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
同一市町村内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は校舎等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続き

学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては次の手続きにより、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市立学校

市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
同一市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所管内の他市町村施設を利用する場合	① 市本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。 ② 地方支部教育事務所班長は、対象施設の地域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所管内の施設を利用する場合	地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないとき

	は、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

イ 県立学校

被災した県立学校の学校長は、県本部長に対し、直接、他の施設利用のあつせんを要請する。

ウ 私立学校

被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して、教育施設及び公共施設の利用について協力を要請する。

エ 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあつせん要請は、次の事項を明示して行う。

①あつせんを求める学校名	③授業予定人員及び室数	⑤その他参考事項
②予定施設名又は施設種別	④予定期間	

2 教職員の確保

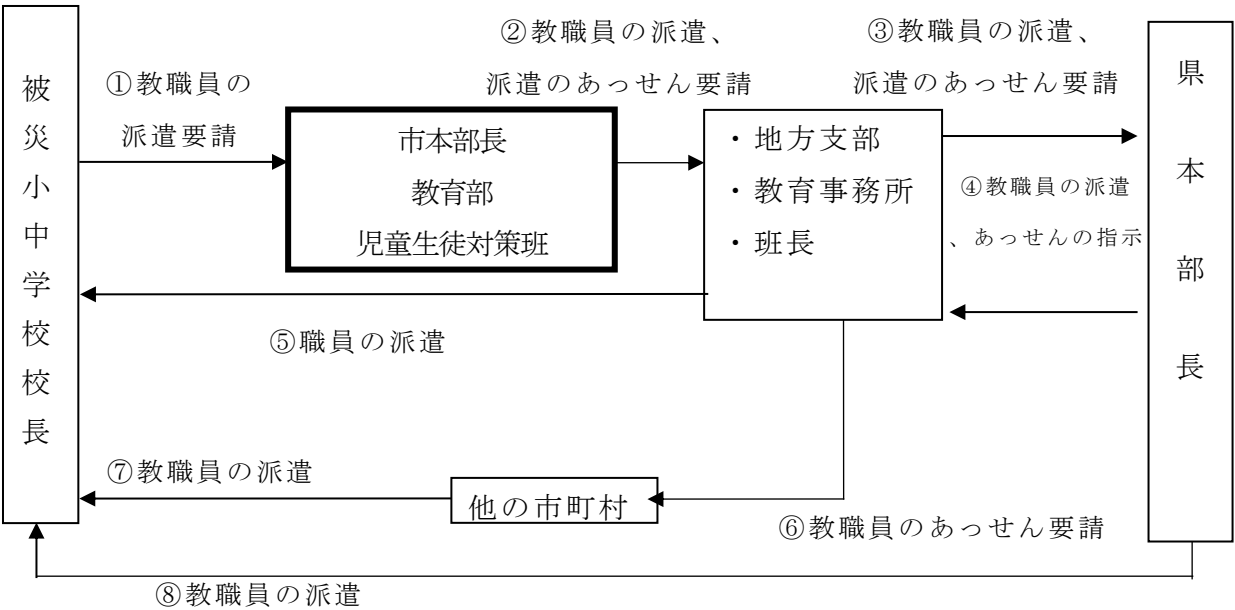
(1) 市立学校

ア 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

- ① 校長は、学校教育課長に対して教職員の派遣を要請する。
- ② 学校教育課長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。

イ 市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議のうえ、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

〔被災小中学校に対する教職員の派遣及びあつせんの流れ〕



(2) 県立学校

ア 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

① 校長は、直接、県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

② 県本部長は、県本部の職員を派遣又は隣接学校の教職員を派遣する。

イ 上記によっても教職員を確保できない場合においては、教職員を臨時に採刷して必要な教員の確保を図る。

(3) 私立学校

被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して教職員の確保について協力を要請する。

(4) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	イ 授業予定場所
ウ 教科別（中学、高校）派遣要請人数	エ 派遣要請予定期間
オ その他必要な事項	

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

(2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

(3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

(4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

(5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

(6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 市立学校

ア 学校教育課長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

イ 学校教育課長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。

なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

第23節 文教対策計画

(2) 県立学校

・ 高等学校

校長は、災害により教科書を失った生徒の状況を取りまとめのうえ、学用品等をあつせんする。

(3) 私立学校

私立学校の設置者は、前記1及び2に準じて、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

(4) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

学校給食センター所長、県立学校の校長及び私立学校設置者（以下、本節中「市本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においてもパン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 学校給食センター所長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ 学校が避難場所として使用され、給食施設が避難者・炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

学校給食センター所長は、災害により被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、給食実施者に対し、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

6 学校保健安全対策

学校教育課長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の措置をとるとともに、その旨を県本部長に報告する。

(3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

(4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

文化財課長は、文化財専門調査員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対し、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

8 被災児童、生徒の受け入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受け入れを行う。

第 24 節 農畜産物応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域に置ける病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
農 林 部	農林企画課 農業振興課 農 業 委 員 会 事務局	1 病虫害防除の実施 2 畜産物対策全般

第 3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

ア 農業振興課長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- ・ 防除時期
- ・ 防除資機材の種類及び数量
- ・ 防除体制（人員、車両の動員及び配置）

イ 農業振興課長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。

指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

ア 農業振興課長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 農業振興課長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

① 資機材の種類別数量	② 調達希望日時（期間）
③ 送付先	④ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

農業振興課長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 全国農業協同組合連合会岩手県本部	エ 県獣医師会
イ 県農業共済組合	オ 地域自衛防疫協議会
ウ 農業協同組合	

(2) 家畜の診療

農業振興課長は、必要に応じて家畜の診療を花巻地方支部農林班長に応援要請する。

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 農業振興課長は、関係機関と避難場所等について協議する。

イ 農業振興課長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 農業振興課長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数	② 納品又は引継ぎの場所及び時期
③ その他必要事項	

(6) 青刈飼料等の対策

農業振興課長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次

第 24 節 農畜産物応急対策計画

の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、生育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

農業振興課長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

3 その他

上記 1 から 3 までのほか必要な対応は、別に定める「北上市高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」による。

第 25 節 公共土木施設・鉄道施設等応用対策計画

第 1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	直轄管理の一般国道及び直轄高速道路施設
東日本高速道路(株) 北上管理事務所	東日本高速道路・東北支社所管の東北及び秋田自動車道の道路施設
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設（国道107号）
市	市道の道路施設

(2) 河川管理施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
北上川ダム統合管理事務所、湯田ダム管理支所	北上川水系ダムの河川管理施設 湯田ダム
県	一級河川の指定区間の河川管理施設、入畑ダム
市	準用河川及び普通河川の河川管理施設

(3) 砂防等施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	直轄砂防指定地の砂防等施設
県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域

(4) 治山施設

実施機関	担 当 区 分
林野庁（東北森林管理局）	国有林内保安林の治山施設
県	民有林内保安林の治山施設

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
都市整備部	道路環境課	道路、河川、橋梁等公共土木施設関係の被害調査及び 応急対策の実施

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 二次災害の防止対策

① 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

② 市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

① 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に触通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

② 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

・ 資機材の種類及び数量	・ 場所	・ 作業内容
・ 職種別人員	・ 期間	・ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

① 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

② 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

ア 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整のうえ、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路の応急復旧を重点的に実施する。

イ 県は、市が管理する県道又は市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代

行制度により、支援を行う。

(3) 空港施設

実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡のうえ、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

第 2 工業用水道施設

1 基本方針

工業用水の給水を確保するため、被災した工業用水道施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
県	所管する工業用水道施設の被害状況の把握並びに応急措置及び応急復旧
岩手中部 水道企業団	工業用水道施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、市本部その他の関係防災機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、工事業者等の協力を得られる体制を整備する。

イ 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

(3) 優先的に復旧する施設

優先的に復旧する施設は、次の通りとする。

区 分	施 設
供給側施設	取水塔、浄水場、送配水管、水管橋

(4) 供給の再開

工業用水供給の再開は、所定の点検実施により各設備の安全性を確認し、需要家に連絡、確認したうえで行う。

第 3 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社北上駅	被害状況の把握 応急措置及び応急復旧

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
都市整備部	道路環境課	鉄道施設に係る被害状況の把握

3 実施要領

(1) 活動体制

ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

- ① 乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- ② 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

- ① 駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。
- ② 駅長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- ① 駅長及び乗務員は、乗客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。
- ② 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- ① 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が

発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。

② 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、医療救護班の派遣を指示する。

③ 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

ウ 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	④ 期間
② 職種別人員	⑤ 作業内容
③ 場所	⑥ その他参考事項

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設のライフライン施設の事業者または管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。
- 3 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	担 当 業 務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
東北電力ネットワーク(株) 花北電力センター	
仙人発電所	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 電力事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん 3 電力施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

2 ガス施設

実施機関	担 当 業 務
ガス供給事業者	1 所管するガス施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

	3 需要家等に対する広報の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	1 ガス事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん 2 ガス供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

3 上下水道施設

実施機関	担 当 業 務
岩手中部 水道企業団	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
市本部長	1 所管する下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	上下水道の復旧対策にかかる県及び他の都道府県に対する応援要請
都市整備部	下水道課	1 下水道施設に係る被害状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
生活環境部	環境政策課	岩手中部水道企業団との連絡調整

4 電気通信施設

実施機関	担 当 業 務
東日本電信電話(株)岩手支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) 北上ケーブルテレビ(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	通信施設に係る被害状況の把握

第 3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ① 電力事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

【資料編 3-26-1 災害時電力復旧に関する協定】

【資料編 3-26-2 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書】

- ② 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ① 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区部により防災体制をとるものとする。

体制区分	災 害 の 規 模 及 び 現 状
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
1号非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
2号非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- ② 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

- ③ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意のうえ、非常体制の発令に備える。

- ・ 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

- ・ 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

- ④ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常

業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

① 電力事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

(ア) 一般情報

- ・ 気象等に関する情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響の状況
- ・ 県及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

(イ) 自社被害情報等

- ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
- ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
- ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
- ・ その他の災害に関する情報

② 電力事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

① 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- ・ 現地調達
- ・ 電力事業所相互間による流用
- ・ 納入メーカーからの購入
- ・ 他の電力業者からの融通

② 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

③ 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者に対し、応援を要請する。

④ 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

⑤ 電力業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

⑥ 市本部長は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力すると

もに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- ① 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが次の場合においては、送電を停止する。
 - ・ 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ・ 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- ② 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- ③ 電力事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要に組織を講ずる。

ウ 応急工事の実施

電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

①災害応急対策実施機関	②医療施設	③社会福祉施設	④避難所

エ 災害時における電力の融通

電力事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧計画

ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

- ① 水力発電設備
 - ・ 系統に影響の大きい発電所
 - ・ 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
 - ・ 早期に処置を講じない場合において、後旧が一層困難になるおそれのある発電所
 - ・ その他の発電所
- ② 送電設備
 - ・ 全回線送電不能の主要線路
 - ・ 全回線送電不能のその他の線路
 - ・ 一部回線送電不能の主要線路

- ・ 一部回線送電不能のその他の線路
- ③ 変電設備
 - ・ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - ・ 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
 - ・ 重要施設に配電する配電用変電所
- ④ 配電設備
 - ・ 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所の他重要施設への供給回線
 - ・ その他の回線
- ⑤ 通信施設
 - ・ 非常災害用通信回線
 - ・ 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
 - ・ 保守用回線等
- (4) 道路管理者等との連携

電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。
- (5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ① ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- ② 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災 害 の 規 模 及 び 状 況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

【資料編3—26—3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書】

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

- ① 市本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- ② 事業設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ① ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

- ・ 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- ・ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに。必要に応じて調整修理する。
- ・ 供給停止地域について。供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- ・ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

- ② 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

・ 災害応急対策実施機関	・ 医療施設	・ 社会福祉施設	・ 避難所

ウ 資機材の調達

- ① ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

- ・ 取引先、メーカー等からの調達
- ・ 各事業所相互間における流用
- ・ 他のガス事業所からの応援融通

- ② 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス設備の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

- ① 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業

に基づいてガスの製造、供給を開始する。

② 整圧所の復旧

ガスの受入れ、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 再供給時の事故防止措置

ガスの再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

① 製造施設

所定の点検計画に基づき、各種設備の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理特等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水災害対策本部の設置

① 岩手中部水道企業団は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、「給水災害対策本部」を設置し、市本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

② 給水災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

(2) 情報連絡活動

岩手中部水道企業団は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

(3) 応急対策

岩手中部水道企業団は、迅速かつ的確に応急対策を行う。また、水道施設の

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

被害の状況により、岩手中部水道企業団と市本部が連携し、協力して応急対策を行う。

(4) 復旧対策

岩手中部水道企業団は、水道事業の関係機関と協力し、迅速かつ的確に復旧活動を行う。

(5) 道路管理者等との連携

岩手中部水道企業団は、水道施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等との関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

岩手中部水道企業団は、迅速かつ的確に広報活動を行う。また、水道施設の被害の状況により、岩手中部水道企業団と市本部が連携し、協力して広報活動を行う。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

下水道課長は、市本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- ① 下水道課長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。
- ② 市本部長は、必要に応じて、第10節「県、市町村相互応援協力計画」に定めるところにより、県及び他の都道府県等に応援を要請する。
- ③ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- ① ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、配水不能の事態が起らないよう対処する。
- ② 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の

復旧に努め、その後、枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠措置

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- ・ 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
- ・ 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- ① 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

- ② 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- ③ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の同線設定に努める。
- ④ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

① 応急復旧工事

- ・ 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

② 原状回復工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

③ 本復旧工事

- ・ 被災の再発を防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・ 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧順位

順 位	応 急 す る 電 気 通 信 設 備
第 1 順位	・ 気象機関に設置されているもの ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 災害救助機関に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 防衛機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係かおる機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係かおる機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第 2 順位	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第 1 順位となるものを除く。)
第 3 順位	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(4) 災害広報

ア 電気通信事業は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧装置、復旧見込時期等の周知を図る。

イ 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(5) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油類等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市 本 部 長	
県 本 部 長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 被害状況調査及び応急対策 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 危険物設置責任者

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長

市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 3 火薬類

1 実務機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
	危機管理課	1 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被災状況把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

- ① 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

- (ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- (ウ) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- (エ) 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、本部には防火の措置を講ずる。
- (オ) 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

- ② 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員一団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
- ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ・ タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ・ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長

ア 市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第 28 節 林野火災応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防御計画を定める。
- 3 市本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 消火、救助その他災害発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局	消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

[市本部の担当]

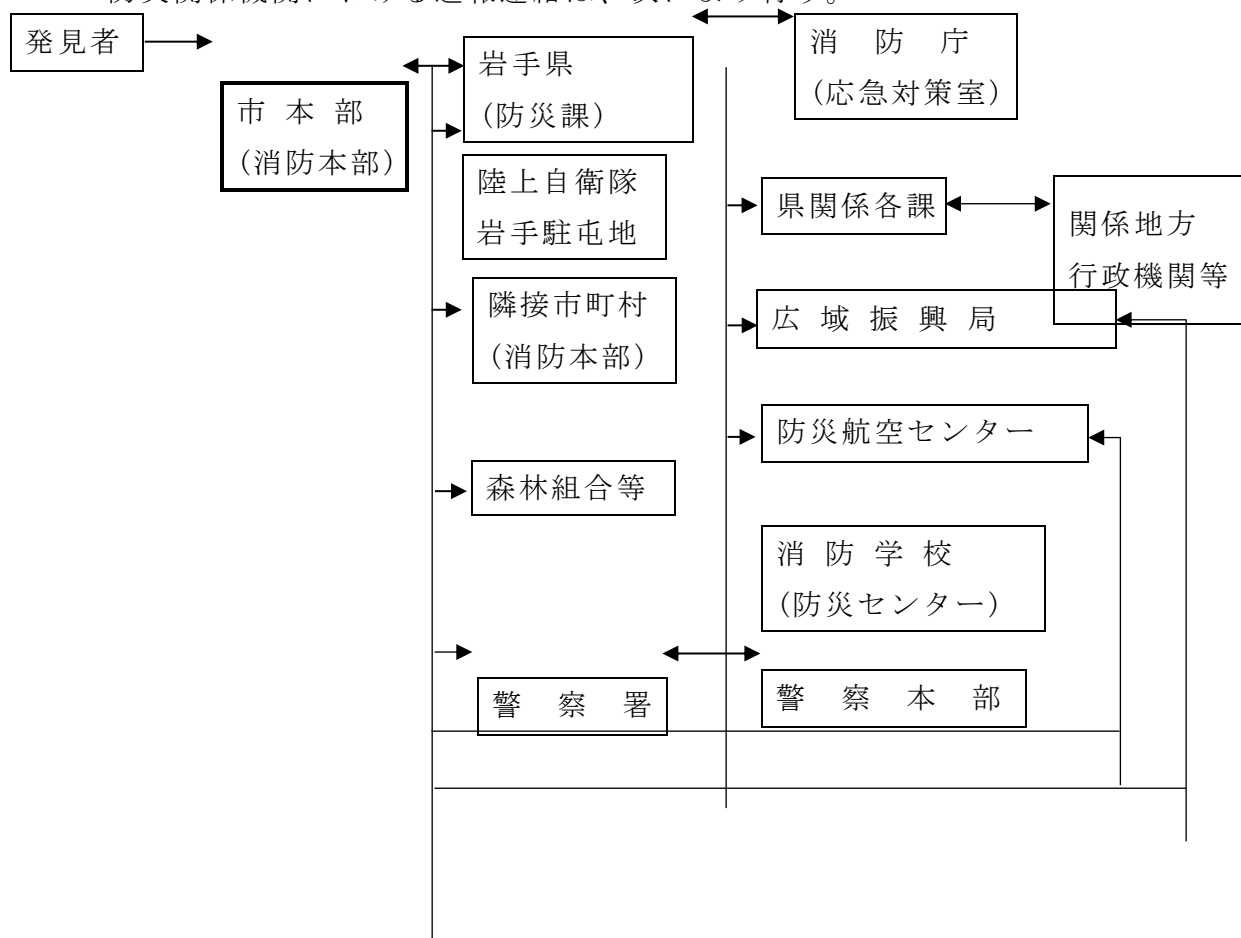
部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 防災関係機関との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請 3 避難指示等の発令
	都市プロモーション課	地域住民に対する災害発生の周知
	危機管理課	1 消防応援の要請

		2 消防機関との連絡調整 3 消火薬剤及び消火資機材の調達及びあっせん 4 警戒区域の設定 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 部隊の召集、配置及び運用 7 岩手県防災ヘリコプターの派遣要請 8 避難所の開設 9 避難指示等の情報発信
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会 事務局	1 林業関係被害情報の収集 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集

第 3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、県民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不毛地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」において自衛隊の災害派遣要請を行う。

【資料編 3－7－1 消防組織法第21条に基づく消防応援協定締結状況調】

- (5) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節防災ヘリコプター等活動計画に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

【資料編 3－6－3 ヘリポートの現況】

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

① 消防職員・団員に対する出動準備命令

② 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

③ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員一団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

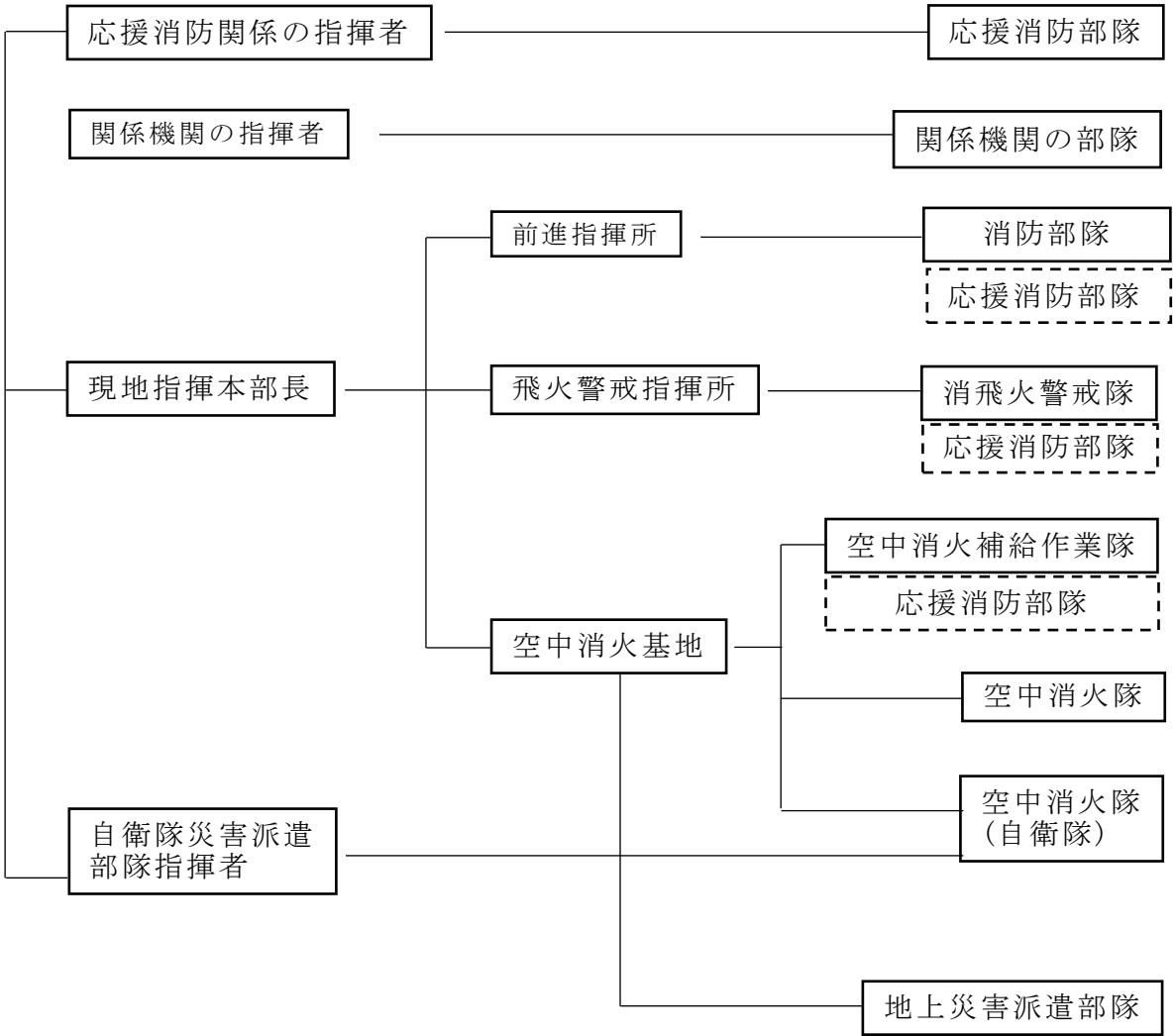
エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等設ける。

オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御活動を実施する、

カ 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



ケ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
 - ② 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
 - ③ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
 - ④ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - ⑥ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。
- (3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等

の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行ったうえ安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等に係る活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障害者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集－広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

ア 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整のうえ、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

イ 県本部長は、あらかじめ、消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあっせんに係るマニュアル等を作成する。

(2) 緊急消防援助隊

ア 県本部長は、大規模林野火災が発生し、市本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

イ 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

ウ 緊急消防援助隊の編成、出動等については、第 3 章第 7 節第 3 のとおり。

(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、市町村本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

ア 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請

イ 「大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請

ウ 第 10 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続による自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画

第 1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動を実施する

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
県本部長	防災ヘリコプターの運航
市本部長 消防組合の管理者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	危機管理課	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第 3 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市町村本部長又は消防組合の管理者若しくは広域連合長（以下「市本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊急性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災 害 応 急 対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送

	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野災害における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 高度医療機関への転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- (1) 市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。

ア 災害の種別 イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ 災害発生時の気象条件 エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援態勢 カ 応援に要する資機材の品目及び数量 キ その他必要な事項

- (2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部防災課 (岩手県防災航空センター)	電話0198 (26) 5251 F A X 0198 (26) 5256

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市本部長等に回答する。

5 受入体制

応援を要請した市本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画

ア	離着陸場所の確保及び安全対策
イ	傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ	その他必要な事項

第 4 章

災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 県及び市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - (5) 事業の実施に当り、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
	イ 砂防設備災害復旧事業計画
	ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
	エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
	オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
	カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
	キ 下水道・公園公共土木施設災害復旧事業計画
	ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(3) 都市施設災害復旧事業計画	
(4) 復旧事業計画	

(5) 施設災害復旧事業計画
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 県及び市は、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 市は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

県及び被災市町村は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰り上げ交付等について、所要の措置を講じる。
- 2 市において、災害復旧資源の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 海岸法
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(8) 予防接種法
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱

第1節 公共施設等の災害復旧計画

方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達）

- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 水道法
- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア 補助災害復旧事業債	オ 火災復旧事業債
イ 直轄災害復旧事業債	カ 小災害復旧事業債
ウ 一般単独災害復旧事業費	キ 歳入欠かん等債
工 公営企業災害復旧事業債	

(3) 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ 普通交付税の繰上交付措置
ウ 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

県、市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機関名	措 置 事 項
県	1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を市民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市町村その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
市	1 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。

第2節 生活の安定確保計画

	3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に臨時相談所を設置して、安否確認、治安など警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政 機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明の交付

- (1) 市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- (2) 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結により、応援体制の強化を図る。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明の交付担当局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果に活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (5) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		政令で定める災害により負傷し又は疾病にかかり、洽ったとき（その症状が固定したときを含む。）精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実質弁償基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に焼失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
	市町村見舞金		災害救助法適用災害に係る同法第4条第1項に規定する援助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、災害によりその居住する住宅が全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事

第2節 生活の安定確保計画

務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

- (4) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するための申請書の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

- (6) 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その在宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(7) 支援金の支給

<<複数世帯の場合>>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

<<単数世帯の場合>>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(8) 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 地元の市役所又は町村役場に申請する
- カ 支給金の支給

第2節 生活の安定確保計画

(9) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 県及び市町村は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。（災害復興住宅等に対する融資一覧表は、資料編4-2のとおり）

【資料編4-2-1 災害復興住宅資金】

【資料編4-2-2 生活福祉資金】

【資料編4-2-3 災害援護資金】

7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- (2) 被災地市町村及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

(1) 県が行う措置

- ア 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。
- イ 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- ウ 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(2) 公共職業安定所の措置

- ア 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、休職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- イ 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

9 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免などの措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶

	予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。 また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
市	市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融金庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別な取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 市及び中小企業関係団体を通じた、災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

第4 農林漁業関係者への融資

県及び市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- 1 農業協同組合及び信用農業組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん及び既往貸付期限の延長要請

第2節 生活の安定確保計画

- | |
|---|
| 4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補財業務の的確、迅速化の要請 |
| 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請 |

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

東北財務局盛岡財務事務所及び日本銀行盛岡事務所は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じる。

1 通過の供給の確保

- (1) 被災地における金融機関の現金保有の状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時、銀行券を寄託する。
- (2) 金融機関の所用現金の確保について。必要な指導・援助を行う。

ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送通信の確保を図る。

ウ 関係行政機関等と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導を行う。

- (3) 必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する

2 非常金融措置

- (1) 被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導する。

ア 預金通帳等を滅紛失した頭貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の頂貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。

イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。

ウ 被災者の手形交換所において、被害関係手形について、揭示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- (2) 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引替え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業

務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 災害援助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人等を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。なお、取り扱い郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。
- 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木 施設災害復 旧事業等に 関する特別 の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積 土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産 業に関する 特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫 定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業 に関する特 別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 そ の 他 の 特 別 の 財 政 援 助 及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 (4) 母子福祉法による国の貸付の特例

第3節 復興計画の作成

	(5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小 災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

震災対策編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的.....	330 -
第2節 計画の性格.....	331 -
第2節の2 災害時における個人情報の取扱い.....	332 -
第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱.....	333 -
第4節 地震の想定.....	334 -

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画.....	336 -
第2節 地域防災活動活性化計画.....	339 -
第3節 防災訓練計画.....	340 -
第3節の2 通信確保計画.....	342 -
第4節 避難対策計画.....	343 -
第4節の2 災害医療体制整備計画.....	344 -
第5節 要配慮者の安全確保計画.....	345 -
第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画.....	346 -
第6節 孤立化対策計画.....	347 -
第7節 防災施設等整備計画.....	348 -
第8節 都市防災計画.....	350 -
第9節 交通施設安全確保計画.....	353 -
第10節 ライフライン施設等安全確保計画.....	355 -
第11節 危険物施設等安全確保計画.....	359 -
第12節 地盤災害予防計画.....	361 -
第13節 火災予防計画.....	363 -
第14節 震災に関する調査研究.....	366 -
第15節 ボランティア育成計画.....	367 -
第16節 事業継続対策計画.....	368 -

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画.....	371 -
第1節の2 広域防災拠点活動計画.....	375 -
第2節 地震情報等の伝達計画.....	376 -
第3節 通信情報計画.....	382 -
第4節 情報の収集・伝達計画.....	383 -
第5節 広聴広報計画.....	386 -

第 6 節	交通確保・輸送計画.....	- 387 -
第 7 節	消防活動計画.....	- 389 -
第 8 節	県、市町村相互応援協力計画.....	- 390 -
第 9 節	自衛隊災害派遣要請計画.....	- 391 -
第 10 節	ボランティア活動計画.....	- 392 -
第 11 節	義援物資、義援金等の受付・配分計画.....	- 393 -
第 12 節	災害救助法の適用計画.....	- 394 -
第 13 節	避難・救出計画.....	- 395 -
第 14 節	医療・保健計画.....	- 397 -
第 15 節	食料・生活必需品供給計画.....	- 399 -
第 16 節	給水計画.....	- 400 -
第 17 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画.....	- 401 -
第 18 節	感染症予防計画.....	- 403 -
第 19 節	廃棄物処理・障害物除去計画.....	- 404 -
第 20 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画.....	- 405 -
第 21 節	応急対策要員確保計画.....	- 406 -
第 22 節	文教対策計画.....	- 407 -
第 23 節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画.....	- 408 -
第 24 節	ライフライン施設応急対策計画.....	- 409 -
第 25 節	危険物施設等応急対策計画.....	- 411 -
第 26 節	防災ヘリコプター等活動計画.....	- 412 -
第 4 章	災害復旧・復興計画	
第 1 節	公共施設等の災害復旧計画.....	- 414 -
第 2 節	生活の安定確保計画.....	- 415 -
第 3 節	復興計画の作成.....	- 416 -
第 5 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第 1 節	総則.....	- 418 -
第 2 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項.....	- 419 -
第 3 節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	- 420 -
第 4 節	関係者との連携協力の確保に関する事項.....	- 423 -
第 5 節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項.....	- 424 -
第 6 節	防災訓練に関する事項.....	- 425 -
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	- 426 -

第 1 章

総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、北上市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、これまで、本市における過去の地震災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）及び日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成29年度、30年度に国の地震調査研究推進本部が実施）や県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、令和3～4年度「岩手県地震・津波被害想定調査」）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「北上市地域防災計画」の「震災対策」編として市防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「北上市地域防災計画」の本編に定めるところによる。

第2節の2 災害時における個人情報の取扱い

【本編・第1章・第3節の2 参照】

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り災害時には、災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

【本編第1章第5節第2 参照】

第4節 地震の想定

第1 地震の想定の基本적인考え方

- 1 岩手県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、岩手県地域防災計画の見直しをもとに北上市地域防災計画に反映させてきたところである。

【資料編5 - 1 - 1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施）】

- 2 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、その要因の調査分析を踏まえ、令和3～4年度に最大クラスの地震を対象とした新たな被害想定が公表された。

【資料編〇 - 〇 - 〇 地震・津波被害想定調査（令和3～4年度実施）】

- 3 今後の防災対策については、地震の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、日本海溝・千島海溝沿いの地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定する。

第2 想定する地震の考え方

本市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層帯北部地震及び北上低地西縁断層帯南部地震を想定し、海溝型地震については日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震、平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

第 2 章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違いに配慮し、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点を取り入れる。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料も配布して、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

ア 震災対策関連法令

イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ 震災に関する基礎知識

エ 災害を防止するための技術

オ 住民に対する防災知識の普及方法

カ 震災時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) 防災関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の疑似体験

- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、ラジオ等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

- ア 地震に関する一般的知識
- イ 緊急地震速報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑥ 家庭動物との動向避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

- エ 地震発生時の心得
- オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- キ 災害危険箇所に関する知識
- ク 過去の主な災害事例
- ケ 地震対策の現状

(3) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

第1節 防災知識普及計画

- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

防災関係機関等は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を含める。

第2 自主防災組織等の育成

【本編・第2章・第2部・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2部・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【本編第2章第2節第4 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

(1) 災害対策本部設置・運営訓練

災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、通信情報訓練や職員非常招集訓練と連携し、災害対策本部運営の実効性を担保する。

(2) 通信情報連絡訓練

通常通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等各種通信手段を用いた通信訓練を実施する。

(3) 職員非常招集訓練

通常交通手段が途絶した場合を想定し、近隣公所への出勤や徒歩による非常参集訓練等を実施する。

(4) 避難訓練

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。

(5) 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

(6) 救出・救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

(7) 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

(8) 消防訓練

消防や消防団による訓練の他、地域住民、自主防災組織による初期消火訓練を実施する。この際、消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火にも留意する。

(9) 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

(10) 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

(11) 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

(12) 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施する。

(13) 交通規制訓練

緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。

第3節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

【本編第2章第4節の2第2参照】

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震による火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

- 1 市町村の避難計画

【本編・第2章・第5節・第2第1項参照】

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、原則、避難指示を発令することを住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

- 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2第2項参照】

- 3 広域避難及び広域一時滞在

【本編・第2章・第5節・第2第3項参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3参照】

第4 避難所の運営体制の整備

【本編第2章第5節第2第3項参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編第2章第5節第2第3項参照】

第6 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第4参照】

第7 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第5参照】

第4節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院

【本編第2章第5節の2第2参照】

第3 岩手DMA Tの体制強化

【本編第2章第5節の2第3参照】

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

【本編第2章第5節の2第4参照】

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

【本編第2章第5節の2第5参照】

第6 災害中長期への備え

【本編第2章第5節の2第6参照】

第5節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

- 1 要配慮者の実態把握
【本編第2章第6節第2第1項参照】
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
【本編第2章第6節第2第2項参照】
- 3 避難誘導
【本編第2章第6節第2第3項参照】
- 4 避難生活
【本編第2章第6節第2第4項参照】
- 5 社会福祉施設等の安全確保対策
【本編第2章第6節第2第5項参照】
- 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について
【本編第2章第6節第2第6項参照】
- 7 外国人の安全確保対策について
【本編第2章第6節第2第7項参照】

第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 市及び県の役割

1 市の役割

【本編第2章第6節の2第2第1項参照】

2 県の役割

【本編第2章第6節の2第2第2項参照】

第3 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

【本編第2章第6節の2第3第1項参照】

2 事業所の役割

【本編第2章第6節の2第3第2項参照】

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編第2章第7節第2参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

- 1 通信手段の確保
【本編第2章第7節第3第1項参照】
- 2 避難先の検討
【本編第2章第7節第3第2項参照】
- 3 救出方法の確認
【本編第2章第7節第3第3項参照】
- 4 備蓄の奨励
【本編第2章第7節第3第4項参照】
- 5 防災体制の強化
【本編第2章第7節第3第5項参照】

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 北上市地震防災緊急事業五箇年計画

市は、第5次「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28～令和2年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。

整備する施設	事業の概要
避難地、避難路	農村公園、山村広場、緑地広場、農道、林道、避難路等
消防用施設	水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、高規格緊急自動車、救急工作車、小型動力ポンプ付自動車、防災水槽、耐震性貯水槽、コミュニティ防災資機材、消防団拠点施設等
緊急輸送のための道路	路整備・補修、橋梁整備・補修、交通信号機等
公的医療機関	病院の改築
社会福祉施設	養護施設、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の改築、補強
公立小中学校、特別支援学校等	小中学校、特別支援学校等の改築、補強
河川管理施設	堤防、水門、陸閘、水門等
砂防設備、地すべり防止施設等	えん堤工、溪流保全工、山地治山施設、地すべり防止施設、急傾斜施設、ため池等
その他	防災行政無線

第3 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

第4 公共施設等の整備

- 1 市は、道路施設、河川施設等の公共土木施設について耐震性の確保に努める。
- 2 市は、避難路、避難地等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- 3 防災関係機関は、災害応急対策上の多数の収容する重要施設等について耐震性の確保に努める。

第5 通信施設の整備

1 市防災行政無線

- (1) 移動系無線局、携帯無線局等の整備により機能強化に努める。

【資料編2-4-1の2-1 防災行政無線整備状況】

- (2) 市防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源の整備に努める。
(3) 防災行政無線、防災行政情報通信ネットワークの周辺の耐震化を図る。

2 その他の通信施設

【本編・第2章・第6節・第4・2 参照】

第6 消防施設の整備

- (1) 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、施設を整備拡充し、常時点検整備を行う。
(2) 市は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

【資料編2-8-1 消防施設等整備状況】

第7 防災資機材等の整備

- 1 市は、大規模な災害において、市等が行う災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- (1) 水防用資機材 【資料編2-8-2 水防用備蓄資機材一覧表】

- (2) 林野火災消火用資機材 【資料編2-8-3 林野火災消火機材備付状況】

- 2 市は、大規模な災害における災害対策本部又は災害対策現地指揮本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、市内における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化対策を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県耐震改修促進計画」に準じて、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設

エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 県及び市所有施設の耐震強化

防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない県及び市所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとし、防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性を確保

市は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の促進を図る。また、新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力に指導する。

特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検、補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため適正な防止方法等について、広報誌等により市民への啓蒙、普及を図る。

8 地震保険の加入推進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、市はその制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体との協力

市は、県及び社団法人岩手県建築士会等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動を行うとともに、講習会の実施による耐震診断技術者の育成に努める。

10 岩手県耐震改修促進連絡協議会との協力

市は、県及び関係団体で構成する岩手耐震改修促進連絡協議会と相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

避難場所周辺及び幹線道路沿いの防火地域の見直しを行い、地域指定を促進す

第8節 都市防災計画

る。

2 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地区の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

都市における大震火災に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、防災空間としての都市防災機能をもった都市公園の整備を推進する。

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災時による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策等資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第8節・第2・1 参照】

2 橋梁の設備

震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。

3 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋、シェルター、シェッド、大型カルバート、門型標識等の道路を跨ぐ大型道路構造物からの部材落下等により交通障害が発生することを防止するため、所管する大型道路構造物について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕や補強等を実施する。

4 トンネルの整備

【本編・第2章・第8節・第2・2 参照】

5 障害物除去用資材の整備

【本編・第2章・第8節・第2・3 参照】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- (2) 一定規模以上の地震が発生した場合に列車を早期に停止させる設備等を整備する。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

第9節 交通施設安全確保計画

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第8節・第3・3 参照】

第10節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災時による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

電力事業者は、電力事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備		(1) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 (2) 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特注を考慮した修正震度法により、設計する。 (3) その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案ほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づき、設計する。 (4) 建物は、建築基準法により耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	電気設備の基準に基づき、設計する。
	地中電線路	(1) 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策基準」に基づき、設計する。 (2) 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 (3) 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		(1) 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。 (2) 建物は、建築基準法により耐震設計とする。
配電	架空配電線	電気設備の基準に基づき、設計する。

第 10 節 ライフライン施設等安全確保計画

設備	路	
	地中配電線 路	地盤条件に応じて、可能性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		屋内設置装置については、構造物の設地階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第 2 章・第 9 節・第 2・2 参照】

3 災害対策用資材の確保

【本編・第 2 章・第 9 節・第 2・3 参照】

4 ヘリコプターの活用

【本編・第 2 章・第 9 節・第 2・4 参照】

第 3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

L P ガス施設

製造施設 及び貯蔵 所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消化設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は、耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに定期点検を実施する。
配 管	ア 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 イ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切り替えを行う。
安全器具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

水道事業者等は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水 導水施設	ア 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 イ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水 施設	ア 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

第 10 節 ライフライン施設等安全確保計画

2 下水道施設

【本編・第 2 章・第 9 節・第 4・2 参照】

第 5 通信施設

1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の耐震性の向上

ア 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計をする。

- ① 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
- ② 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造を行う。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ① 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。
- ② 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ③ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2 ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

第 11 節 危険物施設等安全確保計画

第 1 基本方針

危険物災害の危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第 2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- (1) 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 県は、市が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設の所有者に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- (3) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

ア	危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
イ	危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
ウ	危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
エ	地震動及び水害等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

第 11 節 危険物施設等安全確保計画

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

(1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第 3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【本編・第 2 章・第 10 節・第 3 参照】

第 4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第 2 章・第 10 節・第 4 参照】

第 5 放射線災害予防対策

【本編・第 2 章・第 10 節・第 5 参照】

第12節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止対策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適正な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

通常、地すべりは、地層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、悲惨な災害をもたらす場合がある。本市の土砂災害警戒区域等（地すべり）は、4箇所指定されている。

【資料編2-15-1 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表】

2 土石流対策事業

最近における災害の一つの特徴として、一見安定した河状及び林相を呈している地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が多い。このような事態に対処するため、土石流危険予想溪流を調査した結果、要注意箇所が14箇所となっている。

土砂災害警戒区域等（土石流）に対する予防措置として、特に、土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流について、重点的に砂防工事の実施に努める。

【資料編2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表】

3 山地災害予防事業

近年、開発が逐次山地に向かって進んでいるため、山地荒廃による人家、公共施設等への自然気象による災害が多発する傾向がある。

山地災害は、本市においては、台風、集中豪雨によって発生することが多いが、地震によって発生することもある。

この場合の山津波、崖崩れ、落石等は短時間に猛威を振るい、人的被害が顕著となる。特に降雨と地震が重なった場合は、災害の発生確率が高まる特徴がある。

本市における山地災害危険地域は、54箇所指定されている。

4 急傾斜地崩壊対策事業

市土の約51%が山林原野となっており、古くから崖地に近接した集落が多く、特に、近年都市周辺において宅地造成等が増加した結果、地震、集中豪雨時に崩壊事故が増加していく傾向にある。

第12節 地盤災害予防計画

本市における土砂災害警戒区域等（急傾斜地）は10箇所指定されている。

【資料編2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表】

第3 宅地防災対策

- 1 市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、**宅地造成及び特定盛土等規制法**に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。
- 2 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

第4 ダム防災対策

- 1 県内に堤高15メートル以上のダムは、41ダム（国土交通省管理5、農林水産省管理4、県管理19、その他13）設置されており、耐震設計で施工されている。
- 2 その他のダム及び農業用のため池等のうち、決壊した場合に影響が大きいもの又は耐震構造に不安があるものについては、調査等を実施し、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから順次対策を講じる。
 - (1) 現地調査測量、必要に応じて堤体及び地下構造を探る弾性波探査法、比抵抗を測る電気探査法等の地質調査を実施し、施設の危険度を測定する。
 - (2) 測定した資料を基に速やかに堤体の補強対策や統廃合、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。
- 3 ダムの管理は、それぞれの管理主体においてダム検査規定等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

第5 ため池防災対策

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第13節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防火指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導啓発を行う。 ① 火気使用設備の取扱方法 ② 消火器の設置及び取扱方法 ③ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検励行 ④ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ 寝たきり高齢者、独居高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	予防査察、火災予防運動、上級防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 就業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第16節・第2・2 参照】

第13節 火災予防計画

3 予防査察の強化

【本編・第2章・第16節・第2・3 参照】

4 防火対象物の防火体制の進出

【本編・第2章・第16節・第2・4 参照】

5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第16節・第2・6 参照】

第3 消防力の充実強化

市は、大地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が適切、かつ、効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防御計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建物の防御計画	建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても延焼拡大、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防御計画	爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防署、分署、出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊装置の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

震災時には、道路の損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

【資料編2-8-1 消防施設等整備状況】

【資料編3-6-3 ヘリポートの現況】

【資料編3-9-1 相互応援協定の締結状況】

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第 14 節 震災に関する調査研究

第 1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被災想定及びその対策等について、検証及び科学的な調査研究を行う。

第 2 調査研究

防災関係機関は、平成23年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

- 1 被害想定に関する調査研究
- 2 地盤に関する調査研究
- 3 構造物の耐震性に関する調査研究
- 4 大規模地震火災に関する調査研究
- 5 避難に関する調査研究
- 6 その他必要な調査研究

第15節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第19節・第2参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成
【本編第2章第20節第3第1項参照】
- 2 ボランティアの登録
【本編第2章第20節第3第2項参照】
- 3 ボランティアの受入体制の整備
【本編第2章第20節第3第3項参照】
- 4 関係団体等の協力
【本編第2章第20節第3第4項参照】

第 16 節 事業継続対策計画

第 1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等へ加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第 2 事業継続計画の策定

【本編第 2 章第 21 節第 2 参照】

第 3 企業等の防災活動の推進

【本編第 2 章第 21 節第 3 参照】

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定めておく。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員が確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当っては、十分な人員を確保できるよう各部各班間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 5 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 7 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に定めるところによる。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、北上市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）、又は北上市災害対策本部（以下、本節中「災害対

第1節 活動体制計画

策本部」という。)を設置する。

1 災害警戒本部

災害警戒本部は「北上市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

市内に震度4又は5弱の地震が発生した場合

(2) 組織

【本編第3章第1節第2－2参照】

(3) 分掌事務

ア 地震に関する気象警報等の受領及び関係機関への伝達

イ 震度及び水位等に関する状況及び被害発生状況の把握

ウ 市の対応状況の把握

エ その他の情報の把握

(4) 関係各班の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して、関係各課において、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
企画部	危機管理課	1 地震等に関する状況、気象予警報等の伝達 2 水位情報の収集 3 災害情報の収集 4 人的被害及び住家被害情報の収集 5 災害警戒本部員の召集、配置及び運用
福祉部	地域福祉課 障がい福祉課 長寿介護課	1 社会福祉施設等の被害情報の収集 2 避難行動要支援者の対策
農林部	農林企画課	農業施設被害情報の収集
都市整備部	道路環境課	1 交通規制情報の収集 2 土木施設関係の被害情報の収集

(5) 廃止基準等

ア 災害警戒本部は、市本部長が、災害発生のおそれがなくなつたと認めるときに廃止する。

イ 市本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

(1) 災害対策基本法第23条の規定により、北上市災害対策本部を設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

- (2) 災害対策本部は、県の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

ア 設置基準

- ① 相当規模の災害が発生するおそれがあり、災害予防及び災害応急対策の実施上必要があるとき
- ② 災害が発生し、その規模及び範囲からして災害応急対策の実施上必要があるとき
- ③ 災害警戒本部を設置し、被害が発生した場合、及び震度5弱又は5強以上の地震が発生し大規模災害のおそれのあるとき
- ④ 配置区分

区分	配備基準	配備人員
警戒配備体制	1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき。 (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発などによる相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 3 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	【資料編 3-1-2 北上市災害対策規程】
非常配備体制	1 大規模災害が発生したとき。 2 本館全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき。 3 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき	全ての職員

イ 組織

【本編第3章第1節第2-2参照】

ウ 分掌事務

- ① 災害対策本部の分掌事務は、本編第3章第1節第2-2ウ別表②のとおり
- ② 各部は、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基

第1節 活動体制計画

づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

※ 所管事項については、【本編第3章第1節第2－2】を参照のこと。

なお、この場合において、「気象」は「地震」と読み替えるものとする。

エ 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 本部長が、市の地域に災害が発生するおそれがなくなつたと認めるとき。
- (2) 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

第3 市の職員動員配備体制

【本編第3章第1節第3参照】

第4 防災関係機関の活動体制

【本編第3章第1節第4参照】

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度6弱以上を観測し、県災害対策本部全職員配備（第3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発令され、県災害対策本部全職員配備（第3号）が発令された場合

2 広域防災拠点の開設

【本編・第3章・第1節の2第2・2参照】

3 広域防災拠点の運営

【本編・第3章・第1節の2・第2・3参照】

4 廃止基準

【本編・第3章・第1節の2・第2・2参照】

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・1参照】

2 後方支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・2参照】

第2節 地震情報等の伝達計画

第1 基本方針

地震等に関する情報（以下、本節中「地震情報等」という。）及び災害が発生するおそれのある異常な現象に係る伝達、通報を迅速、かつ確実に実施し、通信設備が被災した場合においても、地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複雑化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活 動 の 内 容
市本部長	地震情報等の周知
県本部長	地震情報等の関係機関に対する伝達
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	地震情報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)	地震情報等の関係市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 地震情報の発表 2 上記情報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	地震情報等の放送

〔市本部の担当〕

部	課	担 当 内 容
企 画 部	政策企画課	地震情報等の伝達、被害情報等の収集、広報

第3 実施要領

1 地震情報等の種類及び伝達

(1) 地震動の警報及び地震情報の種類

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、**最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上**との揺れが予想された場合に、震度4以上**や長周期地震動階級3以上の揺れ**が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ 震度6弱以上**または長周期地震動階級4**の揺れを予想した緊急地震速報（警

報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

ウ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

エ 地震情報の種類と内容

市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)

第2節 地震情報等の伝達計画

遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

オ 地震活動に対する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説す

	・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	るため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

2 伝達系統

地震等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。

地震情報の区分	発表機関	伝達系統
地震についての情報 (速報・情報)	仙台管区气象台	本編の気象予警報伝達系統図1、2、3による
地震に関する情報	仙台管区气象台 盛岡地方气象台	本編の気象予警報伝達系統図4、5による

3 伝達機関の責務

- (1) 地震情報等の発表機関及び伝達機関は、発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、伝達先その他必要な事項を定め、伝達に当っては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備について留意する。

第2節 地震情報等の伝達計画

- (2) 伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予警報等の伝達ができるよう、通信手段の複雑化に努める。

4 市の措置

- (1) 市は、地震情報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内住民、団体に対して広報を行う。
- (2) 市は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定めておく。
- (3) 地震情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の、報道内容に注意するとともに、地方支部、及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震情報の把握に努める。
- (4) 市は、住民、団体等に対する津波情報等の伝達手段の確保に努める。
- (5) 地震情報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア	登録制メール	オ	サイレン及び警鐘	ケ	コミュニティFM
イ	CATV	カ	自主防災組織等の広報活動		
ウ	電話	キ	携帯電話の緊急速報メール		
エ	広報車	ク	ソーシャルメディア		

5 防災関係機関の措置

- (1) 東日本電信電話(株)北上営業所

地震情報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により市に伝達する。

- (2) 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては、字幕・スーパー等により放送する。

- (3) その他の防災機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

6 異常現象発生時の通報

- (1) 異常現象発見者の通報義務

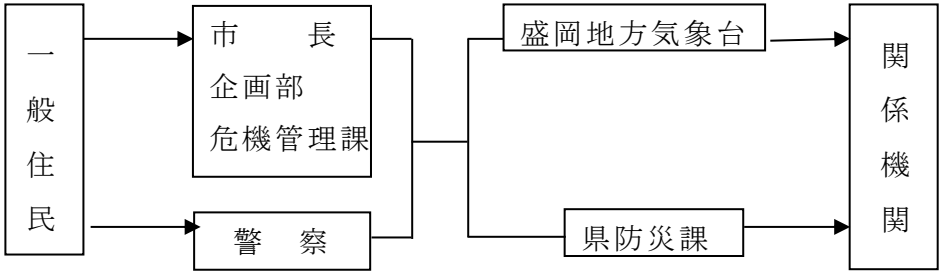
ア 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市長又は警察官に通報する。

イ 異常現象の通報を受けた警察官等は、その旨を市長に通報するとともに別に定めた担当機関の長に通報するよう努める。

- (2) 市長等の通報先

ア 通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台（各測候所）及び県総合防災室に通報する。

イ 市長等から通報を受けた県総合防災室消防防災担当課長は、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 市本部の担当

部	課	担 当 内 容
企画部	政策企画課	通信情報全般に関すること。

第3 実施要領

- 1 電気通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第3・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第3・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信確保
【本編・第3章・第3節・第3・3 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信設備等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複雑化を図る。
- 4 災害応急対策を実施するに当たり、重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害情報の収集、報告

(1) 市

- ア 市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- イ 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- ウ 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- エ 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請をする。

① 職種及び人数	④ 応援業務の内容
② 活動地域	⑤ 携行すべき資機材等
③ 応援機関	⑥ その他参考事項

- オ 市本部長は、被害状況を地方支部長に報告するが、緊急を要する場合は、県本部長に報告する。
- カ 市本部長は、当該市の区域内で震度5以上を観測した場合には、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則的として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- キ 市本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- ク 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。

第4節 情報の収集・伝達計画

ケ 市本部長（消防機関の長を含む）は、地震により火災が同時発生しあるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により直ちに県本部及び消防庁に報告する。

コ 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

② 収集した災害情報は地域別、対策別、組織別及び確認、未確認別に整理の上、管理する。

③ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

サ 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所有する災害情報の収集、報告に係る責任者を定め、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、通報する。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

(3) 伝達手段の確保

ア 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。

- イ 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合においては、本章第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- ウ すべての通信がふつうの場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広聴広報計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行い、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力し、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者への配慮をする。
- 6 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

【本編第3章第5節第2参照】

第3 実施要領

- 1 広報活動
【本編第3章第5節第3・1参照】
- 2 広聴活動
【本編第3章第5節第3・2参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携に十分考慮する。
- 5 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 道路啓開等
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】
- 3 航空輸送

第6節 交通確保・輸送計画

【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】

4 輸送関係従事命令等

【本編・第3章・第6節・第4・4 参照】

5 整備すべき書類

【本編・第3章・第6節・第4・5 参照】

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防御計画を定めておく。
- 3 震災時の消防活動については、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては「消防相互応援に関する協定及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第7章・第3・3 参照】

第8節 県、市町村相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 市その他の防災関係機関は、その所管事務に係る民間団体と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力が得られるよう、協力体制の整備に努める。
なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 4 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力が得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・1 参照】
- 2 防災関係機関の相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・2 参照】
- 3 団体等の協力
【本編・第3章・第9節・第3・3 参照】
- 4 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第9節・第3・4 参照】
- 5 経費の負担方法
【本編・第3章・第9節・第3・5 参照】

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯地部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救護活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受入れ体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災関係機関を通じ、自衛隊との連絡強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 災害派遣命令者
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣に実施する救援活動
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手続き
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受入れ
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 災害は件に伴う経費の負担
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第 10 節 ボランティア活動計画

第 1 基本方針

【本編・第 3 章・第 11 節・第 1 参照】

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 11 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

【本編第 3 章第 11 節第 3 第 1 項参照】

2 ボランティアの受入れ

【本編第 3 章第 11 節第 3 第 2 項参照】

3 ボランティアの活動内容

【本編第 3 章第 11 節第 3 第 3 項参照】

第 11 節 義援物資、義援金等の受付・配分計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編第 3 章第12節第 2 参照】

第 3 実施要領

【本編第 3 章第12節第 3 参照】

第 12 節 災害救助法の適用計画

第 1 基本方針

- 1 市本部長は、震害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により、役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 13 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 法適用の基準
【本編・第 3 章・第 13 節・第 3 参照】
- 2 法適用の手続き
 - (1) 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する恐れが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
 - (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、本章第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式 2）により、県本部長に情報提供する。
 - (3) 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

第 4 救助の種類、程度、機関等

【本編・第 3 章・第 13 節・第 4 参照】

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を行うとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難指示等
【本編・第3章・第14節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第2・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第2・3 参照】
- 4 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 避難指示等
【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第3・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】
- 4 避難場所の開放
【本編・第3章・第14節・第3・4 参照】
- 5 指定避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第3・5 参照】
- 6 帰宅困難者対策
【本編・第3章・第14節・第3・6 参照】
- 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

第 13 節 避難・救出計画

【本編・第 3 章・第 14 節・第 3・7 参照】

8 広域避難

【本編・第 3 章・第 14 節・第 3・8 参照】

9 広域一時滞在

【本編・第 3 章・第 14 節・第 3・9 参照】

10 居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制

【本編・第 3 章・第 14 節・第 3・10 参照】

第 14 節 医療・保健計画

第 1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。県は、岩手DMA T等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下「岩手DPA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、災害時を想定した保健医療福祉活動に必要な情報連携、整理及び分析など総合調整の実施体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 14 節・第 2 参照】

第 3 初動医療体制

- 1 岩手DMA Tの派遣等
【本編第 3 章第 15 節第 1 第 1 項参照】
- 2 医療救護班・歯科医療救護班の編成
【本編第 3 章第 15 節第 3 第 1 項参照】
- 3 救護所の設置
【本編第 3 章第 15 節第 3 第 2 項参照】
- 4 岩手DMA T及び医療救護班の活動
【本編第 3 章第 15 節第 3 第 3 項参照】
- 5 医薬品及び医療資機材の調達
【本編第 3 章第 15 節第 3 第 4 項参照】
- 6 広域災害・救急医療情報システムの整備
【本編第 3 章第 15 節第 3 第 5 項参照】

第 14 節 医療・保健計画

第 4 後方医療体制

- 1 災害拠点病院の指定
【本編第 3 章第 15 節第 4 第 1 項参照】
- 2 災害拠点病院以外の医療機関の活動
【本編第 3 章第 15 節第 4 第 2 項参照】

第 5 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者運送の手続
【本編・第 3 章・第 15 節・第 5 ・ 1 参照】
- 2 傷病者の搬送の整備
【本編・第 3 章・第 15 節・第 5 ・ 2 参照】

第 6 個別疾患体制

- 1 人工透析
【本編・第 3 章・第 15 節・第 6 ・ 1 参照】
- 2 難病等
【本編・第 3 章・第 15 節・第 6 ・ 2 参照】

第 7 災害中長期における医療体制

【本編第 3 章第 15 節第 7 参照】】

第 8 災害救助法を適用した場合の医療・助産

【本編・第 3 章・第 15 節・第 8 参照】

第 9 愛玩動物の救護対策

【本編・第 3 章・第 15 節・第 1 参照】

第 15 節 食料・生活必需品供給計画

第 1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 16 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供給又は貸与
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・8 参照】

第 16 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関（責任）

【本編・第 3 章・第 17 節・第 3・1 参照】

第 3 実施要領

1 給水

【本編・第 3 章・第 17 節・第 2 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第 3 章・第 17 節・第 3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第 3 章・第 17 節・第 3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第 3 章・第 17 節・第 3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第 3 章・第 17 節・第 3・5 参照】

第 17 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第 1 基本方針

- 1 災害により住家が消失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県 本 部 長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供
救 助 実 施 市	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

〔市本部の担当〕

部	課	担 当 業 務
企 画 部	政策企画課	1 県及び他の都道府県等に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 県及び他の都道府県等に対する被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん要請
都市整備部	都市計画課	1 災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急仮設住宅に係る設計、施工、管理 3 応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保 4 公営住宅等の入居あっせん

第 3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与

【本編・第 3・第 18 節・第 3 章・1 参照】

第 17 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

2 住宅の応急修理

【本編・第 3 ・第 18 節・第 3 章・2 参照】

3 公営住宅等への入居のあっせん

【本編・第 3 ・第 18 節・第 3 章・3 参照】

4 被害者に対する住宅情報の提供

【本編・第 3 章・第 18 節・第 3 ・4 参照】

5 被災宅地の危険度判定

【本編・第 3 章・第 18 節・第 3 ・5 参照】

第 18 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 19 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・1 参照】

2 感染症予防用の資機材の調達

【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・2 参照】

3 感染症措置の指示等

【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・3 参照】

4 感染症予防活動の指示等

【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・4 参照】

5 実施方法

【本編・第 3 章・第 19 節・第 3・5 参照】

第 19 節 廃棄物処理・障害物除去計画

第 1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 20 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・2 参照】
- 3 障害物除去
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・3 参照】
- 4 災害救助法を適用した場合の障害物除去
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・4 参照】

第 20 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬 計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 21 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第 3 章・第 21 節・第 3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第 3 章・第 21 節・第 3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第 3 章・第 21 節・第 3・3 参照】

4 遺体埋葬の広域調整

- (1) 市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬できない場合にあっては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (2) 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 災害救済法を適用した場合の捜査、処理及び埋葬

【本編・第 3 章・第 21 節・第 3・4 参照】

第 21 節 応急対策要員確保計画

第 1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 22 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・2 参照】

3 要員の従事命令

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・4 参照】

第 22 節 文教対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品などの給与を行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 23 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 学校施設の対策
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・2 参照】
- 3 応急職員の留意事項
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・4 参照】
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・9 参照】

第 23 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第 1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 25 節・第 1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第 3 章・第 25 節・第 1・3 参照】

第 2 工業用水道施設

1 基本方針

工業用水の供給を確保するため、被災した工業用水道施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 25 章・第 2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第 3 章・第 25 節・第 2・3 参照】

第 3 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 25 節・第 3・2 参照】

3 実施要領

【本編・第 3 章・第 25 節・第 3・3 参照】

第 24 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。
- 3 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 4 県及び市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第 2 実施機関（責任者）

- 1 電力施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・2 参照】
- 3 上下水道施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・3 参照】
- 4 電気通信施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・4 参照】

第 3 実施要領

- 1 電力施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・1 参照】
- 2 ガス施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・2 参照】
- 3 上水道施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・3 参照】

第 24 節 ライフライン施設応急対策計画

4 下水道施設

【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・5 参照】

第 25 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油類等危険物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 27 節・第 2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 27 節・第 2・2 参照】

第 3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 27 節・第 3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 27 節・第 3・2 参照】

第 4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 27 節・第 4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 27 節・第 4・2 参照】

第 5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 27 節・第 5・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 27 節・第 5・2 参照】

第 26 節 防災ヘリコプター等活動計画

第 1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編第 3 章第 29 節第 2 参照】

第 3 実施要領

【本編第 3 章第 29 節第 3 参照】

第 4 章

災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の救急の確保及び非常金融措置

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【本編・第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第4 災害記録編纂計画

市等は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第 5 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された市における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地震防災に関し、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この章において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第4節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する 事項

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 地域住民等の避難行動等

市は、住民等が震災発生時に的確に避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

1 避難方法

【本編・第3章・第14節 参照】

2 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

【本編・第2章・第14節 参照】

3 住民等の備え

住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

4 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等は、【本編・第2章・第6節（要配慮者の安全確保計画）】に定めるところによる。

5 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

【本編・第3章・第14節 参照】

第2 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に【本編・第2章・第5節（避難対策計画）】及び【本編・第3章・第14節（避難・救出計画）】に基づき取り組むこととする。

第3 意識の普及・啓発

市は、住民等が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、その意識を持続的に共有し、震災発生時に円滑に避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮した内容により、ハザードマップを作成・変更し、【本編・第2章・第5節（避難対策計画）】に定めるところにより周知を行う。

第4 消防機関等の活動

市は、【本編・第3章・第7節（消防活動）】に基づき、消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

1 報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供を行う。

- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤等市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫を把握する。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、【本編・第2章・第11節（ライフライン施設等安全確保計画）】及び【本編・第3章・第26節（ライフライン施設応急対策計画）】に定めるところとする。

第6 交通

1 道路

- (1) 道路管理者は、避難経路として使用されることが想定されている区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。
- (2) 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、【本編・第3章・第6節（交通確保・輸送）】に定めるところにより除雪体制を優先的に確保する。

2 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、列車・バス等の乗客や、駅・発着場に滞在する者の避難誘導計画等を定める。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の避難のための措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 道路、橋梁、トンネル等の管理上の措置
- イ 下水道、水門等の管理上の措置
- ウ 学校、保育園等にあつては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 地震発生時の緊急点検及び巡視

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びに実施体制を予め定めた上で、地震発生時には緊急点検及び巡視を実施する。

4 工事中の建築等に対する安全確保上実施すべき措置

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を実施する。

第8 迅速な救助

- 1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を整備する。
- 2 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- 3 市は、消防団への加入促進による人的確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、【本編・第3章・第9節（県、市町村等応援協力計画）】に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を予め把握するものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

- 1 自衛隊への災害派遣、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等は、【本編・第3章・第10節（自衛隊災害派遣要請計画）】に定めるところによる。
- 2 救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動については、【本編・第3章・第10節（自衛隊災害派遣要請計画）】及び【本編・第3章・第15節（医療・保健計画）】に定めるところによる。

第3 物資の備蓄・調達

物資の備蓄及び調達に関する方法は、【本編・第2章・第6節の2（食料・生活必需品等の備蓄計画）】に定めるところによる。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対策に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る県・関係機関相互、地域住民等及び防災関係機関に対する連絡体制は、【震災対策編・第3章・第2節（地震情報等の伝達計画）】及び【本編・第3章・第14節（避難・救出計画）】に定めるところによる。

2 災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、【震災対策編・第3章・第1節（活動体制計画）】に定めるところによる。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第3 市のとるべき措置

県の協力のもと、市においても、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市としても、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により、円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する事項）

- ① 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ② 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等円滑かつ迅速に避難するための備え。
- ③ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- ④ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は【震災対策編・第2章・第3節（防災訓練計画）】に定めるところによる。

第 7 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、【震災対策編・第 2 章・第 1 節（防災知識普及計画）】に定めるところによる。

原子力災害対策編

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	- 432 -
第 2 節	計画の性格	- 433 -
第 3 節	計画において尊重すべき指針	- 434 -
第 4 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	- 435 -
第 5 節	災害の想定	- 437 -

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	- 440 -
第 2 節	防災訓練計画	- 443 -
第 3 節	情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	- 444 -
第 4 節	避難対策計画	- 445 -
第 5 節	医療・保健計画	- 447 -

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	- 450 -
第 2 節	特定事象発生情報等の伝達計画	- 453 -
第 3 節	情報の収集・伝達及び通信情報計画	- 456 -
第 4 節	住民等への情報提供・広聴広報計画	- 457 -
第 5 節	緊急時モニタリング計画	- 459 -
第 6 節	避難・影響回避計画	- 460 -
第 7 節	医療・保健計画	- 465 -

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	モニタリング継続計画	- 468 -
第 3 節	健康確保等計画	- 470 -
第 4 節	風評被害防止計画	- 471 -

第 5 章 事業所外運搬事故対策計画

第 1 節	情報連絡体制等整備計画	- 474 -
第 2 節	事故発生時対策計画	- 474 -

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

本市は、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。

しかしながら、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、立地県のみならず、本市を含めた近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されたところである。

このことを踏まえ、地域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害（原第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため、この計画を策定し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「北上市地域防災計画」の「原子力災害対策」編として、市防災会議が作成する計画である。この計画に定めのない事項については、「北上市地域防災計画」（以下「本編」という。）の定めるところによる。

第3節 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、県、市その他の防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【本編第1章第4節第2参照】

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

2 原子力事業者

機関名	業務の大綱
東北電力㈱ 日本原燃㈱	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること (3) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第5節 災害の想定

第1 災害の想定

1 原子力事業所内

本市は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。

こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。

- (1) 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等(以下「警戒事象」という。)が発生したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象(以下「特定事象」という。)が発生したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態(以下「原子力緊急事態」という。)が発生したとき。

2 原子力事業所外

原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故(以下「事業所外運搬事故」という。)により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

第2 隣接県に立地する原子力事業所

隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	施設名	所在地
東北電力㈱	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃㈱	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

第 2 章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点を取り入れる。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

エ 防災関係資料の作成、配布

オ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し

(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要

イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容

ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるP A Z〔※1〕及びU P Z〔※2〕を含む市町村の名称を含む）

カ 平常時における心得

- ① 避難場所、避難道路等を確認する。
- ② 原子力事業所のP A Z及びU P Z圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ③ 原子力事業所のU P Zを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ④ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ⑤ いざというときの対処方法を検討する。
- ⑥ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑧ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

- ① 所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う

ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

※1 P A Z : Precautinary Action Zone

原子力施設から概ね半径5 km圏内（発電用原子炉の場合）。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※2 U P Z : Urgent Protective action planning Zone

- ・ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。

第1節 防災知識普及計画

- ・ 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

4 児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

- (1) 県及び市町村は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。
- (2) 県は、この計画のほか、県内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。
- (3) 県は、原子力事業者に対し、その設置する原子力事業所の概要、防災対策のほか、原子力事業所周辺における環境放射線モニタリングの結果その他の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供するように要請する。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 市その他の防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 県は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て、また、必要に応じ市その他の防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編第2章第3節第2第2項参照】

第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 通信施設・設備の整備等

市その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

【本編第2章第4節の2第2参照】

第3 住民等への情報伝達手段の整備

- 1 市は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- 2 情報伝達手段の整備に当たっては、市防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、避難計画の作成、避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

- (1) 市は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への避難の指示の伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

【避難計画の内容：本編第2章第5節第2第1項参照】

- (3) 避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

【避難計画作成の留意事項：本編第2章第5節第2第1項参照】

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する市町村の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- (2) 避難計画は、設置区域を管轄する市町村長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内に

第4節 避難対策計画

いる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

【避難計画作成の留意事項：本編第2章第5節第2第2項参照】

3 広域避難及び広域一時滞在

【本編第2章第5節第2参照】

第3 避難所等の整備

【本編第2章第5節第3参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編第2章第5節第4参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編第2章第5節第5参照】

第6 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

防護・避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法 ウ 避難、屋内退避の方法 エ 避難後の心得
避難所に関する事項	ア 避難所の名称及び所在地 イ 避難所への経路
災害に関する事項	ア 原子力災害に関する基礎知識 イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第5節 医療・保健計画

第1 基本方針

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

第2 医療・保健活動体制の整備

1 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

- (1) 市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に関し、県との情報共有を図る。
- (2) 市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。
- 5 市は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第2 市の活動体制

市は、原子力災害の発生による影響が、市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、北上市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）若しくは北上市災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）又は北上市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、「北上市災害対策本部規程」（資料編4-4）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があり、本部長がその設置を必要と認めたとき

(2) 組織

【本編第3章第1節第2第1項第2号参照】

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 警戒事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達
- イ 気象予報・警報等の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達
- ウ 市の地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ 市の対応状況等の把握
- オ 応急措置の実施

(4) 廃止基準等

- ア 災害警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が市の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。
- イ 本部長は、原子力災害の発生による影響が本市に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

原子力緊急事態の発生に関する連絡があり、かつ、その影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき

(2) 組織

【本編第3章第1節第2第2項第2号参照】

(3) 分掌事務

災害特別警戒本部の分掌事務は、「北上市災害対策本部規程」（資料編3-1）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

(4) 廃止基準等

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、本部長が、原子力災害の発生による影響が市の地域に及ぶおそれがないと認めるとき
- イ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき

第3 市の職員の動員配備体制

1 配備体制、動員の系統等

【本編第3章第1節第3参照】

2 関係機関等への職員派遣等の要請

第1節 活動体制計画

本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等が必要であると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができるものとする。

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 3 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 4 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第2節 特定事象発生情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を関係機関、住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

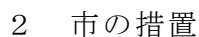
実施機関	活動の内容
県本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の市町村等に対する伝達
市本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
日本放送協会盛岡放送局	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
原子力事業者	特定事象発生情報等の県への通報

第3 実施要領

1 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、次の図のとおりである。

【特定事象発生情報等伝達系統図】



- (1) 市長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- (2) 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 市長は、防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- (5) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

原子力災害対策編

3 防災関係機関の措置

(1) 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

(2) その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画

第1 基本方針

1 情報の収集・伝達

市その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- (1) 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- (2) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- (3) 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 通信情報

市その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）

【本編第3章第4節第2参照】

第3 情報の収集・伝達実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

ア 市本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

イ 上記のほか、本編第3章第4節第3第1項に定める方法等に準じて、災害情報の収集及び報告を行う。

(2) 防災関係機関

本編第3章第4節第3第1項に定める方法等に準じて、災害情報の収集及び報告を行う。

2 災害情報収集の優先順位、災害情報の報告要領

【本編第3章第4節第3第1項及び第2項参照】

第4 電気通信設備等の利用

【本編第3章第3節第3参照】

第4節 住民等への情報提供・広聴広報計画

第1 基本方針

1 住民等への情報提供

市及び県は、相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。

2 広報広聴

- (1) 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- (2) 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- (3) 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- (4) 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- (5) 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- (6) 広聴活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、住民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 住民等への情報提供

1 市による情報提供

- (1) 市は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。
- (2) 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

ア 防災行政無線	エ 臨時災害放送局等	キ 登録制メール
イ インターネット等	オ 電話	ク 広報車
ウ C A T V	カ 携帯端末の緊急速報メール機能	ケ 自主防災組織等の広報活動

3 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、市から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第4節 住民等への情報提供・広聴広報計画

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

【本編第3章第5節第2参照】

2 実施要領

(1) 広報活動

【本編第3章第5節第3第1項参照】

(2) 広聴（相談）活動

【本編第3章第5節第3第2項参照】

第5節 緊急時モニタリング計画

第1 県の緊急時モニタリングへの対応

- 1 市は、県が実施する緊急時（原子力災害に対する災害警戒本部又は災害特別警戒本部を設置したときをいう。）のモニタリングに協力するものとする。
- 2 市は、県から提供を受けたモニタリングの結果について、関係機関に情報提供するとともに、住民に公表するものとする。

第2 その他のモニタリング

- 1 市は、必要に応じて自主的なモニタリングを実施する。
- 2 不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

第6節 避難・影響回避計画

第1 基本方針

- 1 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。
- 2 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 3 市内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を取り、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- 5 原子力災害対策の充実に図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと

第2 実施機関（責任者）

1 避難指示等

実施機関	担当業務
市本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え））
県本部長	1 市長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示（災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）） 2 必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示（災害対策基本法

	第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条）
陸上自衛隊 岩手駐屯部 隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令（災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）
県本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令（災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）、第73）
陸上自衛隊 岩手駐屯部 隊	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令（市長（市長の委託を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がいない場合）（災害対策基本法第63条）

3 救出

【本編第3章第15節第2参照】

4 指定避難所の設置、運営

【本編第3章第15節第2参照】

第3 実施要領

1 注意喚起

市は、第4節第2による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等

(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告

ア 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示は指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

イ 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

第6節 避難・影響回避計画

(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。

- | |
|------------------------|
| ア 発令者 |
| イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別 |
| ウ 指示の日時 |
| エ 指示の理由 |
| オ 指示の対象地域 |
| カ 避難のための立退き先又は退避先 |
| キ 避難のための立退き又は退避する場合の経路 |
| ク その他必要な事項 |

(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知

ア 地域住民等への周知

(ア) 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、第4節第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 指示を行った者	② 避難のための立退き又は屋内への退避の別	
③ 指示の理由	④ 指示の発令時刻	⑤ 指示の対象地域
⑥ 避難のための立退き先又は退避先	⑦ 避難のための立退者数又は退避者数	

[法令に基づく報告又は通知義務]

実施機関	担当業務	根拠法令
市町村	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）
知事	公示	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）

警察官、海上保安官	市長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

【本編第3章第14節第3第1項第4号参照】

(5) 避難の誘導

【本編第3章第15節第3第1項第5号参照】

(6) 避難者の確認等

【本編第3章第15節第3第1項第6号参照】

(7) 避難経路の確保

【本編第3章第15節第3第1項第7号参照】

(8) 避難支援従事者の安全確保

【本編第3章第15節第3第1項第8号参照】

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	イ 警戒区域設定の日時	ウ 警戒区域設定の理由
エ 警戒区域設定の地域	オ その他必要な事項	

イ 実施責任者は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	② 警戒区域設定の理由
③ 警戒区域設定の発令時刻	④ 警戒区域設定の地域

第6節 避難・影響回避計画

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）

4 救出

【本編第3章第14節第3第3項参照】

5 指定避難所の設置、運営

【本編第3章第14節第3第4項参照】

6 帰宅困難者対策

【本編第3章第14節第3第5項参照】

7 広域一時滞在

【本編第3章第14節第3第7項参照】

第4 影響回避等のための措置

1 市等による情報提供

- (1) 市及び県は、第4節の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- (2) 市及び県は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

2 住民等の措置

- (1) 住民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。
- (2) 水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第7節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 市本部長及び県本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- 2 市本部長及び県本部長は、県外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- 3 市本部長及び県本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

第2 避難退域時検査及び簡易除染

- 1 市本部長及び県本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- 2 市本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

〔市の担当部〕

部	課等	担当業務
保健福祉部	健康増進課	1 身体の避難退域時検査及び簡易除染の除染に係る実施協力等
		2 市町村、国、指定公共機関との調整等

第3 初動医療体制

- 1 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、被ばく医療の提供体制がないことから、県外からの避難者等であって、被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあっては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家の協力により医療を提供することが基本となる。
- 2 市本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- 3 県本部長は、市本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究

第7節 医療・保健計画

開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、市本部長に通知する。

- 4 市本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。

第4 健康管理活動の実施

【本編第3章第15節第7第2項参照】

第 4 章

災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 モニタリング継続計画

第1 基本方針

- 1 市は、県が、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等において、県内への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施するときは、それに協力するものとする。
- 2 市は、県から提供を受けたモニタリングの結果について、関係機関に情報提供するとともに、住民に公表するものとする。

第2節 低減措置・廃棄物等対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、県による緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、住民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認めたときは、県と調整及び連携を行い、必要な措置を講じる。
- 2 市及び県は、住民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第2 低減措置の実施

- 1 低減措置を行う目安等
低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。
- 2 低減措置の対象、実施者等
 - (1) 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
 - (2) 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

- (3) 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

第3 廃棄物等の処理等

- 1 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- 2 市及び県は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第4 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第5 市及び県の措置

- 1 市及び県は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- 2 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3節 健康確保等計画

第1 基本方針

- 1 市は、県と連携し、健康に不安等を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、住民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 2 市は、原子力災害により被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 健康相談の実施

市は、県と連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- 1 市は、県による緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。
- 2 市は、調査及び分析の結果、県民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、県及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第4 生活の安定確保

【本編第4章第2節参照】

第4節 風評被害防止計画

第1 基本方針

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 1 市は、県、関係機関、団体等と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、観光客の減少が生じることのないよう、市内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 3 市は、関係機関及び団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合においては、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

第 5 章

事業所外運搬事故対策計画

第5章 事業所外運搬事故対策計画

第1節 情報連絡体制等整備計画

第1 情報収集、伝達及び連絡等

市は、県による事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡に関し協力するものとする。

第2 運搬情報の提供

市は、必要に応じて県から運搬情報の提供を受けるものとする。

第3 通信施設・設備の整備等

【本編第2章第4節の2第2参照】

第4 住民等への情報伝達手段の整備

【原子力災害対策編第2章第3節第4参照】

第2節 事故発生時対策計画

第1 基本方針

市は、事業所外運搬事故が発生したときは、第3章の規定に準じて対応する。

第2 事故発生情報の伝達等

市は、事業所外運搬事故が発生したときは、県、警察機関、消防機関その他の防災関係機関等と連携し、第3章の規定に準じて、情報等の収集、伝達、通報、住民への情報提供等を迅速かつ確実に実施する。

第3 緊急時モニタリングその他の対策の実施

市は、事業所外運搬事故が発生したときは、県、警察機関、消防機関その他の防災関係機関等と連携し、第3章第5節から第7節までの規定に準じ、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。

資 料 編

目 次

総 則

1-1-1	北上市防災会議条例	479
1-5-1	気象情報	481
1-5-2	災害の記録	482

2 災害予防計画

2-2-1	自主防災組織の現況	519
2-2-2	北上市自主防災マイスター認定要領	524
2-4の2-1	防災行政無線整備状況	528
2-6の2-1	北上市備蓄計画（主なもの）	529
2-8-1	消防施設等整備状況（R5.3.31）	530
2-8-2	水防用備蓄敷材一覧表（水防倉庫）	531
2-8-3	林野火災消火機材備付状況	532
2-13-1	重要水防箇所一覧表	533
2-13-2	樋管、水門箇所一覧表	537
2-13-3	浸水想定区域内要配慮者利用施設	538
2-14-1	除雪体制	539
2-14-2	除雪対策本部	540
2-15-1	土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表	541
2-15-2	土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	548
2-15-3	土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表	552
2-17-1	防火対象物数一覧表（消防法第8条）	553

3 災害応急対策計画

3-1-1	北上市災害対策本部規程	554
3-1の2-1	岩手県広域防災拠点の利用に関する協定	562
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	565
3-2-2	気象予報・警報等伝達系統図	571
3-2-3	土砂災害警戒情報伝達系統図	572
3-2-4	地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図	573
3-2-5	北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図	574
3-2-6	国管理河川水防警報伝達系統図	575
3-2-7	火災気象通報・火災警報伝達系統図	576
3-2-8	気象警報発表基準等	577
3-3-1	災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）	579
3-3-2	災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）	582
3-4-1	被害状況判定基準	584
3-4-2	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	586
3-5-1	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）	588
3-6-1	災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	590
3-6-2	ヘリポートの設置基準	592
3-6-3	ヘリポートの現況	596
3-6-4	大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定	597

3-9-1	相互応援協定の締結状況	- 599 -
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	- 602 -
3-13-1	災害救助法による救助の種類、程度、期間等	- 605 -
3-14-1	一時避難場所	- 609 -
3-14-2	震災時第1次避難所	- 610 -
3-14-3	震災時第2次避難所	- 611 -
3-14-4	風水害時第1次避難所	- 614 -
3-14-5	風水害時第2次避難所	- 615 -
3-14-6	指定緊急避難場所一覧	- 617 -
3-14-7	指定避難所一覧	- 623 -
3-14-8	指定福祉避難所一覧	- 627 -
3-14-9	協定福祉避難所一覧	- 628 -
3-14-10	消防団避難誘導等担当区域表	- 630 -
3-15-1	災害医療救護に関する協定書(北上医師会)	- 631 -
3-15-2	災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)	- 634 -
3-16-1	支給物資	- 637 -
3-16-2	災害時における支援協力に関する協定書	- 638 -
3-16-3	災害時における物資供給に関する協定書	- 640 -
3-16-4	災害時における物資の供給に関する協定書(バイタルネット)	- 643 -
3-16-5	災害時における飲料の確保に関する協定書(みちのくコカ・コーラボトリング)	- 648 -
3-16-5	災害時における物資供給に関する協定書(ユニバース)	- 652 -
3-20-1	一般廃棄物処理業者一覧表(処理業者)	- 657 -
3-20-2	一般廃棄物処理施設(ごみ処理)	- 658 -
3-20-3	一般廃棄物処理業者一覧表(し尿収集委託業者)	- 659 -
3-20-4	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	- 660 -
3-20-5	一般廃棄物処理施設(し尿処理)	- 662 -
3-20-6	障害物除去機械保有業者一覧表	- 663 -
3-26-1	災害時電力設備復旧に関する協定	- 664 -
3-26-2	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	- 667 -
3-26-3	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書	- 669 -
3-26-4	災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書	- 671 -
4	災害復旧・復興計画	
4-2	生活の安定確保計画	- 674 -
4-2-1	災害復興住宅資金	- 674 -
4-2-2	生活福祉資金	- 675 -
4-2-3	災害援護資金	- 675 -
5	附属資料	
5-1-1	地震被害想定調査結果(平成9年度実施:岩手県)	- 676 -
5-1-2	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査(平成15~16年度実施:岩手県)	- 679 -
5-1-3	北上市業務継続計画	- 683 -

総 則

1 - 1 - 1 北上市防災会議条例

北上市防災会議条例

平成3年4月1日

条例第167号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、北上市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北上市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 北上市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 北上地区消防組合消防長及び北上市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認めて委嘱する者

6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の数は、それぞれ若干人とする。

7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

1-1-1 北上市防災会議条例

その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、北上市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1 - 5 - 1 気象情報

年	降水量(mm)		気温(℃)			風速(m/s)		日照時間 (h)	降雪の 合計 (寒候年 ・ cm)
	合計	最大 (日)	平均	最高	最低	平均	最大		
2004	1457	90	11.7	34.5	-8.5	1.2	8	1395.9	344
2005	1508	119	10.8	35.8	-10.4	1.2	7	1394.9	470
2006	1366	66	11.0	34.9	-13.2	1.3	7	1350.6	471
2007	1518	153	11.5	36.5	-6.4	1.4	8	1665.7	188
2008	1128.5	74.5	11.3	33.4	-14.3	1.4	8	1619.0	342
2009	1316.0	51.5	11.5	33.1	-7.3	1.4	8.6	1515.9	305
2010	1536.5	64.0	11.8	36.4	-11.4	1.2	7.6	1448.9	424
2011	1317.5	107.0	11.3	35.7	-11.0	1.3	9.2	1549.3	394
2012	1261.5	83.0	11.3	35.8	-12.7	1.3	8.3	1584.3	392
2013	1589.0	71.5	11.2	33.5	-11.1	1.3	8.7	1457.9	440
2014	1563.5	71.5	11.2	34.2	-10.2	1.3	7.1	1673.4	475
2015	1299.0	85.0	12.3	35.9	-7.5	1.4	7.3	1761.9	343
2016	1233.5	67.0	11.9	34.4	-7.9	1.3	7.9	1628.8	169
2017	1360.5	70.0	11.3	35.4	-11.8	1.3	8.8	1537.2	275
2018	1306.5	85.0	11.7	35.7	-11.4	1.2	8.4	1633.0	346
2019	1229.5	90.5	11.9	37.0	-8.0	1.3	9.0	1707.5	218
2020	1554.0	91.0	12.1	36.2	-9.2	1.2	8.7	1431.8	106
2021	1392.5	62.5	11.9	36.6	-14.7	1.3	8.3	1454.7	390
2022	1384.5	51.5	11.7	35.1	-11.8	1.1	7.8	1612.6	411
2023	1368.0	82.5	13.1	35.7	-10.9	1.4	8.0	1761.3	282
2024	1472.5	94.5	13.3	35.7	-9.7	1.6	8.8	1801.1	133

1-5-2 災害の記録

1-5-2 災害の記録

(1) 火 災

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
明治2年5月6日 午後2時00分頃	鬼柳村新町	16軒
明治2年6月2日	鬼柳村お仮屋（お仮屋より出火）	19軒
明治2年	黒沢尻新町～本町	約20戸
明治2年	黒沢尻町せきばた（現本通り一丁目）	戸数不明（全長約150m）
明治6年7月10日 午後4時00分頃	黒沢尻町川岸（漆黒寺炎上）	寺の建物 7棟
明治24年4月25日	黒沢尻町上川岸	17戸
明治24年5月15日 昼 頃	相去村	120戸
明治24年5月18日 午後2時00分頃	黒沢尻町中川岸 北上川を超え立花村に飛び火延焼	126 戸 船60数艘
明治24年11月	黒沢尻町下川岸	10数戸のうち6戸を残して全部焼失
明治25年4月8日	相去村	ほとんど焦土と化した
明治26年（冬）	黒沢尻町諏訪町	5戸
明治26年4月	黒沢尻町花屋町	
明治29年	黒沢尻町川岸	80余戸 船40艘焼失
明治31年1月7日 午後2時35分頃	黒沢尻町天神 黒沢尻小学校川岸分校含む	全焼18戸 半焼1戸 土蔵1棟 小屋3棟
明治32年4月8日 午後11時00分頃	鬼柳村 鬼柳小学校含む	36戸
明治40年5月17日 午前0時30分頃	黒沢尻町山田 江釣子村北鬼柳に延焼	黒沢尻町4戸16棟 江釣子村3戸15棟
明治41年5月19日 午後9時00分頃	黒沢尻町新町	6棟
大正3年	黒沢尻町諏訪町（通称 電気火事） 電灯のともったのを祝って打ち上げた花火が原因	10数棟
大正4年4月26日 午後2時00分頃	鬼柳村	3戸
大正6年5月26日 午後5時00分頃	更木村	4戸10棟、土蔵3棟
大正9年3月18日 午後2時30分頃	鬼柳村本町	4戸12棟
大正9年5月30日 午後11時30分頃	相去村下組	11戸24棟
大正9年5月19日	江釣子村上江釣子（塚）に大火	
大正9年12月3日 午後2時00分頃	黒沢尻町せきばた	36戸70棟余り （67,500㎡）
大正11年12月7日	黒沢尻本町 漏電が原因	警察署

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
大正14年4月 午前10時30分頃	飯豊村村崎野	2戸11棟
大正14年11月24日 午後9時50分頃	黒沢尻町新町 黒沢尻菓子種株式会社から出火	3戸14棟
昭和2年4月24日 午後11時30分頃	鬼柳村下鬼柳 消防手8名が火傷を負う	3戸
昭和4年4月24日 午後2時40分頃	鬼柳村上鬼柳	3戸15棟
昭和4年11月27日 午前3時30分頃	二子村中島	2戸6棟
昭和6年1月31日 午後0時20分頃	相去村 相去小学校全焼	校舎全焼
昭和7年5月7日 午後0時30分頃	二子村上瀬内場	3戸8棟
昭和8年2月17日 午前9時30分頃	黒沢尻町花屋町 3名が負傷	全焼4戸2棟 半焼1戸1棟
昭和8年10月11日 午後3時00分頃	鬼柳村 3件の火災が有りすべて放火と断定	2戸7棟 小屋1棟
昭和8年12月7日 午後10時00分頃	二子村オノ羽々	4戸12棟
昭和10年3月21日 午前4時50分頃	二子村小島崎	2戸8棟
発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和11年9月19日 午前2時40分頃	立花村沢野	2戸11棟
昭和14年6月7日 昼 頃	鬼柳村 鬼柳小学校全焼	校舎全焼
昭和15年8月21日	相去村	9戸
昭和17年4月20日	二子村宿 ろう火が原因 強風で水利なく、更木・藤巻部落に飛火。 発見早く小火で消しとめる。	12戸
昭和19年5月26日 昼 頃	相去村川口 屋根替のため屋根裏に堤灯を取り付け作業 中薫に延焼	9戸
昭和21年11月28日	黒沢尻町若宮町	全焼2棟 半焼1棟
昭和24年3月12日	黒沢尻町上野町	全焼1戸5棟 半焼1戸

1-5-2 災害の記録

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和28年4月16日	江釣子村下江釣子（野中）に大火	全・半焼22世帯 損害額 20,796千円
昭和31年4月8日 午前1時00分頃	和賀町岩崎宿	住家 10棟 非住家 8棟
昭和31年5月31日 午後7時40分頃	黒沢尻町幸町 私立黒沢尻女子学園540 m ² 焼失 電気アイロンの過熱	校舎1棟 負傷者2名 損害額 3,700千円
昭和32年3月23日 午後1時40分頃	黒沢尻町幸町 県立黒沢尻工業高校寄宿舎957 m ² 焼失 煙草火の不始末 風速 1 m	寄宿舎4棟全焼 1棟半焼 損害額 6,480千円
昭和34年2月22日 午後11時35分頃	黒沢尻町字町分19地割120 岩手合板(株)3,200m ² 焼失 溶接機のスパーク 風速 1m	14棟 負傷者3名 損害額 83,675千円
昭和34年4月4日 午前10時18分頃	二子町秋子沢13 北上北中学校1,100m ² 焼失 固定煙突の火の粉が原因 風速 20m	校舎 半焼1棟 民家 1戸2棟 民有林 3ha 損害額 校舎8,655千円 民家 139千円
昭和35年3月6日 午後10時00分頃	和賀町里小屋 炭火が原因	8棟
昭和40年5月12日 午後1時19分頃	黒沢尻町下川岸 強風のため、立花に飛び火 焼失面積3,109m ²	全焼20戸45棟、半焼1棟 林野0.2ha 損害額26,930千円
昭和40年6月10日 午前1時00分頃	和賀町切留	住家 全焼19棟 半焼2棟 非住家 全焼16棟 山林0.2ha
昭和43年2月6日 午前2時00分頃	本石町一丁目6番71 黒沢尻西小学校5,851m ² 焼失	校舎3棟全焼 損害額82,230千円
昭和45年12月1日 午前1時55分頃	熊谷製材所1,300m ² 焼失 モーターの過熱	全焼6棟 損害額23,348千円
昭和46年8月21日	村立江釣子第2小学校全焼 焼失面積1,702m ²	損害額59,100千円
昭和48年7月12日 午後3時46分頃	原産業(株)北上工場1,100m ² 焼失 塗装装置のスパーク	全焼3棟 損害額37,516千円
昭和53年5月5日 午前11時45分頃	稲瀬町字岩脇 山林5.5ha 焼失	市有林3.8ha 民有林1.7ha 損害額 市有林3,872千円 民有林 85千円
昭和54年3月8日 午後9時15分頃	飯豊町字村崎野24地割19 黒沢尻工業高校3,714m ² 焼失	校舎半焼 損害額70,944千円

発生年月日	発生地及び原因	焼失戸数面積等
昭和55年11月11日 午後9時00分頃	本石町一丁目 プロパンガス火災	全焼7棟 部分焼8棟 り災世帯12世帯 死者1名 損害額68,350千円
昭和60年7月27日 午後6時05分頃	口内町字新町 ガスコンロ	住家 全焼5棟 非住家 全焼6棟 部分焼1棟 り災世帯5世帯 損害額 35,236千円
平成5年4月18日 午後1時30分頃	立花29地割25 たき火の飛び火により山林焼失	山林7.7ha 損害額 5,589千円
平成8年8月12日 午前2時50分頃	大曲町3番	全焼3棟 部分焼1棟
平成8年12月28日 午前9時30分頃	大通り二丁目 煙草火の不始末	全焼2棟 半焼1棟
平成10年4月7日	飯豊町23地割11-1	全焼1棟 半焼2棟
平成10年5月6日 午後10時15分頃	和賀町媒孫14地割68 育苗ハウス焼失	全焼1棟
平成10年9月4日	北上市里分	全焼2棟 部分焼1棟
平成15年10月27日	北上市新穀町 菊池屋旅館	全焼2棟 部分焼2棟
平成23年12月4日	口内町養鶏場の火災	非住家5棟
平成27年1月10日	花園町の共同住宅火災	全焼2棟 半焼1棟 死者1名 負傷者1名
平成29年12月27日	立花地内の住宅兼作業所火災	全焼2棟 部分焼3棟 死者2名 負傷者2名

1-5-2 災害の記録

(2) 風水害

① 旧北上市

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																																			
昭和22年7月20日 ～7月23日	大 雨	県下各地で大雨。 東北地方では、高気圧の縁辺部にあたり、シベリア方面からの前線の南下とあいまって、20日から23日にかけて大雨となった。 黒沢尻以南の国道すじの耕地は、30～40cm冠水した。 水害量水標最高水位（量水標位置；相去村字相去＝北上川） 7月24日13時 5.80m ※既往最大水位 明治42年4月7日 7.05m （警戒水位 2.50m）																																			
昭和22年7月29日 ～8月3日	大 雨	県下各地で大雨。各河川氾濫。 東北地方は高気圧の縁辺となり、北から前線が南下してきたため、7月29日から8月3日にかけて大雨となった。 日雨量（観測地点；黒沢尻町） <table><tr><td>7月31日</td><td>8月1日</td><td>2日</td><td>3日</td><td>計</td></tr><tr><td>4.3</td><td>102.6</td><td>36.8</td><td>9.4</td><td>153.1</td></tr></table> 水害量水標最高水位（北上川） 8月3日20時 6.40m					7月31日	8月1日	2日	3日	計	4.3	102.6	36.8	9.4	153.1																					
7月31日	8月1日	2日	3日	計																																	
4.3	102.6	36.8	9.4	153.1																																	
昭和22年9月15日 ～9月16日	カスリン台風	本州の南海上にできていた温暖前線は台風の北上につれて次第に活発化し、大雨を降らせながら北上した。台風は15日夜房総半島の先端をかすめ、16日には三陸沖に去ったが、東北地方は11日から大雨が続き14日、15日は台風の接近により特に強く降った。被害は次のとおりである。 日雨量（単位：mm） <table><tr><td>12日</td><td>13日</td><td>14日</td><td>15日・16日</td><td>計</td></tr><tr><td>29.2</td><td>不明</td><td>119.8</td><td>231.3</td><td>—</td></tr></table> 水害量水標最高水位 9月16日 6.80m 被害状況（和賀郡内・・・和賀地方事務所調） <table><tr><th>区 分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>人的被害</td><td></td><td>死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸</td></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸</td></tr><tr><td>農作物等被害</td><td></td><td>水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha</td></tr><tr><td>農地農業施設被害</td><td></td><td>水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha</td></tr><tr><td>土木施設被害</td><td></td><td>堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m</td></tr><tr><td>林業関係被害</td><td></td><td>木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m</td></tr></table>					12日	13日	14日	15日・16日	計	29.2	不明	119.8	231.3	—	区 分	被害金額(千円)	被 害 数 量 等	人的被害		死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸	住家被害		半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸	農作物等被害		水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha	農地農業施設被害		水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha	土木施設被害		堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m	林業関係被害		木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m
12日	13日	14日	15日・16日	計																																	
29.2	不明	119.8	231.3	—																																	
区 分	被害金額(千円)	被 害 数 量 等																																			
人的被害		死者 6人、負傷者 3人 流失 14戸、全壊 6戸																																			
住家被害		半壊 38戸、床上浸水1,599戸 床下浸水1,432戸、 非住家の被害 81戸																																			
農作物等被害		水稻冠水 3,280.9ha、 畑作物冠水 1,141.9ha																																			
農地農業施設被害		水田埋没 381.8ha 畑埋没 352.1ha																																			
土木施設被害		堤防決壊 91ヶ所・2,898m 道路埋没 26ヶ所・2,857m 道路流失 89ヶ所・8,068m 橋梁流出 95ヶ所・1,141m 橋梁破損 23ヶ所・126m																																			
林業関係被害		木材流出 14,020石 林道の被害 2,990m																																			

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容				
昭和23年9月15日 ～9月17日	アイオン台 風	アイオン台風の接近に伴い、岩手でも15日夜から雨が降りだし、16日の午後には県下全般にものすごい豪雨となり、各河川は増水し、カスリン台風を上回る大水害となった。被害は次のとおりである。				
		日雨量				
		15日		16日		計
		11.2		154.6		165.8
		水害量水標最高水位（北上川）				
		9月17日4時 7.30m （※16日12時現在水位0.98m）				
冠水時間		二子地区		41時間		
被害状況		（和賀郡内・・・和賀地方事務所調）				
	区分	被害金額 （千円）	被 害 数 量 等			
	人的被害		死者 5名、負傷者 3人、 行方不明 1人			
	住家被害		流失 15戸、床上浸水 505戸、 床下浸水 703戸			
	農作物等 被害		水稻被害面積1,541.4ha、 黒沢尻町 44.4ha、鬼柳村234.6ha 飯豊村 79.1ha、二子村169.6ha 更木村 58.8ha、立花村77.2ha			
昭和30年6月24日 ～6月25日	大 雨	日雨量				
		24日		25日		計
		28		82		110
		出水位				
		位 置		警戒水位	最高出水位	日 時
		北上川：黒沢尻町・珊瑚橋		3.90m	5.17m	26日5時
		北上川：黒沢尻町・男 山		3.00m	5.26m	26日5時
		北上川：鬼 柳 町・九年橋		2.00m	3.35m	26日2時
		被害状況				
		区分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等		
住家被害	560	床上浸水 15戸、床下浸水 45戸、 浸水 5戸				
非住家						
農作物等 被害	5,649	水稻冠水 105ha 畑作物等冠水 268ha				
農地農業 施設被害	4,400	水田 2ha、畑 22ha、 水路 5ヶ所、溜池 1ヶ所				
土木施設 被害		北上川堤防決壊 1ヶ所、 黒沢川護岸決壊 3ヶ所、 広瀬川護岸決壊 8ヶ所、 道路面流失 450m、 橋梁流失 2ヶ所				

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																		
昭和32年 7 月 7 日 ～ 7 月 8 日	大 雨	県下各地で大雨。家屋浸水、田畑冠水、橋流失等の被害が発生した。 日雨量 (単位：mm)																		
		<table><tr><td>7 日</td><td>8 日</td><td>計</td></tr><tr><td>8 2</td><td>7 4</td><td>1 5 6</td></tr></table>	7 日	8 日	計	8 2	7 4	1 5 6												
		7 日	8 日	計																
8 2	7 4	1 5 6																		
8 日 8 時40分 鬼柳中学校後斜面、降雨のため崩壊する。 13時00分 黒沢川堤防決壊の危険の報あり。 (土地改良区10数名で補強作業) 19時30分 新穀町裏(黒沢尻小前)広瀬川増水し、床下浸水																				
昭和32年 8 月 5 日 ～ 8 月 6 日	大 雨	県中央内陸部で大雨。北上川支流各河川氾濫。家屋、田畑に被害が発生した。 黒沢川、広瀬川が氾濫したため、黒沢尻町の中心部において家屋の浸水被害が多発し、また、村部においても地域の中小河川の氾濫により家屋等に被害をもたらした。 日雨量 8 月 5 日 191mm、単位時間雨量 55mm を記録。 被害状況																		
		<table><tr><th>区分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>半壊 2 棟、床上浸水 112 等 床下浸水 466棟</td></tr><tr><td>農作物等被害</td><td>72,500</td><td>水稻冠水 825. 1ha 畑作物等冠水 58. 4ha</td></tr><tr><td>農地農業施設被害</td><td>17,760</td><td>水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14. 9h a</td></tr><tr><td>土木施設被害</td><td></td><td>農道決壊・流失 32ヶ所</td></tr><tr><td>被害総額</td><td>96,059</td><td></td></tr></table>	区分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	住家被害		半壊 2 棟、床上浸水 112 等 床下浸水 466棟	農作物等被害	72,500	水稻冠水 825. 1ha 畑作物等冠水 58. 4ha	農地農業施設被害	17,760	水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14. 9h a	土木施設被害		農道決壊・流失 32ヶ所	被害総額	96,059	
		区分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等																
住家被害		半壊 2 棟、床上浸水 112 等 床下浸水 466棟																		
農作物等被害	72,500	水稻冠水 825. 1ha 畑作物等冠水 58. 4ha																		
農地農業施設被害	17,760	水路 24ヶ所・2,300m、 落差工 2ヶ所、井堰 3ヶ所 頭首工 2ヶ所、 農道 1ヶ所・14m、 農地 9ヶ所・14. 9h a																		
土木施設被害		農道決壊・流失 32ヶ所																		
被害総額	96,059																			
昭和33年 9 月 17 日 ～ 9 月 18 日	台 風 21 号	岩手県では、17日午後から雨が降りだし、18日日中はかなりの強雨が続いた。各河川は増水し、18 日正午には北上川洪水注意報が発表され、各所で浸水、冠水被害が発生した。 日雨量 9 月 17 日 138mm ※連続雨量 17日13時～18日16時 128.1mm 出水位																		
		<table><tr><th>位 置</th><th>警戒水位</th><th>最高出水位</th><th>日 時</th></tr><tr><td>北上川・珊瑚橋</td><td>3. 90m</td><td>5. 6m</td><td>19日 4 時</td></tr><tr><td>北上川・九年橋</td><td>2. 00</td><td>2. 3</td><td>19日 17時</td></tr></table>	位 置	警戒水位	最高出水位	日 時	北上川・珊瑚橋	3. 90m	5. 6m	19日 4 時	北上川・九年橋	2. 00	2. 3	19日 17時						
		位 置	警戒水位	最高出水位	日 時															
北上川・珊瑚橋	3. 90m	5. 6m	19日 4 時																	
北上川・九年橋	2. 00	2. 3	19日 17時																	
9 月 18 日 7 時15分 暴風警報発令 13時03分 北上市洪水注意報 (第 1 号)、各所で氾濫 18時00分 北上川水位4. 9m、警戒水位 1 m を突破 20時10分 北上川周辺洪水注意報 (第 1 号) 20時20分 更木町舟渡地区、冠水状態 20時23分 黒沢尻町、新穀町浸水																				

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																					
		22時45分 洪水注意報（第2号） 9月19日 2時35分 更木町舟渡浸水、二子町宿も危険状態。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>460</td><td>半壊 1 棟、 床上浸水 30棟、 床下浸水160棟</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>7,205</td><td>水路 36 ケ所・1,468m、 頭首工 6 ケ所、橋梁 1 ケ所 湿地 1 ケ所、 農地 4 ケ所、4.95ha</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td></td><td>道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7 ケ所、 河川 2 ケ所・220m</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>141,748</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害	460	半壊 1 棟、 床上浸水 30棟、 床下浸水160棟	農作物等被害	7,205	水路 36 ケ所・1,468m、 頭首工 6 ケ所、橋梁 1 ケ所 湿地 1 ケ所、 農地 4 ケ所、4.95ha	土木施設被害		道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7 ケ所、 河川 2 ケ所・220m	被害総額	141,748							
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																					
住家被害	460	半壊 1 棟、 床上浸水 30棟、 床下浸水160棟																					
農作物等被害	7,205	水路 36 ケ所・1,468m、 頭首工 6 ケ所、橋梁 1 ケ所 湿地 1 ケ所、 農地 4 ケ所、4.95ha																					
土木施設被害		道路決壊 25ヶ所・465.5m、 橋梁 7 ケ所、 河川 2 ケ所・220m																					
被害総額	141,748																						
昭和34年 9 月 26 日 ～ 9 月 27 日	伊勢湾台風 (台風 15 号)	県下で暴風雨。口内町を中心に家屋、果樹（りんご）に被害が発生した。																					
昭和36年 9 月 16 日 ～ 9 月 17 日	第2室戸台風 (台風 18 号)	9月16日夜半に、市の上空を通過した超大型の第2室戸台風は、約5時間にも及び荒れ狂い、民家、作物、森林、果樹（りんご）に約1億7千万もの被害をもたらした。																					
昭和40年 7 月 14 日 ～ 7 月 15 日	大 雨	和賀川流域に豪雨。7月14日夜半から午前中にかけて125mmの集中豪雨があり、黒沢川、飯豊皮、口内川、田合田川などの河川が氾濫し、市内全域にわたって被害が発生した。 日雨量（単位：mm） <table> <tr> <th>14 日</th><th>15 日</th><th>計</th></tr> <tr> <td>88</td><td>37</td><td>125</td></tr> </table> 被害状況 <table> <tr> <th>区分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td><td>1,260</td><td>床上浸水 6 棟、 床下浸水 69棟</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>17,930</td><td>水稻・畑作物等冠水 252.2ha</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td>2,000</td><td>道路損壊 10 ケ所 橋梁流出 4 ケ所 水路護岸決壊 1 ケ所 がけ崩壊 2 ケ所</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>21,190</td><td></td></tr> </table>	14 日	15 日	計	88	37	125	区分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家以外建物被害	1,260	床上浸水 6 棟、 床下浸水 69棟	農作物等被害	17,930	水稻・畑作物等冠水 252.2ha	土木施設被害	2,000	道路損壊 10 ケ所 橋梁流出 4 ケ所 水路護岸決壊 1 ケ所 がけ崩壊 2 ケ所	被害総額	21,190	
14 日	15 日	計																					
88	37	125																					
区分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																					
住家以外建物被害	1,260	床上浸水 6 棟、 床下浸水 69棟																					
農作物等被害	17,930	水稻・畑作物等冠水 252.2ha																					
土木施設被害	2,000	道路損壊 10 ケ所 橋梁流出 4 ケ所 水路護岸決壊 1 ケ所 がけ崩壊 2 ケ所																					
被害総額	21,190																						

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容																		
昭和40年9月10日 ～9月11日	台風23号 (強風)	9月10日の夕方から夜半にかけて台風23号が襲来し、瞬間最大風速25mを記録。市内全域にわたって、りんごに被害が発生した。(りんごの落果、28,500箱、被害額 14,250千円)																		
昭和40年9月17日 ～9月18日	台風24号	9月17日夜半から18日朝にかけて台風24号が襲来し、降雨量46mm、瞬間最大風速20.6mを記録。市内全域にわたって、農作物に被害が発生した。 (水稲倒伏 30ha、りんごの落果 80t、被害額7,000千円)																		
昭和41年6月28日 ～6月29日	台風4号 (大雨)	6月28日の夕方から29日朝方にかけて台風4号が襲来し、降雨量95.5mmを記録。市内全域にわたって、住家の浸水、田畑の冠水、道路の損壊等の被害をもたらす。 被害状況 <table> <tr> <th>区分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>1,100</td><td>床上浸水 6棟、床下浸水 211棟</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td></td><td>水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td></td><td>道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>580</td><td></td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>46,000</td><td></td></tr> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,100	床上浸水 6棟、床下浸水 211棟	農作物等被害		水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha	土木施設被害		道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所	その他	580		被害総額	46,000	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害	1,100	床上浸水 6棟、床下浸水 211棟																		
農作物等被害		水稲冠水 358ha、 畑作物等冠水 2ha 葉たばこ 21ha、桑 10ha、 りんご落果被害 13ha																		
土木施設被害		道路決壊 9ヶ所、 橋梁流出 4ヶ所 水路決壊 7ヶ所 溜池決壊 2ヶ所																		
その他	580																			
被害総額	46,000																			
昭和41年9月24日 ～9月25日	台風26号 (大雨)	台風26号が襲来し、9月24日115mmの降雨量を記録、下口内稲瀬、黒岩など河東地区で住家の破損、浸水、水田の冠水、稲の倒伏、りんごの落果等の被害が発生した。 被害状況 <table> <tr> <th>区分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>1,100</td><td>床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟</td></tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td><td></td><td>損壊 12棟</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td></td><td>水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha</td></tr> <tr> <td>土木施設</td><td></td><td>道路決壊 1ヶ所</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>16,335</td><td></td></tr> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,100	床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟	住家以外建物被害		損壊 12棟	農作物等被害		水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha	土木施設		道路決壊 1ヶ所	被害総額	16,335	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																		
住家被害	1,100	床上浸水 1棟、床下浸水 11棟 屋根半壊 4棟																		
住家以外建物被害		損壊 12棟																		
農作物等被害		水稲冠水 37ha、水稲倒伏643ha りんご落果被害 23ha																		
土木施設		道路決壊 1ヶ所																		
被害総額	16,335																			

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
昭和42年6月5日	集中豪雨	6月5日午後3時45分頃から約2時間にわたって雷雨を伴う集中豪雨があり、口内をはじめ黒岩、立花、稲瀬、更木地区において住家の浸水、水田の流失、冠水、道路の決壊等の被害が発生した。 口内地区では2時間に140～150mmの降雨があったものと推測される。 被害状況 <table> <tr> <th>区分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>1,970</td><td>床上浸水 24棟、床下浸水 57棟</td></tr> <tr> <td>住家以外建物被害</td><td>4,034</td><td></td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>289,346</td><td>水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha</td></tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td><td></td><td>水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所</td></tr> <tr> <td>林業関係被害</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td>37,750</td><td>道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>333,100</td><td></td></tr> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	1,970	床上浸水 24棟、床下浸水 57棟	住家以外建物被害	4,034		農作物等被害	289,346	水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha	農地農業施設被害		水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所	林業関係被害			土木施設被害	37,750	道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所	被害総額	333,100	
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害	1,970	床上浸水 24棟、床下浸水 57棟																								
住家以外建物被害	4,034																									
農作物等被害	289,346	水稻冠水 93ha、 果樹・野菜雹害 183ha																								
農地農業施設被害		水田流失埋没 256ha 溜池決壊 10ヶ所																								
林業関係被害																										
土木施設被害	37,750	道路決壊 85ヶ所、 橋梁流出 35ヶ所 水路決壊 77ヶ所 溜池決壊 114ヶ所																								
被害総額	333,100																									
昭和46年7月3日	大雨	日本海低気圧による梅雨前線の活動が活発になり、7月3日県下全般に大雨が降った。被害は次のとおりである。 日雨量7月3日 71mm 被害状況 <table> <tr> <th>区分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td></td><td>床上浸水 12棟</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td></td><td>水稻冠水 82.5ha、</td></tr> <tr> <td>水産施設</td><td>500</td><td>養鯉場冠水 0.5ha</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td>3,094</td><td>道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)</td></tr> </table>	区分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害		床上浸水 12棟	農作物等被害		水稻冠水 82.5ha、	水産施設	500	養鯉場冠水 0.5ha	土木施設被害	3,094	道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)									
区分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害		床上浸水 12棟																								
農作物等被害		水稻冠水 82.5ha、																								
水産施設	500	養鯉場冠水 0.5ha																								
土木施設被害	3,094	道路決壊 2ヶ所 水路決壊 2ヶ所 建設省所管土木施設被害 (2,039千円)																								

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容			
昭和46年7月7日 ～7月9日	大 雨	7月8日から9日にかけて梅雨前線の活発化に伴い、農作物を中心に被害を受けた。			
		日雨量			
		7 日	8 日	9 日	計
		30	29	2	61
		被害状況			
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	
		住家被害	1,970	床上浸水 1 棟	
昭和47年9月16日 ～9月17日	台 風 20 号 (大雨・強風)	農作物等被害	5,785	水稻冠水 6 ha、 畑作物冠水14.5ha	
		土木施設被害	36,475	道路決壊 1ヶ所、 水路決壊 4ヶ所 頭首工損壊1ヶ所 建設省所管土木施設被害 (21,175千円)	
		9月16日午後11時頃から17日午前5時にわたって、台風20号の接近による強風と降雨により、水稻の倒伏、りんごの落果等の被害が発生した。			
		被害状況			
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等			
農作物等被害	66,450	水稻冠水 570ha りんご落果被害 84ha キウリ列果 12ha			

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容												
昭和50年3月20日 ～3月21日	大 雨	発達した低気圧の接近による豪雨及び融雪により、東部丘陵地帯に田畑の崩壊、堂水路の決壊等の被害が発生した。												
		日雨量												
		<table><tr><td>20日</td><td>21日</td><td>計</td></tr><tr><td>60</td><td>45</td><td>105</td></tr></table>	20日	21日	計	60	45	105						
		20日	21日	計										
		60	45	105										
		被害状況												
		<table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>床下浸水 2 棟</td></tr><tr><td>農地農業施設被害</td><td></td><td>水田崩壊 2 ケ所・0.5ha 畑崩壊 4 ケ所・2ha 畦畔崩壊 1 ケ所 道路決壊 11 ケ所 水路決壊 16 ケ所 橋梁流失 1 ケ所</td></tr><tr><td>被害総額</td><td>28,500</td><td></td></tr></table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		床下浸水 2 棟	農地農業施設被害		水田崩壊 2 ケ所・0.5ha 畑崩壊 4 ケ所・2ha 畦畔崩壊 1 ケ所 道路決壊 11 ケ所 水路決壊 16 ケ所 橋梁流失 1 ケ所	被害総額	28,500	
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等										
		住家被害		床下浸水 2 棟										
		農地農業施設被害		水田崩壊 2 ケ所・0.5ha 畑崩壊 4 ケ所・2ha 畦畔崩壊 1 ケ所 道路決壊 11 ケ所 水路決壊 16 ケ所 橋梁流失 1 ケ所										
被害総額	28,500													
昭和52年5月15日 ～5月17日	大 雨	県南部、沿岸部で大雨。被害は次のとおりである。												
		日雨量（単位：mm）												
		<table><tr><td>15日</td><td>16日</td><td>17日</td><td>計</td></tr><tr><td>43</td><td>55</td><td>4</td><td>102</td></tr></table>	15日	16日	17日	計	43	55	4	102				
		15日	16日	17日	計									
		43	55	4	102									
		被害状況												
		<table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>農作物等被害</td><td rowspan="2">10,725</td><td>水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha</td></tr><tr><td>農地農業施設被害</td><td>水田埋没 0.8ha 道路決壊 2 ケ所 水路崩壊 1 ケ所 畦畔崩壊 1 ケ所</td></tr></table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	農作物等被害	10,725	水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha	農地農業施設被害	水田埋没 0.8ha 道路決壊 2 ケ所 水路崩壊 1 ケ所 畦畔崩壊 1 ケ所				
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等										
		農作物等被害	10,725	水稻冠水 2.5ha 畑作物等冠水 2.0ha										
		農地農業施設被害		水田埋没 0.8ha 道路決壊 2 ケ所 水路崩壊 1 ケ所 畦畔崩壊 1 ケ所										

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容				
昭和54年 3 月 31 日 ～ 4 月 1 日	強 風	日本海を発達しながら北東に進んだ低気圧は、31 日にはさらに強まり、970mb と台風なみに発達し、住家、農業施設等に被害が発生した。 被害状況				
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等		
		住家被害	12, 122	半壊 9 棟、一部破損 65棟		
		住家以外 建物被害	1, 500	浸水被害 18棟		
				農業用倉庫（物置）15棟		
		農地農業 施設被害	6, 847	鉄骨ハウス 5 棟 ビニールハウス 26棟、 畜舎 7 棟		
		被害総額	34, 428			
昭和54年 8 月 4 日 ～ 8 月 7 日 災害対策本部設置 状況 設置 8 月 5 日 20時45分 廃止 8 月 7 日 17時00分	大 雨	東北地方は高気圧の縁辺部に当たり、日本海の低気圧よりのびる前線が東北北部に停滞したため、4 日午後から降りはじめた雨は、7 日まで強い雨となって降り続き、住家の浸水、水田の冠水等の被害をもたらした。 日雨量 (単位：mm)				
		4 日	5 日	6 日	7 日	計
		24	92	63	34	213
		出水位				
		位 置	警戒水位	最高出水位	日 時	
		北上川・男山	3.30m	4.76m	6 日 0 時	
		北上川・珊瑚橋	3.90m	5.55m		
		和 賀 川	1.70m	1.25m		
		被害状況				
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等		
		住家被害	1, 000	床上浸水 13棟、床下浸水 61棟		
		住家以外 建物被害	228, 538	浸水被害 18棟		
		農作物等 被害		水稻冠水 125ha、 畑作物等冠水 98ha 工芸作物冠水 2. 0ha 果樹 0. 6ha 桑 10ha 飼料作物 1 ha、花き 10, 000鉢		

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容			
		農業施設 被害	33,500	田流失埋没 0.7ha 農道決壊 6ヶ所 水路決壊 5ヶ所 溜池決壊 1ヶ所 農道橋流失 2ヶ所	
		土木施設 被害	31,820	道路決壊 26ヶ所 河川決壊 3ヶ所、	
		その他	5,991	道路決壊 26ヶ所 河川決壊 3ヶ所、橋梁 1ヶ所	
		被害総額	414,055		
		北上川、主要河川水位表 (資料：1979年8月4日から7日にかけての前線による大雨災害対策に 関する陳情による)			
		河川名	場 所	警戒水位	最高水位 (m) (時間)
		北上川	盛岡市 明治橋	1.40m	1.97 6日6時00分
		〃	紫波町 紫波橋	2.90m	3.78 6日7時00分
		〃	花巻市 朝日橋	3.00m	4.58 6日1時30分
		〃	北上市 男 山	3.30m	4.76 6日0時30分
		〃	水沢市 桜木橋	4.30m	4.88 6日0時30分
		〃	前沢町 大曲橋	3.00m	5.30 6日3時00分
		〃	一関市 狐禅寺	7.00m	10.74 7日13時00分 ～14時00分
		〃	川崎村 諏訪前	5.50m	9.19 7日15時30分
		雫石川	盛岡市 太田橋	1.80m	3.50 6日4時30分
		広瀬川	江刺市 岩瀬橋	3.00m	2.78 7日5時30分
		人首川	江刺市 中の橋	2.50m	2.97 7日4時30分
		磐井川	一関市 釣 山	2.00m	1.47 7日6時30分 7時30分
		砂鉄川	東山町 町 裏	2.50m	5.79 7日14時00分
		千厩川	千厩町 町 浦	2.50m	2.20 7日2時00分

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容															
昭和54年10月19日 ～10月20日	台 風 20 号	大型で強い勢力を持った台風20号は、日本本土を縦断しながら19日夕刻には県内に入り、19時には久慈沖にぬけた。この影響で県内では18日中から台風前面の前線が活発化し、強い雨と強風により、農作物に被害が発生した。 日雨量 (単位: mm) <table border="1"> <tr> <td>19 日</td><td>20日</td><td>計</td></tr> <tr> <td>75</td><td>1</td><td>76</td></tr> </table> 被害状況 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>11,700</td><td>りんご落果被害 59ha</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td>111,972</td><td>河川 (県) 2ヶ所</td></tr> </table>	19 日	20日	計	75	1	76	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	農作物等被害	11,700	りんご落果被害 59ha	土木施設被害	111,972	河川 (県) 2ヶ所
19 日	20日	計															
75	1	76															
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等															
農作物等被害	11,700	りんご落果被害 59ha															
土木施設被害	111,972	河川 (県) 2ヶ所															
昭和54年10月25日	降 雹	10月25日午後5時過ぎから雷鳴を伴って約20分間の降雹があり、口内、立花地区のりんご落果等の被害が発生した。 被害状況 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>50,000</td><td>りんご 21.5ha</td></tr> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	農作物等被害	50,000	りんご 21.5ha									
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等															
農作物等被害	50,000	りんご 21.5ha															
昭和55年4月6日 ～4月7日	大 雨	被害状況 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td><td>17,000</td><td>農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所</td></tr> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	農地農業施設被害	17,000	農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所									
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等															
農地農業施設被害	17,000	農道決壊 4ヶ所 水路決壊 6ヶ所															
昭和55年12月23日	暴 風 雨 雪	被害状況 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>林業関係被害</td><td>11,355</td><td>市有林 0.88ha 私有林 10.72ha</td></tr> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	林業関係被害	11,355	市有林 0.88ha 私有林 10.72ha									
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等															
林業関係被害	11,355	市有林 0.88ha 私有林 10.72ha															

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容							
昭和56年 6 月 22日 ～ 6 月 23日	大 雨	内陸地方で大雨。被害は次のとおりである。							
		日雨量							
		22日		23日					
		48		35					
		計		83					
昭和56年 8 月 11日 ～ 8 月 12日	大 雨	県南部で大雨。土木、農地農業用施設等に被害が発生した。							
		日雨量							
		11日		12日					
		32		68					
		計		100					
昭和56年 8 月 23日 災害対策本部設置 状況 設置 8 月 23日 8 時 45分 廃止 8 月 23日 17 時 00分	台 風 15 号	8 月 23 日からの前線による雨と、23 日の台風 15 号による暴風雨が重なって、住家の半壊、浸水、強風による水稻の白穂障害等の被害が発生した。							
		台風15号は、大型で並の勢力を保ったまま、23日午前10時30分頃市西部付近を時速 75 km のスピードで縦断。被害は次のとおりである。							
		日雨量 (単位：mm)							
		21 日		22 日					
		19		31					
23 日		51							
計		103							
出水量		位 置		警戒水位		最高出水位		日 時	
北上川・男山		3.30m		4.85m		23 日 17 時			
北上川・珊瑚橋		3.90m		5.70m		23 日 17 時			
和 賀 川		1.70m		1.25m					

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容		
		区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等
		住家被害	2,267	半壊 2 棟、一部損壊 3 棟 床上浸水 2 棟、床下浸水 15 棟
		住家以外 建物被害	1,510	非住家浸水 11 棟
		体育施設 被害	6,980	市民野球場ほか土砂堆積等
		福祉施設 被害	50	北上学童保育所
		医療衛生 施設被害	527	花北衛生処理場ほか
		農業施設 被害	40,470	23ヶ所
				水稲風害3,295ha、水稲冠水63ha 畑作物等風害・冠水246ha
		農作物等 被害	2,299,467	工芸作物32.3ha 果樹（りんご落果） 135ha、 果樹（樹帯）20ha、桑 18.3ha、飼 料作物 5 ha、 花き冠水 20,000鉢
		農地農業 施設被害	198,000	農道決壊 1ヶ所、 水路決壊 5ヶ所 農道橋流失 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 農地保全 2ヶ所
		林業関係 被害	8,120	治山施設損壊 1ヶ所 林地 4 ha、キリ 0.2ha
		水産施設 被害	3,000	やな1ヶ所
		商工関係 被害	130,000	東北佐竹、大昭和紙工浸水被害
		土木施設 被害	6,901	道路決壊1ヶ所

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																					
		<table> <tr> <td>都市施設被害</td><td>1,128</td><td>都市公園 6ヶ所 区画整理関係施設 1ヶ所</td></tr> <tr> <td>学校被害</td><td>562</td><td>3ヶ所</td></tr> <tr> <td>通信電力関係被害</td><td>13,300</td><td></td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>2,712,288</td><td></td></tr> </table>	都市施設被害	1,128	都市公園 6ヶ所 区画整理関係施設 1ヶ所	学校被害	562	3ヶ所	通信電力関係被害	13,300		被害総額	2,712,288										
都市施設被害	1,128	都市公園 6ヶ所 区画整理関係施設 1ヶ所																					
学校被害	562	3ヶ所																					
通信電力関係被害	13,300																						
被害総額	2,712,288																						
昭和57年4月15日 ～4月16日	大 雨	4月15日から16日にかけて発達しながら、本州太平洋沿岸沿いを北東に進んだ低気圧のため、15日から16日にかけて大雨となり、育苗施設の浸水、道路の損壊等の被害が発生した。 日雨量 (単位: mm) <table> <tr> <td>15日</td><td>16日</td><td>計</td></tr> <tr> <td>57</td><td>40</td><td>97</td></tr> </table> 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>276</td><td>水稻育苗箱冠水被害 460箱</td></tr> <tr> <td>農地農業施設被害</td><td>58,000</td><td>農道決壊 6ヶ所 水路決壊 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所</td></tr> <tr> <td>土木施設被害</td><td>7,900</td><td>道路決壊 4ヶ所</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>66,176</td><td></td></tr> </table>	15日	16日	計	57	40	97	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	農作物等被害	276	水稻育苗箱冠水被害 460箱	農地農業施設被害	58,000	農道決壊 6ヶ所 水路決壊 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所	土木施設被害	7,900	道路決壊 4ヶ所	被害総額	66,176	
15日	16日	計																					
57	40	97																					
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等																					
農作物等被害	276	水稻育苗箱冠水被害 460箱																					
農地農業施設被害	58,000	農道決壊 6ヶ所 水路決壊 3ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所																					
土木施設被害	7,900	道路決壊 4ヶ所																					
被害総額	66,176																						
昭和57年8月2日	台 風 10 号 (強風)	台風10号の影響による強風のため、農作物等に被害が発生した。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>農業施設被害</td><td>1,540</td><td>工芸作物関係施設被害 1棟 0.41ha</td></tr> <tr> <td>農作物等被害</td><td>20,265</td><td>野菜 31ha、工業作物 8.3ha、 果樹 (りんご落果) 150ha</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>21,805</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	農業施設被害	1,540	工芸作物関係施設被害 1棟 0.41ha	農作物等被害	20,265	野菜 31ha、工業作物 8.3ha、 果樹 (りんご落果) 150ha	被害総額	21,805										
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等																					
農業施設被害	1,540	工芸作物関係施設被害 1棟 0.41ha																					
農作物等被害	20,265	野菜 31ha、工業作物 8.3ha、 果樹 (りんご落果) 150ha																					
被害総額	21,805																						

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																														
昭和57年8月30日 ～8月31日 災害対策本部設置 状況 設置 8月30日 20時00分 廃止 8月31日 12時00分	大 雨	日本海には、はっきりとした気圧の谷があり、そこに小笠原高気圧の縁辺を回る暖かい湿った南寄りの風が吹き込んだため、8月30日に県内沿岸部を中心に降っていた豪雨は、午後3時頃から内陸部に移動し、特に本市を中心に激しい豪雨となり、市内中小河川の増水、氾濫により、住家の浸水、農作物の冠水等の被害が発生した。 日雨量 (単位：mm) <table border="1"> <tr> <td>30日</td><td>31日</td><td>計</td></tr> <tr> <td>213</td><td>45</td><td>103</td></tr> </table> 1時間降水量の最大 65mm (30日24時) 24時間降水量の最大 251mm (30日24時～31日11時) 被害状況 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額 (千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>23,330</td><td>一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟</td></tr> <tr> <td>住家以外 建物被害</td><td>7,900</td><td>非住家浸水 255棟</td></tr> <tr> <td>福祉施設 被害</td><td>910</td><td>社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園</td></tr> <tr> <td>医療衛生 施設被害</td><td>2,000</td><td>上水道施設</td></tr> <tr> <td>農業施設 被害</td><td>1,000</td><td>養蚕施設 1ヶ所</td></tr> <tr> <td>農作物等 被害</td><td>276</td><td>水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本</td></tr> <tr> <td>畜産関係 被害</td><td>150</td><td>豚2頭</td></tr> </table>	30日	31日	計	213	45	103	区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等	住家被害	23,330	一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟	住家以外 建物被害	7,900	非住家浸水 255棟	福祉施設 被害	910	社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園	医療衛生 施設被害	2,000	上水道施設	農業施設 被害	1,000	養蚕施設 1ヶ所	農作物等 被害	276	水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本	畜産関係 被害	150	豚2頭
30日	31日	計																														
213	45	103																														
区 分	被害金額 (千円)	被 害 数 量 等																														
住家被害	23,330	一部破損 2棟、床上浸水149棟 床下浸水 399棟																														
住家以外 建物被害	7,900	非住家浸水 255棟																														
福祉施設 被害	910	社会福祉施設 (天勝園)、 堤ヶ丘児童遊園地、萩の江学園																														
医療衛生 施設被害	2,000	上水道施設																														
農業施設 被害	1,000	養蚕施設 1ヶ所																														
農作物等 被害	276	水稻冠水 325.2ha、 畑作物等冠水 28.4ha 工芸作物 0.1ha、桑 10.8ha、 飼料作物 3.6ha、花き 60,000本																														
畜産関係 被害	150	豚2頭																														

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																								
		農地農業 施設被害	379,800	田流失埋没 30ha、 畑流失埋没 3 ha、 道路決壊 65ヶ所、 水路決壊 106ヶ所、 溜池決壊 6ヶ所、 頭首工損壊 1ヶ所、 揚水機 3個、 橋梁破損 1ヶ所、																						
		林業関係 被害	54,365	林道・作業道 2ヶ所 林地崩壊 8ヶ所																						
		商工関係 被害	64,545	商業関係 14事業所 工業関係 3事業所																						
		土木施設 被害	88,300	道路決壊 61ヶ所																						
		都市施設	3,900	都市計画街路 1ヶ所																						
		学校関係	30																							
		被害総額	962,831																							
昭和62年8月17日 ～8月18日 災害対策本部設置 状況 設置 8月17日 13時30分 廃止 8月18日 17時00分	大 雨	前線を伴った低気圧が秋田沖に停滞して活発になり、8月17日朝から強い雨が降り続き、中小河川の増水、氾濫により住家の浸水、農作物の冠水、道路の損壊等の被害が生じた。 被害は次のとおりである。 日雨量 (単位：mm) <table><tr><td>17日</td><td>18日</td><td>計</td></tr><tr><td>142</td><td>4</td><td>146</td></tr></table> 出水量 <table><tr><td>位 置</td><td>警戒水位</td><td>最高出水位</td><td>日 時</td></tr><tr><td>北上川・男 山</td><td>3.30m</td><td>4.81m</td><td>17 日 21 時</td></tr><tr><td>北上川・珊瑚橋</td><td>3.90m</td><td>5.78m</td><td>17 日 21 時</td></tr><tr><td>和 賀 川</td><td>1.70m</td><td>3.25m</td><td>17 日 18 時</td></tr></table>			17日	18日	計	142	4	146	位 置	警戒水位	最高出水位	日 時	北上川・男 山	3.30m	4.81m	17 日 21 時	北上川・珊瑚橋	3.90m	5.78m	17 日 21 時	和 賀 川	1.70m	3.25m	17 日 18 時
17日	18日	計																								
142	4	146																								
位 置	警戒水位	最高出水位	日 時																							
北上川・男 山	3.30m	4.81m	17 日 21 時																							
北上川・珊瑚橋	3.90m	5.78m	17 日 21 時																							
和 賀 川	1.70m	3.25m	17 日 18 時																							

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																													
		被害状況																													
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																											
		住家被害		床上浸水 31棟 床下浸水 21棟																											
		住家以外 建物被害		非住家浸水 56棟																											
		社会体育 施設被害	10,200	トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水																											
		農作物等 被害	10,015	水田冠水 35.8ha 畑作物等冠水 23.5ha 工芸作物 2ha、桑 10ha 田流失埋没 0.41ha																											
		農地農業 施設被害	65,000	道路決壊 3ヶ所 水路決壊 20ヶ所 頭首工損壊 1ヶ所 橋梁流失 1ヶ所																											
		商工関係 被害	18,660	商業関係 1事業所 工業関係 1事業所																											
		土木施設 被害	323,000	道路決壊 5ヶ所 護岸決壊 6ヶ所																											
		被害総額	426,875																												
昭和63年8月28日 ～8月31日 災害対策本部設置 状況 設置 8月29日 9時30分 廃止 8月30日 16時00分	大 雨	熱帯低気圧の暖かく湿った空気が、日本海の低気圧に吹き込んだため、大気の状態が非常に不安定となって雷雲が活発化し、8月28日夜から大雨となり、住家等の浸水、農作物等の冠水、道路の損壊等の被害が生じた。また、JR東北本線北上駅～六原駅間の大倉沢川鉄橋の崩壊により、貨物列車の脱線転覆事故（機関車両2両、コンテナ車両9両）が発生した。 日雨量 (単位：mm) <table><tr><td>28日</td><td>29日</td><td>30日</td><td>31日</td><td>計</td></tr><tr><td>89</td><td>122</td><td>24</td><td>25</td><td>260</td></tr></table> 出水量 <table><tr><td>位 置</td><td>警戒水位</td><td>最高出水位</td><td>日 時</td></tr><tr><td>北上川・男 山</td><td>3.30m</td><td>3.28m</td><td>31日12時</td></tr><tr><td>北上川・珊瑚橋</td><td>3.90m</td><td>4.62m</td><td>31日13時</td></tr><tr><td>和 賀 川</td><td>1.70m</td><td>2.50m</td><td>29日23時</td></tr></table>				28日	29日	30日	31日	計	89	122	24	25	260	位 置	警戒水位	最高出水位	日 時	北上川・男 山	3.30m	3.28m	31日12時	北上川・珊瑚橋	3.90m	4.62m	31日13時	和 賀 川	1.70m	2.50m	29日23時
28日	29日	30日	31日	計																											
89	122	24	25	260																											
位 置	警戒水位	最高出水位	日 時																												
北上川・男 山	3.30m	3.28m	31日12時																												
北上川・珊瑚橋	3.90m	4.62m	31日13時																												
和 賀 川	1.70m	2.50m	29日23時																												

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容		
		被害状況		
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等
		住家被害		床上浸水 17棟 床下浸水 120棟
		住家以外 建物被害		非住家浸水 78棟
		社会体育 施設被害	1,530	トレーニングセンター床上浸水 市民野球場等冠水
		農作物等 被害	13,676	水田冠水 73.0ha 畑作物等冠水 3.1ha 桑 6.9ha
		農地農業 施設被害	244,000	田畑流失埋没 13ヶ所 道路決壊 6ヶ所 水路決壊 47ヶ所 頭首工損壊 2ヶ所 溜池決壊 1ヶ所 揚水機損壊 1ヶ所
		商工関係 被害	27,580	商業関係 3事業所 工業関係 3事業所
		土木施設 被害	385,500	道路決壊 28ヶ所 護岸決壊 15ヶ所 橋梁損壊 2ヶ所
		被害総額	672,286	

1-5-2 災害の記録

② 旧江釣子村

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容
明治43年8月15日 及び9月3日～4日	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失
大正2年	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失 床上浸水13軒
大正9年	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失、橋梁破損 7ヶ所 被害額 19千円
大正15年7月23日 及び8月3・17日	水 害	和賀川堤防決壊、耕地流失
昭和22年9月15日 ～9月16日	水 害	カスリン台風来襲により、和賀川堤防決壊、耕地流失 被害額 109,440 千円
昭和32年7月7日 ～7月8日	水 害	田畑冠水、家屋浸水、道路決壊 5ヶ所 橋梁破損 3ヶ所
昭和32年8月5日 ～8月6日	水 害	耕地土砂流入及び冠水、床上浸水 15棟、床下浸水 267棟 道路決壊 4ヶ所、橋梁破損 6ヶ所、 農業用水路決壊 4ヶ所
昭和54年8月5日 ～8月6日	大 雨	前線による大雨により、田畑の冠水、道路の決壊、 水路の破損、床下浸水 15棟 被害額 31,030千円
昭和56年8月23日	暴 風 雨	台風15号による暴風雨により、住宅半壊 3棟、 一部破損 53棟、床下浸水 10棟、非住家の損害、 農作物・立木・農業施設被害 被害額 1,149,584 千円
昭和57年8月30日	大 雨	台風13号と雷雨による大雨により、住家・非住家の被害、 床上・床下浸水、田畑の冠水 被害額 38,821 千円
昭和62年8月17日	大 雨	前線による大雨により、田畑の冠水 被害額 6,570 千円
昭和63年8月28日 ～8月29日	大 雨	雷雨による大雨により、床上・床下浸水、田畑の冠水、 田浸水、道路の決壊、水路の破損 被害額 82,404 千円

③ 旧和賀町

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																																				
昭和30年6月24日 ～6月25日	大 雨	6月25日より夜半にかけて東北地方を襲った豪雨により、和賀川、尻平川等が氾濫し、県道和賀中央橋が流失したほか、堤防や護岸など十数ヶ所3,800mが削られ、田畑冠水1,000haに及んだ。被害額は300,000千円余りに上り、アイオン、カスリン台風の時を越す大被害であった。被害は次のとおりである。 堤防決壊 (単位：m) 護岸決壊 (単位：m) <table><tr><th>地区名</th><th>決壊</th></tr><tr><td>深持地区（和賀川）</td><td>650</td></tr><tr><td>宿田地区</td><td>380</td></tr><tr><td>沢田地区</td><td>350</td></tr><tr><td>中央橋地区</td><td>100</td></tr><tr><td>中川原地区（尻平川）</td><td>20</td></tr><tr><td>津村田地区</td><td>20</td></tr><tr><td>吹上地区</td><td>20</td></tr><tr><td>計</td><td>1,640</td></tr></table> <table><tr><th>地区名</th><th>決壊</th></tr><tr><td>松の木地区</td><td>600</td></tr><tr><td>鳥谷脇地区</td><td>500</td></tr><tr><td>田代地区</td><td>400</td></tr><tr><td>河原地区</td><td>200</td></tr><tr><td>七折地区</td><td>200</td></tr><tr><td>沼尻地区</td><td>120</td></tr><tr><td>蛭川地区</td><td>50</td></tr><tr><td>計</td><td>2,190</td></tr></table> 道路決壊・・・尻平川取付道路、田代線、沢田線、神楽島線 橋梁流失・・・和賀中央橋（30m）津村田橋、小坂橋 浸水家屋・・・床上39戸、床下167戸、計206戸 耕地流失・・・48ha 被害総額・・・439,000千円	地区名	決壊	深持地区（和賀川）	650	宿田地区	380	沢田地区	350	中央橋地区	100	中川原地区（尻平川）	20	津村田地区	20	吹上地区	20	計	1,640	地区名	決壊	松の木地区	600	鳥谷脇地区	500	田代地区	400	河原地区	200	七折地区	200	沼尻地区	120	蛭川地区	50	計	2,190
地区名	決壊																																					
深持地区（和賀川）	650																																					
宿田地区	380																																					
沢田地区	350																																					
中央橋地区	100																																					
中川原地区（尻平川）	20																																					
津村田地区	20																																					
吹上地区	20																																					
計	1,640																																					
地区名	決壊																																					
松の木地区	600																																					
鳥谷脇地区	500																																					
田代地区	400																																					
河原地区	200																																					
七折地区	200																																					
沼尻地区	120																																					
蛭川地区	50																																					
計	2,190																																					
昭和32年8月5日	豪 雨	8月5日午後7時30分頃から、雷を伴った豪雨は数時間で200mmを記録した。この豪雨は、大正9年以来といわれる。和賀町では特に山間部の河川がみるみるうちに氾濫し、いたるところで堤防が決壊して田畑に大きな被害をもたらした。 このほか山腹崩壊、道路や橋梁の決壊がみられた。被害は次のとおりである。 被害状況 <table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸</td></tr><tr><td>農業関係</td><td></td><td>田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha</td></tr><tr><td>被害総額</td><td>75,000</td><td></td></tr></table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸	農業関係		田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha	被害総額	75,000																									
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																																				
住家被害		落雷による焼失1棟、全焼1棟、半壊1棟、浸水約700戸																																				
農業関係		田畑の埋没 15ha、 田畑の冠水 600ha																																				
被害総額	75,000																																					

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																					
昭和32年12月13日	風 害	12月13日午後3時頃、強風注意報が発令されてまもなく烈風が襲った。平均風速30m、瞬間最大風速は午後5時現在50mに達し10時間にわたり猛威をふるい、被害は町内全域に及んだ。民家の被害は全半壊が275棟で一部破損も含めると約600棟に上った。文教施設では煤孫小、新田小をはじめ各学校の屋根の飛散など大きな被害をうけた。この風害に対し災害救助法が適用された。被害は次のとおりである。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td></td><td>全壊24棟、半壊78棟</td></tr> <tr> <td>非住家被害</td><td></td><td>全壊45棟、半壊128棟</td></tr> <tr> <td>公共施設被害</td><td></td><td>学校・教員住宅 10,721 千円 庁舎・保育園・屯所など 592 千円</td></tr> <tr> <td>林業関係被害</td><td></td><td>町有林立木（1,050 石）1,575 千円 民有林立木（8,500石）17,000千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,226</td><td>農協、工場</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>51,204</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		全壊24棟、半壊78棟	非住家被害		全壊45棟、半壊128棟	公共施設被害		学校・教員住宅 10,721 千円 庁舎・保育園・屯所など 592 千円	林業関係被害		町有林立木（1,050 石）1,575 千円 民有林立木（8,500石）17,000千円	その他	4,226	農協、工場	被害総額	51,204	
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																					
住家被害		全壊24棟、半壊78棟																					
非住家被害		全壊45棟、半壊128棟																					
公共施設被害		学校・教員住宅 10,721 千円 庁舎・保育園・屯所など 592 千円																					
林業関係被害		町有林立木（1,050 石）1,575 千円 民有林立木（8,500石）17,000千円																					
その他	4,226	農協、工場																					
被害総額	51,204																						
昭和33年9月17日 ～9月18日	台 風 21 号 による洪水	9月8日午前9時、カロリン群島付近に発生した弱い熱帯低気圧は、9日午前9時には台風21号となり、17日紀伊半島沖18日朝伊豆半島の南より洪水端をかすめ、速度を速めながら神奈川県に上陸した。この台風により岩手県では17日午後から雨が降り出し、18日日中はかなりの強雨が続いた。各河川は増水し、各所で浸水、冠水などの被害が出た。この台風は、県南地方に多くの被害を与えた。水位は、和賀川九年橋で2m30cmに達した。和賀町の被害状況については、記録が見当たらず詳しく分からないが、煤孫小学校の沿革史によれば、「強風のため新校舎屋根のトタン破損す。大水のため橋決壊バス不通」とある。																					
昭和34年9月27日	台 風 15 号 による強風 洪水	平均風速20m、瞬間最大風速38mの風が吹き荒れ、降雨量は180mmに達した。被害は次のとおりである。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td></td><td>家屋の一部損壊 3 棟 床上浸水 15 棟、床下浸水 62棟</td></tr> </table>	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		家屋の一部損壊 3 棟 床上浸水 15 棟、床下浸水 62棟															
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																					
住家被害		家屋の一部損壊 3 棟 床上浸水 15 棟、床下浸水 62棟																					

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																										
		<table><tr><td>農業関係被害</td><td></td><td>田畑の冠水 599ha 農地の流失埋没 2.9ha 水路の決壊 16ヶ所</td></tr><tr><td>土木関係被害</td><td></td><td>道路の決壊 1ヶ所 橋梁の決壊 3ヶ所</td></tr><tr><td>被害総額</td><td>28,536</td><td></td></tr></table>			農業関係被害		田畑の冠水 599ha 農地の流失埋没 2.9ha 水路の決壊 16ヶ所	土木関係被害		道路の決壊 1ヶ所 橋梁の決壊 3ヶ所	被害総額	28,536																
農業関係被害		田畑の冠水 599ha 農地の流失埋没 2.9ha 水路の決壊 16ヶ所																										
土木関係被害		道路の決壊 1ヶ所 橋梁の決壊 3ヶ所																										
被害総額	28,536																											
昭和36年9月16日	台 風 18 号 による強風	台風18号（第2室戸台風）は、16日午後11時より17日午前1時30分頃まで通過し、瞬間最大風速50mを記録した。民家の全半壊は90棟に達し、また収穫期の農作物に大きな被害を与えた。 9月17日、災害救助法が適用された。被害は次のとおりである。 被害状況 <table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟</td></tr><tr><td>学校施設</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>公共施設</td><td>410</td><td></td></tr><tr><td>有線放送施設</td><td>4,790</td><td></td></tr><tr><td>林業関係</td><td>65,100</td><td>町有林 5,100千円 民有林60,000千円</td></tr><tr><td>農 作 物</td><td>159,530</td><td></td></tr><tr><td>被害総額</td><td>268,950</td><td></td></tr></table>			区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟	学校施設	2,000		公共施設	410		有線放送施設	4,790		林業関係	65,100	町有林 5,100千円 民有林60,000千円	農 作 物	159,530		被害総額	268,950	
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																										
住家被害		全壊（住家）19棟、半壊（住家・非住家）71棟																										
学校施設	2,000																											
公共施設	410																											
有線放送施設	4,790																											
林業関係	65,100	町有林 5,100千円 民有林60,000千円																										
農 作 物	159,530																											
被害総額	268,950																											
昭和40年7月15日	洪 水	降雨量は石羽根ダムで118mmを記録した。被害は次のとおりである。 被害状況 <table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>住家被害</td><td></td><td>床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha</td></tr><tr><td>農業関係被害</td><td></td><td>田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所</td></tr></table>			区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	住家被害		床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha	農業関係被害		田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所															
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																										
住家被害		床上浸水11戸、床下浸水167戸、 田畑の冠水、319.7ha																										
農業関係被害		田畑の流失埋没 5.8ha 水路の決壊 22ヶ所																										

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																		
		<table> <tr> <td>土木関係被害</td><td></td><td> 道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所 </td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>61,958</td><td></td></tr> </table>	土木関係被害		道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所	被害総額	61,958													
土木関係被害		道路の決壊 15ヶ所 橋梁の決壊 5ヶ所 橋梁の決壊 6ヶ所 山・ガケ崩れ 13ヶ所																		
被害総額	61,958																			
昭和41年6月28日	台 風 4 号	28日から29日未明にかけて襲った台風4号により、和賀町では120mm前後に豪雨にみまわれ、尻平川、鈴鴨川、夏油川をはじめ未改良の小河川が氾濫した。町では28日午後7時、対策本部を設置し消防団員80名が出動して河川警戒、堤防の補強、決壊箇所への修復にあたった。 降雨量 石羽根ダム 124.0mm 横川目気象観測所 119.5mm 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被 害 数 量 等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td></td><td> 床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟 </td></tr> <tr> <td>農業関係被害</td><td></td><td> 田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所 </td></tr> <tr> <td>土木関係被害</td><td></td><td> 道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所 </td></tr> <tr> <td>林業関係被害</td><td></td><td> 治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所 </td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>167,000</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額(千円)	被 害 数 量 等	住家被害		床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟	農業関係被害		田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所	土木関係被害		道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所	林業関係被害		治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所	被害総額	167,000	
区 分	被害金額(千円)	被 害 数 量 等																		
住家被害		床上浸水 41世帯、 床下浸水 6世帯、 その他の非住家被害 36棟																		
農業関係被害		田流失埋没 5.4ha 田冠水 448.0ha 畑冠水 10.0ha 水路・頭首工の決壊 32ヶ所、 農道の決壊 2ヶ所																		
土木関係被害		道路の決壊 1ヶ所 堤防の決壊 17ヶ所																		
林業関係被害		治山施設 3ヶ所、 林道の決壊 2ヶ所																		
被害総額	167,000																			
昭和41年9月24日	台 風 26 号 による風雨	24日夜半、盛岡気象台からの気象情報で、台風が近づいており東の風、山岳地帯は風速15～20m、雨量はところにより100～150mmと予想され、河川の増水、低地での浸水、ガケ崩れのおそれがあると伝えられた。 降 雨 量 新田観測所 100mm、横川目観測所 106mm 被害状況 堤防の決壊（荒屋沢・熊沢の合流点） 150m 本畑・入畑間林道の山崩れ 35m 綱取温泉砂防えん堤決壊																		

災害発生年月日	災害名	災害内容																								
昭和45年1月31日	強風	31日夕刻より2月1日早朝にかけて、低気圧による強風が吹き荒れた。この強風で特に仙人・岩沢地区では西中学校仙人校舎 仙人隣保作業所、岩沢保育所の屋根が飛ばされ、仙人駅官舎が全壊したほか、東北振興科学(株)和賀工場、第一開明(株)の施設等に大きな被害をもたらした。被害は次のとおりである。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>7,360</td><td></td></tr> <tr> <td>学校施設</td><td>834</td><td></td></tr> <tr> <td>福祉施設</td><td>572</td><td></td></tr> <tr> <td>商工関係</td><td>11,475</td><td></td></tr> <tr> <td>農業施設</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,000</td><td></td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>22,341</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額(千円)	被害数量等	住家被害	7,360		学校施設	834		福祉施設	572		商工関係	11,475		農業施設	100		その他	2,000		被害総額	22,341	
区 分	被害金額(千円)	被害数量等																								
住家被害	7,360																									
学校施設	834																									
福祉施設	572																									
商工関係	11,475																									
農業施設	100																									
その他	2,000																									
被害総額	22,341																									
昭和53年2月1日	暴風雨	この暴風雨で、仙人方面・横川目・岩崎新田・藤根地区で920世帯が停電したほか、公共施設や農業施設に屋根・窓の破損など被害を受けた。被害は次のとおりである。 被害状況 <table> <tr> <th>区 分</th><th>被害金額(千円)</th><th>被害数量等</th></tr> <tr> <td>総務関係</td><td>300</td><td>役場庁舎・消防屯所</td></tr> <tr> <td>民生関係</td><td>750</td><td>羽山荘、保育園、公営住宅</td></tr> <tr> <td>教育関係</td><td>294</td><td>小・中学校舎、幼稚園</td></tr> <tr> <td>農政関係</td><td>1,985</td><td>施設園芸ハウス、畜産施設</td></tr> <tr> <td>水道関係</td><td>460</td><td>停電による断水</td></tr> <tr> <td>被害総額</td><td>3,789</td><td></td></tr> </table>	区 分	被害金額(千円)	被害数量等	総務関係	300	役場庁舎・消防屯所	民生関係	750	羽山荘、保育園、公営住宅	教育関係	294	小・中学校舎、幼稚園	農政関係	1,985	施設園芸ハウス、畜産施設	水道関係	460	停電による断水	被害総額	3,789				
区 分	被害金額(千円)	被害数量等																								
総務関係	300	役場庁舎・消防屯所																								
民生関係	750	羽山荘、保育園、公営住宅																								
教育関係	294	小・中学校舎、幼稚園																								
農政関係	1,985	施設園芸ハウス、畜産施設																								
水道関係	460	停電による断水																								
被害総額	3,789																									
昭和54年10月19日	台風20号による集中豪雨	この日、台風20号の影響で県内は朝から雨となり、午後から台風圏内に入った。和賀町でも強風と豪雨にみまわれ、雨量は降りはじめから140mmを記録した。夏油川・鈴鴨川・水沢川などで護岸や頭首工・排水路の決壊が続出し、横川目吉沢林道で土砂崩壊があった。強風被害では、水上牧場管理棟が全壊し仙人・長沼で家屋の一部破損があった。刈取り後の稲架が、あちこちで倒れて水に浸り米の品質低下をまねいた被害は次のとおりである。																								

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容		
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等
		土木施設	61,993	
		農業関係	45,900	
		その他	8,483	
		被害総額	116,376	
昭和56年8月23日	台 風 15 号	23日午前4時過ぎ、台風15号が千葉県の房総半島に上陸し、毎時75kmの速度で北上し、北上川沿いに岩手県内を進み、昼ごろ町内を通過した。煤孫にある町農業気象観測所では午後0時20分、最大瞬間風速43mを記録した。昭和36年9月の第2室戸台風以来といわれる大型台風の直撃で建物や農作物に甚大な被害を与え、被害総額は、2,537,000千円に上った。なお、この年は異常気象で、令害台風による米の減収額は最終的に3,000,000千円に達した。 被害状況		
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等
		住家被害		住家・非住家の破損 88棟、 床上・床下浸水 21棟
		公共施設		学校・体育施設等 32棟
		農業関係	270,000	水稻以外の農作物
		土木関係		道路の決壊 2ヶ所
昭和63年9月29日	集 中 豪 雨	28日夜から29日にかけて、岩手県南部を中心に大雨が降り続き、町内にも大きな被害をもたらした。被害は和賀川右岸に多く、山から押し寄せた水で小河川や水路が溢れ、住家の床下・床上より収穫前の稲にも影響を与えた。特に岩崎夏油部落の千田勇次郎方では、29日午前3時30分頃、自宅裏山のガケが崩れ、木造1部2階建の住家北側の腰板を破って土砂が流れ込み、あわや大惨事となる寸前だった。町の被害総額は420,000千円にも上り、国・県関係を含めると1,200,000千円を超え、被害額では県内4番目であった。被害は次のとおりである。 被害状況		
		区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等
		住家被害		床上浸水7戸、床下浸水120戸
		農業関係 被害		水田冠水111ha、畑冠水 97ha 水路損壊 27ヶ所
		土木関係		道路の損壊 18ヶ所

④ 北上市（旧北上市、旧西和賀町、旧江釣子村）

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容																																							
平成10年8月27日 ～31日 災害警戒本部設置 状況 設置 8月29日 9時20分 解除 8月31日 23時00分	大 雨	東北地方に前線が停滞し、27日（木）午前3時頃より、降り続けている大雨のため、午前9時15分に盛岡地方気象台が北上川上流洪水警報及び水防警報を発令した。大雨により、北上川の水位が上昇し、警戒水位（3.9m）を超え点承知の桜並木、小島崎及び二子川端地区の一部が冠水した。また市内の農作物の冠水、農地及び道路の損壊等の被害が生じた。 北上市水防本部設置 平成10年8月29日（火）午前9時20分 北上市水防本部解除 平成10年8月31日（火）午前11時00分 降雨量（観測地、北上消防署） <table><tr><th>月 日</th><th>雨 量</th></tr><tr><td>8月27日</td><td>16.5mm</td></tr><tr><td>8月28日</td><td>25.0mm</td></tr><tr><td>8月29日</td><td>72.5mm</td></tr><tr><td>8月30日</td><td>58.5mm</td></tr><tr><td>8月31日</td><td>59.5mm</td></tr><tr><td>合計</td><td>232.0</td></tr></table> 出水量 <table><tr><th>位 置</th><th>警戒水位</th><th>最高出水位</th><th>月 日</th></tr><tr><td>北上川・男 山</td><td>3.90m</td><td>4.30m</td><td>8月30日</td></tr><tr><td>北上川・珊瑚橋</td><td>3.30m</td><td>3.65m</td><td>31日13時</td></tr><tr><td>和 賀 川</td><td>2.70m</td><td>2.50m</td><td>29日23時</td></tr></table> 被害状況 <table><tr><th>区 分</th><th>被害金額（千円）</th><th>被 害 数 量 等</th></tr><tr><td>農作物等 被害</td><td>6,500</td><td>水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha</td></tr><tr><td>農地農業 施設被害</td><td>37,600</td><td>水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所</td></tr></table>	月 日	雨 量	8月27日	16.5mm	8月28日	25.0mm	8月29日	72.5mm	8月30日	58.5mm	8月31日	59.5mm	合計	232.0	位 置	警戒水位	最高出水位	月 日	北上川・男 山	3.90m	4.30m	8月30日	北上川・珊瑚橋	3.30m	3.65m	31日13時	和 賀 川	2.70m	2.50m	29日23時	区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等	農作物等 被害	6,500	水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha	農地農業 施設被害	37,600	水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所
月 日	雨 量																																								
8月27日	16.5mm																																								
8月28日	25.0mm																																								
8月29日	72.5mm																																								
8月30日	58.5mm																																								
8月31日	59.5mm																																								
合計	232.0																																								
位 置	警戒水位	最高出水位	月 日																																						
北上川・男 山	3.90m	4.30m	8月30日																																						
北上川・珊瑚橋	3.30m	3.65m	31日13時																																						
和 賀 川	2.70m	2.50m	29日23時																																						
区 分	被害金額（千円）	被 害 数 量 等																																							
農作物等 被害	6,500	水田冠水 7 ha 里芋冠水 5 ha 桑 2.8ha																																							
農地農業 施設被害	37,600	水田流失埋設 8ヶ所 3 ha 畑 1ヶ所 頭首工損壊 16ヶ所 道路 4ヶ所 水路決壊 1ヶ所																																							

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容														
		林業関係	500	山林一部崩壊 1 ヶ所												
		土木施設被害	16,143	道路法面、路肩崩壊 20 ヶ所												
		社会体育施設被害		展勝地さわやかトイレ床上浸水 展勝地市民野球場冠水 展勝地ラグビー場冠水 展勝地テニスコート冠水												
		学校被害	46,000	法面崩壊 1 ヶ所（東陵中）												
		商工関係被害	100	アカデミーグラウンド冠水												
		都市公園被害	100	野球場トイレ洗浄 2 ヶ所												
		合計	107,093													
平成14年 7 月10日 ～12日 災害警戒本部設置 状況 設置 7 月10日 17時30分 廃止 7 月12日 16時00分	大 雨	1 大雨状況等 台風 6 号の北上により、東北地方に停滞していた梅雨前線が活発化し、10日昼過ぎからの大雨のため、同日午後 5 時25分に盛岡地方気象台が「台風 6 号による大雨・洪水警報」を発令した。 大雨により、北上川の水位の上昇に伴い越水被害、中小河川の氾濫による住宅への浸水、道路の決壊、水田等への冠水及び農地等の決壊被害が発生した。 2 北上市災害警戒本部設置 平成14年 7 月10日（水）午後 5 時30分 3 北上市災害警戒本部廃止 平成14年 7 月12日（金）午後 4 時00分 4 降雨量（観測地 北上消防署内） 降り始め（7 月10日午後 5 時頃）から188mm （7 月11日午後 1 時現在） 5 出水量 <table><tr><th>位 置</th><th>警戒水位</th><th>最高水位</th></tr><tr><td>北上川・男 山</td><td>3.90m</td><td>6.00m</td></tr><tr><td>北上川・珊瑚橋</td><td>3.30m</td><td>5.26m</td></tr><tr><td>和賀川・鬼 柳</td><td>2.70m</td><td>3.50m</td></tr></table>			位 置	警戒水位	最高水位	北上川・男 山	3.90m	6.00m	北上川・珊瑚橋	3.30m	5.26m	和賀川・鬼 柳	2.70m	3.50m
位 置	警戒水位	最高水位														
北上川・男 山	3.90m	6.00m														
北上川・珊瑚橋	3.30m	5.26m														
和賀川・鬼 柳	2.70m	3.50m														

6 被害状況

区 分	被害箇所	被害金額	被害数量等
1 住家被害	131	11,527	床上浸水22戸（罹災人員65人） 床下浸水83戸（罹災人員272人） 非住家被害 浸水被害24戸 小屋一部損壊2戸
2 土木施設被害	105	155,900	道路決壊105ヶ所 通行止め23ヶ所
3 上水道施設被害	1	200	道路決壊による埋設水道管破損
4 農作物被害		84,000	農作物の冠水、田畑への土砂等流入 冠水面積582.8ha
5 農地農業用施設被害	144	63,000	農地、農道、農業用水等決壊等
6 農集排水処理施設被害	4	2,000	処理場施設4ヶ所床下浸水 （蔵屋敷、飯豊、更木、臥牛）
7 森林被害	6	53,000	林道関係法面崩壊、林地崩壊等
8 都市公園被害	5	26,000	国見山休憩所半壊、陣ヶ丘法面崩壊、展勝地公園内の桜、つつじの倒木、トイレ浸水、大堤第3駐車場舗装流失、グリーンパーク一部冠水
9 社会教育施設被害	4	1,064	博物館進入路法面崩壊、歩道基礎土砂流入
10 体育施設被害	3	42,870	
11 学校被害	3	150	
12 文化財被害	1	100	
13 福祉施設等被害	2	1,190	
合計		441,001	

7 災害応急対策

(1) 避難所の設置・運営

避難の状況 10世帯25人（自主避難）

避難先 上野中学校、孫屋敷公民館、口内6区公民館 以上3ヶ所

(2) 防疫活動

家屋又は付属家消毒 159件（12日、13日、17日実施）

(3) 廃棄物処理活動

①し尿処理件数 131件99,160ℓ

（11日、12日、15日、16日、17日、18日実施）

②発生ごみ処理件数 10件6,920kg（11日～17日実施）

1-5-2 災害の記録

災害発生年月日	災害名	災害内容
平成19年9月17日 ～18日 災害警戒本部設置 状況 設置9月17日 17時50分 廃止9月18日 17時00分	大雨	9月17日から18日にかけての大雨・洪水災害（経過報告） 9月17日（月） 3：40 大雨・洪水警報発表 3：40 岩手県北上地方支部災害警戒本部設置 3：45 北上市災害警戒本部設置 3：45 北上地区消防組合災害警戒本部設置 5：55 岩手県土砂災害警戒情報発表 7：45 降り始めからの雨量50ミリ 9：00 北上川水防警報 11：00 珊瑚橋北上川水位4.0メートル 13：10 展勝地テニスコート冠水 13：20 男山観測点北上川水位3.68メートル （警戒水位3.30メートル） 14：32 小島崎「かやの木端」以北冠水 17：50 北上市災害対策本部設置 18：42 珊瑚橋北上側水位5.15メートル 20：44 北上中学校西側住宅6世帯に避難勧告－立花地区も 23：30 珊瑚橋北上側水位5.90メートル 23：40 相去町東裏地区10世帯に避難勧告 9月18日（火） 0：16 男山観測点北上川水位5.40メートル 1：30 珊瑚橋北上川水位6.20メートル 1：46 小河川の減水を確認 2：06 男山観測点北上川水位5.40メートル 5：30 珊瑚橋北上川水位6.20メートル 9：41 珊瑚橋北上川水位5.95メートル 9：59 大雨警報が大雨注意報に切り替え 洪水警報は継続 16：45 珊瑚橋北上川水位4.70メートル 17：00 北上市災害対策本部 20：20 洪水警報解除

各地区被害状況

地区名	被害状況			
	住家		非住家	
	床上浸水	床下浸水	床上浸水	床下浸水
黒沢尻北地区		4		2
孫屋敷地区		2		
藤沢地区		1		
小鳥崎地区		2		3
二子地区		20	3	10
更木地区		1		5
黒岩地区	2	6	2	1
立花地区	6	34	6	9
相去地区		14		
鬼柳地区		2		2
和賀地区(岩沢)		1		
計	8	87	11	32

避難所集計

避難所名	世帯数	人員数
上野中学校	40	122
黒沢尻北小学校	2	6
立花地区交流センター	10	30
岡島公民館	10	30
黒岩地区交流センター	13	41
本郷公民館	6	18
合 計	81	247

平成19年9月17日から18日の大雨洪水災害による農作物被害内訳表

作物名	栽培面積 (ha)	被害程度別面積							被害 農家戸数	被害地区	被害状況	被害額 (千円)
		5%以下	6~11%	11~30%	31~50%	51~70%	71%以上	被害面積				
水稻	5,535	195						195	2組合と31戸	二子、麩、黽、虻	冠水	6,533
大豆	737					20		20		二子、黒岩	冠水	2,456
りんご	117						2	2		成田、黒岩	冠水	6,222
二子さといも	68		25				5	30		二子、更木	冠水、流失	26,044
白菜	24						3	3		稲瀬	流失	
大根	22						2	2		稲瀬	流失	
その他野菜	29						4	4		稲瀬、二子、更木	流失	
合 計	6,550	195	25	0	0	20	16	256				41,255

1-5-2 災害の記録

平成19年9月17日から18日にかけての大雨洪水災害 被害状況調べ

施設等の名称		被害の状況	被害額(概算)千円	単位	数量	備考
民間の建物	一般住宅	床上浸水	3,710	棟	7	立花、二子、黒岩
	一般住宅	床下浸水		棟	97	黒沢尻、立花、二子、小鳥崎、黒岩、更木、相去
	非住家			棟	51	黒沢尻、立花、二子、小鳥崎、黒岩、更木
道路	市道	法面決壊等	31,700	ヶ所	16	市道6013886線(綱取断層付近)路肩崩落ほか
公園	都市公園	冠水被害等	13,800			土砂及びゴミの堆積等
	和賀川水辺広場	やな場橋損壊	6,000	ヶ所	1	
下水道施設			0			被害なし
水道施設						被害なし
公営住宅						被害なし
社会教育施設			0			被害なし
体育施設	展勝地野球場	冠水	20,000	ha	1.61	
	展勝地ラグビー場	冠水	16,000	ha	1.43	
	展勝地プール管理棟	床上浸水	100	棟	1	内部清掃
	展勝地さわやかトイレ	床上浸水	3,700	棟	1	
学校施設	小・中学校等		0			被害なし
文化財施設	みちのく民族村ほか		0			被害なし
福祉施設	保育所、児童館		0			被害なし
	老人等保健施設等		0			被害なし
商工施設	展勝地レストハウス	大型テント破損等	1,000	式	1	大型テント破損、格納庫浸水
	入江	土砂堆積	4,500	式	1	土砂浚渫
	S L 展示場	フェンス破損等	2,000	式	1	フェンス破損、ゴミ堆積
農林関連	農業集落排水処理場	浸水被害	800	棟	1	更木地区処理場浸水被害
	農地	農地流失等	9,000	ヶ所	10	二子地区ほか
	農業用施設	法面決壊等	63,240	ヶ所	16	熊沢排水路法面復旧、口内森地区ため池法面復旧ほか
	農作物	冠水及び流失被害	41,255	Ha	256	別紙 農作物被害内訳表のとおり
	林道作業道等被害	法面決壊等	14,600	ヶ所	6	林道鳥谷脇線他
病院等			0			被害なし
			233,375			

(3) 冷 害

発生年月日	区 分	災 害 内 容
明治 2 年	凶 作	6 月 10 日 気候不順、土用中雨降り続き、9 月下旬度々霜降り。田作皆無、畑作も同様なり。
明治 35 年	凶 作	春以来気候不順 米作収穫高 5 ヶ年平均の 59% 減収
明治 38 年	凶 作	8 月の低温、多雨、日照不足 平均に対し 66% 減収
昭和 9 年	低温凶作	明治 38 年に次ぐ大凶作 前年に比し 61%、平年作の 54% 減収
昭和 10 年	不 作	低温で稲作不作 前 5 年平均に比し 25% 減収
昭和 28 年	不 作	低温、多雨、日照不足、いもち病発生等で水稻不足 平均の 14% 減収
昭和 41 年	冷 害	低温、日照不足、長雨 県平均の作況指数 94
昭和 46 年	異常低温	低温、日照不足 作況指数 94、対前年比 88%
昭和 51 年	冷 害	8 月以降の極端な低温、日照不足。出穂遅延と早冷による登熟不良により大きな被害を受けた。 作況指数 89 ※県 82 11 月 29 日 天災融資法及び激甚災害法の発動 12 月 21 日 特別被害地域の指定 (更木、口内、稲瀬、相去、村崎野地区)
昭和 55 年	冷 害	7 月以降の長期にわたる異常低温、日照不足により大冷害に見舞われる。作況指数 73 ※県 60 11 月 10 日 天災融資法及び激甚災害法の発動 11 月 21 日 特別被害地域の指定 (市内全域)
昭和 56 年		春以来の異常低温、小照、大雨、さらに 8 月 23 日に本県を縦断した台風 15 号により、前年の大冷害に引き続き連年の大きな被害を受けた。作況指数 74 ※県 76 (台風関係) 10 月 20 日 天災融資法及び激甚災害法の発動 特別被害地域の指定 (飯豊、鬼柳、相去地区) (低温関係) 12 月 11 日 天災融資法及び激甚災害法の発動 57 年 1 月 12 日 特別被害地域の指定 (飯豊、更木、口内地区)
昭和 57 年	低 温	稲作期間の異常気象 6 月から 7 月にかけての異常低温、日照不足 作況指数 92 ※県 89 12 月 17 日 天災融資法及び激甚災害法の発動
昭和 63 年	低 温	稲作期間の異常気象 7 月以降の異常低温、日照不足、障害不稔と登熟遅延により大きな被害を受けた。 作況指数 87 ※県 85 11 月 22 日 天災融資法の発動

1-5-2 災害の記録

発生年月日	区 分	災 害 内 容
平成 3 年	低 温	夏の異常気象 7 月中旬、8 月初旬の低温、日照不足 障害不稔、いもち病による被害、さらに台風 19 号（9 月 27 日～28 日） による農作物及び農業施設に被害を受けた。 作況指数 92 ※県 90 12 月 20 日 天災融資法及び激甚災害法の発動
平成 5 年	冷 害	低温日照不足、長雨により大冷害に見舞われる。 作況指数 35 ※県 30 8 月 2 日 農作物異常気象対策本部設置 11 月 10 日 天災融資法の発動
平成 15 年	冷 害	6 月下旬以降の低温、日照不足により大冷害に見舞われる。 作況指数 77（北上川下流）※県 73 9 月 4 日 北上市農作物異常気象対策本部設置 10 月 29 日 天災融資法の発動

(4) 地 震

災害発生年月日	災 害 名	災 害 内 容
平成23年 3 月11日	東日本大震災	午後 2 時 46 分、マグニチュード 9.0、最大震度 7 の地震が発生。北上市 では震度 5 強を観測。 北上市内の被害状況は以下のとおり 負傷者 34 名 全壊 56 棟 半壊 523 棟 一部損壊 2015 棟 道路損壊 176 ヶ所 その他 損壊多数 被害総額 1,150,000 千円

2 災害予防計画

2-2-1 自主防災組織の現況

(1) 自主防災組織の状況 R3. 6. 1)

No.	対象地区	組 織 名 称
	黒沢尻北(全域)	黒沢尻北地区自治振興協議会 防災対策委員会
1	黒沢尻北	黒沢尻 1 区自主防災対策会
2	黒沢尻北	黒沢尻 2 区自主防災会
3	黒沢尻北	黒沢尻10区自主防災会
4	黒沢尻北	黒沢尻21区自主防災会
5	黒沢尻北	黒沢尻22区自主防災会
6	黒沢尻北	黒沢尻23区自主防災・災害対策会
	黒沢尻東(全域)	黒沢尻東地区防災連絡協議会
7	黒沢尻東	黒沢尻11区防災会
8	黒沢尻東	黒沢尻12区自主防災会
9	黒沢尻東	黒沢尻13区防災会
10	黒沢尻東	黒沢尻14区小鳥崎防災会
11	黒沢尻東	黒沢尻14区小巾防災会
12	黒沢尻東	黒沢尻15区防災会
13	黒沢尻東	黒沢尻19区自主防災会
14	黒沢尻東	黒沢尻20区自主防災会
15	黒沢尻東	黒沢尻26区自主防災会
16	黒沢尻東	黒沢尻27区自主防災会
17	黒沢尻東	黒沢尻14区川岸団地ぼたん会自主防災会
	黒沢尻西(全域)	黒沢尻西地区防災対策委員会
18	黒沢尻西	黒沢尻 3 区自主防災会
19	黒沢尻西	黒沢尻 4 区自主防災会
20	黒沢尻西	黒沢尻 5 区自治会自主防災会
21	黒沢尻西	黒沢尻 6 区自主防災会
22	黒沢尻西	黒沢尻 7 区自治会自主防災会
23	黒沢尻西	黒沢尻 8 区自主防災会
24	黒沢尻西	黒沢尻 9 区自治会
25	黒沢尻西	黒沢尻24区会自主防災会
26	黒沢尻西	黒沢尻25区自主防災隊
27	立 花(全域)	立花自治振興協議会防災部会
	飯 豊(全域)	飯豊地区自主防災組織連絡協議会

2-2-1 自主防災組織の現況

28	飯 豊	飯豊 1 区自主防災会
29	飯 豊	飯豊 2 区自主防災会
30	飯 豊	飯豊 3・6 区自主防災会
31	飯 豊	飯豊 4 区自主防災会
32	飯 豊	飯豊 5 区自主防災会
33	飯 豊	飯豊 7 区自主防災会
34	飯 豊	飯豊 8 区自主防災会
35	飯 豊	飯豊 9 区自主防災会
36	飯 豊	飯豊10区自主防災会
	二 子(全域)	二子町自主防災推進協議会
37	二 子	二子町下通り地区自主防災会
38	二 子	二子町岡島地区自主防災会
39	二 子	二子町才の羽々自治会自主防災会
40	二 子	二子町上野自治会自主防災会
41	二 子	二子町中島部落会自主防災会
42	二 子	二子町高屋自治会自主防災会
43	二 子	二子町西川目自治会自主防災会
44	二 子	二子町鳥喰自治会自主防災会
45	二 子	二子町川端自治会自主防災会
46	二 子	二子町上宿自治会自主防災会
47	二 子	二子町下宿部落自主防災会
48	二 子	二子町和小路自治会自主防災会
49	二 子	二子町築館自治会自主防災会
50	更 木(全域)	更木地区自主防災会
51	黒 岩(全域)	黒岩地区自主防災会
52	口 内(全域)	口内町自主防災組織
53	稲 瀬(全域)	稲瀬町自主防災部会
	相 去(全域)	相去町自主防災会
54	相 去	相去 1 区自主防災会
55	相 去	相去 2 区仲町自主防災会
56	相 去	相去 2 区下組自主防災会
57	相 去	相去 3 区上家防災会
58	相 去	相去 3 区山根・平林防災会
59	相 去	相去 4 区本郷自主防災会

60	相 去	相去 4 区相去南自主防災会
61	相 去	相去町 5 区防災会
62	相 去	相去 6 区自主防災会
63	相 去	相去 7 区自治防災会
64	相 去	相去 8 区自主防災会
65	相 去	相去 9 区自主防災会
66	相 去	相去10区防災会
67	相 去	相去11区自主防会
	鬼 柳(全域)	鬼柳町自治振興協議会
68	鬼 柳	鬼柳町第 1 区自主防災組織
69	鬼 柳	鬼柳町 2 区自主防災組織
70	鬼 柳	鬼柳町三区自主防災会
71	鬼 柳	鬼柳町第 4 区自主防災本部
72	鬼 柳	鬼柳 5 区自主防災会
	江釣子(全域)	江釣子地区自主防災会
73	江釣子	江釣子 1 区自治防災会
74	江釣子	江釣子 2 区自治防災会
75	江釣子	江釣子 3 区自主防災会
76	江釣子	江釣子 4 区自主防災会
77	江釣子	江釣子 5 区災害対策本部
78	江釣子	江釣子 6 区自主防災会
79	江釣子	江釣子第 7 区自主防災会
80	江釣子	江釣子第 8 区自主防災会本部
81	江釣子	江釣子第 9 区防災会
82	江釣子	江釣子第10区自主防災会本部
83	江釣子	江釣子11区自主防災会
84	江釣子	江釣子第12区自主防災会
85	江釣子	江釣子第13区自主防災会
86	江釣子	江釣子第14区自主防災会
87	江釣子	江釣子15区自主防災本部
88	江釣子	江釣子第16区自主防災会
89	江釣子	江釣子第17区自主防災会
	和 賀(全域)	和賀地区自主防災組織連絡協議会
90	和 賀	一防会
91	和 賀	横川目 2 区自主防災会

2-2-1 自主防災組織の現況

92	和 賀	横川目 3 区自主防災会
93	和 賀	横川目 4 区自主防災会
94	和 賀	横川目 5 区自治会自主防災会
95	和 賀	堅川目自主防災部会
96	和 賀	仙人区防災会
97	和 賀	岩沢区防災会
98	和 賀	山口区自主防災会
	岩 崎(全域)	岩崎地区自主防災連絡協議会
99	岩 崎	岩崎 1 区自治会自主防災会
100	岩 崎	岩崎 2 区自主防災会
101	岩 崎	岩崎 3 区自治会自主防災会
102	岩 崎	煤孫 1 区自主防災会
103	岩 崎	煤孫 2 区自主防災会
104	岩 崎	新田 1 区防災会
105	岩 崎	新田 2 区自主防災会
	藤 根(全域)	藤根地区自主防災組織連絡協議会
106	藤 根	藤根 1 区自主防災会
107	藤 根	藤根 2 区防災会
108	藤 根	藤根 3 区防災会
109	藤 根	藤根 4 区自主防災会
110	藤 根	長沼 1 区自主防災部会
111	藤 根	長沼 2 区防災会
112	藤 根	後藤 1 区自治会自主防災会
113	藤 根	後藤野自治会防災部

(2) 婦人消防協力隊

No.	名 称	結成年月日	No.	名 称	結成年月日
1	上鬼柳婦人消防協力隊	S46.3.26	21	黒沢尻第6区婦人消防協力隊	S59.11.25
2	水神婦人消防協力隊	S46.4.2	22	黒沢尻第2区婦人消防協力隊	S59.12.26
3	あけぼの婦人消防協力隊	S46.4.14	23	黒沢尻第26区婦人消防協力隊	S60.4.20
4	稲瀬婦人消防協力隊	S46.4.21	24	相去第7区婦人消防協力隊	H3.11.24
5	明神婦人消防協力隊	S47.7.5	26	相去第10区婦人消防協力隊	H3.11.24
6	浅間婦人消防協力隊	S49.3.21	27	相去11区婦人消防協力隊	H3.11.24
7	愛宕婦人消防協力隊	S49.3.21	28	江釣子かけ橋婦人消防協力隊	H14.7.24
8	本郷婦人消防協力隊	S49.5.22	29	飯豊しらゆり婦人消防協力隊	H30.4.1
9	横川目地区婦人消防協力隊	S51.4.1			
10	芦谷地婦人消防協力隊	S54.11.18			
11	更木2部婦人消防協力隊				
12	更木3部婦人消防協力隊	S55.3.2			
13	更木1部婦人消防協力隊	S55.3.20			
14	黒沢尻第12区婦人消防協力隊	S55.12.21			
15	小島崎婦人消防協力隊	S56.4.5			
16	上野町婦人消防協力隊白百合隊	S56.10.31			
17	上野町婦人消防協力隊さくら隊	S56.10.31			
18	黒沢尻第8区婦人消防協力隊	S57.5.29			
19	鬼柳第2部婦人消防協力隊	S57.6.1			
20	鬼柳第3部婦人消防協力隊	S58.3.6			

(3) 幼年・少年消防クラブ

No.	名 称	結成年月日	No.	名 称	結成年月日
1	下藤根少年消防クラブ	S57.1.1	8	横川目幼稚園幼年消防クラブ	H8.5.1
2	口内保育園幼年消防クラブ	S59.6.6	9	更木幼稚園幼年消防クラブ	H8.6.1
3	口内小学校少年消防クラブ	S62.5.1	10	江釣子幼稚園幼年消防クラブ	H9.11.28
4	上長沼少年消防クラブ	S63.7.31	11	春木場少年消防クラブ	H10.7.25
5	黒沢尻幼稚園幼年消防クラブ	H3.7.8	12	藤根幼稚園幼年消防クラブ	H19.12.7
6	黒沢尻保育園幼年消防クラブ	H3.10.8	13	おにやなぎ保育園幼年消防クラブ	H22.4.1
7	やさか幼稚園幼年消防クラブ	H7.1.27			

2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領

2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領

北上市自主防災マイスター認定要領

(目的)

第1 この要領は、北上市地域防災計画に基づき、自主防災組織の核となって活動する北上市自主防災マイスター（以下「自主防災マイスター」という。）を養成するための必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2 自主防災マイスターは、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域の防災活動に関わることができること
- (2) 災害発生時に、地域で活動できること
- (3) 連絡先を地域へ提供することに同意できること

2 前項に規定する連絡先については、防災・減災対策に関する活動にのみ使用する。

(養成講習の開催及び認定等)

第3 市長は、地域において自主防災活動の活性化を図るため、地域に根差した自主防災マイスターを養成するための講習（以下「養成講習」という。）を開催し、養成講習を受講し修了したものを自主防災マイスターとして認定する。

2 自主防災マイスターの認定期間は、3年とする。

3 市長は、自主防災マイスターとして認定した者に認定証（様式第1号）を交付するとともに、名簿を作成し管理するものとする。

4 自主防災マイスターは、各自主防災組織等の構成員から1人以上を認定する。

(養成講習受講者の募集)

第4 受講者の募集については、各地区の自主防災組織の推薦によるものとする。

2 養成講習の受講を希望する者は、北上市自主防災マイスター養成講習申込書（様式第2号）を市へ提出するものとする。

(養成講習の内容)

第5 養成講習は、自主防災組織及び地域における防災対策を推進する上で必要となる基礎的知識及び技能を修得できる内容とする。

(腕章の交付)

第6 市長は、自主防災マイスターの認定を受けた者に対し、腕章を交付するものとする。

(現況確認及び更新)

第7 市長は、自主防災マイスターについて、毎年登録事項の変更の有無及び存否を確認するものとする。

2 市長は、自主防災マイスターの認定期間について、その認定期間満了前に養成講習を受講させることにより、認定期間を更新することができる。

(認定の取消し)

第8 自主防災マイスターが、次に該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 本人から申出があった場合
- (2) 死亡又は所在不明が明らかになった場合
- (3) 市外に転出した場合
- (4) その他自主防災マイスターにふさわしくない行為があったと認められた場合

(実施主体)

第9 実施主体は、北上市企画部危機管理課とする。

(補則)

第10 本要領に規定のない事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年7月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

北上市自主防災マイスター認定証

組 織 名

氏 名 様

貴方を北上市自主防災マイスターに認定します。

地区の災害対策の推進に向け、活躍されることを期待します。

認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

北上市長

様式第2号

年度北上市自主防災マイスター養成講習申込書

年 月 日

北上市長 様

組織名

次のとおり推薦します。

1	(ふりがな) 氏 名		(性別) 男・女
2	住 所	〒	
3	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	
4	電 話 (携帯電話)	(携帯電話 :)	
5	組織名 (地区名)		
6	履 歴 等	(自主防災組織又は地域における役職等)	
		(自主防災組織又は地域における主な活動履歴)	

※推薦する人物は、次の項目にあてはまる人物であることに留意願います。

- (1) 地域の防災活動に関わることができること。
- (2) 災害発生時に、地域で活動できること。
- (3) 連絡先を地域へ提供することに同意できること。

2-4の2-1 防災行政無線整備状況

2-4の2-1 防災行政無線整備状況

設置機関	呼出名称	設置場所	管理者	無線局数
北上市	防災きたかみ	北上市役所本庁舎構内	北上市長	基地局 1
北上市	防災きたかみ	秘書室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	運転手控室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	都市整備部道路環境課	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	都市整備部都市計画課	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ	和賀庁舎電話交換室	北上市長	遠隔制御器 1
北上市	防災きたかみ 1～4	企画部政策企画課	北上市長	移動局 4
北上市	防災きたかみ 10～13、 20～24、31～50	都市整備部道路環境課	北上市長	移動局 29
北上市	防災きたかみ 53、54	都市整備部道路環境課	北上市長	携帯局 2
北上市	防災きたかみ 55、70	都市整備部道路環境課	北上市長	移動局 2
北上市	防災きたかみ 60	都市整備部都市計画課	北上市長	移動局 1
北上市	防災きたかみ 52	農林部農林企画課	北上市長	携帯局 1
北上市	防災きたかみ 75	農林部農林企画課	北上市長	移動局 1
北上市	防災きたかみ 51、80	企画部危機管理課	北上市長	携帯局 1
北上地区消防組合	北消本部	北上地区消防組合本部	北上市長	基地局 1
北上地区消防組合	北消 2～12	北上消防署	北上市長	移動局 11
北上地区消防組合	北消 21、22	和賀分署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消 25、26	大堤分署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消工作 1	北上消防署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消はしご 1	北上消防署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消救急 1、2、5	北上消防署	北上市長	移動局 3
北上地区消防組合	北消救急 3	和賀分署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消救急 7	大堤分署	北上市長	移動局 1
北上地区消防組合	北消 50～66、102～107	北上消防署	北上市長	移動局 23
北上地区消防組合	北消工作 11、12	北上消防署	北上市長	移動局 2
北上地区消防組合	北消 75～77	和賀分署	北上市長	移動局 3
北上地区消防組合	北消 71～74	大堤分署	北上市長	移動局 4

2-6の2-1 北上市備蓄計画（主なもの）

備蓄物資	備蓄量	期限	年間購入量	考え方
食料 (アルファ米)	12,500 食 (250 箱)	5 年	2,000 食 (50 箱)	$1,600 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 2 \text{ 日分}$ $= 9,600 \text{ 食} \div 10,000 \text{ 食 (200 箱)}$ 各避難所倉庫へ 10 箱ずつ配備した場合に、北上市防災備蓄倉庫への配備分がなくなることから、毎年 2,500 食 (50 箱) 購入し、5 年で 12,500 食 (250 箱) 備蓄
食料（携行食）	3,200 食	3 ～ 5 年	ゼリー320 食 クッキー540 食	$1,600 \text{ 人} \times 1 \text{ 食} \times 2 \text{ 日分} = 3,200 \text{ 食}$ ゼリータイプ（期限 5 年）、クッキータイプ（期限 3 年）を各 1,600 食
水 (飲料水用)	3,240ℓ	5 年	500ml×24 本入 を54箱 (648ℓ)	$1,600 \text{ 人} \times 1 \ell \times 2 \text{ 日分}$ $= 3,200 \ell$ 1 箱 500ml×24 本入の箱で購入した場合、5 年で 266 箱 $\div$ 270 箱 = 3,240ℓ 毎年 54 箱 (648ℓ) 購入し、5 年で 270 箱 (3,240ℓ) 備蓄
水 (その他用)	1,620ℓ	5 年	2ℓ×6 本入を 27箱 (324ℓ)	$10,000 \text{ 食} \times 160 \text{ ml} = 1,600 \ell$ 1 箱 2ℓ×6 本入の箱で購入した場合、5 年で 133 箱 $\div$ 135 箱 = 1,620ℓ 毎年 27 箱 (324ℓ) 購入し、5 年で 135 箱 (1,620ℓ) 備蓄
トイレ	16,000 個	10 年	1,600 個	$1,600 \text{ 人} \times 5 \text{ 回} \times 2 \text{ 日分}$ $= 16,000 \text{ 個}$ 毎年 1,600 個購入し、10年で 16,000 個 備蓄
粉ミルク (アレルギー対応)	534 箱 (1 箱 6 本入り)	1 年 半	534 箱	一人あたり 1 日 4 本で計算 市内の年間出生数 800 人 $800 \text{ 人} \times 4 \times 2 \text{ 日} = 6,400 \text{ 回}$ このうち半分を市で備蓄

上記の期限がある備蓄品のほかにも、期限がないが経年劣化するものについては、衛生面等も考慮し随時更新を検討する。

2－8－1 消防施設等整備状況（R7.4.1）

2－8－1 消防施設等整備状況（R7.4.1）

区分		人 員		消 防 車 両 等										消 防 水 利			
		消 防 吏 員	消 防 団 員	消防ポンプ			化 学 車	は し ご 車	救 急 車	水 槽 車	指 揮 車	工 作 車	そ の 他	消 火 栓	消 火 水 槽	井 戸 等	そ の 他
				ポ ン プ 車	小 型	積 載 車											
北 上 市	現 有 数		866								1		2	1798	322		
消 防 組 合	現 有 数	146		9	3		1	1	8	1	2	1	16				

2-8-2 水防用備蓄敷材一覧表（水防倉庫）

器具資材等	器 具											資 材							その他
	スコップ	つるはし	とわ	おの	のこぎ	かま	掛矢	ナタ	ハンマ	ペンチ	鉄線ハサミ	杭	万年土囊	鉄線	ステンプル	鉄製クイ	土留鋼板	ビニールシート	救命胴衣
数	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	丁	本	袋	kg	kg	本	枚	枚	個
	180	21	60	18	20	28	31	9	10	9	5	100	5,000	10	10	200	100	200	100

2－8－3 林野火災消火機材備付状況

2－8－3 林野火災消火機材備付状況

令和7年4月1日現在

機材名	可搬式 散水 装置	軽可搬 消防ポ ンプ	山林防 災スプ レヤー	移動用 水槽	布製 バケツ	チェンソ ー	刈払機	スコップ	唐鍬	小型 動力 ポンプ
	台	台	台	台	個	台	台	丁	丁	台
北上市		1				20		192		46
北上地区 消防組合	73	4		5		12	5	77		3

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上市土木センター管内														
河川名	管理	地区名	左右 岸別	評定種別	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法名	関連市
					堤防A (m)	(他の 評価と 重複)	工作物A (箇所)	堤防B (m)	(他の 評価と 重複)	工作物B (箇所)	新堤防・旧 川跡(m)	工事施工・ 破堤跡・陸 開 (箇所)		
〈北上土木センター管内〉														
北上川	国	稲瀬	左岸	漏水	200								シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高				947	(947)				積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高				523	(523)				積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面				200	(200)				シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防高	882								避難誘導・ 積土のう工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面	439	(439)							シート張工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	堤防断面				443	(443)				シート張工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高	257								対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防断面	257	(257)							対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				1,411					対策なし	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				1,114					積土のう工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				431					積土のう工	北上市
北上川	国	鬼柳・相去	右岸	堤防高				220					積土のう工	北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	堤防高				762					積土のう工	北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	堤防高				665					積土のう工	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	水衝洗掘				430	(430)				木流し工	北上市

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	1,000								避難誘導	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	566								対策なし	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防断面	566	(566)							対策なし	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防高	628								避難誘導	北上市
北上川	国	小島崎	右岸	堤防断面	628	(628)							避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	水衝洗掘				150	(100)				木流し工	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高				177					避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高	2,913								避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面				1,031	(1,031)				シート張工	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面	1,647	(1,647)							避難誘導	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面				235	(235)				避難誘導	北上市
北上川	国	北上中央橋		工作物						1				北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防高	1,234								対策なし	北上市
北上川	国	二子	右岸	堤防断面	1,234	(1,234)							対策なし	北上市
北上川	国	成田	右岸	堤防高	2,012								対策なし	北上市花巻市
北上川	国	成田	右岸	堤防断面	719	(719)							対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高	952								対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面				163	(163)				対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面	789	(789)							対策なし	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高	670								積土のう工	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面				564	(564)				シート張工	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防断面	106	(106)							避難誘導	北上市
北上川	国	立花	左岸	堤防高				940					積土のう工	北上市
北上川	国	珊瑚橋	右岸	工作物						1				北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	409								対策なし	北上市

2-13-1 重要水防箇所一覧表

北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	409	(409)							対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	945								避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	945	(945)							避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	418								対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	418	(418)							対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	155								避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	155	(155)							避難誘導	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防高	987								対策なし	北上市
北上川	国	黒岩	左岸	堤防断面	987	(987)							対策なし	北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				442					積土のう工	北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				226					積土のう工	北上市
北上川	国	昭和橋	左岸	工作物			1							北上市
北上川	国	更木	左岸	堤防高				2,729	(2729)				積土のう工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水				200	(200)				月の輪工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水	200	(200)							月の輪工	北上市
北上川	国	更木・矢沢	左岸	漏水				102	(102)				月の輪工	北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	旧河川跡							230			北上市
北上川	国	稲瀬	左岸	旧河川跡							100			北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川	国	黒沢尻	右岸	陸閘								1		北上市
北上川 計					24,727	(10,499)	1	14,105	(7,717)	2	330	4		

2-13-1 重要水防箇所一覧表

和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防高	283	(283)							積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防断面				100					積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	堤防断面				100	(100)				シート張工	北上市
和賀川	国	和賀川右岸	右岸	工作物						1			工 作 物	北上市
和賀川	国	和賀川左岸	左岸	堤防高				124					積土のう工	北上市
和賀川	国	和賀川左岸	左岸	水衝洗掘				350					木流し工	北上市
和賀川	国	古川橋	右岸	工作物						1			工作物	北上市
和賀川	県	佐野	右岸	水衝洗掘				300					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	小田中	右岸	水衝洗掘				400					釜段・月の輪工	北上市
和賀川	県	山口	右岸	堤防高無堤	1,300									北上市
和賀川	県	横川目	左岸	堤防高無堤	500									北上市
和賀川 計					2,083	(283)	0	1,374	(100)	2	0	0		
尻平川	県	横川目	右岸	堤防高無堤	200									北上市
尻平川	県	土堀	左岸	堤防高無堤	40									北上市
尻平川	県	鳥谷筋	右岸	堤防高無堤	400									北上市
尻平川 計					640									
本郷川	県	鷹鳥羽	左岸	堤防高無堤	170								積土のう工	北上市
本郷川	県	町分	右岸	堤防高無堤	10								積土のう工	北上市
本郷川 計					180									
北上土木センター管内 計					27,630	10,782	1	15,479	7,817	4	330	4		

2-13-2 樋管、水門箇所一覧表

国土交通省岩手河川国道事務所水沢出張所、電話0197-24-4173において管理する国管等は、次のとおり。

樋管名	形式	位置
相去排水樋管	浮体構造起状	相去町
鬼柳相去樋管	スライド	鬼柳町
黒沢尻右岸1～4陸間	1～2 横引き 3～4 片開き	黒沢尻町
古川排水樋管	スライド	川岸
旧黒沢尻排水樋管	ローラー	川岸
珊瑚橋排水樋管	フラップ	黒沢尻町
更木排水樋管	ローラー	更木町
昭和橋排水樋管	スライド	更木町
立花第一排水樋門管	オーバーリンク	立花
吉内川排水樋管	ローラー	立花
大堰川排水樋門	ローラー	二子町

2-13-3 浸水想定区域内要配慮者利用施設

2-13-3 浸水想定区域内要配慮者利用施設

	施設名	所在地	電話番号
1	大通り保育園	九年橋三丁目 12-13	63-3038
2	二子保育園	二子町鳥喰前 49-6	66-2532
3	南保育園	相去町東裏 22	67-4317
4	川岸保育園	川岸三丁目 20-19	63-2688
5	暁の星幼稚園	中野町二丁目 23-7	65-2082
6	ガーデン北上東	黒沢尻一丁目 19-70	72-8114
7	ひよこ保育園	中野町一丁目 9-19	72-5335
8	ポエム たち花	立花 10 地割 34	65-7700
9	めばえほいくえん	小鳥崎 2 地割 165	62-3330
10	黒沢尻東小学校	中野町一丁目 8-1	63-2194
11	二子小学校	二子町鳥喰 22-2	66-2525
12	更木小学校	更木 12 地割 61	66-2523
13	北上中学校	黒沢尻一丁目 1-1	63-3129
14	こども療育センター	九年橋三丁目 12-18	63-8722
15	グループホームひばり	九年橋三丁目 14-70	65-0278
16	グループホームまちぶん	町分 18 地割 45	0198-31-2020
17	特別養護老人ホーム えびす	小鳥崎 2 地割 165	62-3456
18	ニチイケアセンター北上駅前	若宮町一丁目 5-5	65-7420
19	エスカーレデイサービスセンター	立花 10 地割 38	61-2016
20	ニチイケアセンター北上	青柳町一丁目 2-40	61-2104
21	デイサービスコスモス	大通り四丁目 1-10	72-5905
22	コンパスウォーク北上鬼柳	鬼柳町古川 83-2	62-6717
23	なでしこ保育園	九年橋三丁目 14-48	64-3912
24	多機能型事業所 ito	若宮町 2-7-1	72-8191
25	花憩庵あいさり	相去町相去 47	0197-42-5001
26	北鬼柳にじいろ保育園	北鬼柳 23 地割 130	72-5328
27	たちばなこども園	立花 7 地割 100-1	64-0259
28	岩手県保健医療大学附属北上認定こども園	大通り一丁目 1-22	62-7709
29	共同生活援助施設 Sold-ONI ハウス	鬼柳町川原小屋 18-5	62-4317
30	介護老人保健施設リハビリパーク北上	大通り一丁目 1-22	62-7708

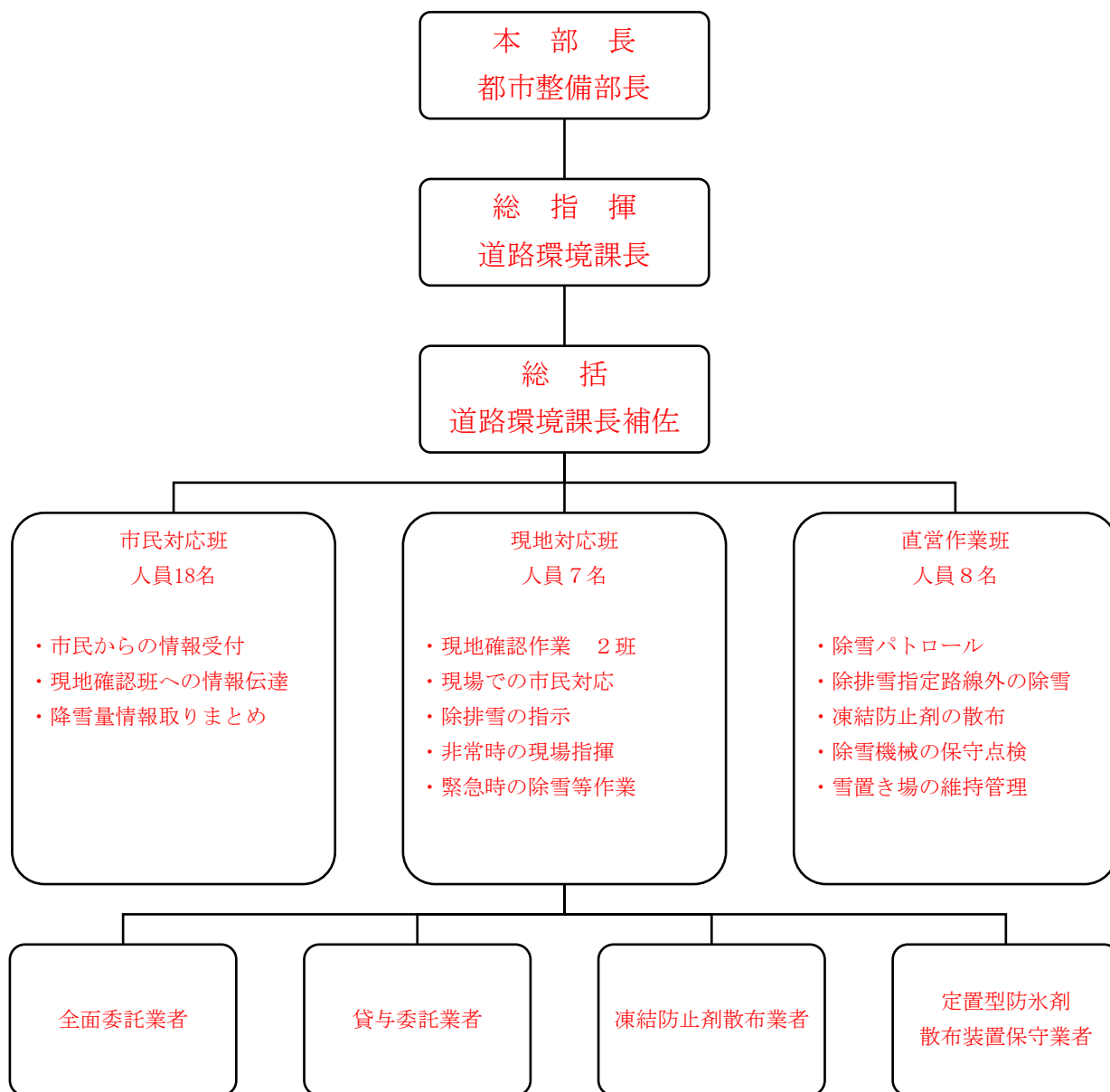
2-14-1 除雪体制

除排雪の実施は、機械の持込みによる「全面委託」、市有機械の貸与による「貸与委託」の体制をとる。

表1 除排雪機械路線配備表

委託区分	車道		歩道		凍結防止剤散布	
全面委託	31 業者	149 台	18 業者	36 台	1 業者	1 台
貸与委託	1 業者	33 台	1 業者	2 台	1 業者	1 台
計	31 業者	182 台	18 業者	38 台	2 業者	2 台

(令和6年度時点)



2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

警戒区域数 188（うち特別警戒区域数 184）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	134A1006	下野 1	北上市	立花	
2	142A0110	1 地割 2	北上市	和賀町岩崎新田	
3	142A1001	夏油温泉	北上市	和賀町岩崎新田	
4	123B2003	臥牛 2	北上市	臥牛	
5	134A1001	下八天	北上市	更木	
6	134B1005	上川端	北上市	二子町	
7	134B1026	沢野 1	北上市	立花	
8	132E1006	切留 2	北上市	和賀町仙人	
9	132E1007	下岩沢	北上市	和賀町岩沢	
10	133A1002	滝ノ沢	北上市	下鬼柳	
11	134A1007	下野 2	北上市	立花	
12	134B1036	内門岡 2	北上市	稲瀬町	
13	142A0109	1 地割 1	北上市	和賀町岩崎新田	
14	142E1002	和賀町岩崎新田	北上市	和賀町岩崎新田	
15	134D1002	塩釜	北上市	立花	塩釜
16	143E1001	往還西	北上市	相去町	往還西
17	134A0101	五輪壇	北上市	二子町	南田
18	133B1009	打越 1	北上市	鬼柳町	打越
19	132E1012	神楽	北上市	和賀町岩崎新田	神楽
20	132B1004	福田	北上市	和賀町山口	福田
21	134E1001	下吉内 2	北上市	立花	26 地割
22	134A1009	熊沢 1	北上市	稲瀬町	字熊沢
23	142D1001	鍋割 1	北上市	和賀町岩崎	1 地割
24	134B1023	金田 2	北上市	口内町	字金田
25	132B1002	仙人 3	北上市	和賀町仙人	2 地割
26	132B1001	仙人 2			
27	133E1004	佐野	北上市	下江釣子	12 地割
28	133A0103	宿	北上市	和賀町岩崎	18 地割
29	133A0104	煤孫	北上市	和賀町煤孫	館ノ下
30	134B1008	上川端 2	北上市	二子町	上川端
31	133A1003	大堤東	北上市	大堤東 2 丁目	
32	133A0771	門学			

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

33	134E1002	沢野 4	北上市	立花	16 地割
34	123B2005	大竹 2	北上市	更木	29 地割
35	133B1012	吉田	北上市	和賀町岩崎	4 地割
36	134A1008	内門岡 1	北上市	稲瀬町	内門岡
37	133B1007	里小屋 1	北上市	和賀町岩崎	11 地割
38	134B1001	上八天 1	北上市	更木	上八天
39	134B1002	上八天 2	北上市	更木	上八天
40	132A1003	仙人 1	北上市	和賀町仙人	2 地割
41	132B1003	仙人 4			
42	134B1013	館 1	北上市	黒岩	館
43	134B1015	鴻ノ巣 1	北上市	黒岩	鴻ノ巣
44	134B1016	鴻ノ巣 2	北上市	黒岩	鴻ノ巣
45	134B1017	鴻ノ巣 3	北上市	黒岩	鴻ノ巣
46	134B1018	芦沢	北上市	口内町	芦沢
47	134B1019	万内 1	北上市	黒岩	万内
48	134B1020	長洞	北上市	口内町	長洞
49	134B1022	金田 1	北上市	口内町	金田
50	134B1024	大町	北上市	口内町	大町
51	134B1028	草刈場	北上市	口内町	草刈場
52	134B1029	上野田 1	北上市	口内町	上野田
53	134B1030	亀岩	北上市	口内町	亀岩
54	134B1031	仁田	北上市	口内町	仁田
55	134B1032	上野田 2	北上市	口内町	上野田
56	134D1001	荒町	北上市	口内町	荒町
57	123B2001	下山	北上市	臥牛	13 地割、14 地割
58	123B2002	臥牛 1	北上市	臥牛	7 地割、11 地割、13 地割
59	123B2004	大竹 1	北上市	更木	29 地割
60	123B2006	山寺 2	北上市	更木	31 地割
61	134B1004	下組 1	北上市	平沢	9 地割
62	134B1006	荒屋敷	北上市	平沢	3 地割、5 地割
63	134B1007	中島	北上市	平沢	7 地割、18 地割
64	134B1009	荒屋敷 1	北上市	平沢	3 地割、4 地割
65	134B1010	下組 2	北上市	湯沢	7 地割
66	134B1012	荒屋敷 2	北上市	平沢	3 地割、4 地割

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

67	123C2001	外山 1	北上市	臥牛	5 地割
68	123C2002	大竹 3	北上市	更木	26 地割、29 地割
69	123C2003	外山 2	北上市	臥牛	2 地割、3 地割
70	123C2004	外山 3	北上市	臥牛	1 地割
71	134C1002	森	北上市	口内町	森
72	134C1003	鴻ノ巣 4	北上市	黒岩	5 地割
73	134C1004	新田 1	北上市	口内町	新田
74	134C1006	新田 2	北上市	口内町	新田
75	134C1007	青木田	北上市	口内町	青木田、芦沢
76	134C1008	呉竹 1	北上市	黒岩	11 地割、26 地割、27 地割
77	134C1009	呉竹 2	北上市	黒岩	11 地割
78	134C1010	呉竹 3	北上市	黒岩	27 地割
79	134C1012	反町	北上市	口内町	反町
80	134A1003	飯森 1	北上市	立花	飯森
81	134A1004	舘沢 1	北上市	立花	舘沢
82	133B1004	中屋敷 1	北上市	和賀町煤孫	中屋敷
83	133B1005	中屋敷 2	北上市	和賀町煤孫	中屋敷
84	133B1006	梅ノ木 1	北上市	和賀町岩崎	梅ノ木
85	134B1014	舘 2	北上市	黒岩	舘
86	134B1025	下吉内 1	北上市	立花	下吉内
87	134B1027	沢野 2	北上市	立花	沢野
88	134B1033	下野 3	北上市	立花	下野
89	134B1034	熊沢 2	北上市	稲瀬町	熊沢
90	134B1037	福田地 1	北上市	稲瀬町	福田地
91	134B1038	福田地 2	北上市	稲瀬町	福田地
92	134B1039	福田地 3	北上市	稲瀬町	福田地
93	134B1040	岩川 1	北上市	稲瀬町	岩川
94	134B1041	岩川 2	北上市	稲瀬町	岩川
95	144B1001	前田	北上市	稲瀬町	前田
96	134C1005	万内 2	北上市	黒岩	万内
97	134C1011	中小池	北上市	口内町	中小池
98	134C1013	金峯山 1	北上市	口内町	金峯山
99	134C1014	金峯山 2	北上市	口内町	金峯山
100	134C1015	金峯山 3	北上市	口内町	金峯山

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

101	134C1017	飯森 2	北上市	立花	飯森
102	134C1018	飯森 3	北上市	立花	飯森
103	134C1020	小洞	北上市	稲瀬町	小洞
104	134C1021	熊沢 4	北上市	稲瀬町	熊沢
105	134C1022	大越田	北上市	口内町	大越田
106	134C1023	福田地 4	北上市	稲瀬町	福田地
107	132E1001	芦谷地 2	北上市	和賀町横川目	芦谷地
108	132E1002	芦谷地 3	北上市	和賀町横川目	芦谷地
109	133E1007	上夏油	北上市	和賀町岩崎新田	上夏油
110	132A1001	吉沢	北上市	和賀町	横川目
111	132E1004	山田 2	北上市	和賀町	横川目
112	132E1011	仙人 6	北上市	和賀町	仙人
113	132A0108	切留	北上市	和賀町	仙人
114	132E1008	田代 1	北上市	和賀町	山口
115	132E1009	田代 2	北上市	和賀町	山口
116	132C1003	人当	北上市	和賀町	仙人
117	132C1004	鳥谷森	北上市	和賀町	横川目
118	134C1001	中上	北上市	湯沢	
119	134C1019	下野 4	北上市	立花	
120	134C1024	岩脇	北上市	稲瀬町	岩脇
121	144C1001	水越	北上市	稲瀬町	大谷地
122	133A0772	常盤台	北上市	常盤台	2 丁目
123	134D1003	沢野 3	北上市	立花	18 地割
124	142A0199	1 地割 3	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
125	133B1002	中田	北上市	北鬼柳	3 地割
126	133B1008	久田 1	北上市	和賀町岩崎	8 地割
127	133B1010	打越 2	北上市	下鬼柳	3 地割
128	133E1002	平和台	北上市	村崎野	16 地割
129	133E1006	七折 2	北上市	和賀町岩崎	15 地割
130	142E1001	水上	北上市	和賀町岩崎新田	2 地割
131	132C1002	田屋	北上市	和賀町横川目	7 地割
132	132C1006	代官森	北上市	和賀町煤孫	3 地割
133	133C1001	梅ノ木 2	北上市	和賀町煤孫	6 地割
134	133C1002	蒼前	北上市	和賀町岩崎	11 地割

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

135	133C1003	反町	北上市	和賀町煤孫	6 地割
136	133C1004	里小屋 2	北上市	和賀町岩崎	11 地割
137	133C1006	芦谷地 2	北上市	和賀町煤孫	6 地割
138	133C1007	久田 2	北上市	和賀町岩崎	8 地割
139	133C1008	久田 3	北上市	和賀町岩崎	7 地割
140	133C1010	吉田	北上市	和賀町岩崎新田	7 地割
141	133C1011	和田	北上市	和賀町岩崎	7 地割
142	133F1001	寺沢	北上市	和賀町煤孫	6 地割
143	143C1001	平袋	北上市	和賀町岩崎	2 地割
144	134B1011	上川端 3	北上市	二子町	下川端
145	134AN0078	舘	北上市	相去町	舘
146	134AN0108-1	更木 29 地割	北上市	更木 29 地割	
147	134AN0108-3	更木 29 地割 A	北上市	更木 29 地割	
148	134AN0126	更木 33 地割	北上市	更木 33 地割	
149	134AN0164-1	立花 24 地割	北上市	立花 24 地割	
150	134AN0164-2	立花 24 地割 A	北上市	立花 24 地割	
151	134AN0164-3	立花 24 地割 B	北上市	立花 24 地割	
152	134AN0196	上台	北上市	稲瀬町	上台
153	134BN0010-1	仙人 8 地割	北上市	和賀町	仙人 8 地割
154	134BN0010-2	仙人 8 地割 A	北上市	和賀町	仙人 8 地割
155	134BN0018	横川目 4 地割	北上市	和賀町	横川目 4 地割
156	134BN0020	横川目 4 地割 A	北上市	和賀町	横川目 4 地割
157	134BN0028	山口 40 地割	北上市	和賀町	山口 40 地割
158	134BN0029	山口 45 地割	北上市	和賀町	山口 45 地割
159	134BN0030	煤孫 12 地割	北上市	和賀町	煤孫 12 地割
160	134BN0042	岩崎 18 地割	北上市	和賀町	岩崎 18 地割
161	134BN0045-1	岩崎 14 地割	北上市	和賀町	岩崎 14 地割
162	134BN0045-2	岩崎 14 地割 A	北上市	和賀町	岩崎 14 地割
163	134BN0054	岩崎 1 地割	北上市	和賀町	岩崎 1 地割
164	134BN0057	岩崎新田 1 地割	北上市	和賀町	岩崎新田 1 地割
165	134BN0059	岩崎新田 1 地割 A	北上市	和賀町	岩崎新田 1 地割
166	134BN0066	上鬼柳 2 地割	北上市	上鬼柳 2 地割	
167	134BN0067	上鬼柳 6 地割	北上市	上鬼柳 6 地割	
168	134BN0070	下鬼柳 17 地割	北上市	下鬼柳 17 地割	

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

169	134BN0071	下鬼柳 16 地割	北上市	下鬼柳 16 地割	
170	134BN0081	岩の目	北上市	相去町	岩の目
171	134BN0082	岩の目 A	北上市	相去町	岩の目
172	134BN0090-1	臥牛 10 地割	北上市	臥牛 10 地割	
173	134BN0102-2	秋子沢	北上市	二子町	秋子沢
174	134BN0112-2	更木 31 地割	北上市	更木 31 地割	
175	134BN0158	館下	北上市	二子町	館下
176	134BN0160	上野町 5 丁目	北上市	上野町	5 丁目
177	134BN0167-1	立花 24 地割 C	北上市	立花 24 地割	
178	134BN0172-1	立花 26 地割	北上市	立花 26 地割	
179	134BN0172-2	立花 26 地割 A	北上市	立花 26 地割	
180	134BN0177	立花 8 地割	北上市	立花 8 地割	
181	134BN0186-1	立花 14 地割	北上市	立花 14 地割	
182	134BN0186-2	立花 14 地割 A	北上市	立花 14 地割	
183	134BN0186-3	立花 14 地割 B	北上市	立花 14 地割	
184	134BN0200-1	内門岡 A	北上市	稲瀬町	内門岡
185	134BN0200-2	内門岡 B	北上市	稲瀬町	内門岡
186	134BN0259	福田地 A	北上市	稲瀬町	福田地
187	134BN0266	飛	北上市	口内町	飛
188	134BN0267	青木田 A	北上市	口内町	青木田
145	134AN0078	館	北上市	相去町	館
146	134AN0108-1	更木 29 地割	北上市	更木 29 地割	
147	134AN0108-3	更木 29 地割 A	北上市	更木 29 地割	
148	134AN0126	更木 33 地割	北上市	更木 33 地割	
149	134AN0164-1	立花 24 地割	北上市	立花 24 地割	
150	134AN0164-2	立花 24 地割 A	北上市	立花 24 地割	
151	134AN0164-3	立花 24 地割 B	北上市	立花 24 地割	
152	134AN0196	上台	北上市	稲瀬町	上台
153	134BN0010-1	仙人 8 地割	北上市	和賀町	仙人 8 地割
154	134BN0010-2	仙人 8 地割 A	北上市	和賀町	仙人 8 地割
155	134BN0018	横川目 4 地割	北上市	和賀町	横川目 4 地割
156	134BN0020	横川目 4 地割 A	北上市	和賀町	横川目 4 地割
157	134BN0028	山口 40 地割	北上市	和賀町	山口 40 地割
158	134BN0029	山口 45 地割	北上市	和賀町	山口 45 地割

2-15-1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表

159	134BN0030	煤孫 12 地割	北上市	和賀町	煤孫 12 地割
160	134BN0042	岩崎 18 地割	北上市	和賀町	岩崎 18 地割
161	134BN0045-1	岩崎 14 地割	北上市	和賀町	岩崎 14 地割
162	134BN0045-2	岩崎 14 地割 A	北上市	和賀町	岩崎 14 地割
163	134BN0054	岩崎 1 地割	北上市	和賀町	岩崎 1 地割
164	134BN0057	岩崎新田 1 地割	北上市	和賀町	岩崎新田 1 地割
165	134BN0059	岩崎新田 1 地割 A	北上市	和賀町	岩崎新田 1 地割
166	134BN0066	上鬼柳 2 地割	北上市	上鬼柳 2 地割	
167	134BN0067	上鬼柳 6 地割	北上市	上鬼柳 6 地割	
168	134BN0070	下鬼柳 17 地割	北上市	下鬼柳 17 地割	
169	134BN0071	下鬼柳 16 地割	北上市	下鬼柳 16 地割	
170	134BN0081	岩の目	北上市	相去町	岩の目
171	134BN0082	岩の目 A	北上市	相去町	岩の目
172	134BN0090-1	臥牛 10 地割	北上市	臥牛 10 地割	
173	134BN0102-2	秋子沢	北上市	二子町	秋子沢
174	134BN0112-2	更木 31 地割	北上市	更木 31 地割	
175	134BN0158	館下	北上市	二子町	館下
176	134BN0160	上野町 5 丁目	北上市	上野町	5 丁目
177	134BN0167-1	立花 24 地割 C	北上市	立花 24 地割	
178	134BN0172-1	立花 26 地割	北上市	立花 26 地割	
179	134BN0172-2	立花 26 地割 A	北上市	立花 26 地割	
180	134BN0177	立花 8 地割	北上市	立花 8 地割	
181	134BN0186-1	立花 14 地割	北上市	立花 14 地割	
182	134BN0186-2	立花 14 地割 A	北上市	立花 14 地割	
183	134BN0186-3	立花 14 地割 B	北上市	立花 14 地割	
184	134BN0200-1	内門岡 A	北上市	稲瀬町	内門岡
185	134BN0200-2	内門岡 B	北上市	稲瀬町	内門岡
186	134BN0259	福田地 A	北上市	稲瀬町	福田地
187	134BN0266	飛	北上市	口内町	飛
188	134BN0267	青木田 A	北上市	口内町	青木田

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

警戒区域数 110（うち特別警戒区域数 85）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	A123203	更木三の沢	北上市		更木
2	A134202	下野二の沢	北上市		立花
3	A134004	下野の沢	北上市		立花
4	A123201	更木一の沢	北上市		更木
5	A123202	更木二の沢	北上市		更木
6	A132005	吉沢	北上市		横川目
7	A134001	上組の沢	北上市		平沢
8	A134002	西組の沢	北上市		平沢
9	B123206	臥牛二の沢	北上市	臥牛	7 地割
10	B123209	長根沢	北上市	臥牛	10 地割
11	B134202	上八天の沢	北上市	更木	上八天
12	B134207	内門岡の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
13	B134208	内門岡北の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
14	B134214	小洞の沢	北上市	口内町	小洞
15	B134218	行仕の沢	北上市	口内町	行仕
16	B134220	行仕三の沢	北上市	口内町	行仕
17	B134221	大越田の沢	北上市	口内町	大越田
18	B134226	草刈場の沢	北上市	口内町	草刈場
19	B134228	中小池の沢	北上市	口内町	中小池
20	B134232	新田の沢(3)	北上市	口内町	新田
21	B134234	新田の沢(2)	北上市	口内町	新田
22	B134235	長洞の沢(2)	北上市	口内町	長洞
23	B134236	長洞の沢(3)	北上市	口内町	長洞
24	B134237	長洞の沢(4)	北上市	口内町	長洞
25	B134242	古川口の沢	北上市	口内町	古川口
26	B123201	山寺一の沢	北上市	更木	30 地割、31 地割、32 地割
27	B123202	山寺二の沢	北上市	更木	30 地割、31 地割、33 地割
28	B123207	外山の沢	北上市	臥牛	1 地割
29	B123208	臥牛三の沢	北上市	臥牛	5 地割、8 地割、9 地割
30	B134229	金田の沢	北上市	口内町	金田、寒風
31	B134231	青木田沢	北上市	口内町	青木田
32	B134222	大越田北の沢	北上市	口内町	大越田
33	B134223	仁田の沢(2)	北上市	口内町	仁田

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

34	B134238	綾内の沢	北上市	口内町	綾内
35	B123203	更木四の沢	北上市	更木	
36	B123204	寺屋敷沢	北上市	更木	
37	B134205	岩脇沢	北上市	稲瀬町	岩脇
38	B134212	熊沢(2)	北上市	稲瀬町	熊沢
39	B134213	熊沢	北上市	稲瀬町	熊沢
40	B134216	飯森沢	北上市	口内町	飯森
41	B134224	仁田の沢	北上市	口内町	仁田
42	B134215	飯森南の沢	北上市	口内町	飯森
43	A134005	陣ヶ丘の沢	北上市	立花	
44	A132001	杉の沢	北上市	和賀町仙人	8 地割
45	A132002	人当沢	北上市	和賀町仙人	9 地割
46	A132003	滝沢	北上市	和賀町仙人	6 地割
47	A132006	山口の沢	北上市	和賀町山口	22 地割
48	A132101	人当沢(3)	北上市	和賀町仙人	9 地割
49	A134003	沢野の沢	北上市	立花	16, 18 地割
50	A134203	久田の沢 2	北上市	口内町	久田
51	A134204	久田の沢	北上市	口内町	久田
52	B123205	臥牛一の沢	北上市	臥牛	7 地割
53	B132101	吉沢 3	北上市	和賀町横川目	4 地割
54	B134201	上組の沢 2	北上市	平沢	15 地割
55	B134203	黒岩沢	北上市	黒岩	10 地割
56	B134206	田合田沢	北上市	稲瀬町	田合田
57	B134217	舘沢	北上市	口内町	舘沢
58	B134219	行仕の沢(2)	北上市	口内町	行仕
59	B134227	千刈沢	北上市	口内町	千刈
60	B134230	金田二の沢	北上市	口内町	金田
61	B134233	新田の沢	北上市	口内町	新田
62	B134239	綾内の沢 2	北上市	口内町	綾内
63	B134240	金峯山の沢	北上市	口内町	金峯山
64	B134241	麗山沢	北上市	口内町	古川口
65	B134243	上野田の沢	北上市	口内町	上野田
66	B142101	本畑の沢	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
67	J123201	臥牛四の沢	北上市	臥牛	6 地割
68	J123202	臥牛五の沢	北上市	臥牛	5 地割
69	J132101	人当の沢(2)	北上市	和賀町仙人	9 地割

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

70	J134202	根岸の沢	北上市	黒岩	10 地割
71	J134208	立花の沢	北上市	立花	1 地割
72	J134209	下吉内の沢	北上市	立花	26 地割
73	J134210	下吉内の沢(2)	北上市	立花	26 地割
74	J134211	上野の沢	北上市	立花	21 地割
75	J134212	上野の沢(2)	北上市	立花	19, 21 地割
76	J134213	上野の沢(3)	北上市	立花	19, 21 地割
77	J134214	上野の沢(4)	北上市	立花	21 地割
78	J134215	陣ヶ丘の沢	北上市	立花	14 地割
79	J134216	陣ヶ丘の沢(2)	北上市	稲瀬町	岩脇
80	J134217	陣ヶ丘の沢(3)	北上市	稲瀬町	岩脇
81	J134218	内門岡東の沢	北上市	稲瀬町	内門岡
82	J134219	内門岡東の沢(2)	北上市	稲瀬町	内門岡
83	J134220	内門岡東の沢(3)	北上市	稲瀬町	内門岡
84	J134221	新田の沢 4	北上市	口内町	新田
85	J134222	金峯山の沢(2)	北上市	口内町	長洞
86	J135401	上野田の沢(2)	北上市	口内町	上野田
87	J142101	本畑東の沢	北上市	和賀町岩崎新田	1 地割
88	A132004	岩沢	北上市	和賀町岩沢	8, 9, 10 地割
89	A134201	上吉内の沢(2)	北上市	立花	25, 26, 27, 28 地割
90	B134204	上吉内の沢	北上市	立花	25, 27 地割
91	B134209	福田地の沢	北上市	稲瀬町	福田地
92	B134210	福田地東の沢	北上市	稲瀬町	福田地
93	B134211	熊沢西の沢	北上市	稲瀬町	熊沢
94	B134225	仁田北の沢	北上市	口内町	仁田
95	J134201	外山の沢(2)	北上市	臥牛	1, 2 地割
96	J134203	呉竹の沢	北上市	黒岩	26 地割
97	J134204	呉竹の沢(2)	北上市	黒岩	12 地割
98	J134205	呉竹の沢(3)	北上市	黒岩	27 地割
99	J134206	呉竹の沢(4)	北上市	黒岩	27 地割
100	J134207	呉竹の沢(5)	北上市	黒岩	27 地割
101	J134102	宮田の沢 4	北上市	湯沢	1 地割、
102	AN134003	更木 33 地割 1	北上市	更木 33 地割	
103	AN134023	横川目 3 地割	北上市	和賀町	横川目 3 地割
104	BN134001	更木 28 地割	北上市	更木 28 地割	
105	BN134010	千刈 1	北上市	口内町	千刈

2-15-2 土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

106	BN134011	熊沢 5	北上市	稲瀬町	熊沢
107	BN134013	山岸	北上市	稲瀬町	山岸
108	BN134015	煤孫 7 地割	北上市	和賀町	煤孫 7 地割
109	BN134018	岩崎新田 2 地割	北上市	和賀町	岩崎新田 2 地割
110	J134102	宮田の沢 4	北上市 (花巻市)	湯沢、(東和町)	1 地割、(宮田 1 区)

2-15-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

2-15-3 土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

警戒区域数4（うち特別警戒区域数0）

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字
1	13	下山	北上市	臥牛	13, 14 地割他
2	78	もちの沢	北上市	臥牛	5, 6, 8 地割
3	79	金峰山	北上市	口内町	真木沢、二渡他
4	80	平袋	北上市	和賀町岩崎	2 地割

2-17-1 防火対象物数一覧表(消防法第8条)

令和7年3月31日

			数
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	4
	ロ	公会堂、集会場	31
2	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	9
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規程する性風俗関連特殊営業を営む店舗、その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	0
	ニ	カラオケボックスその他個室型店舗等	4
3	イ	待合、料理店等	3
	ロ	飲食店	138
4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	176
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	44
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	1243
6	イ	病院、診療等	67
	ロ	老人短期入所施設等	53
	ハ	老人デイサービスセンター等	81
	ニ	幼稚園等	10
7		小学校、中学校、高等学校等	123
8		図書館、博物館等	10
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	0
	ロ	公衆浴場	2
10		車両の停車場等	6
11		神社、寺院、教会等	33
12	イ	工場、作業場	702
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0
13	イ	自動車車庫、駐車場	79
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0
14		倉庫	517
15		前各項に該当しない事業場	772
16	イ	特定の存する複合対象物	171
	ロ	上記以外の複合対象物	110
17		重要文化財等	19
18		延長 50 メートル以上のアーケード	0

3-1-1 北上市災害対策本部規程

3 災害応急対策計画

3-1-1 北上市災害対策本部規程

北上市災害対策本部規程

平成3年7月1日

災害対策本部長訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北上市災害対策本部条例(平成3年北上市条例第168号)第4条の規定に基づき、北上市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長、本部付及び本部員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 本部に本部付を置き、教育長をもって充てる。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、企画部長、危機管理監、財務部長、まちづくり部長、生活環境部長、福祉部長、健康こども部長、農林部長、商工部長、商工部参事、都市整備部長、都市整備部技監、教育部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

4 北上市災害対策本部条例第2条第2項の規定により、副本部長が災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する場合は、本部員が副本部長の職務を代理するものとし、その代理順位は次のとおりとする。

(1) 第1順位 危機管理監

(2) 第2順位 企画部長

5 本部長及び副本部長共に事故あるときに本部長及び副本部長の職務を代理する者の順位は、前項と同様とする。

(本部の位置)

第3条 本部は、北上市役所本庁舎内に置く。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策に係る主要事項を協議決定し、その実施を図るため必要があると認めるときは、本部員会議を開催する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要により本部員のうち協議事項に直接関係のある部の部長のみによって、会議を開催することがある。

4 本部員は、会議の開催を必要と認めたときは、企画部長にその旨を申し出るものとする。

(部の設置)

第5条 本部に別表第1に掲げる部及び課等を置く。

2 部に部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長に事故あるとき、又は欠けたときの代理は、部長があらかじめ指名するものとする。

4 課等に長を置き、別表第1の課等の長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

5 課等の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

6 課等の長に事故あるとき、又は欠けたときの代理は、課等の長があらかじめ指名するものとする。

7 部等の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(配備体制)

第6条 本部の配備体制は、警戒配備体制、及び非常配備体制の2体制とし、配備基準等については、別表第3のとおりとする。

2 各部長は、あらかじめ配備体制に基づく部員の動員計画を立てるとともに、部員に周知徹底しておくものとする。

3 配備体制が職員退庁後に指令された場合は、各部長は、必要な職員を非常招集し、災害応急対策業務に従事させるものとする。

4 本部長は、事態の推移に応じ、指令した配備体制を切り替え、又は解除する。

(警戒配備体制下の活動)

第7条 警戒配備体制においては、情報連絡及び広報活動を主たる業務とし、必要により応急予防措置を実施し、事態の推移に応じ、直ちに非常配備体制に移行し得るようにし、その活動の要領は、おおむね別表第4のとおりとする。ただし、災害の規模によっては本部長の判断により災害対策本部を縮小して運営することができる。

(非常配備体制下の活動)

第8条 非常配備体制が発令されたときは、本部の全組織を結集し、総力をあげて応急活動に当たる。

(応急職員の配置)

第9条 各部長は、要員が不足する課等が生じたときは、部内他課等の職員を応援させるものとする。

2 各部長は、所管する業務を執行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、企画部長に増員を要請する。

3 企画部長は、各部長から増員の要請を受けた場合においてその必要を認めたときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。

(本部の廃止)

第10条 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認められるとき、本部長が廃止する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

3-1-1 北上市災害対策本部規程

別表第1(第5条関係)

部	部長	課等	課等の長
企画部	企画部長	政策企画課	政策企画課長
		総務課	総務課長
		都市プロモーション課	都市プロモーション課長
	危機管理監	危機管理課	危機管理課長
財務部	財務部長	財政課	財政課長
		資産経営課	資産経営課長
		市民税課	市民税課長
		資産税課	資産税課長
		収納課	収納課長
まちづくり部	まちづくり部長	地域づくり課	地域づくり課長
		生涯学習文化課	生涯学習文化課長
		スポーツ推進課	スポーツ推進課長
生活環境部	生活環境部長	市民課	市民課長
		環境政策課	環境政策課長
福祉部	福祉部長	国保年金課	国保年金課長
		地域福祉課	地域福祉課長
		障がい福祉課	障がい福祉課長
		長寿介護課	長寿介護課長
健康こども部	健康こども部長	健康づくり課	健康づくり課長
		子育て支援課	子育て支援課長
		こども家庭センター	こども家庭センター所長
農林部	農林部長	農林企画課	農林企画課長
		農業振興課	農業振興課長
		農業委員会事務局	農業委員会事務局長
商工部	商工部長	商業観光課	商業観光課長
		産業雇用支援課	産業雇用支援課長
		企業立地課	企業立地課長
都市整備部	都市整備部長	道路環境課	道路環境課長
		都市計画課	都市計画課長
		都市再生推進課	都市再生推進課長
		下水道課	下水道課長
教育部	教育委員会	総務課	総務課長
		学校教育課	学校教育課長
	教育部長	文化財課	文化財課長
会計部	会計管理者	会計課	会計課長
協力部	議会事務局長	議会事務局	議事課長
		監査委員事務局	監査委員事務局長

別表第2（第5条関係）

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	(1) 関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関する事 (2) 渉外要望に関する事 (3) 海外、団体等からの援助の受入れに関する事 (4) 業務継続計画の実施に関する事 (5) 広域災害における他自治体への支援活動に関する事 (6) 危機管理課への協力に関する事
	総務課	(1) 職員の動員及び調整に関する事 (2) 避難所の開設及び運営に関する事 (3) 避難所担当職員の動員に関する事 (4) 市議会との連絡調整に関する事 (5) 国、他自治体からの応援者の受入れ、調整及び配置に関する事
	都市プロモーション課	(1) 情報収集及び伝達に関する事 (2) 報道機関との連絡調整に関する事 (3) 記録写真等の整備提供に関する事 (4) 情報システムの運用支援に関する事 (5) 住民への広報活動に関する事 (6) 危機管理課への協力に関する事
	危機管理課	(1) 本部の設置、運営及び庶務に関する事 (2) 各部が実施する災害対策の総合調整に関する事 (3) 防災関係機関及び他の消防機関との連絡調整に関する事 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事 (6) 避難指示等の発令に関する事 (7) 消防及び水防活動に関する事 (8) 消防団の出動命令に関する事 (9) 警戒区域の設定に関する事 (10) 危険物の保安に関する事 (11) 行方不明者の捜索に関する事 (12) り災証明の発行に関する事 (13) 予報及び警報に関する事 (14) その他他部に属さない事項に関する事
財務部	財政課	(1) 災害応急対策予算の調整に関する事 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に基づく緊急予算に関する事 (3) 燃料の確保に関する事 (4) 市の備蓄品に関する事 (5) 市内における支援物資の調達及び支給に関する事
	資産経営課	(1) 本庁舎の管理に関する事

3-1-1 北上市災害対策本部規程

		(2) 市有財産等の貸付け及び使用に関すること。 (3) 車両の確保及び配車に関すること。 (4) 公共施設の応急危険度判定に関すること。 (5) 他部に属さない市有財産の被害調査に関すること。
	市民税課	(1) 市税(固定資産税を除く。)の減免に関すること。 (2) り災証明書の発行業務の協力に関すること。
	資産税課	(1) 固定資産税の減免に関すること。 (2) り災証明に係る住家等の被害調査に関すること。
	収納課	避難所の運営支援に関すること。
まちづくり部	地域づくり課	(1) 交流センターの被害調査及び応急対策に関すること (2) 交流センター指定管理者との連絡調整に関すること
	生涯学習文化課	(1) 生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 外国人の対応に関すること。
	スポーツ推進課	体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
生活環境部	市民課	遺体の埋葬場及び火葬場の許可に関すること。
	環境政策課	(1) 被災地の清掃に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 遺体処理、埋葬及び火葬に関すること。 (4) 衛生施設等の被害調査に関すること。 (5) 北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合との連絡調整に関すること。 (6) 岩手中部水道企業団との連絡調整に関すること。 (7) 被災した愛玩動物の応急救護に関すること。
福祉部	国保年金課	(1) 年金事務所、健康組合との連絡調整に関すること。 (2) 地域福祉課及び障がい福祉課への協力に関すること。
	地域福祉課	(1) 災害救助法の適用に関すること及び同法の適用に基づく救助事務の総括 (2) 災害救助法に基づく給与物資及び生業資金に関すること。 (3) り災者の相談に関すること。 (4) 日本赤十字社その他社会事業団体との連絡に関すること。 (5) ボランティア活動に関すること。 (6) 避難行動要支援者名簿の管理に関すること。 (7) 避難行動要支援者の支援に関すること。 (8) その他厚生援護に関すること。
	障がい福祉課	(1) 障害者(児)施設の被害調査に関すること。 (2) 福祉避難所の設置及び運営の総括に関すること。
	長寿介護課	(1) 老人福祉施設の被害調査に関すること。 (2) 高齢者の支援に関すること。 (3) 福祉避難所の開設運営の協力に関すること。

健康こども部	健康づくり課及びこども家庭センター	(1) 医療薬品、衛生材料及び医療機材の確保に関する事 (2) 医療機関及び医療関係者の動員に関する事 (3) 救護所に関する事 (4) 感染症予防に関する事 (5) 保健活動に関する事 (6) 医療施設等の被害調査に関する事
	子育て支援課	(1) 就学前児童の被害調査に関する事 (2) 就学前児童の支援に関する事 (3) 保育所、幼稚園及び児童福祉施設の被害調査に関する事
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会事務局	(1) 農林業関係の被害調査に関する事 (2) 農業用の施設の応急対策に関する事 (3) 病虫害の駆除に関する事 (4) 畜産の診療、防疫及び飼料の確保等並びに応急対策に関する事 (5) 被災農林家への災害融資に関する事 (6) 種苗、種子等の確保に関する事
商工部	商業観光課	(1) 被災商工業者への災害融資に関する事 (2) 商業及び観光関係施設の被害調査に関する事
	産業雇用支援課	(1) 工業関係施設の被害調査に関する事 (2) 地元企業の被害調査及び情報収集に関する事
	企業立地課	立地企業の被害調査及び情報収集に関する事
都市整備部	道路環境課	(1) 道路、河川、橋りょう及び倒木の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 障害物の除去に関する事 (3) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事 (4) 応急復旧資機材の確保に関する事
	都市計画課	(1) 公園の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 市営駐車場の被害調査及び応急対策に関する事 (3) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 (4) 住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関する事 (5) 応急復旧用建築資材の確保に関する事 (6) 応急危険度判定に関する事
	都市再生推進課	都市計画課への協力に関する事
	下水道課	下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事
教育部	教育部総務課	(1) 学校教育施設(幼稚園を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 給食施設の被害調査及び応急対策に関する事
	学校教育課	(1) 児童生徒の被害調査に関する事 (2) 児童、生徒の応急教育に関する事 (3) 学用品の調達及び支給に関する事
	文化財課	文化財及び文化財施設の被害調査に関する事

3-1-1 北上市災害対策本部規程

会計部	会計課	(1) 会計に関すること。 (2) 災害義援金等の出納保管に関すること。 (3) 災害義援金の受付についての情報の周知に関すること。
協力部	議会事務局議事課 監査委員事務局	他部への協力に関すること。

別表 3 (第 6 条関係)

配備体制	配備基準	配備人員
警戒配備体制	1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 (1) 気象情報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 3 市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	別表 4 に掲げる課等の長及び各部長が指名したもの
非常配備体制	1 大規模災害が発生したとき。 2 本部全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき。 3 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	全ての職員

別表第4（第7条関係）

部	課	分掌事務
企画部	政策企画課	業務継続計画の実施に関する事。
	総務課	(1) 職員の動員及び確保に関する事。 (2) 避難所の開設及び運営に関する事。
	都市プロモーション課	(1) 報道機関との連絡調整に関する事。 (2) 情報システムの運用支援に関する事。 (3) 住民への広報活動に関する事。
	危機管理課	(1) 災害対策本部会議の招集及び実施に関する事。 (2) 各地域の被害発生状況の把握に関する事。 (3) 気象予報及び警報等に関する事。 (4) 避難指示等の情報発信に関する事。 (5) 災害情報通信手段に関する事。 (6) 北上地区消防組合との連絡調整に関する事。 (7) その他他部に属さない事項に関する事。
財務部	財政課	市の備蓄品に関する事。
	資産経営課	(1) 本庁舎の管理に関する事。 (2) 車両の確保及び配車に関する事。
生活環境部	環境政策課	(1) 岩手中部水道企業団との連絡調整に関する事。 (2) 岩手中部広域行政組合及び北上地区広域行政組合との連絡調整に関する事。
福祉部	地域福祉課	避難行動要支援者に関する事。
	障がい福祉課	福祉避難所の開設及び運営に関する事。
農林部	農林企画課	排水機場の運用に関する事。
都市整備部	道路環境課	(1) 道路、河川、橋りょうに関する事。 (2) 交通の禁止及び制限等交通の確保に関する事。
	下水道課	下水道施設に関する事。
教育部	総務課	学校教育施設及び児童福祉施設との連絡調整に関する事。
会計部	会計課	会計に関する事。
本部長が指名した部	本部長が指名した課	(1) 管理施設との連絡調整に関する事。 (2) 本部長から命じられた業務に関する事。

備考 各部の人員については各部及び課で調整する。

3-1の2-1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

3-1の2-1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と北上市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が設置又は所有する施設を利用して、甲が岩手県広域防災拠点配置計画（以下「配置計画」という。）に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	施設名
北上市相去町地内高前壇 15-1	北上総合運動公園

2 広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。
- (2) 甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。
ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。
- (3) 甲は、広域防災拠点を廃止したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還できるよう努めなければならない。

（広域防災拠点施設の機能及び利用箇所）

第3条 前条で規定する広域防災拠点施設が担う機能及び利用箇所は、別添カルテのとおりとする。また、カルテに記載のない機能等のため施設敷地内の設備等を利用しようとするときは、具体の利用方法及び利用箇所について、甲及び乙が協議して決定する。

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害時等に、広域防災拠点を開設する場合において、広域防災拠点施設を利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、岩手県災害対策本部長の名により乙に対して行う。

2 前項の手續に資するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲は、乙との協議・調整結果に基づいて、広域防災拠点施設の利用に係る乙の協力体制について必要な事項を定めた岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成して乙に提示するものとし、双方においてその内容について確認するものとする。

2 甲又は乙は、前項のマニュアルの記載内容等に変更を要する事項が生じた場合若しくはマニュアルを補足するために別に定める必要がある場合には、それぞれ申し出るものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、発災時等において速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、マニュアルに基づいて、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。
- 3 甲が開設した広域防災拠点の運営は、必要に応じ甲の職員を乙の施設に派遣するなどして、甲が責任をもってあたるものとする。
- 4 広域防災拠点の運営について、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 5 甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。
- 6 広域防災拠点の廃止については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用した場合における施設利用料（乙が条例等により定めているものに限る。）及び乙の増加費用等（甲の利用開始後に発生し、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。）のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関係法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

(施設の原状回復)

第9条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

(平常時からの連携)

第10条 甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(施設の変更及び廃止)

第11条 乙は、第2条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第3条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(継続)

第13条 この協定書は、甲又は乙のいずれかから書面による協定の廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 岩手県
岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県知事 達 増 拓 也

3－1の2－1 岩手県広域防災拠点の利用に関する協定

乙 団体名 北上市
住 所 北上市芳町1番1号
代表者 北上市長 八重樫 浩文

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くこ	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがあ

	とが難しいなど、行動に支障を感じる。	定していない家具が倒れることがある。	る。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があ

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

るため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。

6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

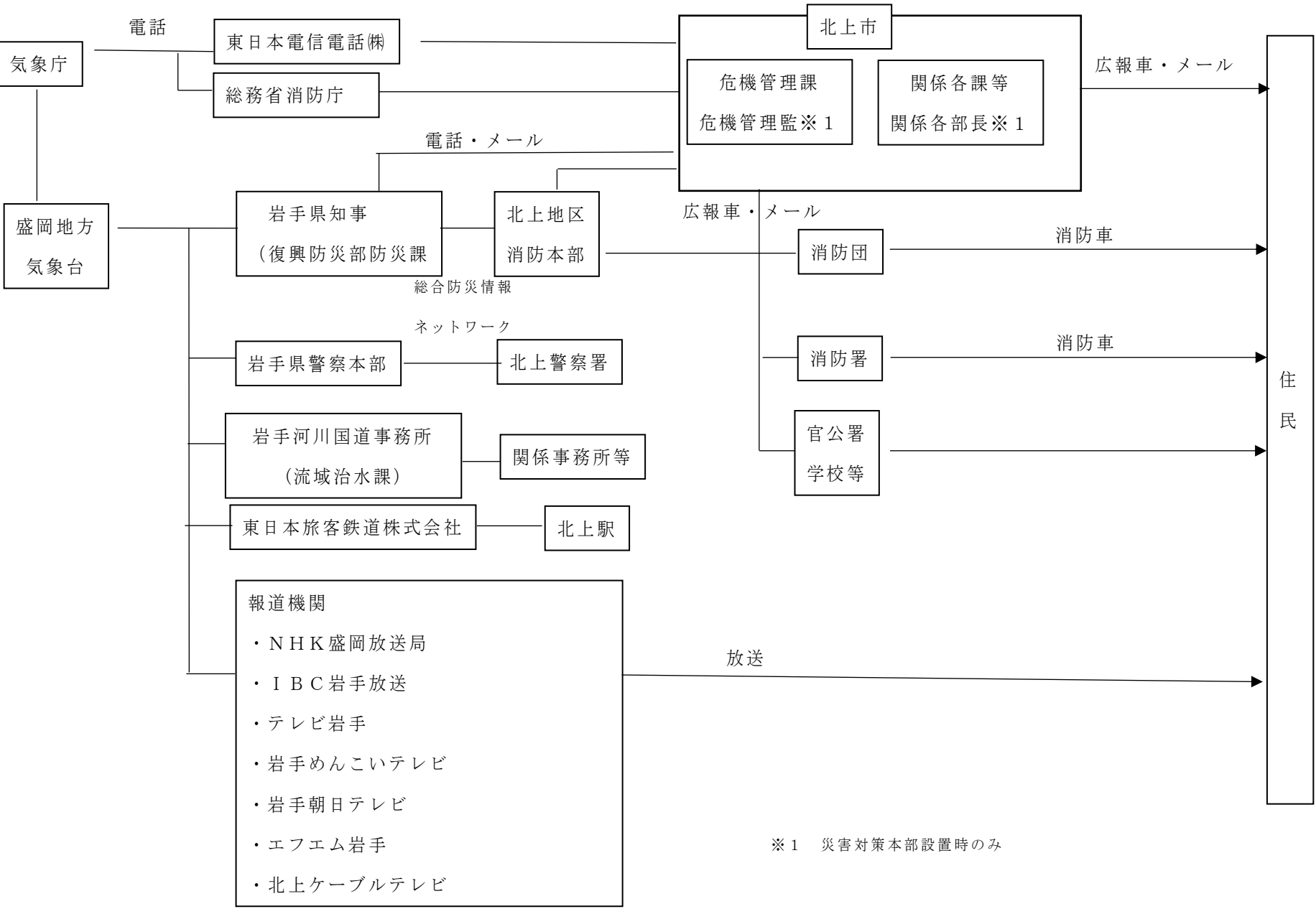
長周期地震動 ※による超高 層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を 有する施設の 天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

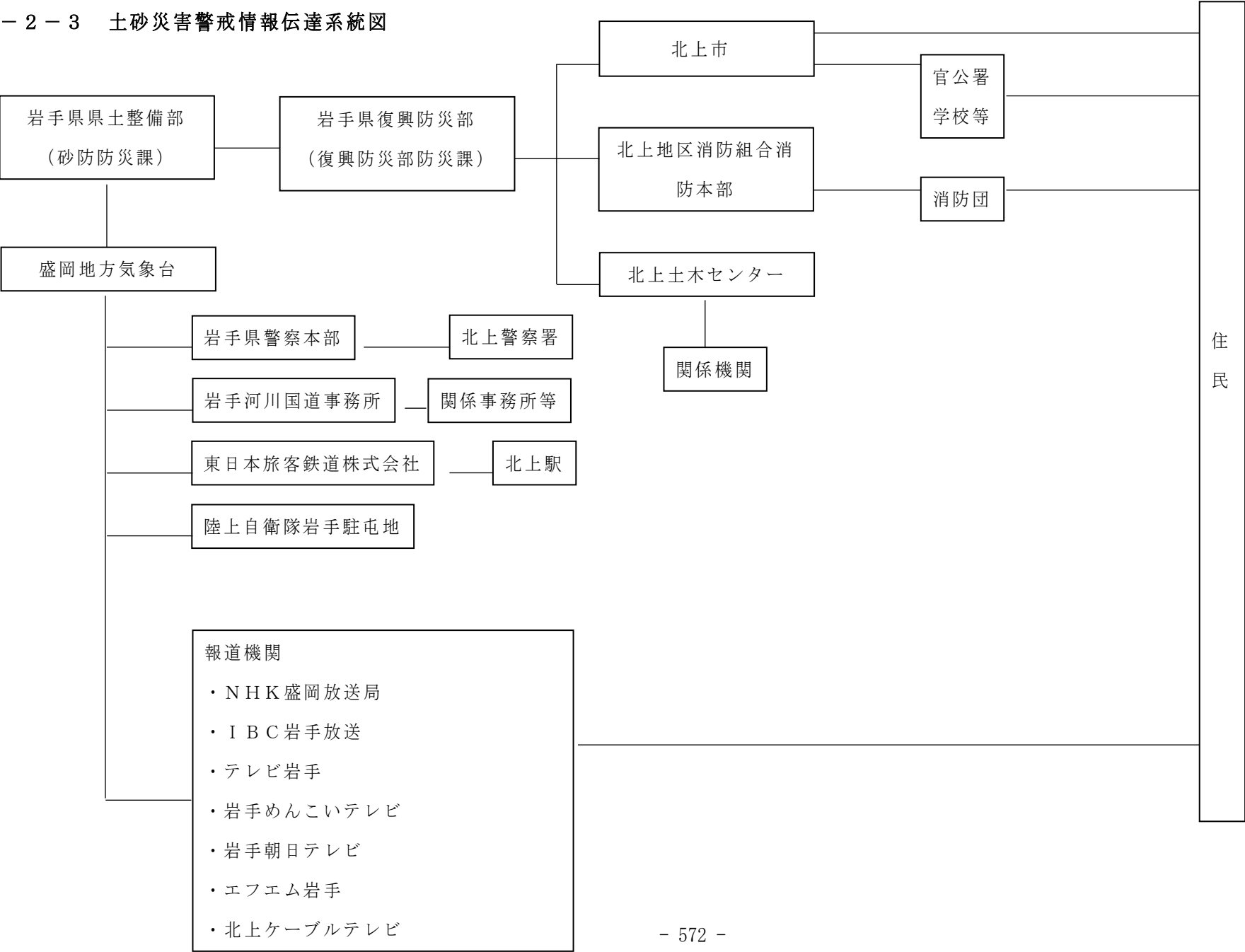
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2-2 気象予報・警報等伝達系統図

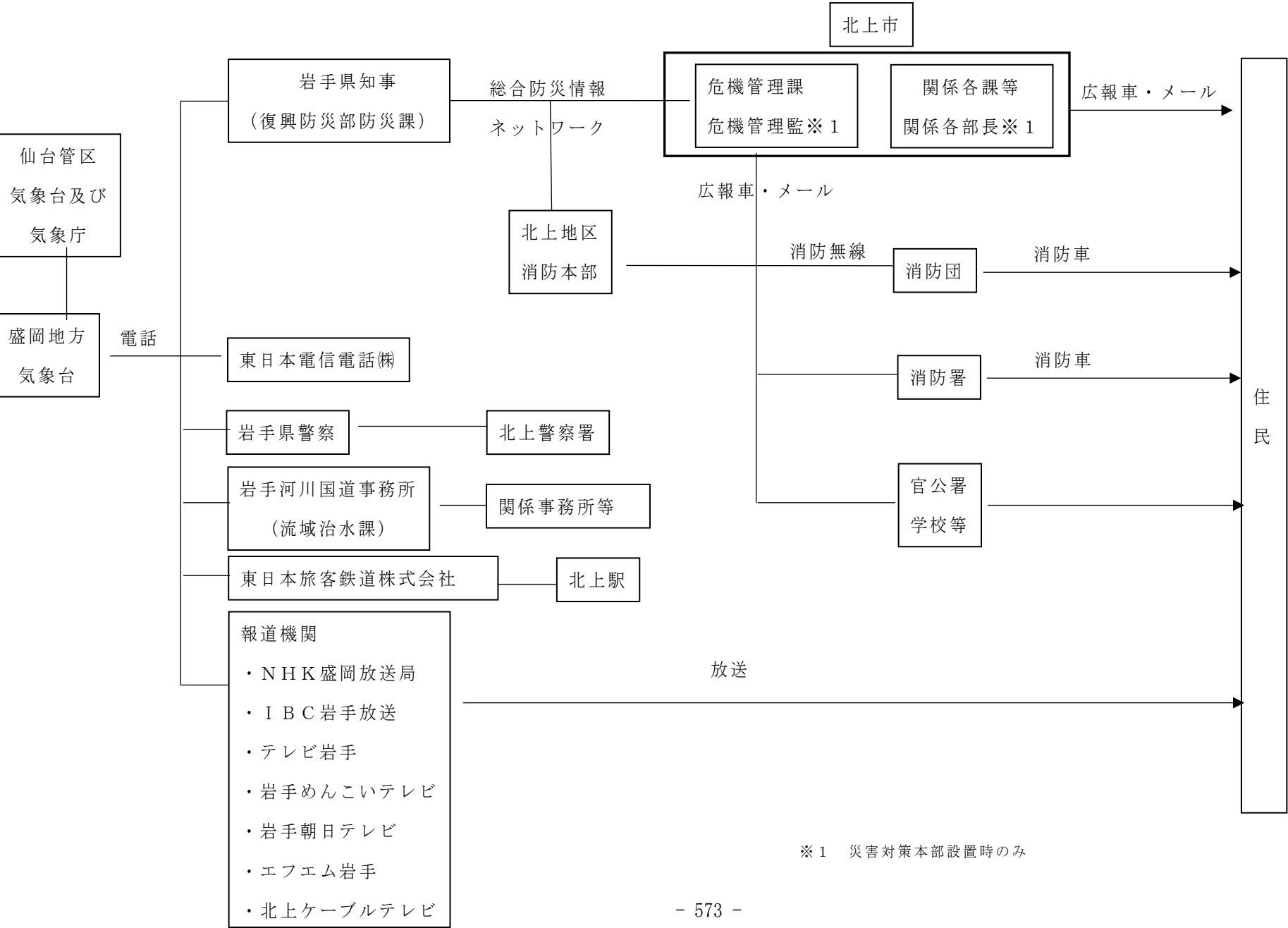


※1 災害対策本部設置時のみ

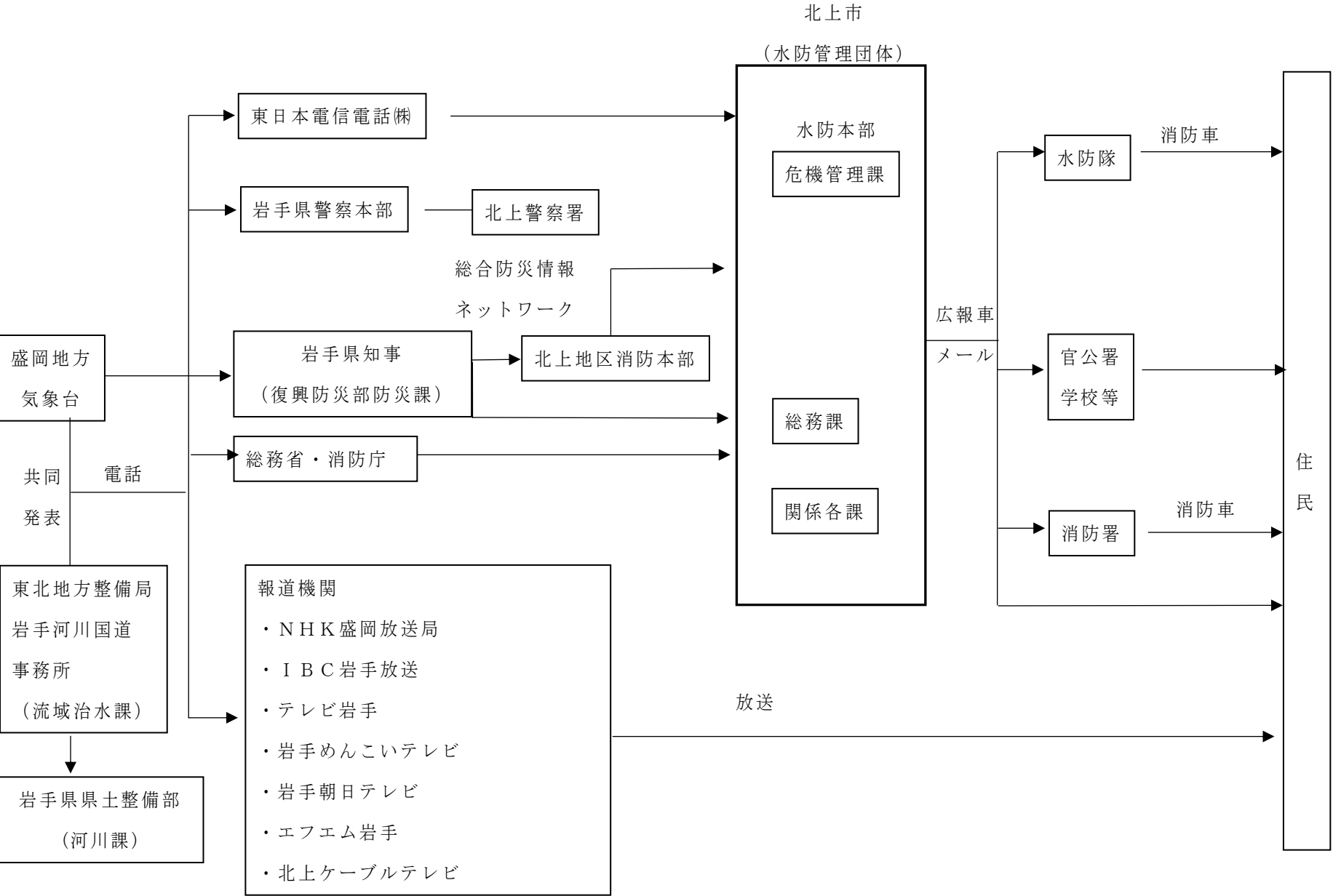
3－2－3 土砂災害警戒情報伝達系統図



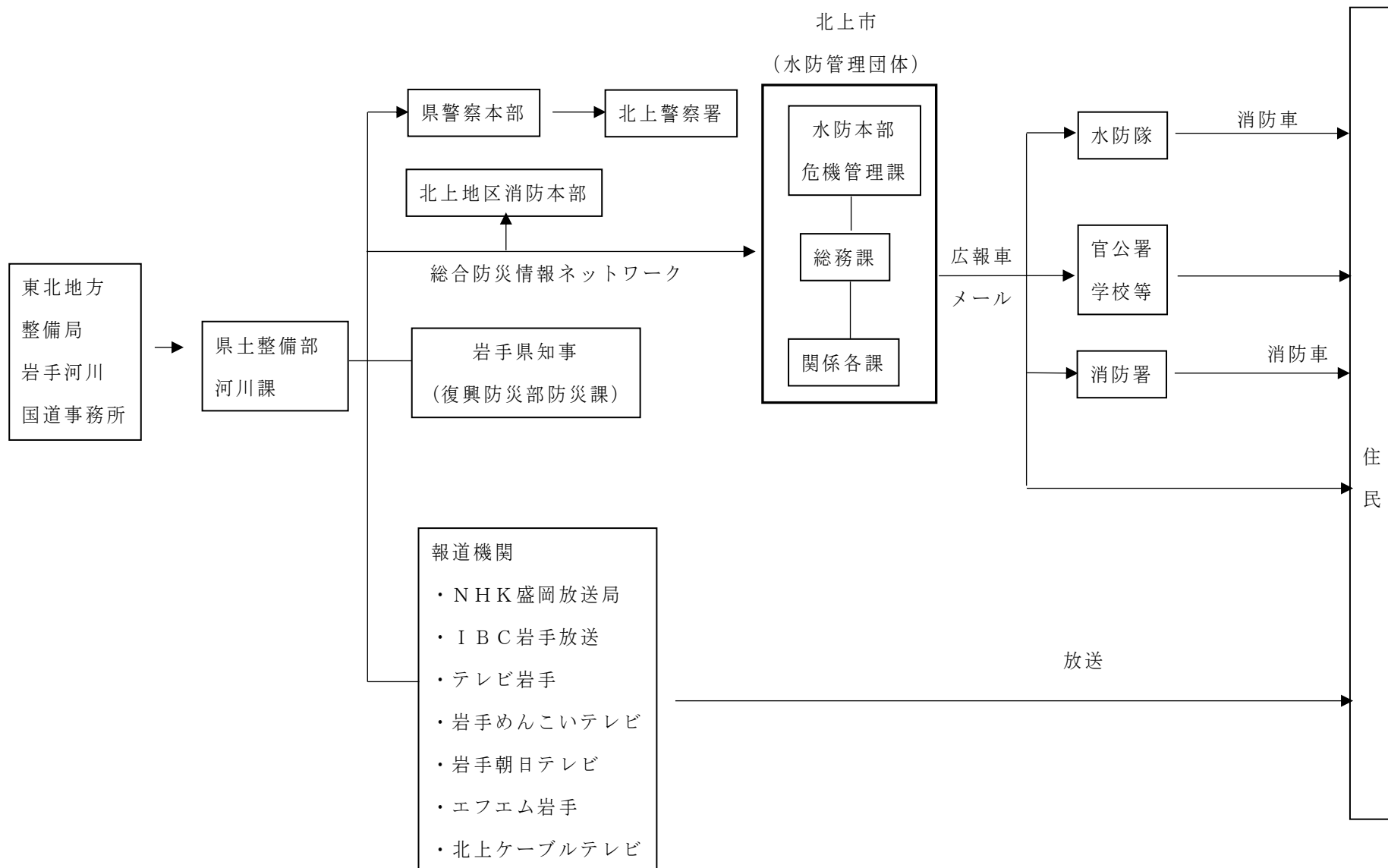
3-2-4 地震に関する情報及び火山情報通報伝達系統図



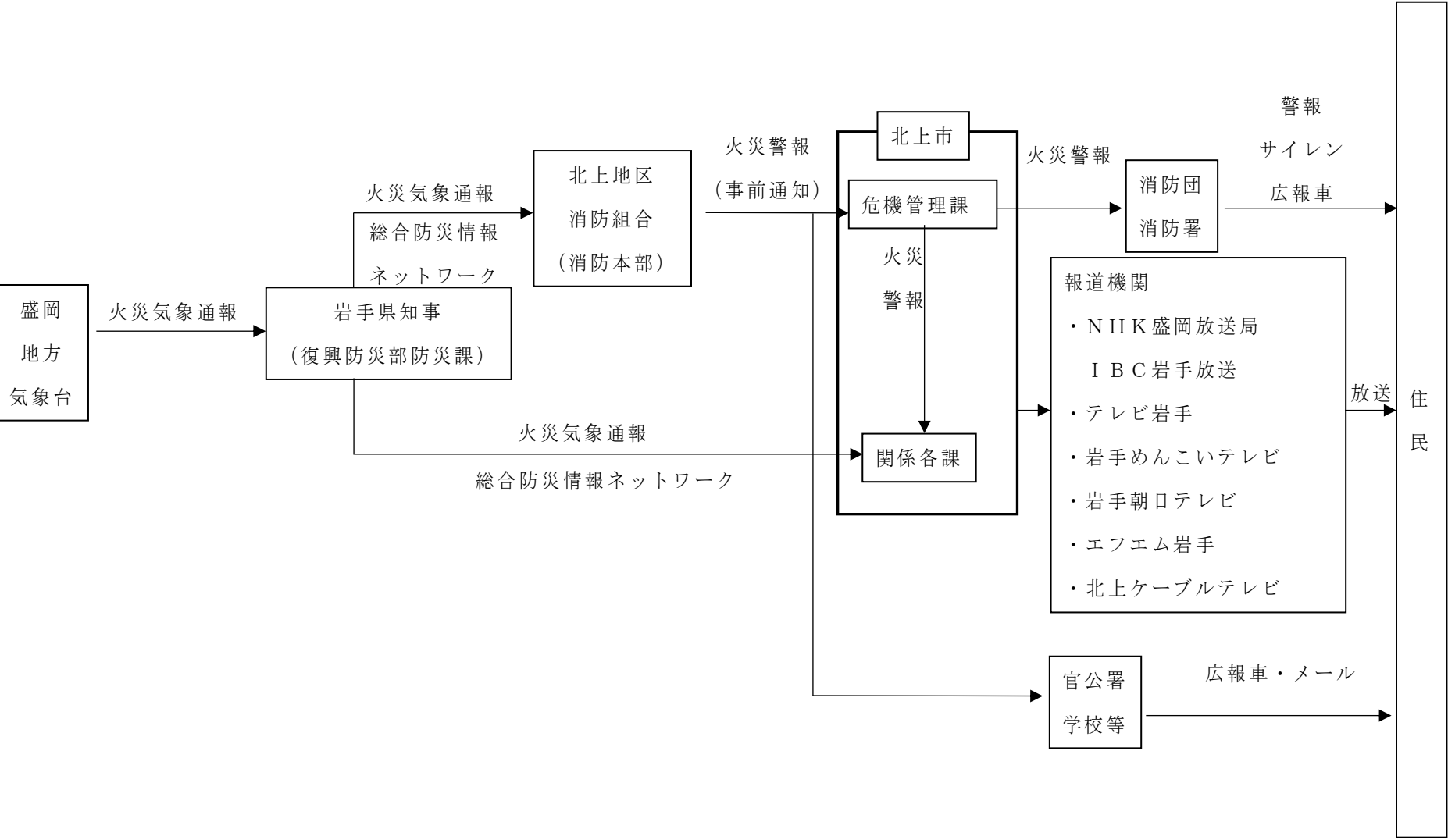
3-2-5 北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図



3-2-6 国管理河川水防警報伝達系統図



3-2-7 火災気象通報・火災警報伝達系統図



3-2-8 気象警報発表基準等

北上市	府県予報区	岩手県	
警報	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた区域	花北地域	
	大雨警報（浸水害）	表面雨量指数基準	15
	大雨警報（土砂災害）	土壌雨量指数基準	104
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域＝48、黒沢川流域＝7.6 飯豊側流域＝8.7、夏油川流域18、 尻平皮流域＝14.1、北本内川＝18.1
		複合基準	北上川流域＝（5、75.7）
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川〔安野〕
	暴風	平均風速	16m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ40 c m
			山沿い 12時間降雪の深さ50 c m
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表目雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	72
	洪水	流域雨量指数基準	和賀川流域＝38.4、黒沢川流域＝ 6、飯豊側流域＝6.9、夏油川流域＝ 14.4、尻平皮流域＝11.2、北本内川 ＝14.4
		複合基準	北上川流域＝〔5、35.3〕
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川〔安野〕
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ15 c m
			山沿い 12時間降雪の深さ25 c m
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速 7 m/s 以上が 2 時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	

3－2－8 気象警報発表基準等

	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40 c m以上 ②積雪が50 c m以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続	
	低音	夏季：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4～5℃以上低い日が数日続くとき 冬季：①最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100m m

3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

災害時における災害情報等の放送に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と北上ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報（以下「災害情報等」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 協定は、地震、風水害等の災害が北上市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、北上市地域防災計画に基づき、迅速かつ正確な市民への情報伝達を行うため、災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報等の放送）

第2条 甲は、北上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報等の放送の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害情報等の放送の要請する場合は、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は他の手段をもって行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し、可能な限り災害情報等を放送するものとする。

（災害情報等の放送方式）

第3条 災害情報等の放送方式は次の各号に掲げるもののうち、甲、乙協議して決定するものとする。

（1）通常の自主放送画面を縮小し、L字型に空いたスペースに文字で災害情報等を流す文字放送（以下「L字文字放送」という。）

（2）北上市市域の乙の放送エリアに乙独自の放送に併せ、甲が提供する災害情報等をスタジオ等から放送するスタジオ放送（以下「スタジオ放送」という。）

2 L字文字放送については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び、災害情報等を甲が専用端末上から直接入力し遠隔操作するものとする。

3 放送方式について、甲、乙が協議する暇がない場合、L字文字放送に限り、甲から乙への通知をもって協議に代えることができるものとする。

（災害情報等の放送時間帯）

第4条 災害情報等の放送時間帯は、原則として次の表に掲げる時間帯とする。

区分	L字文字放送	スタジオ放送
月曜日から金曜日まで	全日	午前9時から午後6時まで
土曜日及び日曜、祝日		午前9時から午後2時まで

3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

2 前項以外の時間帯に放送する必要があると甲、乙いずれかが判断した場合には、緊急に協議を行い、災害情報等の放送時間帯を決定するものとする。

（機器）

第5条 甲は、L字文字放送を行うために必要な機器を乙の施設内に設置するものとする。

2 甲が前項の規定による設置する機器は次のとおりとし、機器は甲の所有とする。

（1）L字放送送出装置（L字サーバー・ディスプレイ・キーボード・マウス・回転灯）

（2）接点伝送装置

（3）メディアコンバーター

（4）ファイヤーウォール

（5）無停電電源装置（UPS）

（6）前各号の機器を収納するラック

3 前項の機器は、甲がその保守管理を行うものとし、乙に起因する故障以外の故障が発生した場合においては、甲が修繕を行うものとする。

4 乙は、第2項の機器を適切に保管し、機器の異常を発見した場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、災害情報等の放送に係る設備使用料、人件費等一切の費用を甲に請求しないものとする。ただし、第4条第1項に定める時間帯以外での実施に要する費用や通常想定することのできない費用が発生した場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

2 乙は、災害情報等の放送実施により、予定していた広告やPR番組が放送できない場合は、甲乙協議するものとする。

（適用除外）

第7条 乙が独自に放送する緊急の災害情報等の放送は、この定めによるところではない。

（連絡責任者）

第8条 災害情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3ヵ月前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

３－３－１ 災害時における災害情報等の放送に関する協定書（北上ケーブルテレビ）

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成26年３月３日

甲 北上市芳町１番１号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市本石町一丁目５番19号
北上ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 高橋 敏

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

災害時における緊急放送等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とコミュニティFM放送施設の運営事業者である北上ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難勧告、災害の状況、水・食糧等の供給状況、安否情報及びライフラインの復旧等、住民が必要な情報（以下「災害情報等」という。）の緊急放送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が北上市内で発生し、又は発生するおそれがある場合に、北上市地域防災計画に基づき、迅速かつ正確な市民への情報伝達を行うため、災害情報等の緊急放送等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、緊急放送とは、甲の要請に基づき乙の放送事業者が他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

2 臨時災害放送局とは、放送法第3条の5に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）のうち、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則第1条の5第2項第2号）を目的とする放送を行う放送局をいう。

（災害情報等の放送）

第3条 甲は、北上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報等の放送を要請するものとする。

2 災害情報等の放送方式は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 甲の要請により乙の放送従事者が緊急放送を行う方法

(2) 甲が、全国瞬時警報システムにより、乙の放送に割り込んで行う緊急放送

3 前項第1号に掲げる方法により緊急放送を実施するときは、甲はその放送内容を放送要請書（様式第1号）により文書で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（臨時災害放送局の開設）

第4条 甲は、大規模災害時に必要と判断した場合、臨時災害放送局を開設する。

2 甲は、臨時災害放送局を開設した場合は、乙に対しこれを文書で通知する。

3 乙は、前項の通知を受け取った場合は、直ちに臨時災害放送局の運営に取り組むとともに、甲が指定する場所に移動用資器材の搬入と人員の派遣を行わなければならない。

4 甲は、放送内容等を乙に文書で提示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭での伝達を可とする。

（訓練への協力）

第5条 甲は、災害時における緊急放送の訓練を実施する際は、あらかじめ乙に通知するものとする。

2 乙は、甲の災害時における緊急放送の訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書（コミュニティFM）

（費用負担）

第6条 乙は、緊急放送に係る設備使用料、人件費等一切の費用を甲に請求しないものとする。ただし、通常想定することのできない費用が発生した場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、災害情報の発信に係る訓練を実施した際の、訓練に係る一切の費用を甲に請求しないものとする。

3 第4条に掲げる臨時災害放送局を開設した場合は、甲及び乙が協議の上、甲が負担すべき費用を決めるものとする。

（適用除外）

第7条 乙が独自に放送する災害情報等の放送は、この定めによるところではない。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、緊急放送等が確実かつ円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3月前までに甲又は乙から申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成30年7月30日

甲 北上市芳町1番1号
北上市
北上市長 高 橋 敏 彦

乙 北上市本石町一丁目5番19号
北上ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 佐 藤 正 昭

3-4-1 被害状況判定基準

3-4-1 被害状況判定基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判 定 基 準
人 的 被 害	死者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込のもの
		軽傷者	1月未満で治療できる見込のもの
住 家 の 被 害	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	浸 水	床 上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床 下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田 畑	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの

の被害	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能になった程度の被害
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通	電車等の連行が不能となった程度の被害
	被害船舶	沈没 船体が没し、航行不能になったもの
		流失 流失し、所在が不明となったもの
		破損 修理しなければ航行できないもの
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
船舶	櫓、櫓のみをもって連転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書

災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と花北興産有限会社（以下「乙」という。）は、北上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、早期に災害現場の状況を把握し被害の軽減を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、無人航空機（ドローン）による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害時において、次の条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、災害時出動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況等の撮影に関すること。
- (2) 救助活動等に必要な情報の撮影に関すること。

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する出動要請を受けたときは、直ちに、業務に必要な無人航空機（ドローン）及び人員を出動させ、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した業務内容等を、災害時活動記録報告書（様式第2号）の提出により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、第2条第1項に基づく出動に要した費用を、甲に請求できるものとする。

2 前項の規定による費用は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより、支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

（防災訓練等への参加）

第9条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(権利の帰属等)

第10条 協力業務により撮影した映像等については、甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙ともに異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から換算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項及び実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市

代表者 北上市長 高 橋 敏 彦

乙 岩手県北上市飯豊24地割75番地2
花北興産有限会社

代表取締役 佐 藤 博 文

3-5-1 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

3-5-1 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

北上市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、北上市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次の中から甲・乙両者の協議により具体的な内容および方法について実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告等の避難に関する情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要な物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要な物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費や通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限りは、本協定の目的を達成するために乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙はその時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議して解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和元年12月26日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市
代表者 北上市長 高 橋 敏 彦

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

3-6-1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

3-6-1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社岩手主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発行）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協力の内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な範囲内で、対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所への物資の配送
- （3）甲が管理する支援物資拠点の運営等
- （4）第1号又は第2号配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第4条 前条に定める甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、要請を受けて実施した協力内容について、実績報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（連絡責任）

第6条 甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡先等報告書（様式第3号）により報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条に規定する協力内容の実施に要した費用（以下「費用」という。）の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

（請求・支払い）

第8条 乙は、費用を集計し、甲に対し一括請求するものとし、甲は、災害発生時の混乱が沈静化した後、速やかに乙に対して当該費用を支払うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、可能な範囲で情報の交換を行うものとする。

（免 除）

第10条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議のうえ、第3条に規定する事項の一部または全部を免除できるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成25年8月29日

甲 北上市芳町1番1号

北上市長 高橋 敏彦

乙 岩手県北上市流通センター17番3
ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店

主管支店長 富田 芳生

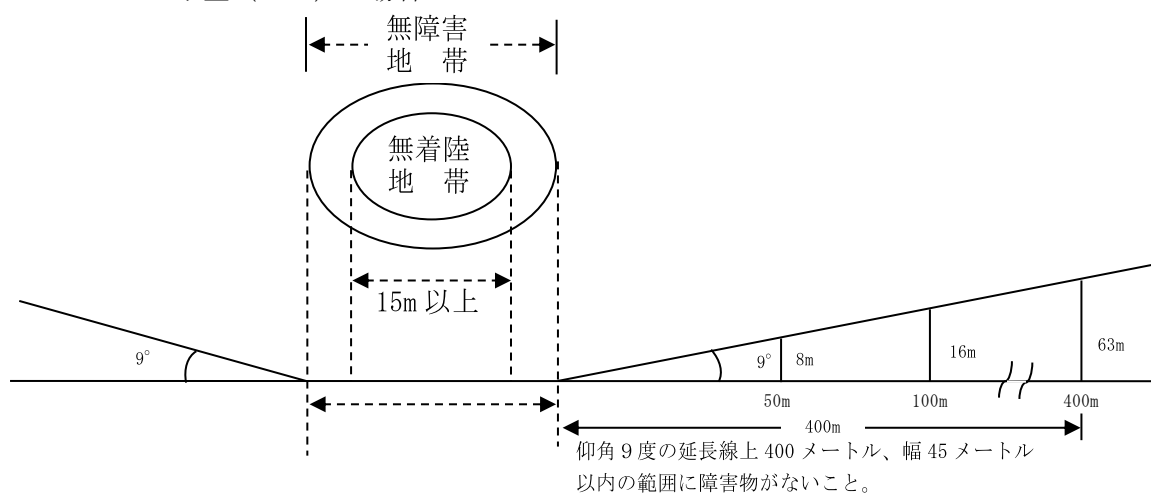
3-6-2 ヘリポートの設置基準

3-6-2 ヘリポートの設置基準

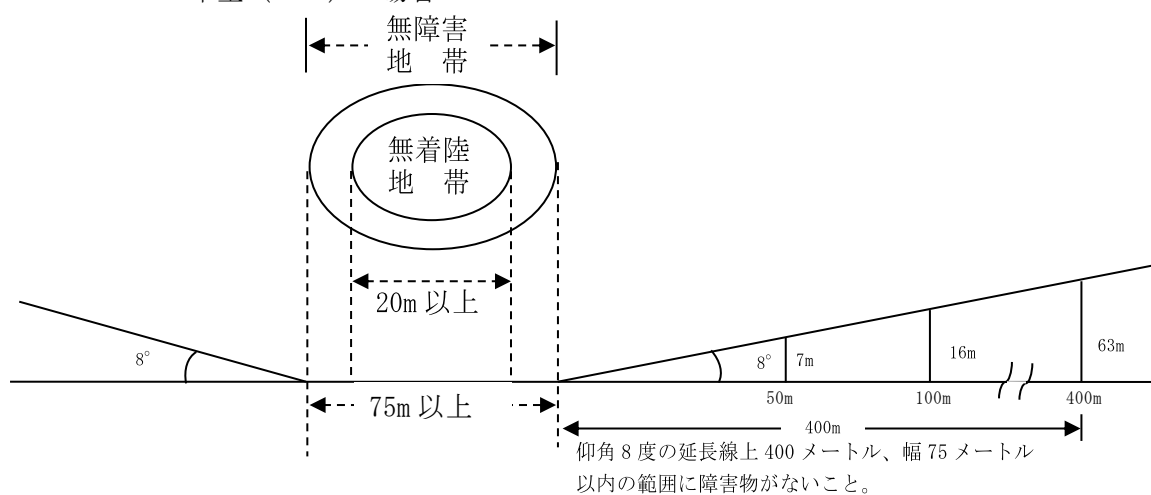
(1) 離着陸地帯及び無障害地帯

ア 自衛隊のヘリコプター

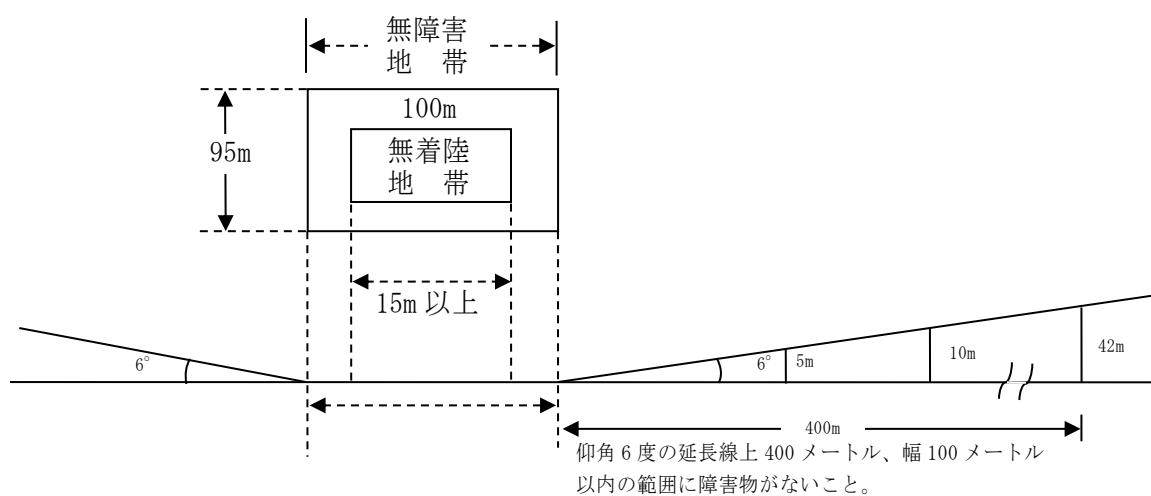
小型 (OH-6) の場合



中型 (HU-1) の場合

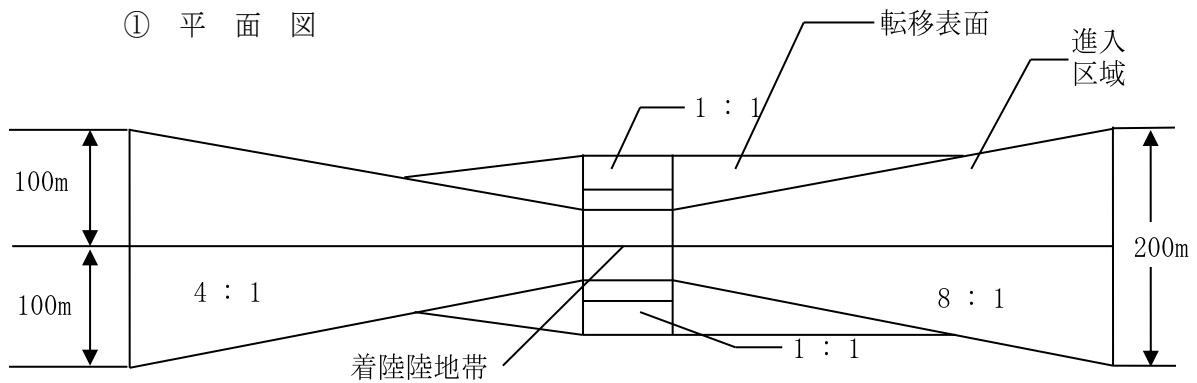


中型 (HU-1) の場合

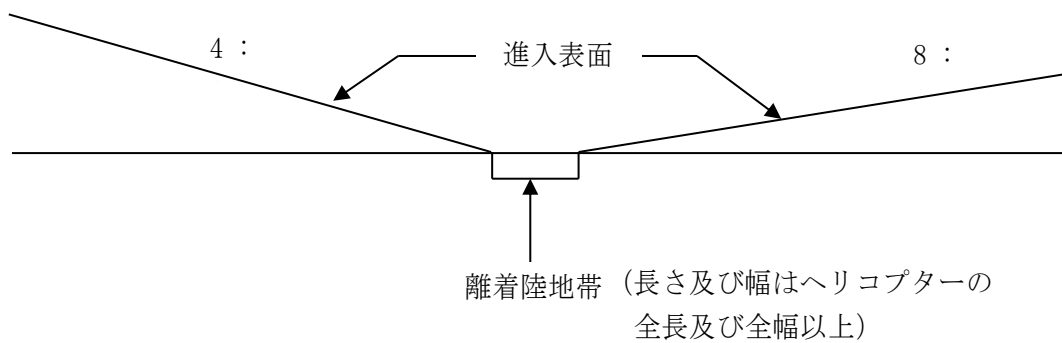


イ 自衛隊以外のヘリコプター
非密集地域における場合

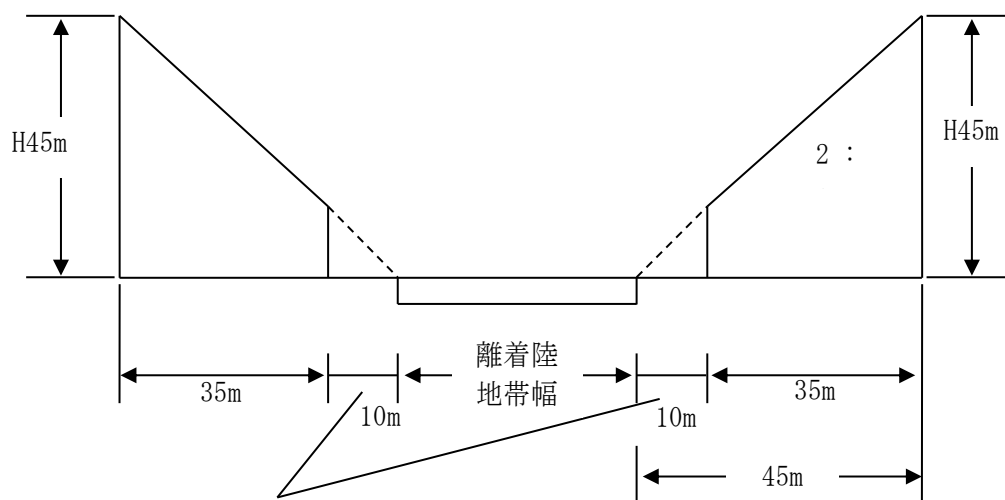
① 平面図



② 進入表面断面図



③ 進入表面断面図

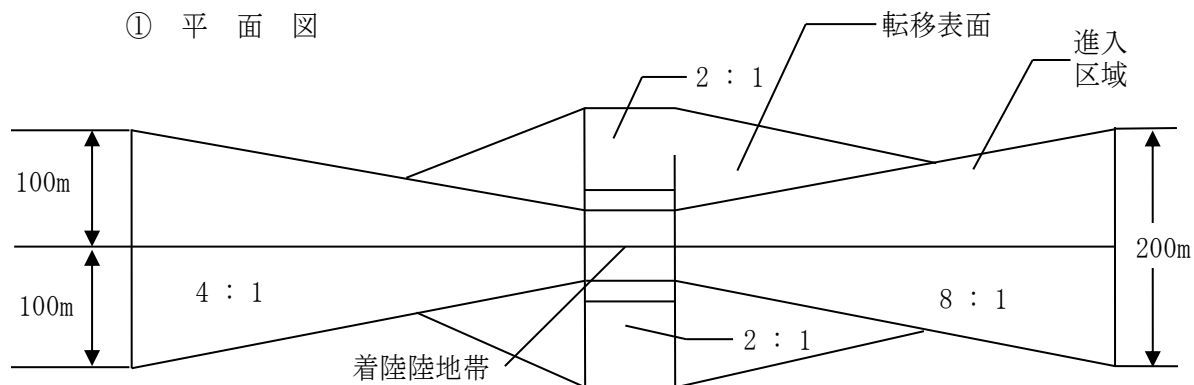


離着陸地帯の外側 10 メートルの範囲内に離着陸地帯の表面の延長面上に出る高さの物件がない区域

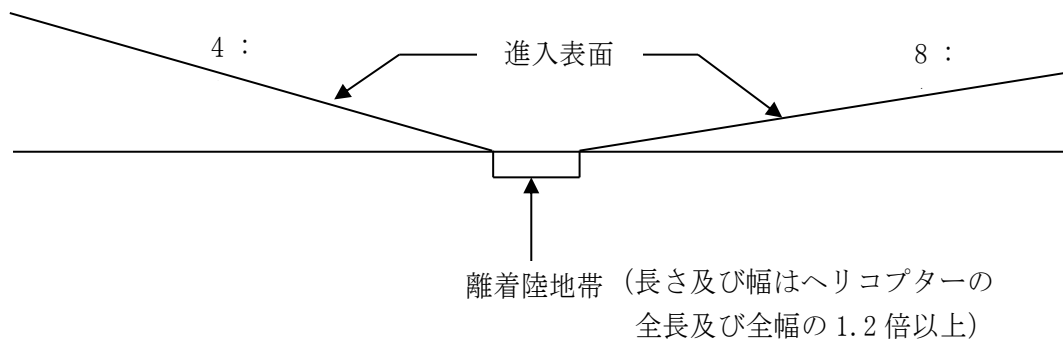
3-6-2 ヘリポートの設置基準

密集地域における場合

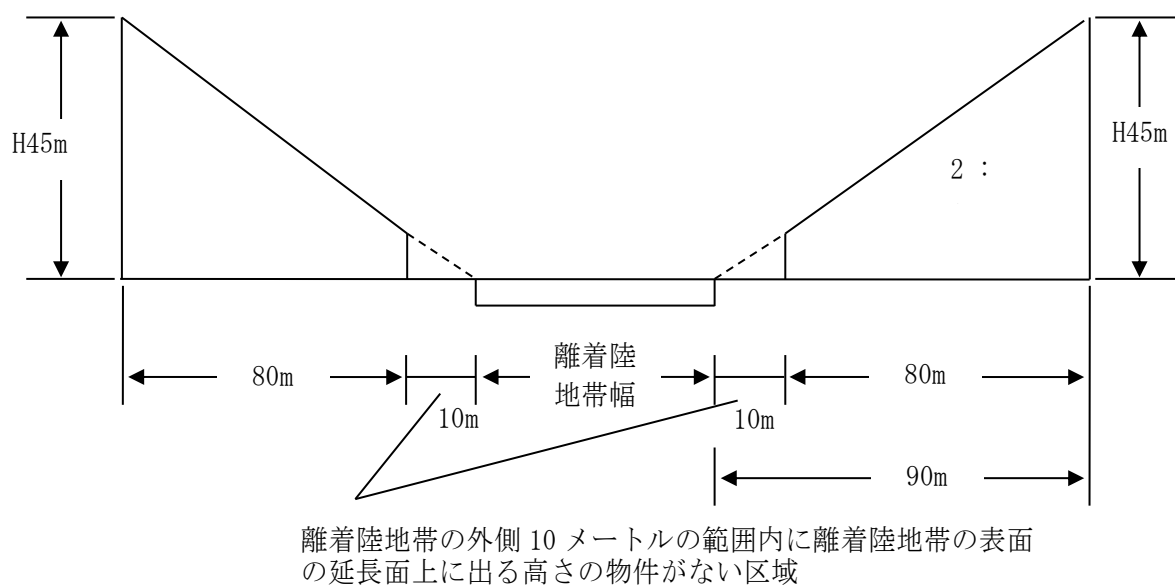
① 平面図



② 進入表面断面図



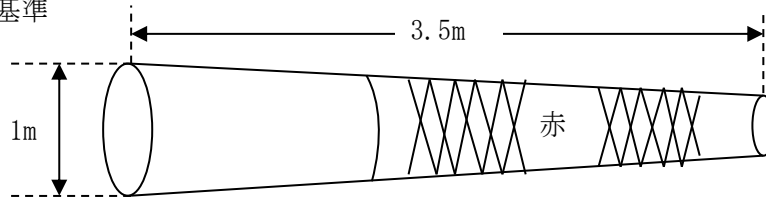
③ 転移表面断面図



(2) 吹き流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹き流し又は旗を立てること。

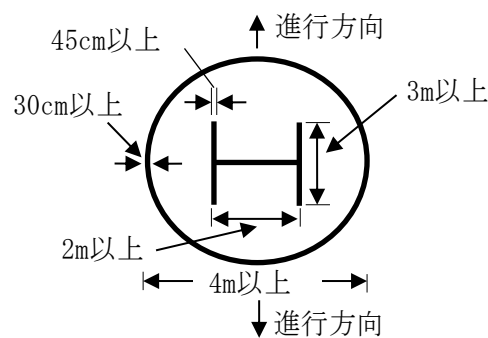
吹き流しの基準



(2) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 着陸地帯への立入禁止措置

着陸地帯及び巡行上の障害となるおそれのある範囲には立入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-6-3 ヘリポートの現況
3-6-3 ヘリポートの現況

令和7年1月1日現在

飛行場外離着陸上一覧

番号	離着陸上名	地名・地番	土地管理者 電話番号	座標	長さ×幅 (m)	着陸場所の 状況	大型複数機 の可否
				世界測地系 WGS 84			
北-1	和賀川ふれあい広場	鬼柳町荒堰 4 地割	北上市長（都市計画課） 0197-72-8279	N 39° 16′ 33″ E141° 06′ 34″	380 140	芝地	○
北-2	県立中部病院 H P	村崎野 17-10	県立中部病院長 0197-71-1511	N 39° 19′ 53″ E141° 06′ 20″	20 20	アスファルト	
北-3	北上総合運動 公園	相去町高前檀 27-36	北上市長（スポーツ推進課） 0197-72-8270	N 39° 15′ 28″ E141° 05′ 39″	165 165	芝地	
北-4	北上市民岩崎城陸上競技場	和賀町岩崎 18-53-37	北上市長（スポーツ推進課） 0197-72-8270	N 39° 16′ 50″ E141° 02′ 32″	195 125	芝地	○
北 5	ふるさと体験館「北上」	和賀町山口 23-24-5	（一財）きたかみ地域振興財団 0197-72-2883	N 39° 17′ 44″ E140° 58′ 20″	40 40	アスファルト	

3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定

大規模災害に備えた石油類燃料の確保及び供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と岩手県石油商業共同組合北上支部（以下「乙」という。）は、北上市内に大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の備えとして、せきゆるい燃料の優先確保及び安定供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公用車の燃料、その他防災資機材等の燃料の確保及び供給に関する必要事項を定めることにより、大規模災害への対応及び被災者並びに避難者の救助活動、生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（石油類燃料の確保）

第2条 乙は、大規模災害に備え、日常的に甲に対して次の燃料及び数量を優先確保するものとする。

- (1) ガソリン 7,200ℓ
- (2) 軽油 1,600ℓ
- (3) 灯油 3,600ℓ

（協力要請）

第3条 大規模災害が発生した場合において、甲が石油類燃料を必要とするとき、甲は乙に対して、前条に掲げる燃料の供給について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力義務）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の安定供給について可能な限り協力するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じて他の石油類燃料の販売業者と鍊駅を図り、速やかに業務を遂行するものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 石油類燃料の運搬は原則として乙が行い、引渡しはドラム缶で行うものとする。甲は石油類燃料の引渡し場所を次のとおり定め、当該引渡し場所で納品を確保うえ引き取るものとする。ただし、被災状況により当該引渡し場所が確保できない場合は、別に引渡し場所を指定するものとする。

- (1) 北上市役所本庁舎
- (2) 江釣子庁舎
- (3) 和賀庁舎

（費用）

第6条 乙がこの協定に基づき甲に供給した石油類燃料の代金及び運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の代金は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、大規模災害直前における単価契約の単価によるものとする。ただし、大幅な価格変動があった場合には、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 第1項に規定する運搬等の費用は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協力体制）

3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、緊急連絡体制表を作成し双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

（訓練の実施）

第9条 乙は、甲より要請があった場合は、甲が行う防災訓練に参加するものとする。ただし、参加に要する費用は乙が負担するものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定めるもののほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除の申し出がない場合には、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第12条 甲又は乙において、協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、協定を解除できるものとする。

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

平成25年8月1日

甲 北上市芳町1番1号

北上市長 高 橋 敏 彦

乙 北上市和賀町藤根17-78-5
岩手県石油商業協同組合北上支部

支部長 中 野 厚

3-9-1 相互応援協定の締結状況

北上市

応援協定	応援協定締結団体	災害種別	締結年月日
消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域行政事務組合 胆沢地区消防組合 両磐地区消防組合 久慈地区広域行政事務組合 大船渡地区消防組合 遠野地区消防事務組合 宮古地区広域行政組合 花巻地区消防事務組合 二戸地区広域行政事務組合 釜石大槌地区行政事務組合 陸前高田市消防本部 江刺市消防本部 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	昭和 50 年 5 月 13 日
東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合 胆沢地区消防組合 両磐地区消防組合 花巻地区消防組合 二戸地区広域行政事務組合 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	昭和 52 年 11 月 19 日
災害時の医療救護に関する協定	社団法人北上医師会 北上市	医療救護	平成 4 年 4 月 1 日
消防相互応援協定	花巻市、北上市、江刺市、東和町、湯田町、金ヶ崎町、沢内村	火災	平成 4 年 10 月 1 日
秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	横手平鹿広域市町村圏組合 北上地区消防組合	火災 救急 その他災害	平成 7 年 10 月 16 日
防災ヘリコプター応援協定	岩手県、県内 70 市町村 一部事務組合	災害	平成 8 年 10 月 1 日
大規模災害時応援協定	県内 59 市町村	大規模災害	平成 8 年 10 月 7 日
災害時における相互応援に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会 構成 11 市 大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、江刺市 横手市、本荘市、湯沢市、大曲市	大規模災害	平成 9 年 6 月 25 日
災害時の相互協力についての覚書	北上市内 15 郵便局 北上市	災害	平成 9 年 9 月 1 日
災害時相互応援に関する協定書	宮城県柴田町 北上市	災害	平成 9 年 11 月 6 日

3-9-1 相互応援協定の締結状況

災害時相互協力についての協定書	北上地区タクシー業協同組合 北上市	災害	平成16年3月26日
災害時相互応援に関する協定書	千葉県流山市 北上市	災害	平成17年11月3日
湯出ダム放流警戒設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	水害	平成18年3月30日
災害時における支援協力に関する協定書	協同組合江釣子ショッピングセンターイオン(株)北日本カンパニー	災害	平成18年9月1日
災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書	(株)岩手県高压ガス保安協会 北上支部	災害	平成20年6月1日
災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書	(株)レンタルのニッケン 北上営業所	災害	平成20年8月1日
災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定書	岩手県石油商業協同組合 北上支部	災害	平成20年12月1日
災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書	岩手県電業協会 北上支部	災害	平成21年5月1日
電力設備の復旧に関する協定書	東北電力(株)花北営業所	災害	平成21年9月10日
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省東北地方整備局	災害	平成22年3月10日
災害時物資応援	NPO法人コメリ災害対策センター	災害	平成24年4月11日
災害時相互応援	東京都小金井市	災害	平成24年5月15日
災害時相互応援	神奈川県秦野市	災害	平成24年11月12日
災害時相互応援	北東北連携軸	災害	平成25年5月1日
災害時運搬応援	ヤマト運輸株式会社岩手主管支店	災害	平成25年8月29日
災害時救助応援	北上市旅館ホテル組合	災害	平成25年12月9日
災害時情報応援	北上ケーブルテレビ株式会社	災害	平成26年3月3日
災害時医療救護応援	北上医師会	災害	平成26年3月27日
災害時医療救護応援	北上薬剤師会	災害	平成26年3月27日
防災関連情報配信に関する協定書	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	災害	平成26年3月28日
福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人博愛会	災害	平成26年9月17日
道路、水路損傷状況の情報提供に関する協定書	北上市建設業協会	災害	平成27年9月1日
災害時における緊急放送等に関する協定書	北上ケーブルテレビ株式会社	災害	平成30年7月30日
災害時情報発信に関する	ヤフー株式会社	災害	令和元年12月26日

3-9-1 相互応援協定の締結状況

協定			
地震等の災害発生時における物資集積協力に関する協定書	大和ハウス工業株式会社岩手支社	災害	令和3年2月5日
災害時における外部給電可能な車両の貸与に関する協定書	岩手トヨタ自動車株式会社 岩手トヨペット株式会社 トヨタカローラ南岩手株式会社 ネッツトヨタ岩手株式会社 ネッツトヨタ盛岡株式会社 株式会社トヨタレンタリース岩手 トヨタモビリティパーツ株式会社 北東北統括支社	災害	令和3年7月13日
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	岩手三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害	令和4年5月26日
防災・減災に関する包括連携協定書	北良株式会社	災害	令和5年8月23日
災害時における応急業務に関する協定書	北上市森林組合	災害	令和6年3月26日

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市長村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、ほかの市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村からの応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	盛岡市長
宮古市	宮古市長
大船渡市	大船渡市長
水沢市	水沢市長
花巻市	花巻市長
北上市	北上市長
久慈市	久慈市長
遠野市	遠野市長
一関市	一関市長
陸前高田市	陸前高田市長
釜石市	釜石市長
江刺市	江刺市長
二戸市	二戸市長
雫石町	雫石町長
葛巻町	葛巻町長
岩手町	岩手町長
西根町	西根町長
滝沢村	滝沢村長
松尾村	松尾村長
玉山村	玉山村長
紫波町	紫波町長
矢巾町	矢巾町長
大迫町	大迫町長

3－9－2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

石鳥谷町	石鳥谷町長
東和町	東和町長
湯田町	湯田町長
沢内村	沢内村長
金ヶ崎町	金ヶ崎町長
前沢町	前沢町長
胆沢町	胆沢町長
衣川村	衣川村長
花泉町	花泉町長
平泉町	平泉町長
大東町	大東町長
藤沢町	藤沢町長
千厩町	千厩町長
東山町	東山町長
室根村	室根村長
川崎村	川崎村長
住田町	住田町長
三陸町	三陸町長
大槌町	大槌町長
宮守村	宮守村長
田老町	田老町長
山田町	山田町長
岩泉町	岩泉町長
田野畑村	田野畑村長
普代村	普代村長
新里村	新里村長
川井村	川井村長
軽米町	軽米町長
種市町	種市町長
野田村	野田村長
山形村	山形村長
大野村	大野村長
九戸村	九戸村長
浄法寺町	浄法寺町長
安代町	安代町長
一戸町	一戸町長

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日あたり 300 円 以内 (加算額) 冬期 別に定める 額を加算 高齢者等の要援 護者等を収容する 「福祉避難所」を 設置した場合、当 該地域における通 常の実費を支出で き、上記を越える 額を加算できる。	災害発生の日から 7 日発生	1 費用は、避難所の 設置、維持及び管理 のための賃金職員雇 上費、消耗機材費、 建物等の使用謝金、 借上費又は購入費、 高熱水費並びに仮設 便所等の設置費を含 む。 2 非難に当たって の輸送費は別途計 上。
応急仮設住宅の供 与	住家が全壊、全焼又は流 出し、居住する住家がな いものであって、自らの 資力では住宅を得ること ができない者	1 企画 1 戸あた り平均 29.7 m ² (9 坪)を基準 とする 2 限度額 1 戸あ たり 2,326,000 円以内 3 同一敷地内等 に概ね 50 戸以上 設置した場合 は、集会等に利 用するための施 設を設置できる (規模、費用は別 に定めるところ による)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 平均 1 戸あたり 29.7 m ² 、2,326,00 円以内であればよ い。 2 高齢者等の要援 護者等を数人以上 収容する「福祉仮 設住宅」を設置で きる。 3 供与期間最高 2 年以内
炊き出しその他に よる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、 床上浸水で炊事できな い者 3 床上浸水で自宅にお いて自炊不可能な者	1 1 人 1 日当た り 1,010 円以内 2 被災地から縁 故先(遠隔地) 等に一時避難す る場合 3 日分支給	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための 総経費を延給食日数 で除いた金額が限度 額以内であればよ い。 (1 食は 1/3 日)

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

		(大人、小人の差別なし)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むのが困難なもの	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から7日以内	1 備蓄武士の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
	冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
医療		医療の途を失ったもの	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具。破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産		災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛星材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送日は、別途計上		

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に静止が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊(全)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯あたり519,000円以内	災害発生から1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費1件辺り30,000円 2 就職仕度費1件あたり15,000円	災害発生の日から1ヶ月以内	1 貸与期間2年以内 2 利子無利子
埋葬	1 災害の際死亡したものを対象に実際に埋葬を実施するものに支給	1体あたり 大人(12歳以上)199,000円以内 小人(12歳未満)159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄・消毒等) 1体あたり3,300円以内(一時保存) ・既存建者借上費 通常の実費 ・既存建物以外	災害発生の日から10日以内	1 捜索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存のドライアイスの購入費等が必要な

3-13-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

		1 体あたり 5,000 円以内 (捜索) 救護範囲外は、慣行 料金		場合は当該地域に おける通常の実費 を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に 障害物が運び込まれてい るため生活に支障をきた している場合で自力では 除去することのできない 者	1 世帯あたり 137,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職 員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号まで に規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師及び 看護師 11,400 円以内土木技 術者及び建築技術者 17,200 円以内 大工、左官及びとび 職 20,700 円以内	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当て 及び旅費は別途に定 める額

3-14-1 一時避難場所

No.	地区名	名 称	位 置	対象地域	校庭・広 場等面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)
1	黒沢尻	緑が丘児童公園	上野町一丁目243番 2	黒沢尻10区	2,000	1,000
2	黒沢尻	上野町中央児童公園	上野町二丁目552番	黒沢尻10区	2,600	1,300
3	黒沢尻	青葉児童公園	上野町二丁目754番	黒沢尻10区	2,000	1,000
4	黒沢尻	青柳児童公園	大通り二丁目114番	黒沢尻13区	2,400	1,200
5	黒沢尻	大曲児童公園	大曲町41番	黒沢尻 6 区、9 区	1,200	600
6	黒沢尻	丹波児童公園	鍛冶町一丁目148番	黒沢尻 8 区、9 区	3,200	1,600
7	黒沢尻	秋葉児童公園	川岸一丁目150番	黒沢尻19区	2,000	1,000
8	黒沢尻	古城場児童公園	川岸四丁目60番 1	黒沢尻15区	3,700	1,800
9	黒沢尻	九年橋児童公園	九年橋三丁目42番	黒沢尻 6 区	6,300	3,100
10	黒沢尻	堤ヶ丘児童公園	堤ヶ丘二丁目 5 番 5	黒沢尻 1 区	3,400	1,700
11	黒沢尻	常盤台東児童公園	常盤台一丁目106番80	黒沢尻21区	5,300	2,600
12	黒沢尻	常盤台児童公園	常盤台一丁目230番 7	黒沢尻21区	13,000	6,500
13	黒沢尻	常盤台西児童公園	常盤台二丁目484番 1	黒沢尻22区	1,500	700
14	黒沢尻	中野町中央児童公園	中野町二丁目14番 1	黒沢尻20区、27区	2,000	1,000
15	黒沢尻	詩歌の森公園	本石町二丁目 5 番 2	黒沢尻 3 . 11. 24. 25区	40,000	20,000
16	黒沢尻	橋本児童公園	芳町26番	黒沢尻 7 区	6,000	3,000
17	黒沢尻	舟場児童公園	若宮町一丁目303号	黒沢尻26区	2,500	1,200
18	黒沢尻	下川原児童公園	若宮町二丁目11番	黒沢尻 6 . 13区	4,600	2,300
19	黒沢尻	北上自動車学校	さくら通り 4 丁目 3 番 5 号	黒沢尻 2 区	10,400	5,200
20	黒沢尻	諏訪神社	諏訪町壱丁目 3 番 9 号	黒沢尻12区	1,800	900
21	立花	市立展勝地公園	立花地内	黒沢尻16区	14,800	7,400
22	立花	展勝地第 2 駐車場	立花13地割地内	黒沢尻18区	1,251	600
23	相去	北上陸上競技場	相去町高前檀27地割36番地			
24	相去	大堤北児童公園	大堤北一丁目50番	相去 8 区	2,600	1,300
25	相去	大堤西児童公園	大堤西一丁目61番	相去11区	3,500	1,700
26	相去	小堤公園	大堤東三丁目78番	相去 7 区	10,000	5,000
27	相去	なかすじ児童公園	大堤南二丁目19番	相去 9 . 10区	2,600	1,300
28	相去	南保育園	相去町東裏22			

3-14-2 震災時第1次避難所

3-14-2 震災時第1次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
1	黒沢尻北	黒沢尻北地区交流センター 65-1941	常盤台一丁目30番20号	
2	黒沢尻東	黒沢尻東地区交流センター 64-7932	中野町一丁目5番46号	
3		生涯学習センター 72-8303	大通り一丁目1番3号	
4	黒沢尻西	黒沢尻西地区交流センター 64-0931	本石町一丁目6番20号	
5	立花	立花地区交流センター 65-1933	立花20地割57番地14	
6	飯豊	飯豊地区交流センター 68-2001	村崎野12地割67番地6	
7	二子	二子地区交流センター 66-2050	二子町鳥喰前49番地4	
8	更木	更木地区交流センター 66-2569	更木12地割151番地1	
9	黒岩	黒岩地区交流センター 64-7525	黒岩19地割36番地2	
10	口内	口内地区交流センター 69-2001	口内町新町67番地	
11	稲瀬	稲瀬地区交流センター 65-2441	稲瀬町前田276番地	
12	相去	相去地区交流センター 67-4355	相去町小糠沢19番地	
13	鬼柳	鬼柳地区交流センター 67-4310	鬼柳町都鳥49番地	
14	江釣子	江釣子地区交流センター 77-2468	上江釣子17地割116番地	
15	和賀	和賀地区交流センター 72-2215	和賀町堅川目1地割1番地13	
16	岩崎	岩崎地区交流センター 73-6076	和賀町岩崎18地割53番地8	
17	藤根	藤根地区交流センター 73-5299	和賀町藤根14地割147番地3	

3-14-3 震災時第2次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
1	黒沢尻	黒沢尻北小学校 65-3313	常盤台一丁目22番33号	
2	黒沢尻	サンレック北上 64-5500	常盤台二丁目1番33号	
3	黒沢尻	さくらホール 61-3300	さくら通り二丁目1番1号	
4	黒沢尻	県立黒沢尻北高等学校 63-2181	常盤台一丁目1番69号	
5	黒沢尻	黒沢尻体育館 65-0611	本石町二丁目5番1号	
6	黒沢尻	黒沢尻東小学校 63-2194	中野町一丁目8番1号	
7	黒沢尻	黒沢尻西小学校 63-3226	本石町一丁目6番71号	
8	黒沢尻	専修大学北上高等学校 63-2341	新穀町二丁目4番64号	
9	黒沢尻	上野中学校 64-5371	上野町四丁目10番8号	
10	黒沢尻	北上中学校 63-3129	黒沢尻一丁目1番1号	
11	黒沢尻 黒岩	東陵中学校 64-3969	立花1地割8番地	
12	立花	東桜小学校 62-3153	立花6地割1番地1	
13	飯豊	北上市民成田スポーツ交流館 66-4111	成田24地割23番地	
14	飯豊	飯豊中学校 68-2714	村崎野11地割200番地	
15	飯豊	飯豊小学校 68-2510	村崎野11地割101番地	
16	飯豊 二子	県立黒沢尻工業高等学校 66-4115	村崎野24地割19番地	
17	二子	二子小学校 66-2525	二子町鳥喰22番地2	
18	二子	北上北中学校 66-2518	二子町秋子沢13番地	
19	更木	更木小学校 66-2523	更木12地割61番地	
20	更木	臥牛農業担い手センター 66-4912	臥牛11地割48番地	
21	黒岩	黒岩鬼剣舞道場	黒岩16地割26番地1	
22	黒岩	北上市民黒岩スポーツ交流館 64-7525	黒岩7地割47番地1	
23	口内	口内保育園 69-2015	口内町新町99番地1	
24	口内	正行寺	口内町中野88番地1	
25	口内	新田休養センター	口内町長洞146番地	

3-14-3 震災時第2次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
26	稲瀬	北上市民稲瀬スポーツ交流館 72-8313	稲瀬町地藏堂12番地 8	
27	稲瀬	くにみ保育園 65-1563	稲瀬町上台586番地 2	
28	稲瀬	北上孝輝殿 64-2121	稲瀬町上台201番地	
29	相去	北上総合体育館 67-6720	相去町高前檀27番地36	
30	相去	相去体育館 67-4355	相去町小糠沢19番地	
31	相去	県立北上翔南高等学校 71-2122	相去町高前檀13番地	
32	相去 鬼柳	南小学校 67-4315	相去町葛西檀12番地 2	
33	相去 鬼柳	南中学校 67-4318	相去町滝の沢 7 番地 2	
34	鬼柳	鬼柳小学校 67-2533	鬼柳町都鳥35番地	
35	江釣子	江釣子小学校 77-2219	上江釣子16地割200番地	
36	江釣子	江釣子中学校 77-2931	上江釣子17地割172番地 1	
37	江釣子	市民江釣子体育館 77-4004	上江釣子17地割116番地	
38	江釣子	江釣子 7 区公民館 73-5927	下江釣子11地割118番地 3	
39	江釣子	江釣子幼稚園 77-4340	滑田15地割57番地	
40	江釣子	江釣子共同福祉施設 77-5633	鳩岡崎 2 地割51番地 1	
41	江釣子	江釣子15区曾山公民館 (固定電話無)	北鬼柳 3 地割76番地	
42	江釣子	江釣子17区公民館 77-3915	北鬼柳21地割92番地 1	
43	江釣子	江釣子勤労者体育センター 64-4994	北鬼柳22地割52番地 3	
44	和賀	笠松小学校 72-2103	和賀町堅川目 1 地割 1 番地10	
45	和賀	和賀西小学校 72-2102	和賀町横川目 7 地割134番地 3	
46	和賀	和賀西中学校 72-2105	和賀町横川目13地割64番地 1	
47	和賀	横川目多目的集会施設 72-3933	和賀町横川目16地割283番地 2	
48	和賀	津村田生活改善センター	和賀町横川目27地割140番地 2	
49	和賀	仙人公民館 74-2454	和賀町仙人 7 地割 5 番地	
50	和賀	羽山ふれあいセンター	和賀町岩沢 9 地割 1 番地 3	

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
51	和賀	ふるさと体験館北上 72-2883	和賀町山口23地割24番地 5	
52	岩崎	いわさき小学校 71-7887	和賀町岩崎18地割53番地 3	
53	藤根	和賀東小学校 71-7166	和賀町藤根17地割100番地 2	
54	藤根	和賀東中学校 73-5106	和賀町長沼 6 地割 1 番地	
55	藤根	後藤 1 区自治公民館	和賀町後藤11地割54番地 4	
56	藤根	後藤野自治公民館	和賀町後藤 1 地割354番地	

3-14-4 風水害時第1次避難所

3-14-4 風水害時第1次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
1	黒沢尻北	黒沢尻北地区交流センター 65-1941	常盤台一丁目30番20号	
2	黒沢尻東	上野中学校 65-3313	上野町四丁目10番8号	
3		日本現代詩歌文学館 65-1728	本石町二丁目5番60号	
4	黒沢尻西	黒沢尻西地区交流センター 64-0931	本石町一丁目6番20号	
5	立花	立花地区交流センター 65-1933	立花20地割57番地14	
6	飯豊	飯豊地区交流センター 68-2001	村崎野12地割67番地6	
7	二子	北上北中学校 66-2518	二子町秋子沢13番地	
8	更木	永昌寺 66-4240	更木33地割105番地	
9	黒岩	黒岩地区交流センター 64-7525	黒岩19地割36番地2	
10	口内	口内地区交流センター 69-2001	口内町新町67番地	
11	稲瀬	北上孝輝殿 64-2121	稲瀬町上台201番地	
12	相去	北上総合体育館 67-6720	相去町高前檀27番地36	
13	鬼柳	鬼柳地区交流センター 67-4310	鬼柳町都鳥49番地	
14	江釣子	江釣子地区交流センター 77-2468	上江釣子17地割116番地	
15	和賀	和賀地区交流センター 72-2215	和賀町堅川目1地割1番地13	
16	岩崎	岩崎地区交流センター 73-6076	和賀町岩崎18地割53番地8	
17	藤根	藤根地区交流センター 73-5299	和賀町藤根14地割147番地3	

3-14-5 風水害時第2次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
1	黒沢尻	黒沢尻北小学校 65-3313	常盤台一丁目22番33号	
2	黒沢尻	サンレック北上 64-5500	常盤台二丁目1番33号	
3	黒沢尻	県立黒沢尻北高等学校 63-2181	常盤台一丁目1番69号	
4	黒沢尻	黒沢尻体育館 65-0611	本石町二丁目5番1号	
5	黒沢尻	黒沢尻西小学校 63-3266	本石町一丁目5番71号	
6	黒沢尻	専修大学北上高等学校 63-2341	新穀町二丁目4番64号	
7	黒沢尻	専修大学北上福祉教育専門学校 61-2131	鍛冶町一丁目3番1号	
8	立花	東桜小学校 62-3153	立花6地割1番地1	
9	飯豊 二子	村崎野勤労者体育館 66-3304	北工業団地1番7号	
10	飯豊 二子	県立黒沢尻工業高等学校 66-4114	村崎野24地割19番地	
11	更木 (臥牛)	※臥牛地区の高台民家へ避難		
12	黒岩	黒岩鬼剣舞道場	黒岩16地割26番地1	
13	黒岩	正洞寺 65-0773	黒岩18地割45番地	
14	黒岩	北上市民黒岩スポーツ交流館 64-7525	黒岩7地割47番地1	
15	口内	口内保育園 69-2015	口内町新町99番地1	
16	口内	正行寺	口内町中野88番地1	
17	口内	新田休養センター	口内町長洞146番地	
18	稲瀬	くにみ保育園 65-1563	稲瀬町上台586番地2	
19	稲瀬	上台会館 (固定電話無)	稲瀬町上台200番地1	
20	稲瀬	安楽寺 65-0716	稲瀬町上台205番地	
21	相去 鬼柳	南中学校 67-4318	相去町滝の沢7番地2	
22	相去 鬼柳	南小学校 67-4315	相去町葛西檀12番地2	
23	相去	県立北上翔南高等学校 71-2122	相去町高前檀13番地	
24	江釣子	市民江釣子体育館 77-4004	上江釣子17地割116番地	
25	江釣子	江釣子7区公民館 73-5927	下江釣子11地割118番地3	

3-14-5 風水害時第2次避難所

No.	地区名	名 称 電 話	所在地	摘 要
26	江釣子	江釣子勤労者体育センター 64-4994	北鬼柳 22 地割 52 番地 3	
27	江釣子	江釣子17区公民館 77-3915	北鬼柳 21 地割 92 番地 1	
28	和賀	笠松小学校 72-2103	和賀町豎川目 1 地割 1 番地 10	
29	和賀	和賀西中学校 72-2102	和賀町横川目 13 地割 64 番地 1	
30	和賀	ふるさと体験館北上 72-2883	和賀町山口 23 地割 24 番地 5	
31	和賀	いわさき小学校 71-7887	和賀町岩崎 18 地割 53 番地 3	
32	藤根	和賀東中学校 73-5106	和賀町長沼 6 地割 1 番地	

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	黒沢尻北地区交流センター	常盤台 1-30-20	0197-65-2111	1	1		1			1		1	60
2	黒沢尻東地区交流センター	中野町 1-5-46	0197-64-2111		1		1					1	90
3	黒沢尻西地区交流センター	本石町 1-6-20	0197-64-2111	1	1		1			1		1	70
4	立花地区交流センター	立花 20-57-14	0197-64-2111	1	1		1			1		1	80
5	飯豊地区交流センター	村崎野 12-67-6	0197-64-2111		1		1					1	70
6	二子地区交流センター	二子町鳥喰前 49-4	0197-64-2111		1		1					1	60
7	更木地区交流センター	更木 12-151-1	0197-64-2111		1		1					1	45
8	黒岩地区交流センター	黒岩 19-36-2	0197-64-2111	1	1		1			1		1	50
9	口内地区交流センター	口内町新町 67	0197-64-2111		1		1					1	45
10	稲瀬地区交流センター	稲瀬町前田 276	0197-64-2111		1		1					1	60
11	相去地区交流センター	相去町小糠沢 19	0197-64-2111		1		1					1	290
12	鬼柳地区交流センター	鬼柳町都鳥 49	0197-64-2111		1		1					1	60
13	江釣子地区交流センター	上江釣子 17-116	0197-64-2111	1	1		1			1		1	130
14	和賀地区交流センター	和賀町堅川目 1-1-13	0197-64-2111	1	1		1			1		1	210
15	岩崎地区交流センター	和賀町岩崎 18-53-8	0197-64-2111	1	1		1			1		1	50
16	藤根地区交流センター	和賀町藤根 14-147-3	0197-64-2111		1		1					1	60
17	生涯学習センター	大通り 1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ 3 階	0197-64-2111		1		1					1	310

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
18	黒沢尻北小学校	常盤台 1-22-33	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1800
19	サンレック北上	常盤台 2-1-33	0197-64-2111		1		1					1	400
20	さくらホール	さくら通り 2-1-1	0197-64-2111		1		1		1			1	336
21	県立黒沢尻北高等学校	常盤台 1-1-69	0197-65-3313	1	1		1		1	1		1	1300
22	黒沢尻体育館	本石町 2-5-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	400
23	黒沢尻東小学校	中野町 1-8-1	0197-64-2111		1		1		1			1	900
24	黒沢尻西小学校	本石町 1-6-71	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1650
25	専修大学北上高等学校	新穀町 2-4-64	0197-63-2341	1	1		1		1	1		1	700
26	上野中学校	上野町 4-10-8	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1200
27	北上中学校	黒沢尻 1-1-1	0197-64-2111		1		1		1			1	1000
28	東桜小学校	立花 6-1-1	0197-64-2111	1			1			1		1	
29	東陵中学校	立花 1-8	0197-64-2111	1			1			1		1	750
30	北上市民成田スポーツ交流館	成田 24-23	0197-64-2111		1		1					1	300
31	飯豊中学校	村崎野 11-200	0197-64-2111		1		1					1	300
32	飯豊小学校	村崎野 11-101	0197-64-2111		1		1					1	800
33	県立黒沢尻工業高等学校	村崎野 24-19	019-651-3111	1	1		1			1		1	273
34	二子小学校	二子町鳥喰 22-2	0197-64-2111		1		1					1	650
35	北上北中学校	二子町秋子沢 13	0197-64-2111	1	1		1			1		1	600

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
36	更木小学校	更木12-61	0197-64-2111		1		1					1	400
37	臥牛農業担い手センター	臥牛 11-48	0197-64-2111				1					1	50
38	黒岩鬼剣舞道場	黒岩 16-26-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	32
39	正洞寺	黒岩 18-45	0197-65-0773	1	1					1		1	40
40	北上市民黒岩スポーツ交流館	黒岩 7-47-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	
41	口内保育園	口内町新町 99-1	0197-64-2111	1	1		1			1		1	72
42	正行寺	口内町中野 88-1		1	1		1			1		1	56
43	新田休養センター	口内町長洞 146		1	1		1			1		1	52
44	北上市民稲瀬スポーツ交流館	稲瀬町地藏堂 15	0197-64-2111		1		1					1	300
45	くにみ保育園	稲瀬町上台 586-2	0197-65-1563	1	1		1			1		1	60
46	北上総合体育館	相去町高前 檀 27-36	0197-64-2111	1	1		1			1		1	2020
47	相去体育館	相去町小糠沢 19	0197-64-2111		1		1					1	200
48	県立北上翔南高等学校	相去町高前 檀 13	019-651-3111	1	1		1			1		1	195
49	南小学校	相去町葛西 檀 12-2	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1840
50	南中学校	相去町滝の沢 7-2	0197-64-2111	1	1		1			1		1	950
51	鬼柳小学校	鬼柳町都鳥 35	0197-64-2111		1		1					1	700
52	江釣子小学校	上江釣子 16-200	0197-64-2111		1		1		1			1	900
53	江釣子中学校	上江釣子 17-172-1	0197-64-2111		1		1		1			1	850

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
54	市民江釣子体育館	上江釣子 17-116	0197-64-2111	1	1		1			1		1	350
55	江釣子7区公民館	下江釣子 11-118-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	100
56	江釣子幼稚園	滑田 15-57	0197-64-2111		1		1					1	250
57	江釣子共同福祉施設	鳩岡崎 2-51-1	0197-64-2111		1		1					1	100
58	江釣子15区曾山公民館	北鬼柳 3-76	0197-72-2726		1		1					1	50
59	江釣子17区公民館	北鬼柳 21-92-1	0197-77-2502	1	1		1			1		1	20
60	江釣子勤労者体育センター	北鬼柳 22-52-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	200
61	笠松小学校	和賀町堅川目 1-1-10	0197-64-2111	1	1		1			1		1	
62	和賀西小学校	和賀町横川目 7-134-3	0197-64-2111		1		1		1			1	1080
63	和賀西中学校	和賀町横川目 13-64-1	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1080
64	横川目多目的集会施設	和賀町横川目 16-283-2	0197-72-2606		1		1					1	50
65	津村田生活改善センター	和賀町横川目 27-140-2			1		1					1	50
66	仙人公民館	和賀町仙人 7-5	0197-74-2332		1		1					1	15
67	羽山ふれあいセンター	和賀町岩沢 9-1-3			1		1					1	50
68	ふるさと体験館北上	和賀町山口 23-24-5	0197-64-2111	1	1		1			1		1	240
69	いわさき小学校	和賀町岩崎 18-53-3	0197-64-2111	1	1		1			1		1	610
70	和賀東小学校	和賀町藤根 17-100-2	0197-64-2111		1		1		1			1	1260
71	和賀東中学校	和賀町長沼 6-1	0197-64-2111	1	1		1		1	1		1	1260

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	所在地(岩手県北上市)	管理担当連絡先	施設概要								指定避難所との重複	想定収容人数(人)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
72	後藤1区自治公民館	和賀町後藤11-54-4			1		1					1	60
73	後藤野自治公民館	和賀町後藤1-354			1		1					1	150
74	日本現代詩歌文学館	本石町2-5-60	0197-64-2111	1						1		1	110
75	専修大学北上福祉教育専門学校	鍛冶町1-3-1	0197-63-2341	1	1				1	1		1	2,500
76	村崎野勤労者体育館	北工業団地1-7	0197-64-1212	1	1					1		1	350
77	永昌寺	更木33-105	0197-66-4240	1	1					1		1	180
78	上台会館	稲瀬町上台200-1	0197-64-4861	1	1					1		1	20
79	安楽寺	稲瀬町上台205	0197-65-0716	1	1					1		1	60
80	北上孝輝殿	稲瀬町上台201-1	0197-64-2121	1	1		1			1		1	440
81	緑が丘児童公園	上野町1-243-2	0197-64-2111				1		1				1,000
82	上野町中央児童公園	上野町2-552	0197-64-2111				1		1				1,300
83	青葉児童公園	上野町2-754	0197-64-2111				1		1				1,000
84	青柳児童公園	大通り2-114	0197-64-2111				1		1				1,200
85	大曲児童公園	大曲町41	0197-64-2111				1		1				600
86	丹波児童公園	鍛冶町1-148	0197-64-2111				1		1				1,600
87	秋葉児童公園	川岸1-150	0197-64-2111				1		1				1,000
88	古城場児童公園	川岸4-60-1	0197-64-2111				1		1				1,800
89	九年橋児童公園	九年橋3-42	0197-64-2111				1		1				3,100
90	堤ヶ丘児童公園	堤ヶ丘2-5-5	0197-64-2111				1		1				1,700
91	常盤台東児童公園	常盤台1-106-80	0197-64-2111				1		1				2,600
92	常盤台児童公園	常盤台1-230-7	0197-64-2111				1		1				6,500

3-14-6 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・ 場所名	所在地(岩 手県北上 市)	管理担当 連絡先	施設概要								指定避難 所との重 複	想定収 容人数 (人)
				洪 水	崖崩れ、土 石流及び地 滑り	高 潮	地 震	津 波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
93	常盤台西児童公園	常盤台2-484-1	0197-64-2111				1		1				700
94	中野町中央児童公園	中野町 2-14-1	0197-64-2111				1		1				1,000
95	詩歌の森公園	本石町 2-5-2	0197-64-2111				1		1				20,000
96	橋本児童公園	芳町 26	0197-64-2111				1		1				3,000
97	舟場児童公園	若宮町 1-303	0197-64-2111				1		1				1,200
98	下川原児童公園	若宮町 2-11	0197-64-2111				1		1				2,300
99	北上自動車学校	さくら通り 4-3-5	0197-63-4562				1		1				5,200
100	諏訪神社	諏訪町 1-3-9	0197-63-2907				1		1				900
101	市立展勝地公園	立花地内	0197-64-2111				1		1				7,400
102	展勝地第2駐車場	立花 1 3 地割地内	0197-64-2111				1		1				600
103	北上陸上競技場	相去町高前檀 27-36	0197-64-2111				1		1				35,000
104	大堤北児童公園	大堤北 1-50	0197-64-2111				1		1				1,300
105	大堤西児童公園	大堤西 1-61	0197-64-2111				1		1				1,700
106	小堤公園	大堤東 3-78	0197-64-2111				1		1				5,000
107	なかすじ児童公園	大堤南 2-19	0197-64-2111				1		1				1,300
108	南保育園	相去町東裏 22	0197-64-2111				1		1				400

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令第20 条の6第5号に規定する指定 基準を満たすもの（福祉避難 所）	想定収容人 数（人）
1	黒沢尻北地区交流センター	岩手県北上市常盤台 1-30-20	0197-64-2111	1		60
2	黒沢尻東地区交流センター	岩手県北上市中野町 1-5-46	0197-64-2111	1		90
3	黒沢尻西地区交流センター	岩手県北上市本石町 1-6-20	0197-64-2111	1		70
4	立花地区交流センター	岩手県北上市立花 20- 57-14	0197-64-2111	1		80
5	飯豊地区交流センター	岩手県北上市村崎野 12-67-6	0197-64-2111	1		70
6	二子地区交流センター	岩手県北上市二子町 鳥喰前 49-4	0197-64-2111	1		60
7	更木地区交流センター	岩手県北上市更木 12- 151-1	0197-64-2111	1		45
8	黒岩地区交流センター	岩手県北上市黒岩 19- 36-2	0197-64-2111	1		50
9	口内地区交流センター	岩手県北上市口内町 新町 67	0197-64-2111	1		45
10	稲瀬地区交流センター	岩手県北上市稲瀬町 前田 276	0197-64-2111	1		60
11	相去地区交流センター	岩手県北上市相去町 小糠沢 19	0197-64-2111	1		290
12	鬼柳地区交流センター	岩手県北上市鬼柳町 都島 49	0197-64-2111	1		60
13	江釣子地区交流センター	岩手県北上市上江釣 子 17-116	0197-64-2111	1		130
14	和賀地区交流センター	岩手県北上市和賀町 堅川目 1-1-13	0197-64-2111	1		210
15	岩崎地区交流センター	岩手県北上市和賀町 岩崎 18-53-8	0197-64-2111	1		50
16	藤根地区交流センター	岩手県北上市和賀町 藤根 14-147-3	0197-64-2111	1		60
17	生涯学習センター	岩手県北上市大通り 1-3-1 おでんせプラザ ぐろーぶ 3階	0197-64-2111	1		310
18	黒沢尻北小学校	岩手県北上市常盤台 1-22-33	0197-64-2111	1		850
19	サンレック北上	岩手県北上市常盤台 2-1-33	0197-64-2111	1		165
20	さくらホール	岩手県北上市さくら 通り 2-1-1	0197-64-2111	1		338

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの（福祉避難所）	想定収容人数（人）
21	県立黒沢尻北高等学校	岩手県北上市常盤台1-1-69	019-651-3111	1		89
22	黒沢尻体育館	岩手県北上市本石町2-5-1	0197-64-2111	1		400
23	黒沢尻東小学校	岩手県北上市中野町1-8-1	0197-64-2111	1		900
24	黒沢尻西小学校	岩手県北上市本石町1-6-71	0197-64-2111	1		900
25	専修大学北上高等学校	岩手県北上市新穀町2-4-64	0197-63-2341	1		300
26	上野中学校	岩手県北上市上野町4-10-8	0197-64-2111	1		800
27	北上中学校	岩手県北上市黒沢尻1-1-1	0197-64-2111	1		1,000
28	東桜小学校	岩手県北上市立花6-1-1	0197-64-2111	1		
29	東陵中学校	岩手県北上市立花1-8	0197-64-2111	1		750
30	北上市民成田スポーツ交流館	岩手県北上市成田24-23	0197-64-2111	1		300
31	飯豊中学校	岩手県北上市村崎野11-200	0197-64-2111	1		300
32	飯豊小学校	岩手県北上市村崎野11-101	0197-64-2111	1		800
33	県立黒沢尻工業高等学校	岩手県北上市村崎野24-19	019-651-3111	1		273
34	二子小学校	岩手県北上市二子町鳥喰22-2	0197-64-2111	1		650
35	北上北中学校	岩手県北上市二子町秋子沢13	0197-64-2111	1		600
36	更木小学校	岩手県北上市更木12-61	0197-64-2111	1		400
37	臥牛農業担い手センター	岩手県北上市臥牛11-48	0197-64-2111	1		50
38	黒岩鬼剣舞道場	岩手県北上市黒岩16-26-1		1		32
39	正洞寺	岩手県北上市黒岩18-45	0197-65-0773	1		40
40	北上市民黒岩スポーツ交流館	岩手県北上市黒岩7-47-1	0197-64-7525	1		
41	口内保育園	岩手県北上市口内町新町99-1	0197-64-2111	1		72

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令第2 0条の6第5号に規定する 指定基準を満たすもの（福 祉避難所）	想定収容 人数 （人）
42	正行寺	岩手県北上市口内町中野 88-1		1		56
43	新田休養センター	岩手県北上市口内町長洞 146		1		52
44	北上市民稲瀬スポーツ 交流館	岩手県北上市稲瀬町地藏 堂 15	0197-64-2111	1		300
45	くにみ保育園	岩手県北上市稲瀬町上台 586-2	0197-65-1563	1		60
46	北上総合体育館	岩手県北上市相去町高前 檀 27 番地 36	0197-64-2111	1		1,990
47	相去体育館	岩手県北上市相去町小糠 沢 19	0197-64-2111	1		200
48	県立北上翔南高等学校	岩手県北上市相去町高前 檀 13	019-651-3111	1		195
49	南小学校	岩手県北上市相去町葛西 檀 12-2	0197-64-2111	1		900
50	南中学校	岩手県北上市相去町滝の 沢 7-2	0197-64-2111	1		950
51	鬼柳小学校	岩手県北上市鬼柳町都鳥 35	0197-64-2111	1		700
52	江釣子小学校	岩手県北上市上江釣子 16-200	0197-64-2111	1		900
53	江釣子中学校	岩手県北上市上江釣子 17-172-1	0197-64-2111	1		850
54	市民江釣子体育館	岩手県北上市上江釣子 17-116	0197-64-2111	1		350
55	江釣子7区公民館	岩手県北上市下江釣子 11-118-3	0197-64-2111	1		100
56	江釣子幼稚園	岩手県北上市滑田 15-57	0197-64-2111	1		250
57	江釣子共同福祉施設	岩手県北上市鳩岡崎 2- 51-1	0197-64-2111	1		100
58	江釣子15区曾山公民館	岩手県北上市北鬼柳 3- 76	0197-72-2726	1		50
59	江釣子17区公民館	岩手県北上市北鬼柳 21- 92-1	0197-77-2502	1		20
60	江釣子勤労者体育セン ター	岩手県北上市北鬼柳 22- 52-3	0197-64-2111	1		200
61	笠松小学校	岩手県北上市和賀町堅川 目 1-1-10	0197-64-2111	1		
62	和賀西小学校	岩手県北上市和賀町横川 目 7-134-3	0197-64-2111	1		700

3-14-7 指定避難所一覧

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令第2 0条の6第5号に規定する 指定基準を満たすもの（福 祉避難所）	想定収容 人数 （人）
63	和賀西中学校	岩手県北上市和賀町横川 目13-64-1	0197-64-2111	1		650
64	横川目多目的集会施設	岩手県北上市和賀町横川 目16-283-2	0197-72-2606	1		50
65	津村田生活改善センタ ー	岩手県北上市和賀町横川 目27-140-2		1		50
66	仙人公民館	岩手県北上市和賀町仙人 7-5	0197-74-2332	1		15
67	羽山ふれあいセンター	岩手県北上市和賀町岩沢 9-1-3		1		50
68	ふるさと体験館北上	岩手県北上市和賀町山口 23-24-5	0197-64-2111	1		240
69	いわさき小学校	岩手県北上市和賀町岩崎 18-53-3	0197-64-2111	1		610
70	和賀東小学校	岩手県北上市和賀町藤根 17-100-2	0197-64-2111	1		700
71	和賀東中学校	岩手県北上市和賀町長沼 6-1	0197-64-2111	1		800
72	後藤1区自治公民館	岩手県北上市和賀町後藤 11-54-4		1		60
73	後藤野自治公民館	岩手県北上市和賀町後藤 1-354		1		150
74	日本現代詩歌文学館	岩手県北上市本石町2- 5-6	0197-64-2111	1		110
75	専修大学北上福祉教育 専門学校	岩手県北上市鍛冶町1- 3-1		1		2500
76	村崎野勤労者体育館	岩手県北上市北工業団地 1-7		1		350
77	永昌寺	岩手県北上市更木33- 105	0197-66-4240	1		180
78	北上孝輝殿	岩手県北上市稲瀬町上台 201-1	0197-64-2121	1		440
79	上台会館	岩手県北上市稲瀬町上台 200-1	0197-64-4861	1		20
80	安楽寺	岩手県北上市稲瀬町上台 205	0197-65-0716	1		60

3-14-8 指定福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	利用場所
1	北上市総合福祉センター 64-1212	常盤台二丁目1番63号	和室
2	和賀町総合福祉センター 72-2500	和賀町横川目10地割20番地3	和室

3-14-9 協定福祉避難所一覧

3-14-9 協定福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	利用場所
1	和賀の園 73-5123	和賀町煤孫9地割9番地1	作業室 生活介護室
2	地域密着型特別養護老人ホーム浮牛の里 71-4560	口内町久田25番地11	交流ホール兼 会議室
3	特別養護老人ホームいいとよ 71-1377	村崎野12地割74番地28	会議室
4	ショートステイ紅音 72-6156	村崎野14地割432番地106	保育スペース
5	ショートステイ北上 72-8361	二子町宿西22番地1	看護職員室
6	地域密着型特定施設入居者生活介護ケアハウス常心の里 87-9088	常盤台四丁目7番32号	思いやりホーム
7	小規模多機能ホームうえのまち 63-2267	上野町一丁目7番1号	大広間
8	通所介護なごみ 61-5100	黒沢尻四丁目8番20号	昼コーナー 静養室
9	安寿デイサービス中野町 72-6900	中野町二丁目12番24号	娯楽室 機能訓練室
10	ツクイ北上 63-8077	本石町二丁目1番41号	機能訓練室
11	有料老人ホームいこい 65-3113	北鬼柳22地割46番地	居間 小上り
12	介護老人保健施設たいわ 77-3300	北鬼柳20地割20番地	多目的ホール
13	特別養護老人ホームわがの里 73-5511	下江釣子10地割74番地3	地域交流室
14	小規模多機能ホーム横川目 72-4531	和賀町横川目11地割161番地1	和室
15	介護老人保健施設まつみ 73-8811	和賀町長沼5地割350番地1	機能訓練室
16	介護老人保健施設みさと 71-7231	和賀町煤孫10地割14番地1	介護機器室

17	グループホームおおきな木 62-3316	村崎野20地割60番地 3	交流サロン
18	地域密着型特別養護老人ホームすずの 里 62-5533	北鬼柳15地割128番地 2	喫茶室
19	やちだもの家北上B棟 61-5582	立花17地割 1 番地 3	食堂・機能訓練
20	特別養護老人ホームさくら爽 61-5117	さくら通り三丁目 7 番 7 号	多目的ホール
21	立風の館	下江釣子13地割77番地11	共有スペース (1・2階)

3-14-10 消防団避難誘導等担当区域表

3-14-10 消防団避難誘導等担当区域表

所属名	担当区域
団本部	市全域
第1分団	黒沢尻1区から9区まで、11区から13区まで及び21区から26区まで
第2分団	黒沢尻10区、14区、15区、19区、20区及び27区
第3分団	江釣子2区から6区まで、9区及び14区から17区まで
第4分団	江釣子1区、7区、8区及び10区から13区まで
第5分団	飯豊1区から10区まで
第6分団	二子1区から8区まで及び更木1区から7区まで
第7分団	口内1区から9区まで
第8分団	黒沢尻16区から18区まで、黒岩1区から3区まで及び稲瀬1区から4区まで
第9分団	相去1区から11区まで
第10分団	鬼柳1区から5区まで
第11分団	藤根1区から4区まで、長沼1区、2区及び後藤1区、2区
第12分団	横川目1区から5区まで及び堅川目区
第13分団	仙人区、岩沢区、山口区、煤孫1区、2区、新田1区、2区及び岩崎1区から3区まで

3-15-1 災害医療救護に関する協定書(北上医師会)

災害医療救護に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と一般社団法人北上医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部との連携）

第2条 乙は、北上市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて災害対策本部に同席するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第4条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は甚大な被害が想定される場合に派遣の要請を待たず、自主的に被災地の情報収集を行った結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めたときは、自主的に医療救護班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療救護班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (2) 収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第7条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第8条 医療救護活動に使用する医薬品、衛生材料及び医療器材（以下「医薬品等」という。）

は、原則として当該医療救護班の備える医薬品等とする。ただし、備える医薬品等がなく、又は不足したときは、甲が供給するものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3-15-1 災害医療救護に関する協定書(北上医師会)

(救護所における給食等)

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療活動を実施した場合に要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

(1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用 当該医薬品等に係る実費の額

(3) 収容医療機関及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該収容医療機関及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は施設の原状回復に要する費用 当該現状回復に係る実費の額

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のため要したもの 甲が別に定める額（扶助費）

第12条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される例により扶助費を支給する。

(医療紛争の措置)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第11条の費用及び第12条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(訓練)

第17条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときには、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年3月27日

甲 北上市芳町1番1号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市花園町一丁目7番4号
一般社団法人北上医師会

会長 小池 博之

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

災害医療救護に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と北上薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部との連携）

第2条 乙は、北上市災害対策本部が設置されたときは、必要に応じて乙は災害対策本部に同席するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第4条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は甚大な被害が想定される場合に派遣の要請を待たず、自主的に被災地の情報収集を行った結果、緊急に薬剤師班を派遣する必要があると認めたときは、自主的に薬剤師班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき薬剤師班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1） 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

（2） 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（薬剤師班の輸送）

第6条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（使用医薬品等）

第7条 医療救護活動に使用する医薬品等は、原則として当該薬剤師班の備える医薬品等とする。

ただし、備える医薬品等がなく、又は不足したときは、甲が供給するものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第8条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（調剤費）

第9条 救護所における調剤費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 収容医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療活動を実施した場合に要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 薬剤師班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 薬剤師班が調達した医薬品等の費用 当該医薬品等に係る実費の額
- (3) 収容医療機関及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該収容医療機関及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は施設の原状回復に要する費用 当該原状回復に係る実費の額
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のため要したもの 別の定める額（扶助費）

第11条 甲は、薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される例により扶助費を支給する。

（医療紛争の措置）

第12条 薬剤師班が医療救護活動により患者との医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（報告）

第13条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第14条 乙は、第10条の費用及び第11条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を乙に支払うものとする。

（訓練）

第16条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

（協定期間）

第18条 この協定の有効期間は、平成26年3月27日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときには、更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

3-15-2 災害時医療救護に関する協定書(北上市薬剤師会)

平成 26 年 3 月 27 日

甲 北上市芳町 1 番 1 号
北上市

北上市長 高橋 敏彦

乙 北上市大通り四丁目 3 番 1 号
北上薬剤師会

会長 内館 伸也

3-16-1 支給物資

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
見回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶碗、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

供給食糧の種類

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

3-16-2 災害時における支援協力に関する協定書

3-16-2 災害時における支援協力に関する協定書

災害時における支援協力に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ乙において調達できる物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 衣料品
- （3） 医療品
- （4） 寝具類
- （5） 食器類
- （6） 炊事用品
- （7） 日用雑貨
- （8） 冷暖房器具
- （9） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、緊急生活物資供給要請書（様式第9号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行ない、事後に 緊急生活物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに緊急生活物資供給確認書（様式第10号）を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金については、甲が負担するものとする。また、乙が物資の運搬を行なったときに要する経費は、甲・乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(避難場所の提供)

第10条 乙は、災害時において、乙が所有する駐車場を避難場所として提供するものとする。

(その他)

第11条 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって3ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

2 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

附則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月1日

甲 北上市芳町1番1号
北上市長 伊 藤 彬

乙 岩手県盛岡市前潟4丁目7番1号
イオン株式会社北日本カンパニー
青森岩手事業部長
正 木 雄 三

3-16-3 災害時における物資供給に関する協定書

3-16-3 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う物資供給の要請に関し、その手続き等について定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、緊急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって申し出を行ない、事後に緊急生活物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資を確認後、速やかに緊急生活物資供給確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月11日

甲 北上市芳町1番1号
北上市長 高橋敏彦

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 榎 賢一

3-16-3 災害時における物資供給に関する協定書

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

災害時における物資の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）は、北上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、円滑な救援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が北上市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他乙が供給可能な物資

（協力要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、調達する物資名、数量、引渡し場所等を記載した様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合、文書によることが難しい場合その他やむを得ないものと甲が認める場合は、電話その他の文書以外の方法により行うことができる。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その他要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を様式第2号により甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定の定めるところにより、乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生した直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡員の派遣等）

第8条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

（物資の安定供給）

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図るとともに安定供給に努力し、甲はこれに協力するものとする。

（その他の協力事項）

第10条 甲及び乙は、災害時において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有、又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること
- (2) 甲又は乙が収集した市内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- (3) その他被災者への支援活動及び市民生活の早期安定のため必要と認められる事項

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（平時の防災活動への協力）

第12条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡窓口）

第13条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては北上市消防防災部消防防災課とし、乙においては株式会社バイタルネット北上支店とする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙ともに異議の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から換算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後の有効期間満了の時も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項及び実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成30年6月7日

甲 岩手県北上市芳町1番1号
北上市
代表者 北上市長 高 橋 敏 彦

乙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番12号
株式会社バイタルネット
岩手営業部 部長 諸 岡 一 之

別表（第4条関係）

品 目	品 名
一般用医薬品	・ 消毒剤 ・ ミルク ・ 離乳食 ・ 介護食 ・ 飲料水（PB品お茶、ポカリスエット等） ・ 機能性食品（カロリーメイト、ウイダーインゼリー等） ・ 一般用医薬品（胃腸薬、かぜ薬等） ・ その他 供給可能なもの
衛生用品	・ マスク ・ 介護用オムツ ・ 幼児用オムツ ・ 生理用品 ・ ガーゼ・包帯・絆創膏 ・ ストーマパウチ（人工肛門） ・ その他 供給可能なもの

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社バイタルネット 様

北上市長

物資供給要請書

「災害時における物資供給に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 物資の品目及び数量

品 目	規 格	数 量	備 考

担当者：

所属

職名

氏名

3-16-4 災害時における物資の供給に関する協定書（バイタルネット）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

北上市長 様

株式会社バイタルネット

物資供給回答書

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで協力要請を受けた事項について、次のとおり物資を供給します。

品目	規格	数量	単価	金額	備考

担当者：

所属

職名

氏名

3-16-5 災害時における飲料の確保に関する協定書（みちのくコカ・コーラボトリング）

災害時における飲料の確保に関する協定

北上市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北上市における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「飲料供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において飲料供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬及び納入）

第4条 飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に代金等を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金等の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、北上市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者等）

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（確認書の提出）

第9条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先を記した「連絡先確認書」（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 岩手県北上市芳町1番1号

北上市長

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

様式第1号

令和 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 広和 様

北上市長 高橋 敏彦

飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

様式第2号

令和 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 広 和 様

飲料受領確認者

職氏名 _____ ㊞

飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の品名及び数量

品名	規格	数量	備考

※記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時にあらかじめ記載しておくこと。

受領確認者の押印は省略できる。

3-16-5 災害時における物資供給に関する協定書（ユニバース）

3-16-5 災害時における物資供給に関する協定書（ユニバース）

災害時における物資供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と株式会社ユニバース（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、甲の要請時点において乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はメール等で要請し、その後直ちに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾する場合は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はメール等で受託することを伝え、その後直ちに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、直ちにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議により定めた輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が物資を輸送する車両を、災害対策基本法第50条第1項に基づく災害応急対応に使用する車両とし、緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の調達及び運搬にかかる費用（以下「調達等費用」という。）は甲が負担するものとする。

2 調達等費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

（費用の支払）

第8条 調達等費用は月末締めとし、乙は、甲に対して月毎に調達等費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、14日以内に費用を乙に支払うものとする。ただし、被災状況によって期限までの支払いが難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続してその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 9月 21日

甲 岩手県北上市芳町1番1号

北上市

市長 高 橋 敏 彦

乙 青森県八戸市大字長苗代字前田83番地1

株式会社ユニバース

代表取締役社長 三 浦 建 彦

3-16-5 災害時における物資供給に関する協定書（ユニバース）

別表

区 分	主な品種
・食料品 ・生活必需品	カップ麺、飲料水、缶詰、菓子類、おにぎり、パン類、牛乳、乳児用ミルク、ベビーフード、介護食、その他 身回品－タオル、紙おむつ、トイレットペーパー、生理用品、介護用品など 炊飯道具－カセットコンロ、なべ、包丁など 食器－はし、茶碗、皿など 日用品－石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴミ袋など 光熱材料－電池、卓上用ガスボンベ、マッチ、ローソク、懐中電灯など その他－使い捨てカイロ（冬季） 殺虫剤類（夏季）

様式第2号（第5条関係）

北上市長 ○ ○ ○ ○ 様

年 月 日

供給者

名 称

代表者

印

物資供給報告書

別添写しの 年 月 日 付け 第 号で要請のありました物資供給について、写しの通り報告します。（変更のあった内容については写しに記載）

運搬経路 _____ ～ _____

物資搬入者 _____ 印

物資受取者 _____ 印

3-20-1 一般廃棄物処理業者一覧表（処理業者）

業 者 名 称	所 在 地	電 話	台数	積載量
(株)有田屋	鍛冶町三丁目2番47号	64-6400	23台	44.48 t
(有)かなめ環境整備	二子町宿東66番地	66-3662	3台	9.30 t
(有)北上清掃センター	黒岩3地割61番地	65-3038	2台	3.05 t
北上ビルメン(株)	幸町2番5号	64-3347	2台	3.30 t
(株)北日本環境保全	常盤台四丁目11番116号	65-3166	35台	115.50 t
(有)昆野環境サービス	口内町草刈場395番地10	69-2732	3台	6.80 t
中央建設(株)	堤ヶ丘二丁目9番50号	64-1492	9台	18.75 t
(株)マルサ	成田26地割83番地12	68-2288	13台	58.10 t
(株)エコ	成田26地割83番地10	68-4103	13台	21.70 t
(株)スパット北上	村崎野14地割63番地3	62-3636	14台	40.15 t
リックス(株)	相去町大松沢1番地64	67-6446	13台	29.65 t
(株)和賀開発	和賀町横川目36地割26番地	72-3250	4台	11.30 t
(株)北上衛生社	常盤台四丁目11番116号	63-4483	3台	8.95 t
グリーンリサイクル(株)	相去町大松沢1番地81	67-0077	6台	49.20 t
(株)岩手環境事業センター	二子町上野112番地1	66-3171	2台	14.60 t
工藤隆雄	上野町二丁目26番7号	64-3166	2台	1.20 t
さくら環境企画	村崎野9地割194番地11	62-8322	2台	4.35 t
千田技建工業(株)	下江釣子15地割4番地2	77-2587	3台	5.90 t
(有)中神工務店	孫屋敷8番1号	63-3611	6台	10.70 t
マルケイ建設(株)	和賀町藤根17地割54番地1	73-5331	14台	32.05 t

3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）

3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）

（不燃） 北上市清掃事業所	上鬼柳2地割212番地	67-2039	処理能力 1日5H30t
（可燃） 岩手中部クリーンセンター	和賀町後藤3地割60番地	72-8286	処理能力 1日182t

3-20-3 一般廃棄物処理業者一覧表（し尿収集委託業者）

業 者 名 称	所 在 地	電 話	台数	積載量
(有)北上衛生社	常盤台四丁目11番116号	63-4483	9 台	28.60kl
(株)光衛生社	花巻市豊沢町8番75号	0198-23-3034	7 台	24.80kl
みちのく環境衛生(株)	和賀町岩崎26地割24番地	73-5602	4 台	14.80kl

3-20-4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

3-20-4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

北上市（以下「市」という。）と一般社団法人岩手県産業廃棄物協会中部支部（以下「協会支部」という。）とは、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、市が協会支部に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害時において、建物の損壊等によって発生するがれき「木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等。ただし、解体によるものを除く。」並びに一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみの廃棄物をいう。

（協力内容）

第3条 協会支部は、災害時に災害時に市から次の各号に定める事項（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について要請があった場合、必要な要員、車両、資材及び機材等を調達に関し、可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号の実施に関し必要な事項

（協力方法）

第4条 市は、協会支部に対し協力を要請するときは、文書に要請するものとする。ただし、緊急で文書により難い場合は、口頭で要請したと、速やかに文書で要請するものとする。

2 協会支部は、前項の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会員の状況等（以下、「協会員の状況等」という。）について、市に対して連絡するものとする。

3 市は、第1項の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう、協会支部に対し市内の被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（廃棄物処理の実施）

第5条 災害時における廃棄物等の処理の実施については、市と協会員とが個別に協議することとする。

（状況等の情報提供）

第6条 協会支部は、協会員の状況等の情報について、毎年1回しに提供するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市は必要に応じて、協会員の状況等の情報について協会支部に提供を求めることができる。

3 協会支部は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施できるよう、実施体制及び情報の収集伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、市においては生活環境部環境政策課、協会支部においては協会支部事務局とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、市又は協会支部のいずれかが文書による申し出がない限り継続する。

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、市及び協会支部が協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、当事者が記名して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成29年4月14日

住所 岩手県北上市芳町1番1号

氏名 北上市

北上市長 高橋 敏彦

住所 岩手県北上市常盤台四丁目11番116号

氏名 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会中部支部

支部長 小原 研

3-20-5 一般廃棄物処理施設（し尿処理）

3-20-5 一般廃棄物処理施設（し尿処理）

北上地区広域行政組合	成田23地割55番地 1	68-2203	処理能力 1日250k1

3-20-6 障害物除去機械保有業者一覧表

団体名又は商号	所在地	電話	ブルドーザー	ショベル系掘削機	トラクターショベル	自走式クレーン	ダンプカートラック類
旭ボーリング㈱	鬼柳町都鳥186番地1	71-5061				1	17
イリヤマ㈱	大通り一丁目4番19号	65-4300	2	10	3		12
岩建工業㈱	堤ヶ丘一丁目7番1号	63-2123		2			4
岩手基礎工業㈱	流通センター1番34	68-2181		4		4	2
岩手建設工業㈱	常盤台二丁目9番4号	65-1616	6	9		1	11
㈱岩手日建工業	鬼柳町満屋103番1	67-5521		5		1	13
㈱小田島組	和賀町堅川目1-33-137	63-5006	4	8			3
小田島建設㈱	和賀町堅川目1-33-21	73-6388	2	8		2	2
㈱小田島工業	和賀町岩崎27番95	73-7721	3	8	3		7
㈱小原建設	材崎野15地割312番8	66-3125	3	16	3	1	4
㈱菊池建設工業	新穀町一丁目5-40	63-5532	5	9			3
㈱木戸口工務店	二子町築館38番地1	66-2722		6		3	4
(有)斎藤建設	飯豊19地割101	68-3121	1	4		1	2
㈱佐藤組	相去町旧舘沢20番1	67-5555	3	3	1		2
鈴久建設㈱	北鬼柳33地割50番4	64-5110	1	3	2	1	5
㈱誠和建設	川岸一丁目15番37号	64-4218	2	1	1		3
(有)高孝建設	和賀町藤根17地割73	73-7286		1			2
高橋建設㈱	本石町二丁目4番20	65-2131	5	12	3		15
千田工業㈱	九年橋一丁目10番29号	63-3207		1		1	
㈱千葉重機	和賀町藤根13-244-1	73-5806	10	25	3	3	19
中央建設㈱	堤ヶ丘二丁目9番50号	64-1492	2	9	1		6
㈱都鳥組	鬼柳町都鳥121番地3	63-2187		2		1	1
㈱フジネ建設	和賀町藤根17-75-2	73-5325		2		1	1
㈱ホクセイ建設	鬼柳町柳上129番地1	67-1781	1	7	1	1	4
北海建設工業㈱	鍛冶町三丁目5番14号	63-7855		4		1	4
松井建設㈱	常盤台二丁目13番32号	63-3998	2	6	1	1	2
(有)丸恭工務店	村崎野24地割20番13	66-5244	1	21		1	10
㈱八重庄建設	藤沢17地割127番地1	63-5588		7		1	7
㈱和賀開発	和賀町横川目36地割26	72-3250	3	7	2		10

3-26-1 災害時電力設備復旧に関する協定

3-26-1 災害時電力設備復旧に関する協定

岩手県北上市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社花北営業所（以下「乙」という。）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災情報の収集と提供等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）及び復旧状況
- ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
- エ その他必要と思われる情報

2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。

3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部からの要請を待つことなく、災害情報の収集・伝達、各種調整等を図るための社員を災害対策本部に派遣することができるものとする。

4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、相互の意思疎通を図っておくものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧作業応援隊本部、駐車場、資材置場としての用地の使用について協力を要請することができるものとする。

具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書覚書による。

2 乙が上記用地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

(交通支障物の除去)

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧に当たり、乙が所有する電源車等の使用による電力復旧については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、美時災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができるものとする。

- (1) 感電事故の防止
- (2) 漏電による火災の防止
- (3) 電力設備の被害情報の提供
- (4) 停電及び復旧状況に関する情報の提供

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならびに乙は記名押印の上各自1通を保有する。

3-26-1 災害時電力設備復旧に関する協定

平成 21 年 9 月 10 日

- 甲 岩手県北上市
北上市長 伊 藤 彬
- 乙 岩手県北上市本通り 4 丁目 1 1 番 1 2 号
東北電力株式会社花北営業所
所 長 齋 藤 幹 治

3—26—2 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と社団法人岩手県電業協会北上市支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して電気設備の応急復旧の応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し応援を要請した時に発動するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により要請を行い、事後、書面を提出することができるものとする。

- （1） 災害等が発生した場所
- （2） 被害の状況
- （3） 応急復旧の応援内容
- （4） 必要な資機材及び人員
- （5） 応援が必要な期間
- （6） 現場における甲の指揮者
- （7） その他応援に関して参考となる事項

（要請への協力）

第5条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市内災害時直後の電気設備の損害、道路の陥没又は断水等の被災状況について、乙の会員及び所属員が現場を発見した場合は、甲への情報提供するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3—26—2 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

(雑則)

第9条 この協定は、平成21年5月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年5月1日

甲 北上市

北上市長 伊 藤 彬

乙 岩手県北上市里分2地割165番

社団法人岩手県電業協会北上支部

支部長 高 橋 寛

3-26-3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるプロパンガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北上市地内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して避難所や仮設住宅等のプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機（以下「プロパンガス等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時において、プロパンガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その調達の協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は甲に対しプロパンガス等の調達に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲が乙に対し要請をする場合は、次に掲げる事項を明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又は口頭をもって要請し、事後書面を提出するものとする。

（1）プロパンガス等の品名及び数量

（2）プロパンガス等の供給日時及び場所

（3）その他必要な事項

（要請への措置）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がプロパンガス等の調達に要した費用及びその他の必要経費については、甲が負担するものとする。

（プロパンガス等の価格）

第6条 乙が甲に供給したプロパンガス等の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（事故報告）

第7条 乙は、プロパンガス等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第8条 乙が、プロパンガス等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

（状況報告）

3-26-3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

第9条 甲は、この協定に基づく要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有するプロパンガス等の数量等の状況について、報告を求めることができる。

(被災した市町村への応援)

第10条 甲が被災した他の市町村に対するプロパンガス等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、北上市企画部消防防災課、乙においては、社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部事務局とする。

(疑義事項の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第13条 この協定は、平成20年6月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年6月1日

甲 北上市
北上市長 伊 藤 彬

乙 岩手県北上市青柳町二丁目1番8号
社団法人岩手県高圧ガス保安協会北上支部
支部長 笠 井 政 雄

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

北上市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩手県建設業協会北上支部（以下「乙」という。）及び北上市建設業協会（以下「丙」という。）は、北上市に災害が発生した場合における北上市地域防災計画に基づく災害応急対策業務の用に供するための労務、機械、機材及び資材等（以下「労務資機材等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1 この協定は、北上市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対して乙及び丙が行う労務資機材等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2 この協定の対象となる災害は、地震、大雨その他の自然現象、大規模な事故等をする。

（要請）

第3 甲は、北上市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めたときは、乙及び丙に対し、労務資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、労務資機材等供給要請書（別紙様式）を提出して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（供給）

第4 乙及び丙は、甲から第3の要請を受けたときは、その所管する労務資機材等の範囲内において、速やかに供給を行うものとする。

2 労務を供給する際の方法は、請負を原則とする。

（費用）

第5 乙及び丙による労務資機材等の供給に係る費用については、甲が負担するものとし、代金及び支払いの方法等については、事後に甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第6 甲、乙及び丙は、この協定締結後速やかに災害発生時の連絡責任者及び連絡先をそれぞれ連絡するものとし、変更があった場合も同様とする。

（協議）

第7 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8 この協定は、平成27年9月1日から適用する。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

3-26-4 災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書

甲 北上市

代表者 北上市長 高 橋 敏 彦

乙 一般社団法人岩手県建設業協会北上支部

代表者 支部長 小 原 志 朗

丙 北上市建設業協会

代表者 会 長 小田島 秀 一

別紙様式（第3関係）

年 月 日

様

北上市長

労務資機材等供給要請書

災害応急対策における労務資機材等の供給に関する協定書第3の規定により、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 要請する労務資機材等

項目（種類）	数量	対応内容	備考

3 その他

4-2-1 災害復興住宅資金

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 災害復興住宅資金

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）	1 建設資金 1,460万円 2 整地資金 390万円 3 土地取得資金 970万円	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1 新築購入資金 2,430万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユース[®] ラス住宅、リ・ユース[®] ラスマンション 2,430万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,130万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度	1 据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユース[®] ラス住宅、リ・ユース[®] ラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じ、罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 640万円 2 引方移転資金 390万円 3 整地資金 390万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で390万円が限度	1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

4-2-2 生活福祉資金

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることができない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1 世帯 150万円以内	1 据置期間 6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 連帯保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1 世帯 250万円以内	

4-2-3 災害援護資金

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1) = 1 + 2 350万円 (2) = 1 + 3 270万円 (3) = 1 + 4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流出 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

5 附属資料

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

岩手県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県500mメッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震 パラメータ		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1(A、B)】 北上低地西縁断層群 北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群 南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震 をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域 を考慮した地震
断層の 原点	北緯(°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経(°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ(km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心 円状に破壊	断層面下端南側から 円心円状に破壊	断層面上端中央か ら円心円状に破壊	断層面上端中央から円 心円状に破壊
		(1A)南側から破壊			
		(1B)北側から破壊			

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報（国土地理院）」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁の

5-1-1 地震被害想定調査結果（平成9年度実施：岩手県）

うち、橋長15m以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震 主な被害想定項目		【地震1】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域地震
		A(南側から破壊)	B(北側から破壊)			
		M=7.4		M=7.3	M=7.9	M=8.0
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313棟	1, 559棟	1, 763棟	11棟	183棟
〔現況棟数：686, 116棟〕						
3 火災被害	炎上出火	19点	1点	4点	－	－
	延焼出火	13点	点	1点	－	－
	消失棟数	164棟	1棟	19棟	－	－
〔現況棟数：686, 116棟〕						
4 人の被害 (冬・夕方)	死者数	97人	6人	11人	－	－
	負傷者数	1, 484人	230人	350人	－	－
	罹災世帯数	3, 607世帯	1, 084世帯	1, 137世帯	7世帯	103世帯
	罹災者数	10, 947人	3, 568人	3, 745人	21人	319人
〔世帯数：453, 722世帯〕						
5 急傾斜地 崩壊	危険度 大	53箇所	52箇所	49箇所	12箇所	115箇所
	〔危険箇所：6, 959箇所〕					
6 道路被害	被害箇所	53箇所	67箇所	62箇所	29箇所	74箇所
(対象路線延長：3, 310km)						
7 橋梁被害	危険度 大	5箇所	7箇所	3箇所	－	－
(対象橋梁数：1, 201箇所)						

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を40mメッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を400mメッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896年)	昭和三陸地震津波 (1933年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯(°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経(°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ(km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2*	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波	明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高 第1波最短到達時間		31.2m (大船渡市綾里白浜) およそ26分後 (宮古市姉吉)	21.0m (大船渡市綾里白浜) およそ31分後 (宮古市姉吉)	10.8m (大船渡市吉浜) およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町小谷鳥、釜石市佐須)
2 建物被害	床上（全壊） 床上（半壊） 床上（軽微） 床下浸水		約6,700～17,600棟 約3,800～6,600棟 約2,900～3,300棟 約2,000～2,300棟	約1,800～6,800棟 約1,400～6,300棟 約1,400～3,900棟 約1,700～2,200棟	約1,300～4,300棟 約2,200～5,600棟 約2,400～3,800棟 約1,700～2,200棟
3 人的被害	死者数 重傷者数 中等傷者数		約160～1,300名 約90～800名 約200～2,000名	少数～約200名 少数～約200名 少数～約400名	約110～1,000名 約50～630名 約120～1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長 緊急輸送道路浸水地区数		約270～370km 28～31地区	約170～370km 16～28地区	約180～270km 17～21地区
5 ライフライン被害	上水道浄水場 上水道ポンプ場 下水処理場 ガス貯蔵施設 変電所 電話交換施設		3～5箇所 2～3箇所 19～22箇所 1箇所 0箇所 3～10箇所	0～2箇所 1～2箇所 14～17箇所 1箇所 0箇所 0～4箇所	0～1箇所 1箇所 13～15箇所 1箇所 0箇所 2～4箇所

○ 本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○ 避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①地震動の想定	全県500mメッシュ単位で表示

5-1-2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施：岩手県）

②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県500mメッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係をj用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調書報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定した。

5－1－2 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施：岩手県）

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251棟	
	RC造大破棟数	12棟	
	S造全壊棟数	26棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7人	10人
	重傷者数	124人	103人
	軽傷者数	2, 589人	2, 134人
道路被害	橋梁被災危険度B	1箇所	
	橋梁被災危険度C	24箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80箇所	
地震火災		0件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546箇所	21箇所

5－1－3 北上市業務継続計画

※ 北上市業務継続計画のページ番号については、地域防災計画のページ番号ではなく業務継続計画のページ番号が記載されています。

北上市業務継続計画

平成 31 年 3 月

目次

1	業務継続計画とは	1
2	非常時優先業務とは	1
3	業務継続計画策定の効果	2
4	業務継続計画の特に重要な6要素	3
(1)	市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体4	
ア	市長の職務代行の順位	4
イ	参集体制	4
(2)	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	6
(3)	電気、水、食料等の確保	7
ア	電気	7
イ	水、食料	7
(4)	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	10
ア	災害対策本部内で情報共有するための通信手段	10
イ	市民等へ情報を発信するための通信手段	11
(5)	重要な行政データのバックアップ	13
ア	重要な行政データとは	13
イ	重要な行政データのバックアップ状況	14
(6)	非常時優先業務の整理	15
5	業務継続計画の継続的改善	17

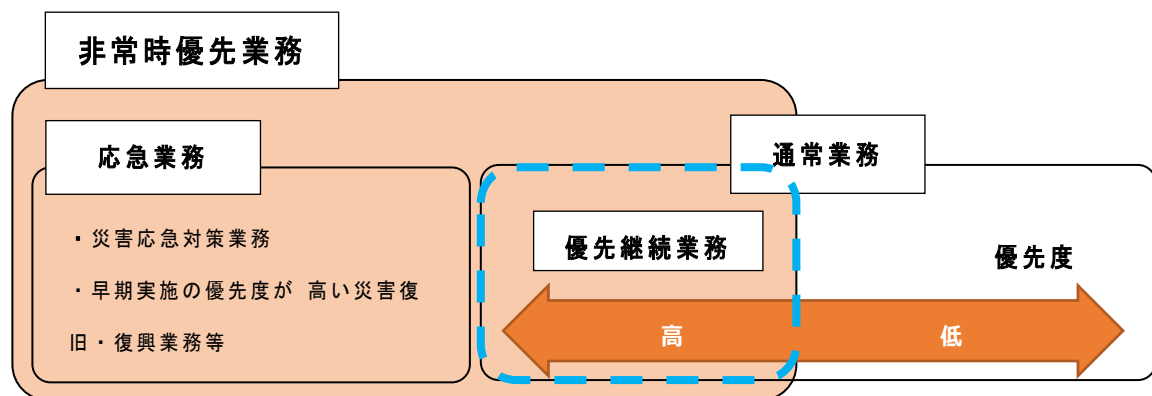
1 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、利用できる資源（人、物、情報）等に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定め、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として策定される計画のことである。

防災対策を定めた計画として地域防災計画や各種の災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画はこれらを補完し、又は、行政自らが被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものとする。

2 非常時優先業務とは

非常時優先業務とは災害発生時に優先して実施する業務のことを指す。災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等である応急業務と通常業務のうち、業務継続の優先度が高い業務（優先継続業務）を合わせて非常時優先業務と呼ぶ。



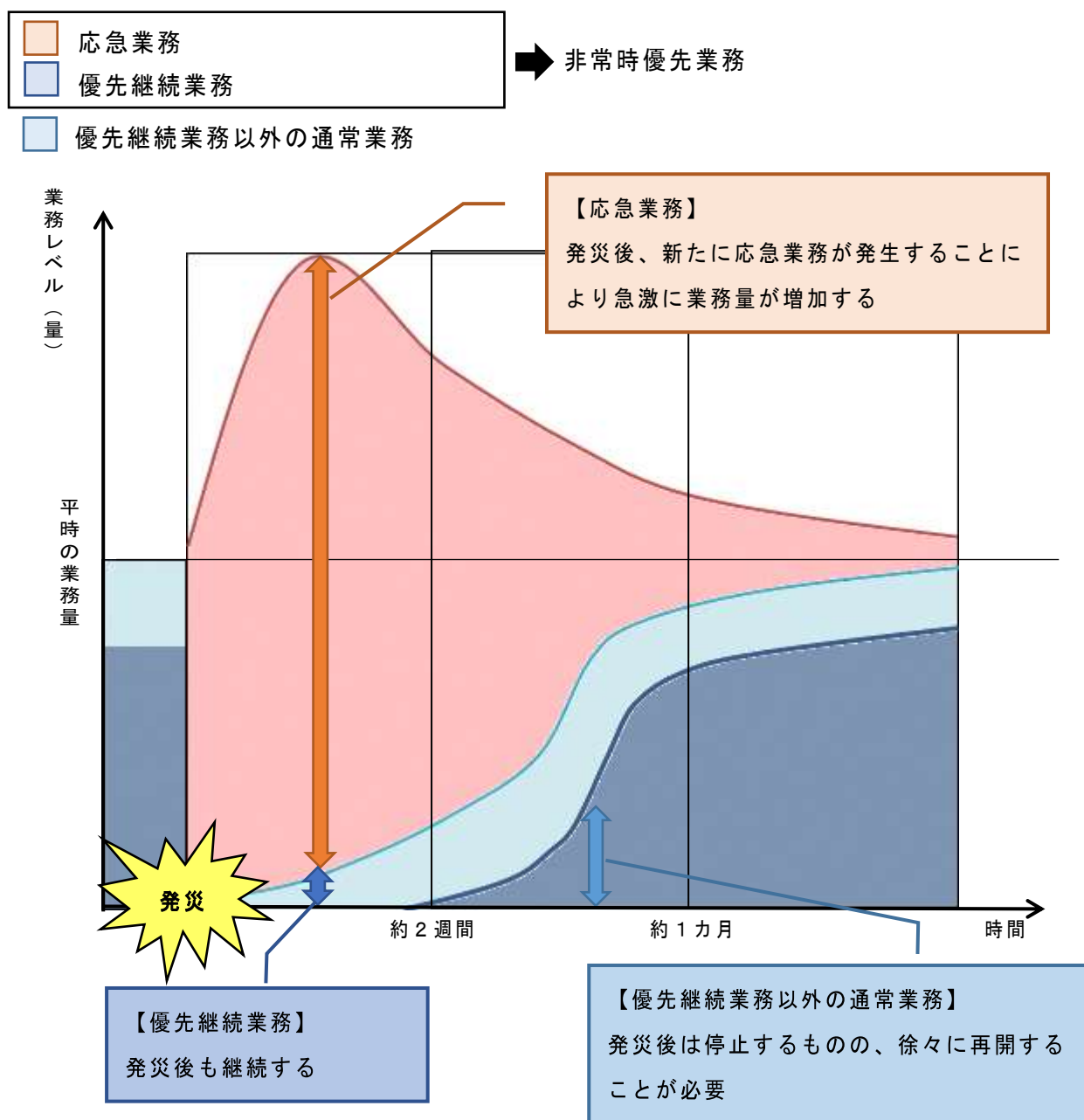
非常時優先業務のイメージ図

3 業務継続計画策定の効果

災害発生時には業務量が急激に増加するが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになることが期待される。

発災後に行政が実施する業務の推移



4 業務継続計画の特に重要な6要素 参考：内閣府 市町村のための業務継続計画策定ガイド

業務継続計画に必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。これらの6要素についてあらかじめ定めておくものとする。

6 要素	内容
(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	市長不在時に市長の職務を代行するものを定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ア 市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	企画部長	財務部長

< 根拠法令等 >

北上市災害対策本部条例第2条第2項、北上市災害対策本部規程第2条第3項

イ 参集体制

災害時における災害対策本部、避難所担当職の配備体制は以下のとおり。

【災害対策本部】

本部の配備体制は、警戒配備体制、非常配備体制の2体制とし、配備基準等については以下のとおり。

配備体制	配備基準	配備人員
警戒配備体制	1 次の情報のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 3 市内に震度5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	以下の課等の長及び各部長が指名したもの（警戒配備時の参集基準表による） 政策企画課、総務課、都市プロモーション課、財政課、福祉課、農林企画課、環境政策課、道路環境課、下水道課、消防防災課、会計課、総務課（教育部）
非常配備体制	1 大規模災害が発生したとき。 2 本部すべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき。 3 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が特に必要と認めたとき。	全ての職員

※各部の人員については各部・課で調整する。また、災害対策本部長の判断により、動員範囲を縮小して警戒配備体制に当たらせることがある。

< 根拠法令等 >

北上市災害対策本部規程第7条

【避難所担当職員】

本部長は、災害発生時に迅速に避難所を開設し避難者を受入れることができるよう、避難所担当職員を配置する。

配備基準	配備人員
1 災害警戒本部又は災害対策本部の配備指令があったとき。 2 災害対策本部警戒配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識したとき。	毎年度、企画部長が指名する。 ※避難所が長期化した場合、避難所運営マニュアルに定める避難所の担当課に避難所の業務、人員配備等を引き継ぐ。

< 根拠法令等 >

北上市地域防災計画（P92）

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【代替庁舎】

施設名		市民交流プラザ
住所		新穀町一丁目 4-1
建築年		H12
事務機器等 ・ 附帯設備	非常用発電機	×
	通信機器	×
	情報システム	×
	水・食料、トイレ等	×
	事務機器・備品	○
本庁舎と同時被災の可能性のある災害		地震

北上市災害対策本部設置マニュアルにおいて、災害対策本部は①本庁舎 2 階庁議室、②本庁舎 5 階第 1・2・3 会議室、③北上消防署のいずれかに設置することとなっているが、本庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、災害対策本部については、③北上消防署に設置することが想定される。

非常時優先業務を行う代替庁舎については、避難所に指定されている施設を除いた中から移動距離等を勘案し、ツインモールプラザ東館にある市民交流プラザを代替庁舎に選定した。当施設は非常用発電機や通信機器といった設備を備えていないため、今後はこれらの設備の設置と必要量について検討する必要がある。

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 電気

北上市役所本庁舎では自家用発電機を備えており、その発電能力等は次のとおり。

時間帯	動力	電力供給先	稼働時間
日中	太陽光発電電力	①本庁舎 2 階庁議室	発電状況による
夜間	蓄電池（容量 320KWh）	②本庁舎 5 階会議室 1， 2， 3 会議室	概ね 3 日～ 5 日

また、電力の供給が追いつかない場合は、下記の可搬式発電機を稼働させ、発電機の数量が不足する場合は、各種災害協定に基づき、発電機等を確保する。

【可搬式発電機の備蓄状況】

倉庫名	台数	発電機内訳	定格出力	必要燃料及び稼働時間		燃料備蓄
				燃料	時間	
備蓄倉庫 本庁舎	5 台	SUBARU SGI25（4 台）	2.5kVA	ガソリン 約 10ℓ	約 7 時間	・燃料備蓄はなし ・不足時は岩手県石油商業協同組合北上支部の災害協定に基づき、燃料を確保する
		三菱 MGC900GB（1 台）	100V-850VA	カセットガス 2 本	約 1 時間	
（北上消防署） 柳原備蓄倉庫	6 台	SUBARU SGI25（1 台）	2.5kVA	ガソリン 約 10ℓ	約 7 時間	
		HONDA EX900（3 台）	100V-750VA	ガソリン 約 3ℓ	約 3.5 時間	
		三菱 MGC900GB（1 台）	100V-850VA	カセットガス 2 本	約 1 時間	
		ヤマハ EF2800ISE（1 台）	2.8kVA	ガソリン 約 12ℓ	約 7.6 時間	
		SUBARU SGI25s（1 台）	2.5kVA	ガソリン 約 10.8ℓ	約 7.6 時間	

イ 水、食料

東日本大震災時に岩手県では給水活動は発災後 3 日目から展開できていること、また、飲料水は 2 日分の備蓄を行っていることから、北上市備蓄計画において職員人数を 600 人と想定し、保存水（飲料水用）、アルファ米等を 2 日分備蓄している。

ただし、災害時は職員用の備蓄品も避難者等に優先的に提供することも想定されることから、職員は原則必要物資を持参し参集するものとする。

市で備蓄している職員への食料及び飲料水等は以下のとおり。

5-1-3 北上市業務継続計画

今後、北上市備蓄計画において保存水(その他用)、携帯トイレ等について計画的に備蓄量を増やしていく。

品名	規格	備蓄量	期限	考え方
保存水 (飲料水用)	500ml / 1本	1,200ℓ	5年	$600人 \times 1ℓ \times 2日分 = 1,200ℓ$ 農林水産省の「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」の記載に準じ、1人1ℓを基準に算出
保存水 (その他用)	2ℓ / 1本	576ℓ ※平成 34年度 に完了予定	5年	市で備蓄しているアルファ米の作成に必要な数量を備蓄(1袋あたり160mlの水が必要) $3,600食 \times 160ml = 576ℓ$
アルファ米	100g 前後 / 1袋 (できあがり量 260g 前後)	3,600食	5年	$600人 \times 3食 \times 2日分 = 3,600食$
携帯トイレ	凝固剤・汚物袋 / 1セット	6,000セット ※平成 34年度 に完了予定	10年	内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に記載されている、1人当たりのトイレの平均的な使用回数が1日5回程度とのことから、5回分を想定する $600人 \times 5回 \times 2日分 = 6,000セット$
簡易トイレ	プラスチック製	60台	なし	この60台は職員・だけでなく避難者・一般市民等との共用を想定している
ワンタッチテント	W1200×D1200× H1900(mm)	20張	なし	必要に応じて使用する
トイレットペーパー	ダブル 30m巻 1ケース 12ロール 入×8袋入	19ケース	なし	経済産業省のホームページで1ヶ月程度のトイレットペーパーの備蓄を推奨していることから、トイレットペーパーについては一人あたり1ヶ月分を備蓄している。 1ヶ月で一人あたりが使用するロール数は3ロールとして計算する。 $600人 \times 3ロール(1ヶ月分) = 1,800ロール$ $\div 19ケース$

※参考

大規模災害に備えた石油燃料類の確保及び供給に関する協定書に定められた優先確保燃料はガソリン 7,200ℓ、軽油 1,600ℓ、灯油 3,600ℓとなっている。

【電気・水・食料に係る災害協定締結先】

災害協定名	締結先	物品
災害時における支援協力に関する協定書	イオン株式会社	食料品等、イオン株式会社が取り扱っているもののうち市が緊急的に必要なもの
災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン北上営業所	発電機等、その他市が要請する物資
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	飲料水、投光器その他市が要請する物資
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社バイタルネット	飲料水、機能性食品その他供給可能なもの

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

通信手段として機器の確保状況とシステムの保有状況を記載する。

通信手段は災害対策本部内で情報共有するための通信手段と、市民等へ情報を発信するための通信手段の2つを記載する。また、災害対策本部内で情報共有するための通信手段については通信機器とシステムの2つを記載する。

ア 災害対策本部内で情報共有するための通信手段

(ア) 通信機器

機器名	台数	配備先	摘要
防災行政無線 (移動系)	基地局 3台	・本庁舎2階政策企画課事務室内(2台)(データ転送装置含む) ・北上消防署(消防防災課)(1台)	・携帯型無線機のうち交流センターに配備しているものは、水害時に浸水想定区域内にある交流センターから水害時の1次避難所に配備するためのもの。
	半固定型 2台	・江釣子庁舎(1台) ・和賀庁舎(1台)	
	車載型 54台	・政策企画課(3台) ・消防防災課(3台) ・財政課(5台) ・環境政策課(4台) ・道路環境課(8台) ・都市計画課(4台) ・下水道課(5台) ・農業振興課(1台) ・農林企画課(3台) ・第1次避難所(震災時)(17台) ・北上市総合福祉センター(1台)	
	携帯型 12台	・道路環境課(2台) ・下水道課(2台) ・農業振興課(1台) ・農林企画課(1台) ・消防防災課(1台) ・黒東、相去、更木、稲瀬、二子地区交流センター各(1台)	
衛星携帯電話	5台	・北上消防署(消防防災課)(2台) (岩手県貸与1台、市所有1台)	・岩手県貸与分は市と岩手県のホットライン用。

		・本庁舎(秘書係)(1台) ・江釣子庁舎(1台) ・和賀庁舎(1台)	
災害時優先電話	19台	・本庁舎(1台) ・和賀庁舎(1台) ・第1次避難所(震災時)(17台)	・発信専用 ・避難者等一般にも開放する。
岩手県防災行政ネットワーク(VSA T)	1セット	・本庁舎2階(衛星電話1台、衛星FAX1台)	・岩手県で整備したもので、管理も岩手県で行っている。

(イ) システム

システム名	内容	必要物品等
災害時職員一斉メール	・職員の参集指示や、情報共有を行うためのメールシステム。 ・課長補佐以上の職員及び避難所担当職員に登録してもらい、各種情報、指示を発信する。	パソコン及びインターネット回線
岩手県災害情報システム	・岩手県で整備したシステムで、岩手県へ災害対策本部等設置報告を行うほか、システム内にあるクロノロジー機能を使用して内部で情報を共有することができる。	パソコン及びインターネット回線

イ 市民等へ情報を発信するための通信手段

システム名	内容	必要物品等
北上市ホームページ 北上市フェイスブック	・災害情報についてトップページで各種災害情報が掲載される。	パソコン及びインターネット回線
いわてモバイルメール	・岩手県で整備した登録制のメールシステム。 ・登録者のうち北上市の情報を選択して受信する設定にしている方々に、市から災害情報が配信される。	
災害時職員一斉メール	・職員の参集指示等に導入しているメールシステム。 ・市民の登録枠を設け、登録した方々に市からの害情報が配信される。	
岩手県災害情報システム(Lアラート)	・岩手県で整備したシステム。 ・岩手県への災害報告やクロノロジーの入力の他に、Lアラートというシステムに情報を載せることで各	

5-1-3 北上市業務継続計画

	マスメディアが市の情報を確認し、各局のＬ字放送等で配信するシステム。	
緊急速報メール	・緊急速報メールのアプリケーションが入っている、北上市内の携帯電話・スマートフォンに強制的に情報が配信されるシステム。 ・ドコモ・au・ソフトバンクの３者が対象となる。	
コミュニティＦＭ	・市から割り込み放送の要請を実施した場合は放送を中断して避難所情報等が流れる。また、市内の自主防災組織等に自動起動ラジオを配布しており、Ｊアラートの情報が入った場合強制的に放送が中断されて配信される。	電話又はファックス
北上ケーブルテレビ（Ｌ字放送）	・北上ケーブルテレビの自主放送にＬ字放送を流すシステム。Ｊアラートと連携して気象情報等が流れるほか、専用のパソコンから手動で操作し情報を発信することができる。	・パソコン及びインターネット回線 ・Ｊアラート機器
広報車	・市の広報車又は消防団車両を使用し、必要に応じて市民等へ情報を発信する。	走行用燃料

(5) 重要な行政データのバックアップ

非常時優先業務を遂行するためには、発災時においても業務で使用しているデータ・記録等を参照することが必要となる。

ア 重要な行政データとは

(ア) 地方公共団体のみが保有しているも喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ

(例)

- ・税金や水道料金等の収納状況に関する情報
- ・国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報
- ・許認可の記録・経過等の情報
- ・重要な契約・支払い等の記録の情報

(イ) 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

(例)

- ・住民記録
- ・外国人登録・
- ・介護受給者情報
- ・障害者情報
- ・道路その他復旧に重要なインフラ図面又はそのデータ
- ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

5-1-3 北上市業務継続計画

イ 重要な行政データのバックアップ状況

重要な行政データのバックアップ状況については以下のとおり。

	有無			頻度	備 考
	システム管理	紙媒体	計		
有	77 (84.6%)	26 (45.8%)	103 (74.1%)	毎日 (27.3%)	
				月 1 回 (11.5%)	
				その他 (61.2%)	30 分毎、2 日毎、6 か月 毎など
無	9 (9.9%)	22 (54.2%)	31 (22.3%)	—	
不明	5 (5.5%)	0	5 (3.6%)	—	県、国のシステムを利用している ためなど
計	91	48	139	—	

このことから、当市の重要な行政データは概ねバックアップをしていると言える。ただし、システムで管理しているデータについては、各庁舎と同時に被災しないよう、データの保存先、サーバ保管場所等の検討が今後必要となる。また、紙で管理しているデータについてはそのおよそ半数がバックアップをしていない状況であり、今後、電子化やバックアップしたデータの保管場所等について検討が必要となる。

なお、バックアップ状況が不明なデータについては国や県など他機関のシステムを利用しており、バックアップ状況が把握できないためとなっている。

(6) 非常時優先業務の整理

非常時優先業務の定義は「2 非常時優先業務とは」のとおり。

非常時優先業務の整理をするにあたり、応急業務については、北上市災害対策本部規程によるものとし、優先継続業務について整理をした。

各課で行っている業務のうち、優先継続業務に該当する業務を選定し、業務開始目標時間について優先順位を設定した。

優先順位基準の設定にあたっては、【資料1】非常時優先業務の優先順位基準表を参考とし、業務の実施可能性から選定を行うのではなく、市民生活にとって不可欠な業務は何かという必要性の観点から優先順位を設定した。

【設定をする上での視点】

- ・発災から1か月以内は必要とする資源（人、もの、情報）に限りがあるため、原則通常業務は中止とする。ただし、特に市民生活等に重大な支障を及ぼす業務についてのみ必要最小限の範囲で実施する。
- ・業務開始目標時期の設定は、社会への影響や法令違反等の有無、他の業務への影響などを考慮する。

各課等の優先継続業務は【資料2】非常時優先業務一覧（優先継続業務）のとおり。一覧に掲載した以外の業務については、停止する。

また、優先継続業務の概要については以下のとおり。

課等の名称 (全41課等)	優先継続 業務の数	優先順位				
		1	2	3	4	5
各課に共通する事務	10	9	0	0	1	0
政策企画課	10	3	0	1	2	4
総務課	16	0	0	2	8	6
都市プロモーション課	12	8	0	2	0	2
財政課	13	5	1	5	0	2
契約検査課	11	0	0	0	7	4
市民税課	8	0	0	1	2	5
資産税課	10	0	1	2	1	6
収納課	31	0	0	6	4	21
地域づくり課	20	3	0	5	4	8
生涯学習文化課	6	5	0	0	1	0
スポーツ推進課	8	3	0	0	2	3

5-1-3 北上市業務継続計画

市民課	27	0	7	8	8	4
環境政策課	25	3	8	1	3	10
国保年金課	7	0	2	3	1	1
健康増進課	14	5	1	6	1	1
福祉課	56	4	11	3	5	33
長寿介護課	73	5	10	4	19	35
農林企画課	7	2	2	1	1	1
農業振興課	27	0	5	5	0	17
商業観光課	21	1	6	1	3	10
産業雇用支援課	10	6	0	0	4	0
企業立地課・新工場立地支援室	6	0	6	0	0	0
道路環境課	17	9	1	0	1	6
都市計画課	27	7	2	5	11	2
下水道課	25	5	1	1	7	11
消防防災課	16	10	0	2	0	4
会計課	32	0	1	7	9	15
議事課	15	1	1	0	10	3
総務課(教育部)	16	0	5	3	4	4
学校教育課	16	0	0	1	9	6
子育て支援課	36	1	1	1	11	22
文化財課	9	2	0	2	0	5
西部学校給食センター	12	2	4	2	2	2
北部学校給食センター	9	4	0	0	0	5
中央学校給食センター	8	3	0	0	0	5
中央図書館	1	1	0	0	0	0
博物館	2	1	0	0	1	0
鬼の館	5	1	0	0	0	4
選挙管理委員会事務局	1	0	1	0	0	0
監査委員事務局	※各課に共通する事務分掌のみ					
農業委員会事務局	19	1	0	9	0	9
計	694	110	77	89	142	276

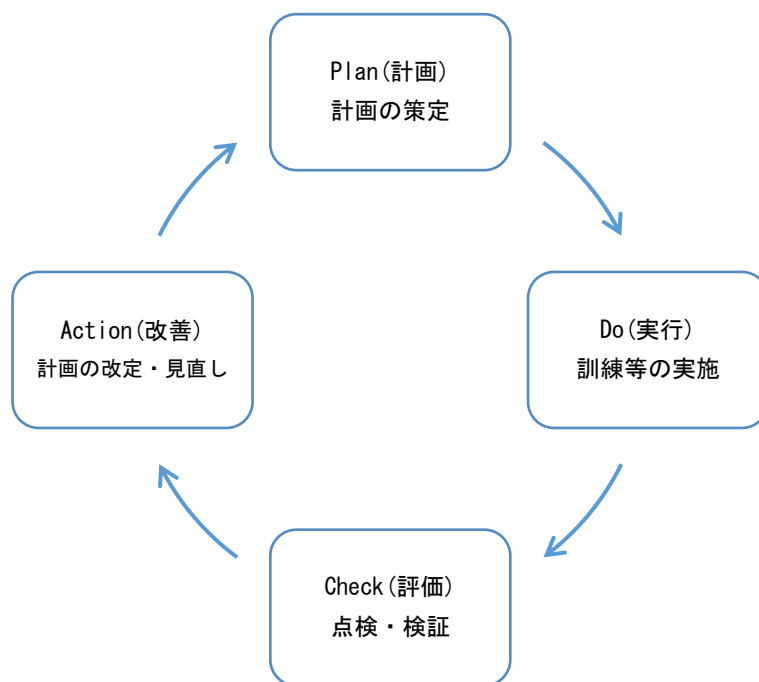
今後は、発災後から経過した時間ごとの参集可能な職員数と、非常時優先業務の必要職員数を把握し、参集可能人数との整合性がとれるか検証していく。

5 業務継続計画の継続的改善

発災時に非常時優先業務を行うためには、当計画の内容等を職員に周知させ、さらに発災時に実際に行動できるよう訓練等を実施し、実効性を高めていくことが重要である。

当計画策定後は、北上市職員災害初動マニュアルに当計画の内容を反映させ職員に対する周知を図っていくとともに、訓練等を実施し、得られた改善点を踏まえ、継続的に当計画を見直していく。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について随時点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成を計画的に実施する。



【資料1】非常時優先業務の優先

優先 順位	業務開始目標時間	該当する業務の考え方 (発災後、業務開始目標時間内に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務)	
1	3 時間以内	・ 初動体制の確立	・ 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ・ 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
		・ 被災状況の把握	・ 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）
		・ 救助・救急の開始	・ 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） ・ 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）
		・ 避難所の開設	・ 避難所の開設、運営業務
2	遅くとも 1 日以内	・ 応急活動（救助・救急以外）の開始	・ 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ・ 市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） ・ 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） ・ 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）
		・ 避難生活支援の開始	・ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
		・ 重大な行事の手続き	・ 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3	遅くとも 3 日以内	・ 被災者への支援の開始	・ 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・ 市外地域の清掃に係る業務
		・ 他の業務の前提となる行政機能の回復	・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・ 業務システムの再開等に係る業務
4	遅くとも 2 週間以内	・ 復旧、復興に係る業務の本格化	・ 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ・ 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ・ 教育再開に係る業務 ・ 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）
		・ 窓口業務機能の回復	・ 最低限の窓口業務（届出受理、証明書発行等）の一部再開
5	遅くとも 1 カ月以内	・ 応急復旧業務の完了 ・ その他の行政機能の回復	・ 窓口業務の再開範囲拡大
6	停止業務	・ 1 カ月停止しても直ちに影響を及ぼさない業務	・ 中段業務再開検討（イベント等の再開）等、災害関係以外の緊急性のない通常業務

様式編

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒防災課】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒防災課】

被害発生等報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市町村発信者	
地 方 支 部 名		地方支部発信者	

1 人的被害

区 分	人 数	氏 名	年 齢
死 者			
行方不明者			
重 傷 者			
軽 傷 者			

4 その他の被害

区 分	数 量	被 害 の 状 況

2 住家被害

区 分	棟 数	世 帯 数	人 員
全 壊			
半 壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状 況	設置	月 日 時 分	
	廃止	月 日 時 分	
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1 を添付すること。		
応援要請の状況			
消 防 機 関 の 活 動 状 況	消 防 職 員		人
	消 防 団 員		人
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時 における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間	時 分	
	閉鎖箇所		箇所
	解除時間	時 分	
そ の 他 の 措 置 状 況			

3 非住家被害

区 分	棟 数	被 害 の 状 況
公共建物		
そ の 他 の 建 物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒防災課】

避難の指示等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示等

避 難 指 示 の 区 分	避難指示		
避 難 指 示 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 の 理 由			
避 難 指 示 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	地区	世帯	人
	【計】	世帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	(施設等名)	世帯	人
	【計】	世帯	人
避 難 指 示 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

市町村本部⇒地方支部(福祉環境班)
⇒地域福祉課⇒防災課

人 的 及 び 住 家 被 害 報 告

[illegible]

注 1 人的及び住家被害については、当該市町村の区域内の全部の被害を記載すること。

2 発生報告・応急対策報告（様式1）により報告した人的被害及び住家被害の記載内容と異なる場合は、人的被害内訳（様式2-1）及び住家被害内訳（様式2-2）を添付するものとする。

3 人的被害については、他市町村に居住するものであっても、現に被災した市町村の被害として記載すること。

4 非住家被害については、倉庫、土蔵、車庫、納屋等について、全壊又は半壊の被害を受けたものののみ記載すること。ただし、他の報告書に記載したものは含めないこと。

(様式2-1)
人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						
イ 行 方 不 明 者						
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

(様式2-2)
住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世帯数	人 員
ア 全 壊 (流 失)				
イ 半 壊				
ウ 一 部 破 損				
エ 床 上 浸 水				
オ 床 下 浸 水				

様式3

【県有財産】	地方支部各班又は県立各施設等 ⇒県関係課⇒防災課
【市町村有財産】	市町村本部⇒地方支部（総務班） ⇒防災課

報告被害等舍 庁

[illegible]

注1 様式4～22に該当しない行政財産及び普通財産について記載すること。

2 公舎については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、（ ）をもって記載すること。

様式4

【県立】各施設⇒県関係課⇒防災課
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（福祉
 環境班、教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課

社会福祉施設・社会教育施設・
 文化施設・体育施設 被害報告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在		調査率		%							
市町村名 施設名	区分	被害 額 合 計	建 物										施 設								被害内容
			全壊(焼) ・流失		半壊(焼)		一部破損		浸水				計	工作物		設備		土地		計	
			被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額	床上		床下			被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 面積	被害 額		
									被害 面積	被害 額	被害 面積	被害 額									
計		千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	千円	箇所	千円	箇所	千円	m ²	千円	千円	

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

様式5

【国立病院等】地方支部(保健医療班)⇒県関係課
⇒防災課
【県立病院等】地方支部(県立病院班)⇒医療部経営管理課
⇒防災課
【その他】市町村本部⇒地方支部(保健医療班)

医 療 衛 生 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)						課等名 (班名)						発信者						第	報	報告時点		月 日 時 分現在				調査率		%			
区 分 市町村名	被害額合計	医療施設														上水道				衛生施設											
		病院等										感染症 指定医 療機関		母子健 康セン ター		上水道		簡易 水道		し尿 処理 施設		ごみ 処理 施設		火葬場		死亡獣畜 取扱場		と畜場		墓地	
		国立		県立		市町村立		日赤等		法人立																					
		施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額		
計		棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円

注1 「医療施設」に被害が発生した場合、様式5-1を添付すること。
注2 感染症指定医療機関：結核指定医療機関を除く。

(様式5-1)

医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

注1 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所の別を記載すること。

2 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。

3 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。

4 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

〔市町村本部⇒地方支部(総務班)
⇒防災課〕

消防施設被害報告

[illegible]

様式7

市町村本部⇒地方支部（総務班・福祉環境班）
⇒県関係課⇒防災課

観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第	報	報告時点	月	日	時	分	現在	調査率	%																					
区分 市町村名	種別	被害額合計	公 共 施 設														民 営 施 設																			
			道路		橋梁		園地		駐車場		展望休憩所		上下水道		索道施設		野営場施設		宿泊施設		船舶施設		その他		計		展望休憩所		索道施設		宿泊施設		その他		計	
			施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額	施設数	被害額
計	自然公園	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			
	自然公園																																			
	観光施設																																			
	計																																			

注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。
2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害（様式17）とは重複しないものであること。
3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害（様式2）の住家被害とは重複しないものであること。
4 上下水道被害は、医療衛生施設被害（様式5）とは重複しないものであること。
5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では（ ）をもって記載すること。

様式8

市町村本部⇒地方支部(総務班)
⇒県関係課⇒防災課

商 工 関 係 被 害 報 告

[illegible]

注1 商業関係の建物に係る店舗のうち、店舗併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することになるので、店舗については専用のものについて記載すること。

なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。

2 工業関係の建物に係る工事のうち、工場併用住宅の被害については、人的及び住家被害報告（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、工場については、専用のものについて記載すること。

なお、この表に記載した建物の被害は、人的及び住家被害報告（様式2）の非住家被害とは重複しないものであること。

様式9

【高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係】
市町村本部⇒地方支部(総務班・保健環境班)
⇒(県関係課) ⇒防災課
【ガス関係施設】
盛岡ガス(株)、(社)岩手県高圧ガス保安協会

高 圧 ガ ス ・ 火 薬 類 施 設 及 び 鉱 山 関 係 被 害 報 告

市町村名 (支部名)				課等名 (班名)				発信者				第		報		報告時点		月 日 時 分現在				調査率				%					
区分 市町村名	被害額合計	高 圧 ガ ス 施 設												火 薬 類 施 設								鉱 山 関 係									
		製氷		冷凍		貯蔵		製造		その他		計		製 造		貯 蔵		その他		計		建 物		設 備		原材料		その他		計	
		被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
計		箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円

注1 盛岡ガス(株)及び(社)岩手県高圧ガス保安協会によるガス関係施設の被害報告については、この様式を準用すること。

農業施設被害報告

[illegible]

※ 被害内訳が不明な場合は小計または合計欄に記載。

【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

農作物等被害報告

[illegible]

〔市町村本部⇒地方支部(農林班)⇒農林水産企画室⇒防災課〕

農作物被害内訳

[illegible]

家 畜 関 係 被 害 報 告

[illegible]

【(県管理)地方支部(海岸保全施設以外：農林班、海岸保全施設：土木班)⇒県関係課⇒防災課
【上記以外)市町村本部⇒地方支部(海岸保全施設以外：農林班、海岸保全施設：土木班)⇒県関係課⇒防災課

農地農業用施設被害報告

[illegible]

林業關係被害報告

※ 県有林には県有地を含む
※ 国有林被害はこの様式を準用する
※ 被害内訳が不明な場合は小計欄に記載。
【備考】被害状況の詳細については以下に記載。

様式17

【国管理】岩手河川国道・三陸国道事務所⇒県関係課⇒防災課
 【県管理】地方支部（土木班）⇒県関係課⇒防災課
 【市町村管理】市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課⇒防災課
 【東日本高速道路株】東北支社⇒県関係課⇒防災課
 【空港】空港事務所⇒県関係課⇒防災課

土木施設等被害報告

[illegible]

注1 上段に前回報告，下段に今回報告を記入すること。

注2 国管理及び日本道路公団の被害については、この様式を準用すること。

様式18

【市町村営住宅】市町村本部⇒地方支部（土木班）
⇒県関係課⇒防災課

【県営住宅等】地方支部（土木班）⇒県関係課
⇒防災課

公 営 住 宅 等 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)					課等名 (班名)					発信者					第 報		報告時点		月 日 時 分現在				調査率		%			
区分 設置者 (県又は市町村名) 被害団地名		被害団地総戸数	構造	被害額合計	土 地		立 木			公 営 住 宅 (附 属 建 物 を 含 む)								工 作 物				被 害 状 況						
					流 埋		流 失 ・ 焼 失		風 倒		全 壊 (焼) ・ 焼 失		半 壊 (焼)		一 部 損		浸 水				全 壊 (焼) ・ 焼 失					破 損		
																	床 上		床 下									
被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額			
計				千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	棟・戸数	千円	箇所	千円	箇所	千円				

注1 「被害状況」欄には、具体的な状況を記載すること。

【国立】国立学校⇒防災課
【県立】県立学校⇒県関係課⇒防災課
【市町村立】市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）
⇒県関係課⇒防災課
【私立】私立学校⇒法務学事課⇒総合防災学校
【県立大学】県立大学⇒総務室⇒防災課

児童，生徒及び教員等被害報告

[illegible]

注2 この報告は、人的及び住家被害報告（様式2）の再掲として記載するものであること。

様式20

【国立】国立学校⇒防災課
【県立】県立学校⇒県関係課⇒防災課
【市町村立】市町村本部⇒地方支部（教育事務所班） ⇒県関係課⇒防災課
【私立】私立学校⇒法務学事課⇒防災課
【県立大学】県立大学⇒総務室⇒防災課

学 校 被 害 報 告

[illegible]

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

文化財被害報告

[illegible]

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

様式 A 【地方支部（総務班） ⇒管財課⇒防災課】
 庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1. 庁舎等

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

2. 職員公舎

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 状 況

注1 本様式は，災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり，被害件数，被害額等が判明した時点では，様式3を使用するものであること。

注2 「名称等」の欄には，庁舎等については階数等，職員公舎については公舎名を記入すること。

様式B 【市町村本部⇒地方支部（福祉環境班） ⇒県関係課⇒防災課】

送信先	発信日	年	月	日
岩手県県民くらしの安全課 019-629-5279	事業者・所属			
岩手県 保健所長 様	職・氏名			
	連絡先			

水道施設被害状況報告書（ ）【第 報】

1 災害発生の日時	年	月	日	発生
2 災害発生の原因				
3 施設被害状況・対応状況				
① 取水施設				
② 貯水施設				
③ 導水施設				
④ 浄水施設				
⑤ 送水施設				
⑥ 配水施設				
⑦ その他				
⑧ 被害金額				
4 断水・減水の状況				
① 断水	(断水世帯数＝ 世帯) (断水日時＝ 月 日 時～) (地区名＝)			
② 減水	(減水世帯数＝ 世帯) (減水日時＝ 月 日 時～) (地区名＝)			
③ 断・減水の対応状況				
④ 復旧状況				
⑤ 復旧見込				
5 応援要請	() 要請する () 要請しない () 第 報で要請済み			
① 応援内容	() 応急給水 () 応急復旧 () その他く >			
② 応援期間の見込	年 月 日 から () 日間の見込み			
③ 必要な資機材等				
④ 応援隊参集場所	住 所			
	施設名			
⑤ 連絡担当責任者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- - ファクス - -
⑥ 連絡担当補助者	職	氏名		
	固定電話	- -	携帯電話	- - ファクス - -

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式C【市町村本部⇒地方支部（福祉環境班） ⇒県関係課⇒防災課】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 況	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式D【市町村本部⇒地方支部（総務班） ⇒県関係課⇒防災課】

観 光 施 設 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

施 設 名	被 害 状 況	復旧の見通し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式7を使用するものであること。

様式E【市町村本部⇒地方支部（総務班） ⇒県関係課⇒防災課】

商 工 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

事 業 所 名	被 害 状 況	復旧の見通し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式8を使用するものであること。

注2 事業所名は、原則公表しないものであること。

様式 F 【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒防災課】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

被 害 項 目	調 査 結 果
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ー ル	

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式 G-1 【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土 木 施 設 関 係 等 被 害 報 告

災害名	第 報 （ 月 日 時 分現在 ）		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施 設 区 分	被 害 状 況	対 応 状 況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

様式 H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒防災課】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒防災課
 県立施設⇒県関係課⇒防災課】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施 設 名		施 設 発 信 者	
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

5 児童生徒の被災状況（教科書等の学用品の滅失がある場合）、児童生徒の登下校の大きな障害（通学路や公共交通機関等）

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式 4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。